資　料

世界情報通信年表

平成１２年３月

JIPDEC

財団法人　日本情報処理開発協会

KEIRIN この資料は、競輪の補助金を受けて作成したものです。

はじめに

情報通信サービスは、日進月歩の勢いで進化する情報技術とともに進展し、提供するサービスも多彩となって、電話会社が電話・電信サービスのみを提供していた時代は終焉を迎えようとしている。

情報通信産業をとりまく環境も大きく変化し、公益サービスとして独占的に提供された時代から、他の産業と同様、激しい競争にさらされる時代へと変わった。そこではもはや事業を国内と国際とに分けて考えることはできず、否応無くグローバルな規模での競争に巻き込まれざるを得ない状況に至っている。

本資料は、激変する情報通信分野の動向を整理するために、主要国の情報通信の歴史について、各種資料を基にとりまとめたものである。関係者のご参考になれば幸いである。

平成12年3月

財団法人　日本情報処理開発協会

目　　次

Ⅰ. 日本の情報通信史 …… 1

Ⅱ. アメリカの情報通信史 …… 33

Ⅲ. イギリスの情報通信史 …… 57

Ⅳ. ドイツの情報通信史 …… 69

Ⅴ. フランスの情報通信史 …… 77

Ⅵ. EU・ヨーロッパの情報通信史 …… 83

参考資料
1. 日米欧の情報通信施策比較年表 …… 95
2. 自由化後の日本の料金・サービス …… 97
　◇国内サービス
　◇国際サービス

Ⅰ．日本の情報通信史

年　月	出　来　事
1952. 8	**日本電信電話公社発足** 電気通信省を廃止し、電電公社を設立。
1953. 3	**国際電信電話株式会社(KDD)設立** 国際事業を電電公社から分離・民営化。ただし戦前も国際電気通信事業は株式会社で運営されており、GHQにより戦後一時的に統合されていたに過ぎない。
1955. 4	**難視聴対策としてCATV実用化** 群馬県伊香保でNHKが難視聴対策のための共同受信施設として実用化。
1971. 5	**公衆回線をオンライン情報処理サービスに開放(第一次回線開放)** 公衆電気通信法を一部改正し、データ通信のための電気通信回線(特定通信回線)の利用制度を法制化。専用線の共同使用・他人使用を一定範囲で認めると共に、公衆回線によるデータ通信設備サービス(他人のためのオンライン情報処理サービス)を自由化。
1972. 11	**公衆網をデータ通信に開放**
1976. 7	**特定通信回線の他人使用制限を緩和**
1979. 12	**電電公社、セルラー電話サービス開始** 東京23区内で自動車電話サービス開始。セルラー電話の商用化としては世界初。→ 当初は地域ごとのサービスであったが、1984年から全国での利用が可能になる。
1981. 3	**臨時行政調査会(臨調)設置** 以前同名の臨時行政調査会が存在したため、第二臨調と呼ばれる。土光敏夫氏が会長を務めたため土光臨調とも呼ばれた。行革の実行性を持たせるため、法律に基づく総理府の付属機関として設置された。この臨調の最大の目的は国鉄の改革であった。
1981. 7	**臨調第一次答申、公社制度の抜本的見直しを宣言** 行政改革の理念と課題、緊急に取り組むべき改革方策を取りまとめた。その中で公社制度について、「経営の効率化を促進するとともに、事業運営の合理化、組織の活性化を図るため、現公社制度のあり方、民営化等を含め、経営形態について、当調査会において今後抜本的な見直しを行う」と述べ、第4部会で3公社5現業、特殊法人の在り方について検討を開始した。
1982. 2	**臨調第二次答申、データ通信回線利用制度自由化など提言** 許認可の整理合理化をテーマとする答申。この中でデータ通信規制に関して不必要な規制を極力排し、利用の自由化や相互接続の認可基準の明示などを求めた。
1982. 5	**臨調第4部会、電電公社の分割・民営化を内容とする部会案を報告** 電電公社を当面政府所有の特殊会社とし、5年以内に基幹回線会社(1社)と地方会社(複数)に分割すること、基幹回線部分への競争導入などを提言。1月にアメリカで司法省とAT&Tが和解した内容(修正同意審決案)に影響を受けたものと思われる。
1982. 7	**公衆電気通信法改正(第二次回線開放)** 臨調の第二次答申に基づき公衆電気通信法が改正され、VANの自由化、データ通信における公専接続の自由化など、回線利用の自由化が進められた。また、中小企業VAN制度が創設された。10月から施行。
1982. 7	**臨調、第三次答申(基本答申)** 電気通信改革に関しては第4部会報告を基に、電電公社の民営化・再編成、競争の導入、データ通信設備サービス部門の分離などを提言。緊急提言を内容とする前の2つの答申と異なり、中長期的展望から行政のあるべき姿、今後の行政改革の基本的方策を提示したため、臨調自らこの答申を基本答申と呼ぶ。
1984. 5	**NHK、BS試験放送開始** BS-2aによる試験放送開始。
1984. 12	**電々改革3法案、国会で成立** 以下の電々改革3法案が成立した。 ・電気通信事業法 ・日本電信電話株式会社法 ・日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
1985. 4	**電々改革3法施行、NTT民営化** 電気通信規制を抜本的に改革し、電気通信事業を自由化。NTTを株式会社に改組。また、NTTの在り方について5年後に再検討することをNTT法附則第2条に規定。
1986. 8	**日本テレコムが専用サービスを開始、国内市場で競争始まる** NCCとして最初に日本テレコム(JT)が東京大阪間で専用サービスを開始。→ 第二電電(DDI)は10月24日から、日本高速通信(TWJ)は11月11日から開始。
1986. 11	**NTT株第一次放出、1株119万7,000円** 1株119万7,000円(額面5万円)で165万株を売却。申込が殺到したため、1人に1株単位で抽選割当て。→ 1987年4月には、最高値318万円を記録。

年　月	出　来　事
1986. 11	**TTNetが関東地区で専用サービスを開始、地域市場で競争始まる** 地域事業者として初めて東京電力の子会社である東京通信ネットワーク(TTNet)が専用サービスを開始。→ 1987年3月から近畿地域で関西電力の子会社である大坂メディアポート(OMP)が専用サービス開始。
1987. 4	**初の都市型CATV開局** 多摩ケーブルネットワークが都市型CATV第1号として開局。
1987. 9	**国際VANを自由化** 電気通信事業法を一部改正する法律が施行。提供する個々のサービスごとに認可を要する限定列挙方式。
1987. 9	**国内長距離NCC3社が市外電話サービスを開始、国内電話市場で競争始まる** 最遠料金300円で参入(この時点でNTTの最遠料金は400円)。NTTの電話サービスの独占が崩れる。なお、新規参入事業者の電話料金はエンド・エンド方式ではなく足し算方式となったが、これは、NCCsとNTTとの接続を、電気通信事業法上、電気通信役務(サービス)の接続と解釈したためである。
1988. 4	**NTT、ISDNサービスを開始** 2B+Dの基本インターフェースISDN(BRI-ISDN)を、東京、大阪、名古屋で提供開始。サービス名「INSネット64」。
1988. 5	**TTNetが地域電話サービス開始、地域電話市場で競争始まる** TTNetが関東地域でTTNet加入者同士の地域電話サービスを開始。→ 1991年4月、NTTと相互接続。
1988. 5	**NTTからデータ通信事業本部が分離・独立** 情報処理事業者間での公正競争を期するためNTT本体からデータ通信事業本部が分離・独立し、NTTデータ通信(株)が設立された。これにより国内最大の情報処理事業者が誕生。7月1日から事業開始。
1988. 12	**IDOがセルラー電話サービス開始、自動車・携帯電話市場で競争始まる** トヨタ・TWJ系のIDOがNTT方式により東京23区でサービスを開始。セルラー電話NCCs初の参入。→ 日米経済協議の影響で、1991年10月からモトローラ方式も取り扱うことになる。
1989. 4	**日本国際通信(ITJ)が専用サービスを開始、国際市場で競争始まる** 国際系NCCとして初めて日本国際通信(ITJ)が専用サービスを開始。これによりKDDの独占が崩れる。→ 国際デジタル通信(IDC)は5月1日から開始。
1989. 4	**JCSATが衛星通信サービスを開始** 日本通信衛星(JCSAT)がサービス開始。宇宙通信(SCC)は7月8日から開始。JCSATは89年3月にJCSAT-1、90年1月にJCSAT-2を打ち上げ。SCCは89年6月にスーパーバードAを打ち上げ。国内専用線サービスの提供が可。これにより衛星を利用したCATVへの番組配信も可能になる。
1989. 6	**KDD、国際ISDNサービスを開始**
1989. 6	**NHK、BS本放送開始** 本放送を開始。6月3日からは2波による24時間放送開始。
1989. 6	**NTT、PRI-ISDNサービス(INS1500)を提供開始** 23B+Dの第一次群インターフェースISDN(PRI-ISDN)の提供を開始。サービス名「INSネット1500」。
1989. 6	**CS放送に受／委託放送制度を導入** 通信衛星を利用した衛星放送(CS放送)について、ハードとソフトを分離する受／委託放送制度を導入する放送法・電波法改正。10月1日施行。
1989. 10	**IDCとITJが国際電話サービスを開始、国際電話市場で競争始まる** ITJ、IDCが同日に開始。この時点でのKDDの対米電話料金は平日昼間3分890円、両NCCの料金は同680円。
1990. 3	**電気通信審議会、NTTの分割を答申** NTT法附則第2条に基づいて講ずべき措置、方策等の在り方について、以下の内容を答申した。 ①長距離通信業務を市内から完全分離した上で、完全民営化する。 ②市内通信会社の在り方は今後の検討課題であるが、当面1社とする。 ③移動体通信業務をNTTから分離した上で、完全民営化する。 ④業務分離の円滑な実施のための所要の措置を講ずる。 ⑤以上の措置は、株主、債権者の権利確保に十分配慮しつつ行う。
1990. 3	**NTT、VI&P構想を発表** 2015年までにB-ISDNを家庭まで構築するという21世紀のサービスビジョン「VI&P(Visual, Intelligent & Personal)」構想は、NTT分割論に対抗するための主張であったと思われるが、米国の危機感をいたく刺激し、HPCC法やNIIなどのその後の米国の情報通信政策に大きな影響を与えた。
1990. 3	**政府、NTT分割問題先送りを決定** 政府は、NTTの分割を先送りし、公正有効競争の促進、NTTの経営の向上などを内容とする措置を決定した。電気通信審議会が3月2日にNTTの分割を内容とする最終答申を出したが、各方面からNTTの分割是非の決定は時期尚早という反対が続出したため、NTTの分割は先送りし、それに代わるNTT法附則第2条に基づく措置として、公正有効競争の促進、NTTの経営の向上などを内容とする措置を30日に決定。NTT分割案は1995年度に結論を得ることになった。

年　月	出　来　事

1990. 11　**国際VANのサービス範囲を拡大、条件付き公専公接続開始**

これまでの限定列挙方式でなく、基本通信サービスとして列挙したもの以外は全て自由とする方式に転換してサービス範囲を拡大するほか、回線利用制限の緩和、参入手続きの一層の簡素化と透明性の確保、関連企業間通信の創設（出資10%以上の企業間での営利を目的としない通信のための専用線の共同利用を認める。その限りで日米間の公専接続を認める）、一種・二種事業者間の公正競争確保のための方策検討、二国間合意不要で第三国との国際VANを実現する条件など、8月の日米電気通信協議で合意した内容を実現。

1990. 12　**スーパーバードA故障、サービス停止**

サービスはJCSATが肩代わりしたが、これにより衛星サービスに対する信頼感は大きく揺らいだ。→ SCCはこの後第二号機であるスーパーバードBの打ち上げにも失敗。1992年2月、代替第二号機の新スーパーバードBの打ち上げが成功し、同年4月からサービスを再開した。

1991. 4　**WOWOW本放送開始**

民間の衛星放送事業者として日本衛星放送（株）（JSB）がWOWOWというブランドでサービスを開始。1990年11月30日から試験放送を始めていた。

1991. 4　**TTNetの地域電話とNTTとの相互接続開始**

TTNet加入電話からNTT加入電話への発信はできるが、NTT加入電話からTTNet加入電話への発信はできない。

1991. 8　**郵政省、事業者間接続料金を導入する方針を打ち出す**

郵政省は、長距離系NCCの市外料金算定方式およびNTT地域事業部との回線接続条件に関して、以下の新方針を打ち出した。
〔内容〕
・NCCとNTT地域網との接続は原則として1県1ヵ所のPOIとすること
・NCCにエンド・エンド料金制を認めること
・NCC-NTT間に事業者間接続料金を導入すること

1991. 9　**電気通信審議会、NTTとKDDに外資を認める答申**

1/5未満まで認める。→ 1992年5月に法律が改正され、同年8月施行。

1992. 4　**NTT、初の選択料金制サービス「テレジョーズ」を開始**

サービス名は「テレジョーズ」で、国内初の選択料金制サービス。選択料金制とは、同一のサービスにつき、利用形態に合わせて様々な料金メニューを用意するもので、アメリカで提供されている「optional calling plan」のこと。

1992. 4　**NTTが事業本部制に移行、事業部門別分計の導入徹底**

2月にNTTと郵政省との間で地域・長距離事業部門間の分計基準について合意に達し、4月から実施されることになっていた。これにより、NTTは事業本部制に移行した。

1992. 4　**CS放送始まる**

CS放送（通信衛星を利用した放送）の認定を受けた6社のうちスターチャンネルが他社に先駆けて開始。他社は5月以降。→ 1998年9月、CSアナログ放送は終了。

1992. 7　**NTTの移動体通信部門、NTTドコモとして分離・独立**

新会社「NTT移動通信網（株）」（NTTドコモ）は1年後さらに地域別に9社に分離する予定。

1992. 11　**NTTがタイの電気通信開発プロジェクトに参加、初の海外プロジェクト**

タイのTT&T（Thai Telephone & Telecommunication）との間で電話増設プロジェクトに参加する契約を正式締結。NTT初の海外プロジェクト。

1993. 3　**NTTドコモ、デジタルセルラー電話サービス開始**

800MHz帯で開始。→ 1994年4月1日から1.5Ghz帯でも開始。

1993. 4　**日本イリジウム社設立**

Motorolaが提唱するイリジウム計画の日本での受け皿として、DDIなど18社が出資して設立。

1993. 5　**AT&TとKDDとシンガポールテレコム、「WorldSource」コンソーシアムを結成**

「WorldSource」コンソーシアムは、ワンストップ・ショッピングで多国籍企業向けグローバル・ネットワークサービスを提供する。「WorldSource」はサービスブランド。他の主要国の電気通信事業者にも参加を呼び掛けていく。→ 9月24日、事業会社であるWorldPartners社を設立。→ 1999年末で解消。

1993. 6　**郵政省、衛星通信事業の規制を緩和する方針を発表**

現在は国内専用サービスしか提供できないが、国際専用サービスも提供できるようにする。また、別個衛星の利用促進のための制度を整備する。

1993. 8　**JCSATとSAJACが合併、JSAT発足**

衛星通信会社が3社となることは過当競争になるとして、SAJACの事業の実現性は当初から疑問視されており、事業開始前にJCSATと合併した。新社名は（株）日本サテライトシステムズ（JSAT）。

年　月	出　来　事

1993. 9　**政府の緊急経済対策閣僚会議、緊急経済対策としての規制緩和策を決定**

9月1日に規制緩和60項目のリストが発表され、それを基に規制緩和項目を決定。通信関連では、移動端末の売切り制(自由化)や、越境放送の受発信の緩和、CATVの規制緩和、国際衛星通信サービスの規制緩和などであるが、国際衛星通信サービスの規制緩和以外は規定路線で、目新らしいものではなかった。国際衛星通信では、インテルサット以外の別個衛星システムの利用が自由化されるほか、外資事業者が国際専用サービスに自由に参入できるようになり、国内事業者は国際・国内シームレスの専用サービスを提供できることになる。

1993. 10　**KDD、Unisourceと提携**

UnisourceはオランダPTTなどが中心となって形成しているグローバルサービス提供のための提携組織。

1993. 11　**長距離系NCCsにエンド・エンド料金制導入、電話料金値下げ**

エンド・エンド料金制導入に伴い、料金値下げ。最遠距離(170km超)3分間の料金は、180円から170円になった。

1993. 12　**郵政省、試験サービスの認可制度を廃止**

試験サービスの料金その他提供条件の認可制度を廃止した。

1993. 12　**郵政省、CATVの地元事業者要件を廃止、外資規制を緩和、通信事業参入を認める**

「CATVの発展に向けての施策」を発表。MSO(Multiple System Operator)を認め、一事業者による複数地域でのサービス提供を可能とすることにより、CATV事業者の経営基盤を強化する。また、CATV事業者による通信事業参入を認めるほか(フルサービス提供への環境整備)、1/5未満とする現行の外資規制を緩和する(9日に事務次官が1/3未満を目処にすると表明)。

1994. 3　**NTT、加入電話の基本料と番号案内サービスの値上げを認可申請**

基本料金を平均18%(200～400円)値上げするとともに、番号案内は2回目以降と深夜・早朝の利用を現行の2倍の60円とする。市内部門の赤字解消が目的。年2,200億円の増収を見込む。→ 基本料金の値上げ料率を圧縮して再申請させた上で12月に認可。

1994. 4　**NTTとNCCs間に事業者間接続料金を導入**

これにより、電気通信役務(サービス)の足し算方式による接続料金算定は廃止。

1994. 4　**携帯電話機を自由化**

携帯電話端末の売切り制が導入された。これを機会に、事業者が端末の無料配布のほか様々な料金プランやサービスを投入したため、以後爆発的に加入者が拡大した。

1994. 5　**KDD、家庭向けF&F型料金割引サービスを開始**

サービス名称は「KDDファミリートーク」。特定相手先を登録することにより、その相手との通話料金が割引になる。MCIの「Friends & Family」と同種(一般にF&F型サービスと呼ばれる)。

1994. 5　**電気通信審議会、情報通信基盤整備プログラムを答申**

正式名称は「21世紀の知的社会の改革へ向けて－情報通信基盤整備プログラム」。2010年までに全国の家庭に光ファイバー網を張り巡らせることを提案している。インフラ整備の主体は民間で、国はその環境整備を図るべきだとしている。マルチメディア市場は約123兆円になると予測している。

1994. 6　**UnisourceとAT&T系のWorldPartnersが提携**

オランダ、スウェーデン、スイスを中心とするUnisourceと、AT&T、KDD、シンガポールテレコムを中心とするWorldPartnersとが提携した。

1994. 6　**郵政省、PHSの導入方針を発表**

以下のような方針を発表した。
(1)全国を10ブロックに分け、各地域3社ずつの参入を認める。
(2)NTT本体の参入は認めない。
(3)基本料を現在の移動電話の1／3程度に抑える。

1994. 6　**政府の行政改革推進本部、279項目の規制緩和策を発表**

このうち、通信関連は、第一種事業の参入規制、第二種事業の料金・サービス規制、ネットワーク相互接続規制、国際通信など4分野10項目。しかしながら、実質はほとんど先送りになっている。

1994. 7　**NTTのマルチメディア通信利用実験に87組織が参加**

高速コンピュータ通信利用実験には、大学・研究所など11グループ(28団体)が参加し、ATM技術によってNTTが構築した2.4Gと10Gの高速伝送路をバックボーンとして利用する。一般利用向けマルチメディアサービス実験には、民間企業を中心に72グループ(76団体)が参加し、遠隔医療や遠隔教育、ゲーム、ショッピング、ニュース・オン・デマンドなどのアプリケーションの実験を行う。今後さらに増える予定。→ 1997年3月で終了。成果はATM専用線、OCN、πシステムなど。

1994. 8　**内閣に「高度情報通信社会推進本部」を設置**

「我が国の高度情報通信社会の構築に向けた施策を推進するとともに、情報通信の高度化に関する国際的な取り組みに積極的に協力する」ことを目的に、内閣に設置。
本部長:内閣総理大臣
副本部長:内閣官房長官、通商産業大臣、郵政大臣
本部員:その他の閣僚全員

1994. 9　**郵政省が新たなCATV振興策を発表、一本化調整指導を廃止**

1993年12月の振興策とその後の取組状況、及びこれを踏まえた新たな振興策を発表した。今後の取組としては、以下の項目が挙げられている。
(1)新サービス展開の促進(CATV電話実現のための環境整備、アプリケーション開発・実験の促進など)
(2)CATV事業化促進(一本化調整指導の廃止、優遇融資制度、優遇税制など)
(3)新たな技術の導入(光CATVシステムの開発、ディジタル化の推進)
(4)CATV番組の充実

1994. 9　**日本テレコム、FRサービス事業化のため通信事業許可の変更を申請**

フレームリレーサービス提供開始の前提条件となる通信事業許可の変更申請を郵政大臣に提出した。NTTとの回線接続交渉未決着のままでの申請であり、事業化への強い意欲とともに、NTTへの牽制が含まれている。日本テレコム側では、事業法39条1項に基づいて郵政大臣の接続命令を申し立てることも考慮している。NTT側が難色を示す理由は、日本テレコムが公衆サービスであるFRとNTTの専用線との接続を求めているためで、このような異役務接続は初めてであり、異役務接続に関する原則を確立することが先であるという考え方による。→ 10月、郵政大臣にNTTへの接続命令発動を申し立て。NTTは接続受入れを発表。

1994. 10　**電気通信審議会、NTTの基本料金値上げ申請を差し戻し、再申請するよう指示**

NTTの電話基本料金の値上げについて、3月にNTTから出された申請を差し戻し、上げ幅を圧縮した上で再申請させることにした。当初のNTT申請の値上げ幅平均18%を16%に圧縮するよう指示。23日に経済企画庁物価安定政策会議(首相の諮問機関)から、必要最小限の値上げはやむを得ないが申請通りの値上げは好ましくない旨の意見が出されており、それに配慮したもの。電話番号案内値上げについては3月の申請通り認めるが、96年度までに抜本的な経営改善策計画の策定・公表を条件とする。これによるNTTの年間増収見込額は、2,100億円から1,900億円程度に減少する。→ 12月に認可。

1994. 10　**日本テレコムとNTT、フレームリレーの相互接続に合意**

日本テレコムとNTTとの間で協議が整い、相互接続に関する協定の認可申請が郵政省に提出された。これを受け、日本テレコムによる接続命令申し立ては取り下げられた。

1994. 11　**テレウェイ、国内電話で初めてF&F型割引サービスを開始**

あらかじめ登録しておいた相手先への電話を割り引くF&F型サービス「ハートライン」を開始した。登録は3ヵ所まで。他の割引サービスとの併用はできない。国内サービスでは同社が初めて。

1994. 11　**郵政省、PHS事業化の最終方針を決定**

以下の方針が決定された。
(1)低廉かつ多様な料金で広範サービスエリアで事業を実施すること
(2)公衆網との適正・公正な相互接続を協定により定めること
(3)サービス識別番号を"050"とすること
(4)域外ローミングの早急な実現を図ること

1994. 11　**NTT、フレームリレーサービスを開始**

10月27日、郵政省から契約約款の認可を得た。まず、東京、横浜、大阪、札幌、仙台、名古屋、広島、福岡の8大都市で開始し、その後順次提供地域を拡大する予定。料金は従量制。サービス名は「スーパー・リレーFR」。

1994. 11　**長距離系NCCs3社、VPNサービスの接続協定締結命令申し立て**

長距離系NCCs3社は、VPNサービスについて、郵政大臣に対し、NTTへの接続協定締結命令発動を申し立てた。NTTとNCCs間で合意に至らなかったのは以下の3点。NTTとNCCsとの費用分担をどう解決するかが最大の課題である。特にNCCsが回線を持たない県内通話の回線使用料の取扱で大きく対立している。
(1)ネットワークの高度化に対応した信号網接続の実現
(2)県内通話に関するNCCsの料金設定権
(3)事業者間料金導入など、NTT長距離事業部との同等性の確保

1994. 11　**日本テレコム、フレームリレーサービスを開始**

料金は定額制。NTTの専用回線をアクセス回線として利用するため、全国でサービス提供可能。サービス名は「レーザーエクスプレスFR」。

1994. 11　**郵政省、衛星放送のデジタル化を1999年を目処に実施する方針を公表**

郵政省は、BS放送のデジタル化を1999年を目処に実施する案を「マルチメディア時代における放送のあり方に関する懇談会」(放送行政局長の私的研究会)に提出した。これまで郵政省はBS放送のデジタル化を2007年以降としていたが、8年早めた。muse式ハイビジョンの普及を目指す側からの反発は必至。

1994. 11　**香港、PHSの導入を正式決定**

欧州方式(DECT)及び米国方式と並んでPHSが香港の次世代携帯電話システムの一つとして採用された。日本のシステムが海外で採用されたのは初めて。

1994. 11　**郵政省、CATV電話参入のガイドラインを発表**

概要は以下のとおり。
(1)電気通信事業法の第一種電気通信事業者となることを要件とする。
(2)NTTと共通の番号体系を採用でき、その場合、市外局番はNTTと同一の番号を用い、市内局番にはCATV事業者を識別する番号として郵政省が指定する番号を用いるものとする。番号ポータビリティの在り方については引き続き郵政省において検討する。
(3)他の電気通信事業者との接続については、事業者間の協議により適切な条件で円滑に実施されることが望まれる。
(4)コストを基礎とした低廉かつ多様な利用者料金の設定が望まれる(定額制も可。無料提供は認めない方針)。緊急通報サービス(110、119)提供を確保するものとする。NTTは、希望するCATV電話事業者に対し、適切な条件でNTTの番号案内サービス及び電話帳サービスの利用を可能とするよう措置することが望まれる。

1994. 12　**NTT、2000年までの光ファイバー敷設計画を発表**

まず2000年までに約2兆円を投資し、全国の20%をカバーできるようにする。ただしこれはFTTHではなく、加入者への最終分岐点までの敷設。それから先敷設するかどうかは需要による。光ファイバーの総延長距離は12～13万kmに達する予定であり、計画を実施した場合の2000年時点での光ファイバー敷設率は、以下のようになる。→ 1996年7月のπシステム構築発表によりこの計画は変更された。
(1)政令指定都市及び県庁所在地級都市
　主要エリア:概ね100%、全エリア:30%～40%
(2)人口10万以上の都市
　主要エリア:概ね100%、全エリア:5～10%
(3)全国のカバー率は、概ね20%
　政令指定都市の主要エリアは1997年に概ね100%

1994. 12　**電気通信審議会、NTTの基本料値上げを認可**

10月に値上げ幅を圧縮して再申請するよう指示。それに基づくNTTの再申請を認可。→ 1995年2月から値上げ実施。

1994. 12　**郵政省、NTTにVPNサービス相互接続命令**

VPNサービス提供のため、NCCs側が電気通信事業法第39条第1項に基づいて申請していた回線相互接続命令につき、郵政省はNCCsの主張を認め、「公共の利益の増進に役立つ」としてNTTに接続命令を発した。今後はNTTとNCCsとの間で接続協定締結のための協議を進めることになる。

1995. 1　**伊藤忠と東芝、タイムワーナーと合弁で「タイタス」を設立**

伊藤忠、東芝、タイムワーナー、US Westの4社合弁で、MSO(ケーブルテレビ統括事業者)を日本に設立した。全国で10局程度、全世帯数の約5%相当の200万世帯を目標とする。設立新会社の名称は「タイタス・コミュニケーションズ」。1月18日には、住友商事と米CATV最大手TCIの合弁によるMSO「ジュピターテレコム」が設立された。→ 後にUS Westは離脱し、MediaOneが出資。

1995. 1　**郵政省、マスメディア集中排除原則を緩和する方針を発表**

地上波放送局の株式保有比率の上限引き上げ(一社現行10%未満から20%未満へ)や、衛星放送で一社がトランスポンダー一つ(8チャンネル程度)利用できるようにするなど。20日に電波監理審議会に諮問。→ 3月17日、諮問を認める答申。

1995. 1　**阪神淡路大震災発生、通信網被害を受ける**

電話30万加入、移動体通信基地局145、専用線2,700回線が被害を受ける(郵政省発表)。NTTの被害が300億円程度。

1995. 1　**郵政省、電気通信料金の一部を届け出制にすると発表**

プッシュホンやダイヤルインなどの限定的な付加サービスを対象に、事前届け出制を導入する方針を発表した。

1995. 1　**インマルサットP運営会社ICOが設立される**

社名は「ICO Global Communications」。資本金は14億ドルで、インマルサットは1億5,000万ドル、KDDを筆頭とする日本企業連合は、9,380万ドル(出資比率6.7%:出資上限比率)を出資する。KDDの常務取締役吉田和男氏が取締役会の初代議長に選出された。

1995. 2　**NTT、電話基本料・番号案内料値上げ実施**

1994年12月に認可を受け、基本料を約16%値上げするとともに、番号案内について2回目以降及び深夜・早朝の利用を従来の30円から倍の60円に値上げ。

1995. 2　**JSATに国際電気通信事業許可、国際専用サービスに進出**

1993年秋の規制緩和で、国内・国際シームレスの衛星専用サービスが解禁されていた。7月からサービス開始予定。→ 衛星通信サービスの契約約款変更が4月1日に認可された。SCCも4月27日に約款変更が認可された。

1995. 2　**政府、情報通信基盤整備の基本方針を決定**

政府の高度情報通信社会推進本部(本部長:村山首相)は、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」を発表した。インフラの構築に関しては、「主要地域の光ファイバー網整備と、これを活用した公的アプリケーションの導入、実用化、及び基礎的汎用的技術開発については、2000年までを先行整備期間として進める。光ファイバー網については、その後も情報通信インフラの総体的整備を図る中で需要の顕在化や高齢化の進捗等を勘案しつつ、2010年を念頭において早期の全国整備を目指す。」と、目標時期を明らかにしている。

1995. 3　**無線呼び出し端末自由化**

無線呼び出し端末の売切り制が開始された。

1995. 3　**郵政省の懇談会、衛星放送のデジタル化時期を決定できず両論並記**

郵政省の「マルチメディア時代における放送の在り方に関する懇談会」は、すべてのテレビのデジタル化時期を以下のように決定した。衛星放送についてはメーカーとの折り合いがつかず、両論並記となった。
地上波テレビ:2000年台前半の早い時期
CS放送:1996年春
CATV:CS放送に合わせて開始
BS放送:1999年(次期放送衛星の稼働時期)または2007年。

1995. 3　**NTT、近距離値上げ・中長距離値下げの専用線料金改定を申請**

高速ディジタル専用線を中心に平均20%の料金大幅値下げを申請した。近距離は値上げ、遠距離は値下げとなり、コストベースの料金体系に向けて動き出したと言えるが、近距離の値上げについてNCCsやユーザーの反発が強く、申請通り認可されるかは不明。→ 7月28日、近距離の値上げを3年間で3段階に分けて実施することで認可。

1995. 3 **政府、5ヵ年計画の規制緩和推進計画を発表**

政府は、平成7年度から11年度までの規制緩和推進計画を発表した。11分野1,091項目の規制緩和措置を盛り込む。電気通信関係では、主に以下のようなものであった。毎年度末までに見直し、改定する。→ 4月14日の緊急円高・経済対策で3ヵ年に短縮。→ 1998年3月で終了し、さらに平成10年度から12年度までの「規制緩和推進3か年計画」を発表。
(1)第一種事業者の一部料金の届け出制への移行
(2)公専接続の段階的自由化
(3)国際単純再販サービスの段階的自由化
(4)通信と放送の周波数帯域の共用化、FM多重放送の通信サービスへの活用
(5)受委託放送制度の地上放送への導入等の検討
(6)放送を行う通信衛星の出力アップ

1995. 4 **KDD、フレームリレー本サービス開始**

試験サービスで提供していたサービスを本サービスに移行する。本サービス化するにあたり料金を値下げしたほか、国内アクセスポイントを増やした。

1995. 4 **国内公専接続及び国際単純再販を解禁**

以下により、音声電話サービスの国内公専接続(片端のみ)及び国際専用線の単純再販が解禁された。
(1)国内(音声系の専用線と公衆網との接続)
遅くとも1997年中の完全自由化を目指し、段階的な開放を促進する。1995年4月から公専(片側)接続を自由化し、第一種電気通信事業者への実態的な影響を1年後に評価し、次の段階への以降時期を決定する。公専接続にあたっての接続付加料の新設を認める。
(2)国際(国際VANでの基本音声サービス提供)
1995年4月から国際専用線での基本音声サービスの提供(単純再販)を認める。第一種電気通信事業者への実態的な影響を2年後に評価し、公衆網との接続については、その評価及び国際的な検討を踏まえてその実施時期・内容を決定する。

1995. 4 **郵政省、NTTの経営形態見直しを電気通信審議会に諮問**

1990年に結論を5年間先送りにしていたのを受け、いよいよ検討開始。

1995. 4 **NTT、コンピュータ通信専用網を構築する方針を決定**

公衆交換を通さないコンピュータ通信専用網(オープン・コンピュータ・ネットワーク:OCN)を1996年度末まで構築する方針を決定した。公衆交換を通さないため費用がかからず、従量制・距離比例の料金体系に縛られることもなく、定額制も可能である。現在の設備を用いてそのまま構築できる。現在進めているマルチメディア通信利用共同実験終了後の受け皿とする。

1995. 5 **インマルサットPサービスの日本での事業会社SPJ設立**

設立新会社の名称は、「日本衛星電話株式会社(Satellite Phone Japan)」。KDDが53.2%、NTTドコモ、IDO・トヨタ自動車グループ、JT・デジタルホングループがそれぞれ11%、その他商社、メーカーなど全体で25社が出資して設立する。当初の資本金は13億円で、97年までに135億円に増資予定。社長はKDD常務取締役吉田和男氏。1999年サービス開始予定。

1995. 5 **長距離NCCs3社、VPNサービス開始**

NTTに1年以上遅れてサービス開始(NTTは1994年2月10日開始)。

1995. 5 **電気通信審議会、情報通信基盤整備の国際指針を答申**

電気通信審議会は、「グローバルな知的社会の構築に向けて　ー情報通信基盤のための国際指針ー　」と題する答申を取りまとめ、世界的な情報通信基盤の整備にあたって以下の基本的な考え方を示し、わが国の情報通信基盤の整備を加速する政策的課題及びアジア・太平洋地域の情報通信基盤の整備・充実を図るための方策を提言した。
(1)先進国だけでなく途上国を含む世界的な情報通信基盤整備の推進
(2)新たな基本的人権としての「情報発信権」及び「情報アクセス権」の保障
(3)G7情報社会会合のフォローアップ体制の充実・強化
(4)情報の自由な流通の促進
(5)標準化、知的所有権、プライバシーなどの環境整備への総合的な取組み

1995. 6 **電気通信審議会、NTT専用線料金改定案を差し戻し**

電気通信審議会は、中長距離回線の値下げは認めたが、近距離部分の値上げは来年4月以降3年以上かつ3回以上の段階に分けて実施するよう改めた上で再申請するよう求めた。値上げ幅の圧縮は求めていない。

1995. 7 **PHSサービス始まる**

NTTパーソナル通信網グループとDDIポケット電話グループが首都圏及び札幌地域でサービスを開始した。アステルグループは10月1日から開始する予定。開始当初の加入数は、NTTパーソナル通信網グループが約3万、DDIポケット電話グループが約9万5,000。

1995. 7 **NTT、専用線料金改定を再申請**

電気通信審議会の意見に沿って再申請した。中長距離の値下げについては前回通りで9月から実施し、問題となった近距離回線の値上げについては、1996年4月から1年ごとに3段階で値上げすることにした。→ 28日認可。

1995. 8 **郵政省、移動衛星無線局の免許区分を撤廃**

陸・海・空別の区分を撤廃し、人工衛星局を中継局とする移動体通信の用途を大幅に緩和した(即日実施)。これにより、陸・海を問わないナビゲーションシステムや、航空機内から衛星を中継した携帯電話の使用などが可能になる。また、IridiumやインマルサットPなどのサービス提供に関しても道が開かれたことになる。

1995. 8 **NTT、パソコン通信向け深夜早朝定額料金サービス「テレホーダイ」開始**

開始されたサービスの名称は「テレホーダイ1800」で、あらかじめ2つの市内電話番号を登録し、月額1,800円を払えば、深夜11時から翌朝8時まで使い放題になる。隣接区域内通話エリアを含めて2つの番号を登録できる「テレホーダイ3600」(月額3,600円)は10月19日から。

年　月	出　来　事
1995. 9	**NTT、セルリレーサービス開始** ATM交換機を利用した初の商用セルリレーサービス「スーパーリレーCR」を開始。当初のサービス地域は東京、横浜、名古屋、大阪で、今後順次拡大予定。料金は距離に関係無く、基本料金と従量制の通信料金からなる。
1995. 9	**外資衛星通信事業者に初の第一種電気通信事業許可** 8月1日に許可を申請していたシンガポールに本拠を持つPacific Century Corporate Access(PCCA)は、郵政省から第一種電気通信事業の許可および地球局免許を受けた。1996年1月31日にシンガポール・香港で、1996年11月30日から中国で事業開始予定。
1995. 9	**NTT、市内網の全面開放方針を発表** 現在のPOIでの接続にとどまらず、加入者収容局との接続まで認める方針を発表した。TTNetが早速検討することを表明。
1995. 10	**第一電気通信種事業者のサービス料金が一部届け出制になる** 9月22日に電気通信事業法施行規則が改正され、第一種電気通信事業者が提供するサービス料金につき、付加価値サービスを中心に届け出制になった。全体160品目のうち約半数の82品目が対象になるが、市場規模では1割程度に過ぎない。
1995. 11	**NTT、市内網ソフトを開放する方針を明らかにする** 市内交換機に搭載する基本ソフトをNCCs側と協議した上で決定する方針を明らかにした。これにより、NCCs側はNTT側のソフトの改造を待つことなく自由に新サービスを提供できるようになる。
1995. 11	**公取委、NTT分割問題に関し、規制緩和と競争条件の整備が前提と提言** 「電気通信分野における競争政策上の課題について」と題する文書を発表。NTTの分離・分割を有力な手段として挙げながらも、規制緩和と競争条件の整備のための措置を採ることが不可欠の前提であり、地域競争の促進の観点から論ずるべきであって、分離・分割のみ先行されるべきではない、とする。
1995. 12	**行革委規制緩和小委員会、規制緩和とともにNTT分割の必要性を提言** 政府の行政改革委員会規制緩和小委員会は、最終報告を取りまとめ、情報・通信分野に関して、各種の規制緩和の実施とともに、NTTの在り方について「真の競争原理が働くような形態にすることが望ましい」として分離・分割を支持し、分割の方法については電気通信審議会などでの検討に委ねるとした。
1995. 12	**郵政大臣、業務分野規制の撤廃を表明** 業務分野を制限してきた行政指導の廃止を事実上表明するとともに、NTTやKDDについても業務分野の見直しが有り得ることを示唆した。
1995. 12	**郵政省、衛星デジタル多チャンネル放送でマスメディア集中排除原則を緩和** 衛星デジタル多チャンネル放送の実現に向けた省令の改正を電波監理審議会に諮問した。マスメディア集中排除原則を緩和し、現行アナログ衛星放送とは別枠で、テレビは1社で12ch(トランスポンダ2本分)まで、ラジオは1社で100ch(トランスポンダ1本分)まで認める。全体でテレビ70ch、ラジオ200chを目標とするが、衛星が増えればまた見直す。→ 1996年2月に規則改正・施行。
1996. 1	**経団連、NTT分割で賛否両論並記の報告書を発表** 「今後の情報通信のあり方に関する見解」を発表し、規制緩和や規制の透明化を中心とする通信行政の抜本的見直しを可及的速やかに、かつ確実に実行することを提言する一方で、NTT分割については結論が出せず、両論を並記するにとどまった。
1996. 1	**郵政省、通信・放送規制を大幅に緩和する見直し策を発表** NTT分離・分割問題の検討過程で最も問題視されていた需給調整事項の廃止や回線相互接続ルールの法定化が盛り込まれているほか、いわゆる設備貸しの容認方針や移動体通信分野の事業を料金届け出制にすることなども含まれている。1997年1月にも法改正の予定。
1996. 2	**電気通信審議会、NTTの分離・分割を答申** NTTを1998年度をめどに長距離会社と地域東西2社に分割することを内容とする答申を郵政相に提出した。KDDにはNTTの分離・分割に先立ち国内への進出を認めている。→ 3月、政府は問題の先送りを決定。
1996. 3	**政府、NTT分割問題の先送りを決定** 3月26日、連立与党「NTTの経営形態に関するワーキングチーム」は、次の通常国会まで問題を先送りすることで合意し、これをうけて正式に閣議決定した。→ 12月、持株会社方式により再編することで決着。
1996. 3	**政府、規制緩和推進計画改定、569項目追加** 電気通信関係では、この1年に出てきた郵政省の規制緩和方針が挙げられている。規制緩和推進計画は当初5ヵ年計画であったが、1995年4月の緊急円高・経済対策で3ヵ年に短縮されている。
1996. 4	**NTT、近距離専用線を値上げ** 1995年7月28日の認可の際の条件により、今後3段階に分けて値上げされることになっている。今回がその第一段。TTNetも同様に値上げ。
1996. 4	**郵政省、第一種事業者の外資規制撤廃方針を明らかにする** アメリカ及び欧州連合の方針に合わせるもの。ただしNTTとKDDについては留保。WTOの基本電気通信交渉の場で表明し、各国に規制撤廃を提案する予定。

1996. 4　**郵政省、BS-4後発機の利用方法決定を1年先送り**

アナログ放送を前提に定められていた94年5月の放送普及基本計画のBS-4の利用方法について、BS-4aとBS-4bとを分け、すでに利用方法が確定しているBS-4aについてはそのままとし、BS-4bについては新たに1年間ほどかけて利用方法を見直すことを電波監理審議会に諮問した。郵政省はデジタル放送への利用を意図しており、ハイビジョン推進を要望する放送・電機業界との間で軋轢が生じている。→5月17日、「94年5月の普及計画の一部を見直し、今後1年をかけて利用方法を慎重に議論するのが適当」とする答申が出た。→ 1997年3月に利用方法決定。

1996. 5　**地域系NCCsが相互接続で合意、長距離市場参入へ**

東京通信ネットワーク(TTNet)、大阪メディアポート(OMP)、中部テレコミュニケーション(CTC)の電力系地域NCCs3社は、相互接続に合意し、郵政省に「業務区域および電気通信設備の概要の変更に伴う事業変更許可申請」を提出。長距離市場に参入する。他の電力系地域NCCsとも交渉を進め、全国網の完成を目指す。まずこの秋から専用サービスを開始する予定。

1996. 5　**電気通信審議会、2000年までの情報通信高度化中期計画を答申**

「高度情報通信社会構築に向けた情報通信高度化目標及び推進方策　ー西暦2000年までの情報通信高度化中期計画ー」と題する答申を発表した。我が国の情報通信の現状を認識した上で西暦2000年までに達成可能かつ望ましい社会経済の将来展望を指標として提示し、下記の項目についての目標とその達成のために実施すべき方策について提言。
(1)アプリケーションの開発・普及
(2)ネットワークインフラの高度化
(3)情報通信技術の研究開発
(4)情報通信ニュービジネスの振興
(5)全世界的な情報通信社会の構築

1996. 6　**NTT、再販可能な大企業向け割引サービスを開始**

企業単位の全国一括割引サービス「スーパー・テレワイズ」を開始。月額料金により、時間帯に関係なく市外電話料金を20～25%割引。このサービスによれば電話サービスの再販も可。→ これによりクレジット業界が一斉に電話再販サービスに進出。

1996. 6　**多チャンネルデジタル衛星放送のパーフェクTV!が試験放送開始**

無料放送を開始。10月から本放送の予定。

1996. 7　**郵政省、セルラー電話に「010」番号を追加、距離区分廃止**

新たに識別番号「010」を導入し、その際、従来の「040」、「090」を廃止することにした。この廃止に伴い、加入電話発信の料金の近距離／遠距離区分が無くなる。

1996. 7　**NTTドコモと三菱商事、APMTに参加**

アジアの主要キャリアが計画しているアジア域内の衛星移動体通信サービス事業会社APMTに、両社が8月に設立する共同出資会社を通じて12億円を出資する。日本国内でのサービス提供会社も今後共同設立する予定。→ 1997年3月22日に出資契約書に調印。→ 1998年5月8日設立。

1996. 7　**NTT、πシステム構築を1997年度末から始めると発表**

加入者宅近くまで光ファイバーを敷設し、そこから銅線を引き込むFTTZ方式の「πシステム」の構築を1997年度末から開始することを発表した。ハイブリッド方式で安価に敷設可能。2000年まで20%(1995年度末で13%)、2010年まで100%の光ファイバー化を目指す。加入者が希望すれば、加入者宅との接続を光ファイバーにすることも可。→ 計画通り1998年3月19日、神戸から開始。

1996. 7　**建設省、光ファイバー網整備計画を発表**

郵政省と政策調整を進め、来年度から実施。2010年をめどに、公共収容空間、管理用光ファイバー合計で約30万kmの光ファイバー網(道路空間を利用するルート長15万km、河川空間を利用するルート長5万km、下水道空間を利用するルート長10kmを想定)を整備する。郵政省との連絡協議会を設置し、連携しながら進める。現状の公共施設管理用光ファイバー網は約8,000km。2000年には4万kmを目標。

1996. 9　**タイタスに第一種電気通信事業許可、97年7月から電話サービス開始**

CATVのMSOとして初めてタイタス・コミュニケーションに事業許可。97年7月1日から千葉県柏市の一部でサービス開始予定。NTTとの相互接続も実施。その他東京・神奈川の一部で98年7月1日からサービス開始予定。→ 10月にはジュピターテレコムも98年7月からサービス開始予定で事業許可を申請。

1996. 10　**CATVで初のインターネット接続サービス始まる**

武蔵野三鷹ケーブルテレビが7月19日の開局と同時に試行サービスとして提供していたが、商用サービスとして本格的に提供開始。

1996. 10　**NTT、格安近距離専用線「ディジタルアクセス」の提供を開始**

故障の監視を回線単位で行なわないなど、機能を簡素化したベストエフォート型の格安近距離(30km以内)ディジタル専用線(64k)の提供を開始(サービス名:ディジタルアクセス64)。
→ 1997年12月から128kのサービス(ディジタルアクセス128)を開始。
→ 1998年4月から1.5M(ディジタルアクセス1500)も開始。
→ 1998年8月から同品目で中長距離向けの「ディジタルリーチ」を開始。
→ 1999年4月から県内の距離制限撤廃。

1996. 10　**インターテキスト放送始まる**

テレビ東京が開始。インターテキスト放送(ITビジョン)は文字放送でのデータ伝送方式を利用して、インターネットの情報を伝送し、受信テレビ端末に電話回線をつないで双方向性を持たせた簡易なシステム。→ 1998年4月からWOWOWも開始。

1996. 10　**デジタル衛星放送パーフェクTV!が本放送開始**

パーフェクTV!がテレビ57ch、ラジオ4chで本放送開始。97年1月1日から有料放送に移行。

年　月	出　来　事

1996. 10　**地域系NCCs、相互接続による専用サービス開始**

NTTより15～20%安い料金で、TTNet、大阪メディアポート、中部テレコミュニケーションの3社相互接続による高速ディジタル専用サービス(64k～150M)を開始。

1996. 10　**郵政省、発信電話番号通知サービス利用ガイドライン案を公表**

電気通信審議会から制定を求められ、「電話番号情報に関する研究会」を設置して検討していた発信電話番号通知サービス利用ガイドラインの案を公表。

1996. 10　**テレウェイ、長距離NCCsとして初めてインターネット接続の試験サービス開始**

3月まで試験提供し、本サービスへの移行を判断。サービス名「テレウェイシリウス」。11月21日には、試験サービスの一環としてVODの提供を開始。→ 1997年6月から本サービス開始。

1996. 10　**電気通信審議会、NTTのOCNサービス提供を認可**

9月24日に認可申請していた。9月27日の電気通信審議会ではインターネット接続事業者との公正競争条件が確保できるか不透明であり審議不十分として継続審議となっていたが、原則許可を答申した。同審議会で審議中の相互接続ルールを可能な限り適用する。また、サービス提供地域を国内のみと明記することを求めている。NTTは早急に料金の認可を申請し、年内にもサービスを開始する予定。

1996. 10　**国内公専公接続解禁**

実施予定期限より2カ月前倒しで実施。

1996. 11　**AT&Tがコールバック方式で日米国際通信市場へ本格参入**

10月末に意向を表明し、AT&Tのような大手がコールバック方式で参入することは大きな衝撃となっていた。→ 1997年4月21日からC&Wもコールバックサービス開始。

1996. 12　**経済審議会、参入規制の撤廃・NTTの国際参入などを提言**

11月26日の経済審議会行動計画委員会の報告書に基づき、高度情報通信関連分野で、NTTを除く参入規制の撤廃、NTT以外の事業者の料金規制の廃止、独禁法の観点からのNTTの独占性の規制、NTTの料金規制を総括原価方式からインセンティブ規制方式に転換、相互接続の監視と厳正中立な裁定、NTTの国際参入容認、NTTを除く事業者への外資規制撤廃を提言。NTT分割の有無に関わらず直ちにこれらに着手すべきとする。

1996. 12　**NTT分割問題が決着、郵政省とNTTが持株会社方式による分離・分割で合意**

NTTの分離・分割問題でこれ以上日本が情報通信分野で立ち遅れることはできないという政財界からの圧力により、やっと解決。11月のBTとMCIの合併発表の影響は否定できない。NTTは事実上一体として事業を継続できる。持株会社制度解禁を待って実施。
〔内容〕
NTT本社を純粋持株会社とし、その傘下に長距離事業会社と地域事業会社(東西2社)を置く。持株会社は事業会社3社の全株式を保有する。長距離会社は民間会社とし、国際事業への進出も認める。持株会社と地域事業会社は特殊会社とし、各地域事業会社はユニバーサルサービス提供義務を負う。

1996. 12　**デジタル衛星放送事業会社JスカイB設立**

ソフトバンクとニューズの折半出資。資本金は200億円。JCSAT-3及び今後打ち上げ予定のJCSAT-4を利用する。1997年4月から12chで試験放送を開始し、1998年4月から150chの本格放送、同年9月から有料化の予定。→ この後ソニーとフジテレビが資本参加し、4社均等出資となる。→ 1998年5月にパーフェクTV!と対等合併。

1996. 12　**CATV事業者がNTTと相互接続、CATV電話試験サービス開始**

NTTの市内交換機とCATV電話事業者の市内交換機相互を接続する初めてのケース。CATV電話とNTTとの接続に伴い、中継系事業者、依存型PHS事業者、地域系事業者(TTNet)、及びCATV事業者相互の接続が可能となる。

1996. 12　**KDDとIDC、CATV電話からの国際電話試験サービスを開始**

ジュピターテレコム傘下のCATV事業者杉並ケーブルテレビ及びタイタスコミュニケーションとの間で国際電話サービスの提供開始に関して合意。CATV電話の提供開始に合わせてサービスを開始。料金、電話番号はNTT加入者網発信の場合と同じ。1997年度前半にも本サービスに移行予定。

1996. 12　**電気通信審議会、相互接続ルールの在り方に関する答申**

相互接続の義務化、県内の加入者回線シェアが50%を超える事業者を「特定事業者」とし、他より厳格な規制に置くなど、ほぼ原案通りの内容。相互接続料金の算定方式に関しては、FCCやEUのような長期増分コスト(将来的に発生するコストのみ)を採用せず、5年後の2000年度での見直しまでの検討課題としている。

1996. 12　**NTT、OCNサービス開始**

12月19日に、電気通信審議会が料金を認可。低速系サービス(OCNエコノミー)を、神奈川県藤沢市と岐阜県大垣市で、また、ダイヤルアップ接続サービス(OCNダイヤルアクセス)を東京03地域にアクセスポイントを設置して提供開始。NTTの念願どおり、年内のサービス提供が実現。→ その後、提供地域を予定前倒しで拡大。

1996. 12　**郵政省、NTTの再編成を待たず国際事業進出を認める方針を表明**

NTTから進出方針を聴取し、その検討結果を郵政相が総理大臣に報告。1997年半ばにも可能とするが、本格的な国際業務の解禁はNTTの再編実現後とする。

1996. 12　**移動体通信サービス、料金届け出制になる**

セルラー電話、PHS、無線呼出しなどの移動体通信サービスの新規加入料、通話料金、基本料金などが届け出制となった。当初計画より3ヶ月前倒しで実施。

年　月	出　来　事

1997. 1 **NTT、国際事業への取り組み方針を発表**

日本発着の通信が認められないため、当面は国外で終始する多国籍企業向け通信サービスに進出し、認められた段階で個人向けサービスも開始する。イギリス、ドイツ、フランスに同日付で現地法人が免許申請。

1997. 1 **NTTとPHS事業者、1996年4月に溯ってアクセスチャージ導入に合意**

NTTとPHS事業者の相互接続におけるNTT区間の事業者間接続料金に、従来ユーザ料金を適用していたが、コストベースのアクセスチャージ(平成7年度決算をベースに算定)を平成8年4月1日にさかのぼって適用することとし、また網改造費用の負担方法についても、PHS事業者の負担を軽減する方法で合意。

1997. 1 **SCC、衛星インターネットサービス「DirecPC」開始**

インターネット向けの片方向TCP/IP専用サービスで、サービス名「DirecPC TCP/IP通信サービス(ターボイントラネット&インターネットサービス)」。回線利用時間でなく送信データ量で課金する。データ量に基づく課金サービスは国内で初めて。このサービスのみではインターネットは利用できない。事業所用。最大伝送速度は400kbps。

1997. 1 **インターネット電話サービス始まる**

公衆回線につながった一般の電話機間の通話の中継回線に専用線でなくインターネットをつかうもので、PCを端末とする従来のインターネット電話とは一線を画す。リブアンドラブネットワークが日本で初めて東京－大阪間で開始。料金はNTTの半額。インターネット(中継)電話は公専公接続と位置づけられる。

1997. 1 **国際3社、ITUで禁止されたコールバック方式を約款で禁止**

1996年10月にITUが禁止した「ポーリング」方式と「アンサー・サプレッション」方式を約款で禁止する。ただし実質的な影響は軽微。→ 16日に約款変更を申請し、24日に郵政省が認可、即日実施。

1997. 1 **郵政省、電気通信事業兼営CATV事業者の外資規制を撤廃する方針を発表**

CATV事業参入マニュアルを発表すると共に、電気通信事業を併せ行うCATVについて、現在、審査基準により1/3未満としている外資比率規制を撤廃し、外国人の役員就任の制限も撤廃する方針を発表した。これは第1種電気通信事業者の外資規制撤廃方針と軌を一にするもので、電気通信事業法の改正を待って実現することになる。マニュアルでは、CATV事業者の外国人役員の就任についての現行の制限を緩和し、常勤・非常勤を問わず役員総数の1/3未満まで可能としている(代表権は不可)。

1997. 1 **NTT、発信電話番号通知サービスの試験提供開始**

横浜、名古屋、福岡で試験サービス開始。

1997. 3 **郵政省の検討会、BS-4後発機はデジタルHDTV放送を中心とすることを提言**

郵政省の「BS-4後発機検討会」は、デジタルチャンネル1本分をアナログ放送視聴者のための移行期間として、現在のアナログ衛星放送のサイマル放送に使い、残り(7チャンネル分)はデジタルHDTV放送を中心として、インターレースやプログレッシブ等の多様な法式による放送サービス向けに利用することを提言する報告書「BS-4後発機の在り方について」を発表した。BS-4後発機(BS-4b)は2000年頃に打ち上げ予定。→ 1998年2月、この報告書に沿ってBS-4後発機によるデジタル衛星放送について諮問。

1997. 3 **郵政省、地上波テレビのデジタル化目標時期を2000年以前に前倒しすると発表**

CSデジタル放送の開始やBS-4後発機のデジタル化方針決定を受け、従来2000～2005年としていた地上波テレビのデジタル化を2000年以前に前倒しする方針を発表。1997年に地上デジタル放送検討会(仮称)を開催して導入方法などを定め、1998年に秋には試験放送開始を予定。→ 1998年6月に地上デジタル放送懇談会が中間報告を発表。

1997. 3 **日本テレコムとITJ、10月合併を発表**

10月1日付けで新会社を発足させる。存続会社は日本テレコムで、ITJを吸収する。ITJ株12株に日本テレコム株1株を割り当て。新会社の1997年度の売上高は4,000億円、経常利益は410億円を見込む。→ 8月4日に郵政省が認可。

1997. 3 **DDIセルラーグループとIDO、CDMA携帯電話の導入を機に全面提携すると発表**

DDIセルラーグループとIDOが、1998年からのCDMA方式(「IS-95(cdmaOne)」規格)の導入を機に全面提携し、両社で3,000億円を投資して、通信方式やサービスを共通化した全国ネットワークを構築するとともに、ブランドも統一して営業を展開する。両社はサービス地域が重複せず、補完できる関係にある(参入時、サービス地域が重複しないよう調整されたため)。→ 8月26日、両社はこの技術に関し、韓国のSTIと技術情報の交換及び開発協力、日韓共用端末の開発で提携。→ 1998年5月13日、W-CDMAの研究開発でも協力。→ 1998年7月14日、DDIセルラーグループがサービス開始。→ 1999年4月、IDOがサービス開始。

1997. 3 **NTTドコモ、パケット伝送サービスを開始**

サービス名は「DoPa」。最大28.8kb/sのデータ通信が可能。データ量に合わせて通信料を支払う「データ従量制」料金で、1パケットが0.5円。基本料3,000円で、4,000パケット分の通信料を含む。4月から始まるPHSの32kbpsデータ通信サービスに対抗。

1997. 3 **郵政省、BSデジタル放送にも受/委託放送制度を導入する方針を発表**

3月4日に発表されたBS-4後発機(BS-4b)のあり方に関する方針と共に、BS-4後発機を利用する衛星放送免許にも、受/委託放送制度(ハードとソフトの分離)を導入することを電波監理審議会に諮問。→ 5月30日、原案通りの答申。

1997. 3 **アジア向け24時間衛星放送「JET」が本放送開始**

住友商事とTCIの合弁会社及び日本のTBSが中心となってシンガポールに設立したジャパン・エンターテイメント・テレビジョン(JET)が、米パンナムサットの通信衛星「PAS-2」を利用し、日本の番組をアジア太平洋地域の8カ国2地域に4ヶ国語(日本語・英語・中国語・タイ語)で24時間放送するサービスを開始。

1997. 4 **NTT、ATM専用サービスを提供開始**

サービス名は「ATMメガリンク」。提供品目は0.5Mb/s及び1Mb/s～135Mb/s(1M単位でユーザーが設定可)。ATMによる伝送効率の向上により、従来の高速ディジタルサービスよりも東京－大阪間(6Mb/sの場合)で最大54%割安。マルチメディア共同利用実験で構築したものを商用化した。

1997. 4 **NTT、企業向け高速OCNサービス開始**

OCN専用アクセス回線を利用した「OCNスタンダード」(1.5Mb/s)と、「OCNエンタープライズ」(6Mb/s)を開始。

1997. 4 **NTTのソフト開発部門が分離・独立**

電気通信関連のソフトウェア関連部門が、「NTTコミュニケーションウェア(株)」として分離独立。営業開始は9月1日。初年度売上高は2,000億円を目指す。

1997. 4 **PHS各社、共通規格の32kb/sデータ通信サービス開始**

PIAFが採択した共通規格(PIAFS)によるデータ通信サービスを開始。伝送速度は32kb/s。DDIポケットの独自規格サービスも同程度の速度になった。

1997. 4 **電力系NCC全9社、相互接続により全国規模の専用サービスを提供開始**

電力系地域事業者全9社が相互接続してワンストップの全国サービスを実現。通信速度64kb/s～6Mb/sと50Mb/sの高速ディジタル伝送サービスを、NTTより10～20%安い料金で提供する。

1997. 4 **日本テレコム、ODNサービスを提供開始**

NTTのOCNに対抗してODN(オープン・データ・ネットワーク)サービスの提供を開始。NCCとしては初。

1997. 4 **携帯端末に包括免許制度を導入する電波法改正案が可決・成立**

携帯端末一台一台に無線局免許が必要な現行制度を、周波数、空中線電力、無線局数の上限を指定した上で一括して免許を付与する包括免許制度に改める。規制緩和の一環としてだけでなく、衛星移動通信端末の日本への持ち込みにあたって免許不要とするためでもある。また、無線局の検査を民間に任せる「認定点検事業者」制度も導入。5月9日公布、10月1日より施行(検査制度は1998年10月1日から施行)。

1997. 5 **KDDが企業向け割引サービスを改定、国際電話の再販を可能にする**

企業向けの大口一括請求割引サービス「KDD大型割引」の提供条件を改定し、国際電話の再販を可能にした。最大24%の割引になる。

1997. 5 **有料放送の料金規制を届出制に緩和する法改正が可決・成立**

以下の改正を内容とする法律が可決・成立。5月21日公布、11月施行。
(1)テレビジョン放送及び超短波放送の定義を改め、多重放送をその中に含める。これにより、字幕放送・解説放送など、新たに多重放送免許を取得することなく可能。
(2)放送番組審議機関の活性化のため、放送事業者による審議会への審議題材提供、審議会での審議内容の公開を義務づける。
(3)有料放送の料金規制を事前届出制とする。ただしBS放送は当分認可制を維持。また契約約款の認可において標準契約約款制を導入し、標準契約約款による場合は届出で可とする。→ 10月31日標準契約約款制定。

1997. 5 **電力系NCC9社、商社などと共にプロバイダー相互接続会社を設立**

設立会社名は「メディアエクスチェンジ株式会社(MEX)」。WIDEプロジェクトと同様のインターネット・サービスプロバイダー間の相互接続サービスを提供し、各電力系9社が提供予定のコンピュータ通信専用網との連携も図る。9月からサービス開始。→ 7月には、KDD系の日本インターネットエクスチェンジ株式会社(JPIX)も設立された。

1997. 5 **BS-4後発機のあり方及びBSデジタル放送への受/委託放送制度導入が決定**

3月28日の諮問に基づき、電波監理審議会が放送普及基本計画の一部変更を原案どおり認める答申を出した。BS-4後発機は平成12年(2000年)を目途にデジタル放送を開始することになる。→ 6月16日に放送普及基本計画変更。

1997. 6 **タイタス、CATV電話サービス開始**

千葉県柏市で開始。基本料金1,600円で、加入者間の市内通話は、セットアップ料金0.5円、通話料金0.5円/20秒(1分2円、3分5円)。NTT加入者との相互接続の場合、セットアップ料金1円、通話料金1円/20秒(1分4円、3分10円)。

1997. 6 **NTT再編、NTTとKDDの業務分野規制撤廃、相互接続義務化が可決・成立**

持株会社方式によるNTTの構造分離や国際サービス進出(NTT法改正)、KDDの国内サービス進出(KDD法改正)、過剰設備条項の削除及び相互接続に関する規定の整備(電気通信事業法の改正)が可決・成立。電気通信事業法は6月20日公布、11月17日施行。NTTの再編は1999年度になる予定。KDDは7月には国内サービス開始予定。

1997. 6 **第一種事業者および無線局免許の外資規制を撤廃する法案が可決・成立**

NTT及びKDDを除く第一種電気通信事業者の外資規制撤廃(電気通信事業法改正)、無線局免許の外資規制撤廃(電波法改正)が成立。WTO合意の発効に合わせて施行。→ 1998年2月5日施行。

1997. 6 **電気通信審議会、「情報通信21世紀ビジョン」を発表**

郵政大臣からの諮問を受け、「情報通信21世紀ビジョン　－21世紀に向けて推進すべき情報通信政策と実現可能な未来像－」と題する答申を発表した(4月17日に中間報告を発表していた)。行政の役割として、明確なビジョンの提示、情報通信基盤の整備、ダイナミックな競争の促進、社会的公平の確保、グローバルな政策展開を挙げている。具体的施策としては、プライスキャップ制の導入やマスメディア集中排除原則、免許制度の在り方の検討、サイバー法の可能性について検討することなどが述べられている。また、21世紀初頭の将来像を描き、開発スケジュールや市場規模の予測も述べている。

1997. 7 **DDI、DIONサービスを提供開始**

DION:DDI Integrated Open Network。NTTのOCN及び日本テレコムのODNに対抗。

1997. 7 **ジュピターテレコム、CATV電話サービス開始**

傘下の杉並ケーブルテレビで開始。月額基本料1,330円。課金単位8.5円。3分あたり市内8.5円、長距離(160km超)85円。

1997. 7 **NTT、市内交換機機能のオープン化を発表**

市内交換機の機能をアンバンドルし、共通的なものを「機能メニュー」として提供する。他事業者は、自社サービス制御局(SCP)から信号網を介して利用でき、NTTの交換機ソフトの改造を待たず、独自のサービスを提供できるようになる。1999年1月以降実現の予定。→ 2000年1月から実施。

1997. 7 **建設省が光ファイバー網整備計画を発表**

2001年、2010年での公共施設管理用光ファイバーの整備、その経済効果、民間通信事業者との関係などについて取りまとめた「建設省情報ネットワークビジョン」を発表。2010年までに30万kmの公共施設管理用光ファイバーネットワークを整備する。その際、設備の相互接続を図るほか、民間通信事業者の事業展開状況を把握し、民間通信事業者の設備の有効利用を積極的に検討する。建設した設備については、民間事業者や地方公共団体による多面的な活用を検討する。

1997. 7 **NTT、国際第二種事業子会社を設立**

郵政省が利害関係者から意見を求めた上、公正競争担保のための条件を付して24日に認可。特別第二種事業者「NTT国際通信(株)」が設立された。

1997. 7 **KDDが国内サービスを開始**

法改正施行日の6月20日に、国内電気通信業務を可能にするための定款変更及びサービス料金・契約約款を申請。7月25日認可。国内・国際一貫サービスの提供により、2000年度に、売上高4,500億円、経常利益300億円、グループ売上高6,000億円、同経常利益400億円を目標とする。第一弾として、ルートKDD、ICグローバルホン、専用線の国内展開を開始。

1997. 8 **NTT、容量や地点間を一時的に変更できる専用サービスを提供開始**

サービス名「統合専用サービス(エンタープライズサービス)」。本来契約している専用線を、チャネル単位で、必要な時間帯に、必要な容量(品目)、必要な地点間に、事前予約又は1時間前の通知で、4時間単位で変更ができる。変更したチャネルに対しては通常の3倍の時間単価、対地変更は4倍の中継区間料を払う。変更によって使用しないチャネルの分の中継区間料は減額される。また保守監視機能も充実させた。

1997. 8 **KDD、国内国際一体サービス提供でテレウェイ及びDDIと提携**

テレウェイとは、両社の第二種事業子会社(KDDテレサーブ及びテレウェイサービス)を通じ、国際国内一体の電話再販サービス及び専用線サービスを相互に販売代理し、窓口を一本化する提携に合意。DDIとの提携では、KDDテレサーブがKDD及びDDIと大口契約を結んで統一ブランドの国際国内一体の電話再販サービスを提供することに合意したほか、今後、1998年10月をめどに、専用線やフレームリレーも相互接続して一体的に提供することや、サービスの共同開発についても言及。

1997. 8 **NTT、スリランカテレコムに経営参加**

スリランカ・テレコム社の株式35%(2億2,500万ドル)を購入し、社長(CEO)を含め4名の役員を派遣して(全役員は10名)同社の経営に参画する契約を、スリランカ政府及びスリランカ・テレコム社と調印した。

1997. 8 **郵政省、インターネット国際電話サービスを解禁**

本格的な国際公専公接続に先立ち、インターネットを中継回線とする国際電話サービスを解禁した。技術及びサービスの揺籃期であるため、当面トラフィック比例リターン原則を課さないことにし、その必要性については改めて検討することにした。なお、電気通信事業法第92条に基づき、サービス提供事業者から定期的に通信量等及び収入に関する報告を求める。即日解禁。→ 12月、国際公専公接続全面解禁。

1997. 9 **NTT国際通信がサービス開始**

当面はアメリカ、イギリス、フランス、香港、シンガポール、フィリピンの6カ国を対象に、エンドエンドのネットワークサービスや網管理サービス、ネットワークインテグレーションサービスなどを提供する。

1997. 9 **KDDとTTNetがネットワークの相互利用及び技術協力などで提携**

以下の事項で提携することに合意。両社はJIHですでに協力関係にあり、関係強化は予想されるところであった。KDDと電力系地域会社との提携は、日本の電気通信産業界における一つの核となる。→ KDDとTWJの合併方針発表により、この提携の行末は不透明となった。
(1)ネットワークの相互利用(販売協力や同一ブランドサービス提供の検討を含む)
(2)技術協力および人事交流
(3)インターネットに関する合弁会社設立の検討
(4)長期増分費用モデル案の共同検討

1997. 9 **NTT、第二種事業者と市外交換機レベルでの相互接続実施を発表**

第一種事業者に対すると同様の市外交換機接続を提供することを発表。これにより第二種事業者の加入者は、「0091+事業者の識別番号+相手先番号」というダイヤル操作が可能になる。また第一種事業者と同様の事業者間接続料金を適用する。1998年10月から実施予定。

1997. 9 **電気通信技術審議会、地上波デジタル放送の暫定伝送方式原案を決定**

同審議会デジタル放送システム委員会で原案をとりまとめた。セグメント毎に4種類のデジタル変調方式を選択でき、HDTVだけでなく、多チャンネル化、通信・コンピュータとの連携、移動体向けの放送を可能とする。最大伝送容量は23.42MHz。1998年初頭から実験を開始。→ 1998年9月28日、実験を踏まえ同委員会は暫定方式を決定。

1997. 9 **電気通信技術審議会、放送業務と陸上移動業務との周波数共用の技術的検討を開始**

以下の項目について、電気通信技術審議会の「周波数共用委員会」で検討開始。答申は1998年3月の予定。
(1)陸上移動業務と放送業務の周波数共用条件
(2)必要とされる周波数共用技術

1997. 9 **NTTの調達協定、1999年末までの延長で合意**

NTT再編の期限である1999年12月末まで延長することで合意。その後の取扱いについては改めて協議する。

1997. 10　**NTTが発信電話番号通知サービスを開始**

試験提供した横浜・名古屋・福岡で、商用サービスとして開始。サービス名「ナンバー・ディスプレイ」。1998年2月1日から全国に展開。

1997. 10　**日本テレコムとITJが合併、国内国際一体で事業開始**

存続会社日本テレコムは、国内・国際サービスを一体で提供する初の第一種電気通信事業者となる。国際サービスはITJの「0041」をそのまま使う。国内国際を統合した専用線を提供開始。電話の統合割引きサービスは12月1日から開始。

1997. 10　**郵政省、料金規制緩和を前倒しで実施する方針を表明**

政府の景気刺激策の一環として、1999年度に予定されていた料金規制の緩和を前倒しする。料金を原則自由化して届け出制とし、一部に価格上限規制を導入。→ 1998年5月法改正、11月施行。

1997. 10　**カナダのTeleglobeが第一種事業者として日本に参入すると発表**

日本法人であるテレグローブ・ジャパンが事業者となる。1998年3月にも事業開始予定。

1997. 10　**電気通信審議会、事業法相互接続条項施行規則案に関する答申**

相互接続ルール法定化に伴う施行規則改正案について答申。→ 接続会計及び接続料に関する部分は9月26日諮問、11月28日答申。法律の11月施行と同時に規則も施行。

1997. 10　**NTT、国際第一種子会社「NTT国際ネットワーク」を設立**

9月10日に国際専用サービス提供を目的とする「NTT国際ネットワーク(株)」の設立を郵政省に認可申請し、10月22日に認可を受けた。1999年4月1日から事業を開始する。NTT再編で長距離事業会社が設立される際に吸収・合併される予定。→ 12月1日に第一種電気通信事業の許可を受けた。国際専用サービスを提供する。→ 1999年10月、NTT Comに吸収合併。

1997. 11　**経済対策閣僚会議、景気対策として各分野での規制緩和策を発表**

「21世紀を切りひらく緊急経済対策」と題する各分野での規制緩和策を発表。電気通信及び放送関連での主な項目は以下のとおり。光ファイバ網全国整備の2005年への前倒しも提言している。
〔電気通信〕
・特別第二種事業者の範囲を国際又は公専公電話サービスに限定
・第二種事業者に回線保有を認める
・料金の個別認可制を原則廃止、届出制に移行
〔放送〕
・多チャンネル衛星放送に関し、「支配」とされる出資上限を1/10から1/3にする
・多チャンネル衛星放送に関し、一委託放送事業者が提供できる番組数の上限を廃止し、トランスポンダ4本分内ならいくらでも可能とする
〔CATV〕
・第一種電気通信事業を兼営するCATV事業者の外資規制撤廃
・CATV加入者網における無線システムの実用化
・複数CATV事業者のヘッドエンドの共有化
〔移動電話〕
・技術基準適合証明の手数料引下げ、書面審査化、審査期間の短縮
〔その他〕
・KDD法の廃止

1997. 11　**KDDとテレウェイが1998年10月1日合併を発表**

1998年10月1日合併に向けて合意したと発表。存続会社はKDD。新会社の社長や合併比率、資本金、商号などは未定。→ 1998年4月下旬に合併契約書を締結予定であったができず、合併予定日を1998年12月1日に延期して交渉継続。→ 1998年12月、合併成立。

1997. 11　**電気通信審議会、相互接続会計規則及び接続料の原価算定規則案に関する答申**

電気通信事業法第38条の2の規定に基づき指定電気通信設備の会計の整理の方法を定めた「指定電気通信設備接続会計規則」、及び指定電気通信設備の接続料の適正な原価の算定方法を定めた「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」について9月26日に諮問を受け、これを公開し一般の意見を求めた上で、諮問書のとおり制定することを適当とする答申。

1997. 12　**ディレクTVが本放送開始**

パーフェクTV!に続き、デジタル多チャンネル衛星放送を開始。SCCの衛星スーパーバードCを利用する。当初は63chで、順次増加予定。

1997. 12　**日本テレコム、通話料の国内国際統合割引を開始**

大口向け割引サービス(Jワンズスーパーワイドplus、JワンズスーパーⅡplus)、局番割引plus、年々割引などに、通話料の国内国際統合割引を開始。

1997. 12　**KDD、FCCから日米ルートを除く設備ベースの国際事業の認証を取得**

KDDアメリカが日米ルートを除く設備ベースの国際電気通信事業の認証をFCCから取得。イギリスではすでにKDDヨーロッパが設備ベースの国際免許を取得している。

1997. 12　**郵政省、NTT再編に関する基本方針を発表**

公正競争の確保に関し必要な基本的な事項としては、以下のことが規定されている。1999年4月1日から12月20日までのできる限り早い時期に新会社に事業を引継がせる。
①地域会社と長距離会社との間の役員兼任を禁止
②地域会社と長距離会社との間の在籍出向を禁止
③持株会社及び承継会社の短期借入については、それぞれ個別に実施
④持株会社及び地域会社は、長距離会社と共同して資材調達を行わない
⑤地域会社と長距離会社との間の接続形態は、他の電気通信事業者との場合と同等にする
⑥地域会社と長距離会社との間の接続条件は、他の電気通信事業者との場合と同等にする
⑦地域会社と長距離会社との間の電気通信役務の提供に関連する取引条件は、他の電気通信事業者との場合と同等にする
⑧長距離会社は、独立した営業部門を設置すること。なお、利用者の利便性維持のため地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合、その条件は他の電気通信事業者との場合と同一とする
⑨地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との場合と同一とする
⑩持株会社及び地域会社が、長距離会社に対して行う研究成果（長距離会社が費用負担した基盤的研究に係るものを除く。）に係る情報の開示の条件は、他の電気通信事業者に対するものと同一とする

1997. 12　**NTT、MAを拡大する選択型グループ料金サービス「エリアプラス」を導入**

10月8日に認可申請し、10月24日に認可を受けた。毎月200円を支払うことにより、最低通話料金（3分10円）でかけられるエリア（MA:Message Area）を、隣接MAグループ（通話地域間距離が20kmまでの区域を含む）まで拡大する選択型サービス「エリアプラス」を開始。1月からTTNetが開始する「東京電話」に対抗。→ 1998年6月からINSネット64でも開始。サービス名「INSエリアプラス」。

1997. 12　**NTTの国内通信網、100%デジタル化が完了**

1966年から進めてきた中継伝送路のデジタル化、及び1983年から進めてきた交換機のデジタル化が全て完了。

1997. 12　**郵政省、予備校の衛星授業などを通信と分類するガイドラインを発表**

「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」を策定し、通信と分類される類型として、具体的に以下を例示した。通信と放送を区分する基準そのものは変更していない。これらは、特定の者のみに受信させるという送信者側の意図が客観的にも認められる行為であるとして、放送と区別される。
(1) セールスレディ宅への営業情報等の配信
(2) 医師会や弁護士会がその会員に対して行う会報等関連情報の配信
(3) 予備校が、その予備校生に対して行う授業映像等の配信

1997. 12　**電気通信審議会、接続約款が必要な指定電気通信設備に関する答申**

11月28日に諮問された電気通信事業法第38条の2第1項に基づく電気通信設備（指定電気通信設備）の指定案につき、案を適当とする答申。指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、接続条件に関して接続約款を定め、指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、当該接続に関する収支の状況等を公表し、指定電気通信設備の機能の変更又は追加の計画を公表しなければならない。都道府県を地域の単位として、NTTが各都道府県に設置する以下の設備が指定されている（12月24日平成9年郵政省告示第674号により指定）。
(1) 指定端末系伝送路設備、(2) 指定端末系交換等設備（電話、ISDN）、(3) 指定中継系交換等設備（電話、ISDN、専用線）、(4) 指定市内伝送路設備（電話、ISDN、専用線）、(5) 指定中継系伝送路設備（電話、ISDN、専用線）、(6) 電話、ISDNの提供に用いられる信号用伝送路設備及び信号用中継交換機、(7) 電話番号案内に用いられる番号案内用データベース、サービス制御局等、(8) PHSとの接続に用いられるPHS接続装置、サービス制御局等、(9) 公衆電話機等、(10) 電話番号案内に用いられる交換機、案内台装置、伝送路設備、(11) 二重帰属回線、(12) POIまでの伝送路設備

1997. 12　**郵政省、国際公専公接続を解禁**

以下の措置を取った上で、基本サービスの国際公専公接続を解禁。また、100対地ルールも1998年6月末までに廃止することを決定。
(1) 現行の計算料金制度、比例リターン原則のいずれも義務付けない。第3国中継による通信（ブレークアウト）に制限を課さない。
(2) 公正な競争を阻害する片方向バイパス等の行為を事後的に是正するため、電気通信事業法第92条第1項に基づき定期的な通信量等・収入報告を求めるとともに、必要な場合には追加的報告を求める。事後的に是正すべき行為が見られる場合には是正すべき等の旨指導し、原則として指導した旨を公表する。なお、法第37条の要件に該当する場合には、業務改善命令を発動する場合もある。

1997. 12　**郵政省、料金規制緩和などの具体的内容を決定**

11月に政府が発表した「21世紀を切りひらく緊急経済対策」で、年内に具体的内容を決定するよう求められていた以下の規制緩和策につき次のように決定。次期通常国会に法案を提出する。
〔料金規制の緩和〕
(1) インセンティブ規制方式の導入
　地域通信市場における電話・ISDN・専用サービス等のうち、支配的事業者が提供するサービスについては、上限価格規制方式を適用し、上限価格の範囲内の料金は事前届出制。
(2) 原則届出制の導入
　長距離・国際通信の料金を含め上記(1)以外の第一種電気通信事業者の料金は事前届出制。
(3) 料金決定手続の整備
　料金決定手続の公開性・透明性を高め、利用者利益の保護、公正競争条件を確保するため、①利用者や競争事業者からの意見申出制度の導入、②差別的料金、反競争的料金の防止等料金準則の明確化、③料金決定に関する情報公開の推進等の措置を講ずる。
〔第二種電気通信事業者に対する回線設備設置の一部容認〕
　一定の条件の下で、「端末系伝送路設備」（事業者と利用者との間を接続する回線設備）を設置できるようにする。

1997. 12　**郵政省がCATVの規制を緩和 ー外資規制撤廃及びヘッドエンドの共用化ー**

11月に政府が発表した「21世紀を切りひらく緊急経済対策」に基づき、ヘッドエンドの共用化（有線テレビジョン放送法施行規則改正、即日施行）及び第一種電気通信事業を兼営するケーブルテレビ事業者に関する外資規制の撤廃（有線テレビジョン放送法関係審査基準の改正）を実施。

1997. 12　**NTTドコモ、アナログ携帯電話の新規申込受付を終了**

既存のアナログセルラー電話加入者についても早期にデジタル方式に移行させ、アナログサービスを廃止したい方針。IDOも受付終了。→ 1999年3月末でサービス終了。

1997. 12　**BTとNTTのコンソーシアム、シンガポールの電気通信事業に入札**

2000年4月からの国内及び国際電気通信事業免許は、シンガポールテレコムの他に2社までに与えられる。入札しているのは、BT及びNTTと現地資本のコンソーシアムであるStarHubのほか、アメリカWorldComと現地資本のコンソーシアムDirectline、C&Wグループと現地資本のコンソーシアムTelecomOneである。StarHubはセルラー電話サービスにも入札している(同様に新規参入2社まで)。→ 1998年4月23日に落札決定。

1998. 1　**TTNet、NTTとのGC接続による電話サービス「東京電話」を開始**

課金単位料金9円、最遠料金3分72円で、既存の第一種事業者の割引適用後の料金より安い。事業者識別番号は「0081」。TTNetの光ファイバー網とNTTの市内交換局559局とを相互接続し、TTNet営業エリア内のNTT加入者にサービスを提供。加入料、基本料は不要。サービスブランド名「東京電話」。

1998. 1　**電力系地域全10社、専用サービス提供一本化のための第二種子会社を設立**

電力系全10社が相互接続で提供する専用サービスの販売や契約、料金収納、保守運用を一本化するため、各社10%の出資で「株式会社パワーネッツ」を設立。電力系最後の沖縄通信ネットワークは1997年10月から事業を開始したばかり。→ 2月2日から営業開始。

1998. 1　**NTT、市内電話5分10円のサービスを認可申請**

月額200円の契約料を払えば、市内電話を5分10円(昼間・夜間の場合。深夜・早朝は7分10円)とするサービス「タイムプラス」の提供を認可申請。2月上旬から開始予定。提供地域は首都圏のみ。標準料金を変えるわけではなく、割引きサービスとして提供するに過ぎないからユニバーサルサービスではないとNTT側は考えている。→提供地域を首都圏のみとする点に、NTTに課されているユニバーサルサービス提供義務の観点から電気通信審議会で異論が出、結論を出せずに継続審議となった。→ 公正取引委員会事務総長も、競争業者のいる特定地域に限って低料金とすることは反競争的行為の疑いがあると指摘。→ 年内の全国展開を条件に、2月4日に認可。ただし、割引サービス全般を全国一律に実施する義務をNTTに課すかどうかの判断は見送る。公取委事務総長は発言を撤回。→ NTTは2月16日からサービス開始。→ 11月から全国展開。

1998. 1　**ETSI、W-CDMAをベースにした次世代移動通信システム標準を採択**

欧州電気通信標準化機構(ETSI)は、次世代移動通信システム(IMT-2000)の標準に、NTTドコモが開発中のW-CDMAをベースに、ヨーロッパの機器製造業者が主張するTD-CDMAを一部取り入れる案を採択した。直前にNTTドコモがTD-CDMAを一部取り入れる方針を表明しており、劣勢だったヨーロッパの一部TD-CDMA陣営がそれを受け入れたと言える。ITUのIMT-2000標準案の提出締切日は6月末。

1998. 1　**NTT、新制度に基づき相互接続約款を申請**

1997年12月に電気通信審議会の答申を得た接続ルールに基づき、97年度の指定電気通信設備との接続に関する約款の認可申請及び届出。97年4月1日に遡って適用。市内接続で3分3.55円(前年度3.64円)、中継交換で3分8.21円(同9.20円)。非指定電気通信設備との接続に関する約款も新たに作成し、認可申請及び届出。→ 3月20日認可。

1998. 2　**NTT及び長距離事業者が電話料金値下げ ー最遠料金3分90円にー**

TTNetに対抗して打ち出したNTTの値下げに他社が追随。NTTは、最遠距離を100km超とし、現行から20円値下げして3分90円とする。競合他社も現行より10円下げて最遠料金は90円とするが、30～60km区間、及び60～100km区間でNTTより10円安くする。

1998. 2　**電気通信技術審議会、BSデジタル放送方式の技術的条件を答申**

映像符号化方式はMPEG-2 Video。映像の表示方法は、インターレース方式及びプログレッシブ方式合わせて5種類(1080i、480i、480p、720p、1080p)。以下の基本的考え方を踏まえて策定。
①2000年頃に実現可能な技術
②デジタルHDTV放送等の高画質サービス、及び多様で柔軟なサービスの実現(1トランスポンダでデジタルHDTVの2チャンネルを実現)
③アダプタを付ければ現行の受信アンテナ・端末で受信可能
④できるだけ低廉な受信機
⑤CS放送、地上波放送、CATV、蓄積メディアなど様々なメディア間での最大限の共通性

1998. 2　**NTT、市内電話5分10円の割引サービス「タイムプラス」を関東地域で開始**

TTNetの「東京電話」に対抗し、月額200円の契約料を払えば、市内電話を5分10円(昼間・夜間の場合。深夜・早朝は7分10円)とするサービス「タイムプラス」の提供を開始。当面は関東のみ。ただし、年内の全国展開を条件に認可を受けている。テレチョイス、テレワイズ、テレホーダイのどれか一つと併用可。→ 11月から全国展開。

1998. 2　**CSデジタル放送の集中排除及び放送番組審議機関設置の緩和に関する答申**

1997年11月に政府が発表した「21世紀を切りひらく緊急経済対策」に基づき、CSデジタル放送について12月12日に以下の規制緩和の諮問を受け、電波監理審議会が原案を適当とする答申。番組数の制限は廃止する。
〔集中排除の緩和〕
①委託放送業務のみを行う者（合計で4中継器まで）
・TV：最大4中継器（現行2中継器で12番組まで）
・ラジオ：最大1中継器（現行2中継器で100番組まで）
・データ放送：最大1中継器（現行同じ）
②放送局免許を持つ者（合計で2中継器まで）
・TV：最大2中継器（現行1中継器で6番組まで）
・ラジオ：最大1中継器（現行1中継器で100番組まで）
・データ放送：最大1中継器（現行同じ）
③「支配」とみなす議決権の割合を「1/10超」から「1/3以上」に緩和
〔放送番組審議機関設置義務の適用除外〕
①学校教育法に基づき、学校、専修学校又は各種学校が教員に行わせる授業
②囲碁若しくは将棋に関する時事、実況、解説又は講座
③放送番組の検索又は選択に関する情報

1998. 2　**NTTがxDSLのフィールド実験を開始**

xDSL装置を実際のメタリック加入者線に取り付け、インターネット接続サービスを通して、xDSLの技術的な適用条件の評価やサービス性の評価を行うことを目的に、関東及び関西で実施。→ 12月10日で終了。

1998. 2　**通信放送技術衛星「かけはし」の静止軌道投入失敗**

通信放送技術衛星（COMETS）の静止軌道投入に失敗。COMETSは、Ka帯／ミリ波帯を使用した大容量マルチメディア移動体衛星通信や21GHz帯を使用した高度な広帯域衛星放送、低軌道周回衛星と地上局を静止衛星によって中継する衛星間通信技術の開発などを目的としている。打ち上げ失敗により、実験スケジュールが大幅に狂う模様。

1998. 3　**郵政省、ワールドコムに第一種電気通信事業の許可**

2月5日のWorldComの子会社ワールドコム・ジャパン（株）の申請に対し許可。外資規制撤廃後初めての100％外資会社に対する許可となる。12月1日から東京の中心部でサービス開始予定。→ 3月17日、「0071」（基本サービス用）及び「0072」（料金通知等の付加サービス用）の番号指定を受ける。ワールドコムはみなし制ではなく事前登録制を採用する。

1998. 3　**NTT、πシステムの導入を神戸から開始**

電柱又は建物まで光ケーブルを敷設する「新光アクセスシステム（πシステム）」を、阪神・淡路大震災で被災した神戸市長田区鷹取東第一地区を皮切りに導入し、運用を開始。

1998. 3　**電気通信技術審議会、加入者系無線アクセスシステムの技術的要件を答申**

1998年7月28日に技術的条件について諮問を受けた。答申の主な内容は以下のとおり。準ミリ波及びミリ波帯だけでなく、PHS用周波数帯域も含めることで導入しやすくしている。
(1) 準ミリ波及びミリ波帯（22GHz帯、26GHz帯及び38GHz帯）
①対向方式（主として企業向けのもの）
・伝送容量は156Mbps以下
・空中線電力は0.5W以下
②一対多方向方式（主として一般家庭向けのもの）
・伝送容量は規定せず
・空中線電力は0.5W以下
(2) 準マイクロ波帯（1.9GHZ帯：PHS用周波数帯の範囲内）
・既存のPHSシステムとほぼ同じ技術を最大限利用したもので、
既存のPHSに干渉を与えない範囲内で導入する。

1998. 3　**電気通信技術審議会、放送業務と陸上移動業務との周波数共用の要件を一部答申**

放送業務と陸上移動業務との周波数共用条件及び今後研究開発すべき共用技術などについて一部答申。共用する際の許容干渉レベルを定める。地上波テレビ放送用周波数のうち、比較的直進性が高いUHF帯の470～770MHzを共用検討対象とし、現在規格策定中のデジタル放送については検討対象としていない。

1998. 3　**1998年度から2000年度までの「規制緩和推進3か年計画」を閣議決定**

1995年から開始した規制緩和推進3か年計画終了に伴い、1998年度から2000年度までの新たな3か年計画を決定。全部で624項目。情報通信分野での主なものは以下のとおり。→ 1999年3月改定。
〔電気通信〕
(1) 第一種電気通信事業の料金の原則届出制及び価格上限方式導入。
(2) 接続料算定方式への長期増分費用方式の導入を検討。
(3) 番号ポータビリティ、事業者前選択について検討。
(4) 100対地ルールの撤廃。
(5) NTTの東西地域会社間における実質的な競争実現のための有効な措置を実施。
(6) KDD法を廃止し、完全民営化。
〔放送〕
(1) 委託放送事業者間での統計多重方式について、平成10年中に活用可能とする。
(2) CSデジタル放送の外資規制緩和を検討。
(3) CSデジタル放送用トランスポンダ料金の総括原価主義を廃止。
(4) 全てのCATV事業者に係る外資規制及び外国人役員規制を撤廃する方向で平成10年中に結論。
(5) CATVの許可申請書類記載事項を平成10年4月中に簡素化。
〔通信・放送融合〕
(1) 電気通信事業者の加入者系光ファイバ網をCATV伝送路として利用可能とする。
(2) ユニバーサルサービスの範囲及び責務を明確化。

年　月	出　来　事

1998. 3 **郵政省、電気通信役務を3種類に簡素化**

第一種電気通信事業の電気通信役務の種類を、現行7区分から「音声伝送」、「データ伝送」、「専用」の3区分に簡素化するほか、第二種電気通信事業の電気通信役務の種類も、現行の4区分から3区分に簡素化し、役務区分を統一。区分の簡素化により、電気通信役務を追加・変更する際の認可申請手続きの必要性が軽減される。1997年11月の緊急経済対策の中に年度内の実施が盛り込まれていた。

1998. 4 **NTT、JSATと共同で衛星インターネット接続サービス提供会社を設立**

JSATと共同で、衛星インターネット接続サービスや衛星イントラネットサービスを提供する会社「NTTサテライトコミュニケーションズ(株)」を設立。衛星はNTTのN-STAR及びJSATのJCSAT4を利用する。出資比率はNTTが51%、JSATが49%。→ 8月に資本金を4億円から35億円に増資。出資比率はNTTが36.5%、JSATが33.5%、NTTデータ通信が10%、ソニーが9%、マイクロソフト、伊藤忠テクノサイエンスが4%、日本IBMが2%、ソフトバンクが1%。

1998. 4 **テレウェイ、ATM専用サービスを開始**

NTT及び日本テレコムより遅れて開始。

1998. 4 **地域系NCC6社、ATM専用サービスを開始**

TTNetなど関東、中部、関西、中国、四国、九州の地域系6社がATM専用線を提供開始。6社間の相互接続も同時に開始。10月までには開業したばかりの沖縄を除く残り3社も開始予定。NTTより約10%前後安い。

1998. 4 **放送法改正、トランスポンダ料金算定の総括原価主義を廃止**

放送法を一部改正する法律が成立。BSデジタル放送の開始に備え、NHKの業務に委託国内放送業務を追加。また、衛星の中継器料金の届出制を見直し、総括原価主義に基づく料金算定を義務付けた従来の規制を撤廃。6月3日公布。

1998. 4 **政府が総合経済対策を発表、情報通信の高度化を盛り込む**

従来型の公共事業による景気刺激策だけでなく、今回の目玉として、我が国将来の発展基盤となる情報通信の高度化や科学技術の振興を図る観点から、研究開発用超高速光ファイバネットワーク、地上放送デジタル化推進のための研究開発施設、電線共同溝の整備、電子商取引の推進、情報通信の高度化のための技術・研究開発の促進、先端的・独創的・基礎的研究開発の推進、新規産業創出を目指した産学官連携の促進並びに次世代を担う若手研究者育成等に、1兆円程度の事業を実施することを発表。平成10年度第一次補正予算から支出(6月17日成立)。この一環として、郵政省は1Gbps級のATM交換網(ギガビットネットワーク)を構築し研究開発用に開放、次世代インターネット技術開発を支援する(このための予算は510億)。通信・放送機構が実際の設計・構築・運用にあたる。1999年2月中旬には運用開始予定。→ 1999年4月1日からギガビットネットワークの運用を開始。

1998. 4 **電波監理審議会、BS-4後発機によるデジタル衛星放送の制度整備に関する答申**

2月20日に受けた以下のような制度整備の諮問につき、原案を適当とする答申。
1. 放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の変更
　BSデジタル放送に関する委託放送業務の指針及び基本的事項を定める。また、放送の種類ごとの放送番組の数の目標を定め、BS-4後発機の4本のトランスポンダのうち1本は移行期間として先発機と同一の放送を行うサイマル放送に使い、残り3本のトランスポンダで行うサイマル放送以外のデジタル衛星放送につき、放送番組数の目標を、HDTV6ch、超短波(音声)放送20ch程度、標準テレビジョン放送(SDTV)20ch程度とするが、SDTVはHDTV6chが埋まらない場合に限って割当てる。
2. マスメディア集中排除原則の運用方針の変更
　地上波放送事業者からBS放送事業者への出資につき、「支配」とみなされる議決権の割合を「10%超」から「1/3以上」に緩和する。既存アナログ衛星放送(BS)事業者には委託放送事業への直接参入を認める。
3. 2月9日のBSデジタル放送技術方式に関する電気通信技術審議会答申に沿った技術基準の設定
4. 無線局免許申請、委託放送業務認定申請等に関する諸制度の整備など

1998. 4 **KDD法の廃止及び料金の原則届出制などの法改正、可決・成立**

参議院の本会議で「電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律」が可決され、KDD法の廃止、料金の原則届出制、第二種事業者に設備の所有を一部認めること、特別第二種の規模基準の撤廃、などの法改正が成立。5月8日公布。KDDは純民間会社となり、外資規制も無くなる。→ 7月30日、KDD法廃止。

1998. 5 **NTT、電話番号案内料金を大幅値上げ**

2月27日に認可を受け、4月1日から実施する予定であったが、認可の際、電気通信審議会が、番号案内料の改定の趣旨・内容などの周知を徹底するための十分な期間を設けるよう要望したため、1ヶ月延期した。2段階目の値上げも1年後の5月になる。
①オペレーターによる電話番号案内については、2年間で2段階での値上げ。
　第1段階:毎月1案内50円(現行30円)、2案内以降80円(同60円)、深夜早朝120円(同60円)
　第2段階:毎月1案内60円、2案内以降90円、深夜早朝150円
②パソコンなどによる自動案内には、1検索あたりの料金を設定。
　3分10円+15円/検索(現行3分10円)、深夜早朝4分10円+15円/検索(同4分10円)

1998. 5 **タイタス、CATV電話で夜間通話を無料にする料金制度を導入**

タイタス・コミュニケーションズのCATV電話加入者間の通話につき、午後7時から翌朝8時までの夜間の通話料を基本料金の中に含めることにより、実質的に無料とする料金制度を導入。他の料金体系には変更無し。タイタスは1997年6月から千葉県柏市でCATV電話の本サービスの提供を開始している。

1998. 5 **パーフェクTV!とJスカイBが合併、スカイパーフェクTV!が発足**

パーフェクTV!が存続会社で、新会社の社名は日本デジタル放送サービス株式会社(Japan Digital Broadcasting Services Inc.)、サービスブランド名は「スカイパーフェクTV!」。JCSAT-3を利用する従来のサービスは「パーフェクTV!サービス」(103ch)、JCSAT-4を利用するサービスは「スカイサービス」(68ch)とする。認定を受けているテレビ放送は両者合計で171chになる。パーフェクTV!の全株主とJスカイBの全株主の所有比率を1:1とし、伊藤忠商事、ソニー、ソフトバンク、News、フジテレビジョンの5社が同等に11.3750%を出資する筆頭株主となり、主導権を共有する。

1998. 5 **スカイパーフェクTV!、PC向けデータ放送を開始**

PC向けデータ放送サービス「スカイパーフェクPC!」の試験放送を開始。

年　月	出　来　事

1998. 5　**相互接続料金への長期増分コスト方式導入につき、2000年中の実施で日米政府が合意**

バーミンガムサミット前の日米交渉で、2000年度中に実施するとしていたものを、2000年中に前倒しすることで合意。

1998. 5　**NTT、PHS事業のNTTドコモへの営業譲渡及びNTTパーソナル各社の清算を発表**

NTTパーソナルの主要株主との間で合意が成立し、大幅な債務超過に陥っているPHS事業をNTTドコモに営業譲渡し、NTTパーソナル各社は清算すると正式発表。→ 12月、NTTドコモが営業譲渡を受け、PHSサービスを開始。

1998. 6　**郵政省、通信事業者の光ファイバーをCATV事業者に開放**

電気通信事業者の所有する光ファイバーの利用をCATV事業者に認める規則改正を実施。1996年9月26日以前に申請し許可を受けているCATV事業者が存在する地域に関しては、当面、電気通信事業者の光ファイバー網を利用するCATV事業者の新規参入を認めないが、状況を見た上で2001年10月31日までには撤廃する。それ以外の地域については認める。1996年9月26日を起点とするのは、その時点で通信事業者の光ファイバーを利用したCATVの事業化が可能であることが明らかになり、それ以後に事業を開始した者は保護する必要性がないため。また5年間保護するのは、CATV事業の黒字化に平均5年かかるため。

1998. 6　**郵政省、地上デジタル放送導入に向けた包括的方針を発表**

「地上デジタル放送懇談会 中間報告」を公表、地上デジタル放送の円滑な導入の在り方について、導入方針、目標スケジュール、支援措置、放送制度の見直し、経過措置などを提示し、一般からの意見を求める。主な内容な以下のとおりで、既存民間放送事業者に配慮したものとなっている。
1. 地上デジタルテレビ放送は、関東・近畿・中京の三大広域圏については2003年末までの本放送開始を期待する。
2. 地上デジタルテレビ用にはUHF帯のローバンドを原則利用する。
3. 地上波テレビ放送のアナログ放送終了時期の目安は2010年とする。
4. ハード・ソフト一致を基本とする。
5. 民間事業者の投資負担を軽減するため、金融・税制上の支援措置を講ずる必要がある。
6. デジタル放送の特徴を十分発揮できるような免許形態の実現が望ましい。
7. 地上デジタルテレビ放送については、当初は既存事業者の移行を重点的に実施し、新規事業者の参入機会は移行完了後とする。

1998. 6　**郵政省、国際第一種電気通信事業者の100対地原則を撤廃**

大臣通達である電気通信事業法関係審査基準第19条(7)で、自社所有の回線で100対地以上を直接結ばなければ、他社回線利用のサービス提供を認めないと定めていたが、1997年12月に国際公専公接続を解禁する際、1998年6月末までにこの規則を廃止する方針を明らかにし、1998年3月末の規制緩和推進3か年計画の中に盛り込まれていた。

1998. 6　**郵政省、ユニバーサルサービス基金を導入する方針を発表**

「マルチメディア時代に向けた料金・サービス政策に関する研究会」報告書を公表し、一般からの意見を求める。主な内容は以下のとおりで、ユニバーサルサービス確保のための新たな枠組みの必要性を指摘した上で、ユニバーサルサービス基金の設立を適当とし、ユニバーサルサービス提供義務者、コスト負担者、コスト算出方法、負担額算定方法などの大枠の検討方針を提示。具体的内容は今後の検討に委ねる。
1. ユニバーサルサービスの範囲
　普及率及びサービス内容の観点から、現時点では、加入電話サービス、緊急通報サービス、公衆電話サービスが該当する。
2. ユニバーサルサービス確保のための新たな枠組み
(1)提供義務者はNTTに限定せず一定の条件を満たす事業者を対象とすることも検討。
(2)コスト負担者の範囲は、事業者の規模や提供サービスに応じて検討。
(3)ユニバーサルサービス提供コストは長期増分費用モデルに基づくコストと実際の会計データに基づくコストとを照合した結果に基づき算定する。
(4)各事業者の負担額は、負担の公平性や実際の算定方法の容易さ等を総合的に考慮し、収入又はトラヒックの割合に応じて決定する。
3. 基金設立に当たっては、ユニバーサルサービスコストの明確化が必要。総合的に検討した上で1999年夏以降には導入の必要性及び導入時期についての判断が可能。

1998. 7　**KDDが一般向け国内電話サービスを開始 －最遠距離は3分69円－**

4月9日申請、4月27日認可。距離区分を60kmまで、100kmまで、100km超の3区分とする。従来の国内電話料金は、「単位課金料金(10円)当たり何秒」という方式(カールソン方式)であるが、国際通話料金と同様、6秒毎の課金方式(ハドソン方式)とする。従って距離区分の平日昼間の料金を3分に換算すると、それぞれ39円(1.2円/6秒)、54円(1.8円/6秒)、69円(2.3円/6秒)となる。また、深夜・早朝は距離に関係なく30円(1円/6秒)とする。3分料金で比較した場合、30km超で全てNTTや長距離NCCより安いが、TTNetよりは高い。国際電話と同様、みなし契約制を採用。

1998. 7　**日本テレコム、無線アクセス回線による直加入サービス開始**

全国の15のJR駅周辺で、沿線に敷設した光ファイバーに大容量の無線回線で接続する直加入型サービスを開始。NTTや地域系事業者の専用線を利用することなく直加入型サービスを提供する点で、いわば地域サービスそのものであり、これまでと一線を画す。今後順次エリア拡大予定。

1998. 7　**DDIセルラーグループ、CDMA方式の携帯電話サービスを開始**

DDIセルラーグループのうち、関西セルラー、九州セルラー、沖縄セルラーがCDMA方式の携帯電話サービス「cdmaOne」を開始。既存のデジタルサービスより月額基本料が200円高いが(ただしドコモのデジタルサービスより安い)、通話料金は同じ。→ 1999年3月18日から北陸セルラー、中国セルラー、四国セルラーがサービス開始。→ IDOは1999年4月14日から開始。同時に東北セルラー、北海道セルラーも開始し、cdmaOneの全国ネットワークが完成。

1998. 7　**郵政省、対地静止衛星による外国間通信を認める規則改正**

電波管理審議会の答申を受け、対地静止衛星を利用する衛星通信サービスについて、日本を一方の対地国とする必要性を無くし、外国地間の通信の媒介を認める規則改正。7月下旬施行。

1998. 7　**郵政省、次世代移動通信システム導入に向けた基本方針案を発表**

「IMT-2000の導入に関する基本的考え方」を発表し、9月30日まで意見を求める。主な内容は以下のとおり。
(1)導入時期:2001年(平成13年)中
(2)同一事業区域の参入事業者は最大3社。1社による全国展開も認める。
(3)事業者は、地域網を有する事業者とは別の事業主体でなければならない。
(4)上り回線に1,920～1980MHz帯、下り回線に2,110～2,170MHz帯を使用し、
　1社にそれぞれ20MHz幅を割当てる。

1998. 9　**PHS波帯による加入者系無線アクセスシステム導入のための規則改正を答申**

加入者系無線アクセスシステム導入に向けた、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の各一部改正の諮問につき、電波監理審議会が、原案通り適当とする答申。3月に電気通信技術審議会から、準ミリ波及びミリ波帯とPHS用周波数帯域についての技術的条件の答申を受けており、今回はそのうちのPHS周波数帯(1.9GHz帯)の導入に必要な規則を整備するもの。

1998. 9　**電波監理審議会、CATV網補完用無線設備のための規則改正を答申**

これは、1997年11月の緊急経済対策に盛り込まれた「加入者網における無線システムの実用化」を実施するため無線設備規則を改正するもので、ケーブル敷設が困難な部分を無線伝送で補完する際の無線設備の技術的条件について定め、有線回線敷設の同意が得られない場合又は有線回線の敷設が経済的でない場合でもサービスの提供を可能とする。加入者宅への伝送部分を無線にすることも想定されている。これにより以下のことが可能になる。
(1)隣県の地上波番組のヘッドエンドまでの伝送の容易化
(2)橋脚等の利用が困難な場合の河川横断
(3)住宅点在地域におけるケーブル敷設に係る経費削減
(4)集合住宅入居者への直接サービス

1998. 9　**電波監理審議会、デジタル衛星放送に関する規則改正を答申**

以下の規則改正を適当とする答申。
(1)CSデジタル放送で委託放送事業者間での伝送容量の融通を可能にする(統計多重方式の活用)
　→ 放送法施行規則、放送局の開設の根本的基準
(2)CSデジタル放送でのデータ放送の番組数の目標を30程度とする
　→ 放送普及基本計画、放送用周波数使用計画
(3)BSでのデジタルとアナログのサイマル放送について、マスメディア集中排除の適用を除外
　→ 放送法施行規則
(4)CSアナログ放送を廃止

1998. 9　**郵政大臣、通信関連4団体に学校のインターネット接続支援を要請**

学校のインターネット利用促進のため、郵政大臣が通信関連4団体(電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本ケーブルテレビ連盟、通信機械工業会)に、割引料金の設定や接続に関する人員支援、利用促進のための専用ホームページ開設を要請。

1998. 9　**電気通信技術審議会、地上デジタル放送の暫定伝送方式を決定**

同審議会デジタル放送システム委員会で暫定方式を決定。主な特徴は以下のとおり。映像表示方式はBSデジタル放送と同じ5種類。実証実験後、1999年春を目処に最終的に決定する。→ 1999年5月、正式に決定し答申。
(1)6MHzの帯域幅の中でHDTVを1ch、又はSDTVを3ch程度を実現可能
(2)良好な移動受信が可能となるため、固定受信向けと携帯・移動受信向けの番組を随時組み合わせた放送や携帯端末での部分受信が可能
(3)マルチパス(遅延波)による妨害に強いOFDM(直交周波数分割多重)変調方式を採用することにより、SFN(単一周波数中継:隣接放送区域の同一番組では、同一周波数を使える)が実現でき、周波数の有効活用が可能
(4)国内における他のデジタル放送メディアとの整合性を確保するとともに、今後の通信やコンピュータとの融合によるマルチメディア放送にも対応可能

1998. 9　**CSアナログ放送終了**

スカイポートが放送を終了し、ディレクTVに移行。これにより1992年4月から始まったCSアナログ放送は消滅。

1998. 10　**DDI、国際電話サービスを開始**

Teleglobeと提携し再販で参入。通話可能な国又は地域は235対地で、料金は他の事業者より約30%安い。対米は標準料金で3分240円。事業者識別番号として「0078」を使用。DDIセルラーグループからの利用も可。→ このDDIの低料金による参入により、国際通話料金は過酷な値下げ競争に突入。

1998. 10　**電気通信技術審議会、CSによるデジタルHDTV放送方式の技術的条件を一部答申**

7月からBSデジタル放送(11.7GHz～12.2GHz以下)におけるデジタルHDTV放送方式(720pまたは1080i、1080p:2月に決定済)に続き、CSデジタル放送(12.2～12.75GHz)でのデジタルHDTV放送導入のための技術的条件について検討開始していたが、映像フォーマットについて、BSデジタル放送や地上デジタル放送と同じ方式を導入することを答申。→ 1999年1月、規則改正を電波監理審議会に諮問。→ 1999年3月、答申。

1998. 10　**BSデジタル放送委託事業者が決定**

電波監理審議会が、BS-4後発機によるBSデジタル放送について、諮問どおり以下のように新規の委託放送業務を認定する答申を出した。既存民放系列を全て含む。2000年12月1日から業務開始予定。なお、NHKはサイマル放送枠で現在のBS1、BS2、HDTVを放送する予定。
1. 高精細度テレビジョン放送:6番組(それぞれHDTV1番組／SDTV3番組を認定)
　BS朝日(テレビ朝日系列)、日本衛星放送(WOWOW)、BS日本(日本テレビ系列)、BSジャパン(テレビ東京系列)、BSフジ(フジテレビ系列)、ジャパン・デジタル・コミュニケーションズ(TBS系列)の計6社。
2. 標準テレビジョン放送:1番組
　スターチャンネルのみ。
3. 超短波放送:22番組
　1. の6社のほか、ビー・エス・ジェイ・ラジオ、ジェイエフエヌ衛星放送、ミュージックバードの計9社で、最後の2社が4番組ずつ、他は2番組ずつ。

1998. 10　**郵政省、xDSLの導入を発表**

アクセス回線へのxDSL技術の導入を可能とするよう省令を改正する方針を発表。電気通信審議会に諮問。→ 12月18日答申。1999年1月から施行。

1998. 10　**IIJとトヨタとソニー、データ通信専用に回線を提供する新会社を設立**

高速・大容量のデータ通信回線の提供に特化した新会社「クロスウェイブコミュニケーションズ(CWC)」を設立。資本金1億円で、IIJ、トヨタ、ソニーがそれぞれ4:3:3の割合で出資。既存長距離事業者との長期使用権(IRU)契約によりダークファイバーを調達し、第一種事業者としてサービスを提供する。光ファイバーの両端にWDM(波長分割多重)装置を接続してSONET/SDHの大容量の基幹網を構築し、交換設備は持たず、大企業やISP向けの容量販売に徹するものとみられる。1999年4月30日事業開始予定。→ 12月21日、第一種電気通信事業の許可。→ 1999年4月30日、サービス開始。

1998. 11　**原則届出制・価格上限制を導入した新しい料金制度が施行**

4月に改正された電気通信事業法及び同施行規則を施行。価格上限規制の適用は1999年度中の予定。
1. 届け出制
事前届出期間は1週間で、届出対象となるのは、価格上限規制の対象とならないサービスの料金、及び価格上限規制の対象となるサービスで基準料金指数以下の特定電気通信役務(この場合1ヶ月前に届け出)。したがって、全ての料金が原則届け出制となる。
2. 価格上限規制
(1)価格上限規制の対象となる特定電気通信役務
指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、指定電気通信設備を用いて提供する都道府県内の通信サービスのうち以下のもの。
①電話役務(トーンダイヤル、番号案内を含む)
②ISDN役務(番号案内を含む)
③専用役務(映像伝送、放送専用等は除く)
(2)基準料金指数設定対象区分(バスケット)
①電話役務及びISDN役務:通話料・通信料、番号案内料など
〈サブバスケット〉:加入者回線設備を用いて提供される電話役務及びISDN役務で、基本料、施設設置負担金など
②専用役務:専用料など

1998. 11　**国際衛星移動通信サービス「Iridium」が試験サービスとして始まる**

国内で完結する通話では問題がないが、国際通話の品質が完全でないため、月額基本料は徴収せず、当面試験サービスとして開始する。→ 1999年1月1日から本サービスとして提供開始。→加入者が伸びず、1999年8月、会社更正法の適用を申請。

1998. 11　**政府、高度情報情報通信社会推進に向けた基本指針を改定**

首相を本部長とし内閣をメンバーとする高度情報通信社会推進本部は、1995年2月に発表した基本指針を見直し、新たな指針を発表した。「民間主導」、「政府による環境整備」、「国際的な合意形成に向けたイニシアティブの発揮」、という3つの行動原則に基づき、これからの進め方として、以下の4点を当面の目標とする。
①電子商取引の本格的な普及に向け、解決すべき課題の検討及び措置
②公共分野の情報化に向けた政府の積極的な取組み
③高度情報通信社会の発展を支える人材の育成や情報リテラシーの向上
④電子商取引等の普及や情報通信の高度化・多様化・パーソナル化へのニーズに対応した情報通信インフラの基盤整備を民間事業者の活力を生かして促進する。

1998. 11　**関東地区で地上デジタル放送実験開始**

東京パイロット実験実施協議会が東京タワーを利用した関東地区の地上デジタル放送の実験を開始。同協議会には、NHKや民放キー局などが参加している。実験は、フェーズ1(HDTV/SDTV画像伝送実験、SDTV移動体向け伝送、EPGなどの機能確認)、フェーズ2(データ放送に関する伝送、多機能受信機の動作実験)に分けて行われる。

1998. 11　**政府が緊急経済対策を発表、21世紀先導プロジェクトの実施を盛り込む**

政府・自民党は、総事業規模17兆円超の事業を緊急に実施する(恒久的減税6兆円超を含めると、20兆円を大きく上回る規模)緊急経済対策を発表。第3次補正予算により実施予定。この中に、「21世紀型社会構築に資する景気回復策」の一つとして「21世紀先導プロジェクトの実施」が挙げられ、その中の項目の一つとして、以下のような「先端電子立国を形成するための2つのプロジェクト」が挙げられている。
1. 次世代インターネット構想を推進するとともに、国、地方公共団体等の情報化を進め、強力な電子政府、ワンストップ行政サービス等情報化を図る。また、全国的に地域や産業の情報化の取り組みを一層加速させる。2000年問題への対応を進める。
2. 通信コストの引下げと情報ハイウェイ、光ファイバ網・CATV網等の整備・高度利用を引き続き推進し、通信容量の大幅な拡大、情報内容の充実を図り、我が国のネットワーク環境を一変させる。

1998. 11　**JSATとSCC、次期通信衛星の共同運用を発表**

BSと同じ東経110度に打ち上げる次期通信衛星(N-SAT-110)について、両社の免許申請が競合していたが、衛星を一本化し、共同運用することで合意した。BSとCS共同受信が容易になるため、どちらが運営主体となるかは死活問題であった。衛星は2社で共同購入し、管制はSCCが担当するがJSATとの合意の上で実施する。24本のKuトランスポンダは両社が半分ずつ利用する。衛星はLockheed Martin社製で、2000年中頃打ち上げ予定。

1998. 11　**準ミリ波帯・ミリ波帯の加入者系無線アクセスシステム導入の規則改正に関する答申**

準ミリ波帯・ミリ波帯(22GHz帯、26GHz帯及び38GHz帯)の周波数を利用した加入者系無線アクセスシステム導入に関する規則の整備に関し、諮問内容を概ね適当とするが、多元接続方式として時分割多重方式以外も認めるべきとの意見を付した電波監理審議会の答申が出た。これに基づき、周波数分割多元接続方式も認めるようにする。→ 12月25日、規則を公布・施行。

1998. 11　**電波監理審議会、PHS利用促進のための規則改正に関する答申**

ビル内等での利用のための可搬型中継装置の導入や、出力を2Wに引き上げることによる基地局のカバーエリア拡大、デジタルコードレス電話と公衆PHSとの周波数共用基準の見直し、PHSの移動局端末・デジタルコードレス電話(親機)の性能向上、省令での「簡易型携帯電話」の呼称を「PHS」に改めるための規則改正について、9月18日に諮問を受けていたが、原案通り適当とする答申。

1998. 11　**郵政省、無線設備の技術基準適合証明制度を簡素化、外国機関の証明を受入れ**

電気通信分野の国際化を背景として、無線設備に係る基準認証制度の国際的調和を図ることが要請されていること、及び携帯電話等への加入者数の急増に伴い、技術基準適合証明制度の簡素合理化を図る必要が生じたことから、1998年4月の電波法改正に伴い、関係諸規則を改正。郵政大臣が承認する外国機関の適合証明や点検結果を認める。また、大量生産機種向けの簡素な制度として、特定無線設備を工事設計(タイプ)について認証する制度(設計認証制度)を創設。→ 1999年1月、電波監理審議会の答申を得る。3月に規則施行。

1998. 11　**郵政省、2000年度中をめどに優先接続を導入する方針を発表**

「優先接続に関する研究会報告書」のとりまとめを受け、その内容に沿った優先接続制度を導入する方針を発表。報告書の主な内容は以下のとおり。国際にも優先接続を導入することを明らかにした点が、同研究会中間報告書と大きく異なる。→ 1999年3月、電気通信審議会に規則案を諮問。→ 4月に答申。

1. 公正競争条件確保の観点から優先接続の導入を適当とする。
2. 優先登録の区分として、通話の範囲に応じて「市内」、「県内市外」、「県間市外」、「国際」の4区分を設ける。
3. 固定優先接続のほか、通話毎の選択の併用を必須とする。アダプタ(ACR)の利用も認める。
4. 国内電話は、長距離NTT及び地域NTTをデフォルトとするが、国際電話は特定事業者をデフォルトとしない。
5. 1999年夏のNTT再編後できるだけ速やかに優先接続を導入すべき。具体的には2000年度中(2001年春)を目安とする。

1998. 12　**KDDとテレウェイが合併、新KDDが誕生**

KDDとテレウェイとの合併により、KDDを存続会社とするケイディディ(株)が誕生。テレウェイ株1株(額面5万円)にKDD株30株(額面500円)を割当てる。資本金405億円。1997年度の両社の売上高合計は4,249億500万円で、単体決算で比較すると、DDIより1,000億ほど小さく、ITJと合併した日本テレコムとほぼ同じ規模である。

1998. 12　**NTTドコモグループ、NTTパーソナルから営業譲渡を受け、PHS事業を開始**

営業譲渡の認可に当たっては、携帯・自動車電話サービスとPHSサービスの料金を、それぞれのサービス別収支に基づいたものとするなど、他の事業者との公正競争を確保するための条件が課せられた。NTTパーソナル各社は清算される予定。

1998. 12　**日本テレコム、次世代バックボーンをIPベースの音声・データ統合網へ**

次世代バックボーンとして、IPベースで音声とデータを統合するネットワーク「PRISM(Progressive and Revolutionary Integration on Service Media)」を開発することを発表。実験システムを構築し、その検証実験を1999年度から開始する。→ 2000年3月、商用化開始を発表。

1998. 12　**郵政省、V-chip導入問題を先送り**

郵政省「青少年と放送に関する調査研究会」が以下の提言をまとめた報告書を発表。V-Chipの導入問題は先送りとした。

1. 青少年向けの放送番組の充実
2. メディアリテラシーの向上
3. 青少年と放送に関する調査等の推進
4. 第三者機関等の活用
5. 放送時間帯の配慮
6. 番組に関する情報提供の充実
7. V-Chipの導入については継続検討
8. 提言の早期実現に向け専門家会合を設置

1998. 12　**電気通信審議会がxDSLサービス導入のための規則改正を答申、1月から施行**

電気通信審議会がアクセス回線へのxDSL技術の導入を可能とする事業用電気通信設備規則の一部改正を認める答申。新規則は1999年1月に公布・施行。

1998. 12　**郵政省、準ミリ波帯・ミリ波帯の加入者系無線アクセスシステムの導入方針を発表**

準ミリ波帯・ミリ波帯(22 GHz帯、26 GHz帯及び38GHz帯)の周波数を利用した加入者系無線アクセスシステム導入に関する基本方針を発表。事業主体については、地域電気通信市場への参入機会を広く提供する観点から、既存の電気通信事業者、新規に電気通信事業を行おうとする者のいずれも可能とするが、地域電気通信市場の競争を促進する観点から、2001年3月末までは、地域電気通信網について支配的な地位を有する第一種電気通信事業者以外の者に対して割り当てる。→ 1999年2月、4事業者に無線局予備免許を付与。

1998. 12　**郵政省、WRC97に基づき周波数の割当原則を改正、1999年1月から施行**

低軌道周回衛星などへの周波数の追加割当などで合意した1997年11月のWRC97に基づき、周波数の割当原則を改正。1999年1月1日から適用。

1999. 1　**Iridium、衛星携帯電話本サービス及びページャーサービスを開始**

グローバルのページャーサービスを開始するほか、11月から試験提供している携帯電話サービスを本サービスとして提供開始。→ 加入者数が見込みより遥かに少ないため、5月15日に料金を大幅値下げ。→ 7月1日、料金を更に大幅値下げ。→ 2000年3月、サービス終了。

1999. 1　**ジュピターテレコムとタイタス、光幹線ネットワークの共同建設で合意**

大手MSOであるジュピターテレコムとタイタスコミュニケーションズが、フランチャイズ間を結ぶ光幹線ネットワークを共同で建設し、運用することで合意。今後、ルートの展開により他のケーブル事業者や電鉄会社にも協力を呼びかける予定。

1999. 1 **郵政省、NTTドコモに料金変更命令**

1998年12月1日からNTTドコモが開始したセルラー電話とPHSの複数回線基本料割引について、「副回線の割引率は、長期契約割引相当分を含むものとしているにもかかわらず、契約期間によらず一律に割引くことには合理性がないことから、当該複数回線複合割引の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであり、電気通信事業法第31条第2項第2号の規定に該当するものと認められる。」として、6月1日までに是正することを命じた。既存の契約者も影響を受ける。DDIは携帯電話とPHSを兼営するNTTドコモの市場支配力を問題としていたが、郵政省は料金算定の問題として決着した。→ 3月1日、NTTは割引率の変更を発表。

1999. 1 **KDD、IPベースの超高速次世代バックボーンの構築を発表**

IPベースで音声とデータを一本化し、テラビットレベルの超高速伝送を可能とする次世代ネットワーク「KDDテラビットハイウェイ(KTH21)」の構築に向け、3月から国内・国際で実証実験を開始すると発表。それによれば、伝送コストは従来の1/100になる。2000年から順次KTH21に切り替え、2005年に国内主要幹線、2010年に国際主要回線へと拡大する予定。

1999. 2 **四国の電力系地域会社STNet、SDSL本サービス開始**

電力系地域会社である四国情報通信ネットワーク(STNet)が、インターネット常時接続サービスのメニューの一つとして、アクセス回線にSDSL(Symmetric Digital Subscriber Line)技術を使った「STCNアドバンス」の本サービスを開始。xDSLサービスとしては日本で初めて。1998年12月から試験提供していた。SDSLは一対のメタル回線を使用し、上り回線と下り回線の速度が同じで、160kbps～2Mbpsまでの速度が可能。192Kbps／256Kbps／384Kbps／512Kbps／768Kbpsの5品目を、光ファイバーによる場合の1/2～2/3程度の価格で提供する。

1999. 2 **電力系地域電話会社全10社が連合し、合同の戦略立案組織を設立**

電力系地域電話会社全10社が連合し、一体として情報通信事業戦略を展開するための組織として「パワー・ネッツ・ジャパン(Power Nets Japan:PNJ)」を設立。PNJは任意団体で、今後、以下の戦略に取組む。→ 1999年11月、これを事業化した(株)PNJコミュニケーションズが設立される。
1.WDM方式により、100Gbpsレベルの大容量の列島縦断バックボーンを構築
2.次世代超高速IPネットワーク(Powered IP Network:PIN)の構築
3.IPサービスの高度化
4.低コストなローカル・ループへの取組み(ローカル・ループの充実強化、WLL/xDSL/CATVも活用)
5.新たなサービス・事業展開(ソリューションビジネス、総合サービスなど)
6.新サービス・新技術の共同開発および開発体制の整備
7.グローバル化への対応(国際キャリアとの提携、国際サービスの提供、国際インフラの確保)
8.ワンストップショッピングの強化(パワーネッツ事業の強化)
9.保守運用監視、信頼度の一層向上(監視運用システムの強化)

1999. 2 **DDI、IPをベースにした次世代バックボーンの構築を発表**

KDDのJIH(環日本列島光海底ケーブル)から購入した容量をもとに、IPベースのバックボーンネットワークを構築し、2000年秋から実証実験、2001年度末から商用化の予定。ただし当面は既存電話網と併存させて運用し、IPバックボーンに一本化する時期は通話品質に耐え得るかどうか技術の進展具合を見ながら決める。

1999. 2 **NTTドコモ、携帯電話機のみでウェブ閲覧が可能なサービス「iモード」を開始**

NTTドコモの独自方式により、月額利用料300円で、携帯電話端末のみでインターネットに接続し、情報提供サービスやモバイルバンキング、チケット予約などのオンラインサービスや電子メールなどが利用できるサービス「iモード」を提供開始。伝送速度は9,600bpsのパケット通信で、データ量による従量制課金。→ 3月16日、iモードにJavaやJini技術を導入するため、Sun Microsystemsと技術協力提携。→ サービス開始後1年間で400万以上の加入者を集め、携帯電話機のみによるモバイルインターネットの可能性を証明し、海外の事業者にも大きな影響を与えた。

1999. 3 **NTT、ICカード公衆電話機の導入開始**

東京及び大阪の駅周辺及び空港に約210台を設置して運用開始。全国での本格的導入は1999年度第2四半期以降になる予定。

1999. 3 **「規制緩和推進3か年計画」を改定**

1998年3月に定めた1998年度から2000年度までの「規制緩和推進3か年計画」を改定。情報通信関係の新規項目は以下のとおり。
〔電気通信〕
①NTT東西地域会社とNTTドコモとの間における競争促進
　NTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率について、規制緩和委員会第1次見解を踏まえ、NTTドコモとNTT東西地域会社との間の競争の状況を十分注視する。
〔放送〕
①地上デジタル放送に係るマスメディア集中排除原則の運用の在り方について検討する。
〔電波関係〕
①技術基準適合証明を受けたVSAT地球局を包括免許の対象に加えることを検討。1999年度中に措置する。
②ミリ波帯の特定周波数帯において、免許不要の無線システム導入のための技術的条件を検討し、2000年度早期までに措置する。
③特定無線設備の技術基準適合証明制度の検討
　民法第34条法人要件について、その可否も含め平成11年度中に検討に着手し、2000年7月を目途に結論を得る。

1999. 3 **電波監理審議会、CSによるデジタルHDTV放送実現のための規則改正に関する答申**

CSデジタル放送にBSデジタル放送や地上デジタル放送と同じ方式のHDTV標準を導入するための規則改正について原案通り認める答申。これにより、「無線設備規則」及び「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」が改正される。

1999. 3 **郵政省、2000年時点まではNHKのBS放送をスクランブル化しない決定**

NHKのBS放送のスクランブル化の是非について、1998年10月29日から11月27日まで一般から公募した意見を参考にした検討結果(案)を2月に公表し、更に一般からの意見を求めていたが、原案通り、BSデジタル放送の普及を図るにはスクランブル化しない方が望ましいこと、BSデジタル放送の開始段階では広告により収入を得る一般放送事業者が多数を占めると思われるため地上放送同様NHKと一般放送事業者の切磋琢磨による併存体制が望ましいこと、BSアナログ放送をスクランブル化すると受信者の負担が増すことなどを理由に、「BSデジタル放送が開始される2000年時点においては、NHKのBSアナログ放送及びBSデジタル放送をスクランブル化することは適当ではない。」との検討結果を発表した。NHKのBS放送のスクランブル化については、1998年3月に閣議決定された『規制緩和推進3か年計画』において、NHKと他の有料放送事業者との公正競争の観点から、NHKのBS放送のスクランブル化について、「BSデジタル放送が開始される2000年時点の実施について、NHKの検討結果や関係者の意見を踏まえ、平成10年度中に検討結果を取りまとめる」ことになっていた。

1999. 3 **郵政省、2000年度から2段階で番号ポータビリティを導入する方針を発表**

「番号ポータビリティの費用負担に関する研究会」報告書を発表し、番号ポータビリティの導入方針を発表した。網改造費用が多額になるため2段階で導入することとし、当面は簡易な方式(第1段階方式)を2000年度を目処に実現することとする。実現から2年後を目処に状況を評価する。以後、評価は、完全な導入である第2段階方式への移行が適当と考えられるまで毎年行う。適当と考えられた場合、システム構築の期間などを考慮し、その3年後を目処に第2段階に移行する。→ 5月、電気通信事業法施行規則の改正を電気通信審議会に諮問。→ 7月に答申。2000年12月31日から施行。

1999. 3 **NTTドコモ及びIDO、アナログ携帯電話サービスを終了**

NTT方式のアナログ携帯電話サービスを終了。IDOは、アナログ用に使ってきた周波数を全てcdmaOneに振り替える。IDOが提供しているMotorolaのTACS方式は継続。

1999. 4 **NTTドコモグループ、PHSによる64kbpsのデータ通信サービスを開始**

1998年12月から試験サービスとして提供していたPHSによる64kbpsデータ通信サービス(PIAFS2.0に準拠)の本サービスを開始。当面は都市部でのみ提供。料金は32kbpsデータ通信と同じ。

1999. 4 **TTNetとアステル東京が合併**

TTNetとアステル東京が合併。アステル東京株5株にTTNet株1株を割り当てる。合併に先立ち、アステル東京は、債務免除及び増資により累損を一掃。NTTパーソナルグループはNTTドコモグループに営業譲渡し清算され、アステルグループは各地域の親会社による救済が進められている。PHS事業でそのような方向が見られないのはDDIポケット電話グループのみ。

1999. 4 **ギガビットネットワークの運用開始**

1998年4月の総合経済対策の一環として、郵政省が1Gbps級のATM交換網(ギガビットネットワーク)を構築して研究開発用に開放し、次世代インターネット技術開発を支援することが決まり、通信・放送機構が実際の設計・構築・運用にあたることになっていた。2003年度末まで、大学、研究所、企業などの研究開発機関に開放される。

1999. 4 **郵政省、NHKにデータ放送を認める決定**

1月に案を発表し、一般からの意見を求めていた。原案通りで、主な内容は以下のとおり。
1. デジタル化の技術的成果ともいうべきデータ放送のメディア特性を放送に活かして国民に還元し、また、デジタル放送の普及促進を図るという観点から、データ放送はNHKの使命に適うものであり、NHKによるデータ放送を認める。
2. データ放送の内容はNHKの基本的性格に相応しいものでなくてはならず、自ずと限界があるが、その範囲内であれば補完放送に限定される必要はない。むしろ、補完放送に限定することは、技術的成果の還元等の観点からは不適当。
3. 受信料の範囲内で行うことが求められており、値上げにつながらない範囲で、視聴者の要望に的確に対応すべき。

1999. 4 **IDOがcdmaOneサービスを開始、cdmaOne全国ネットワーク完成**

DDIセルラーグループに続き、cdmaOneサービスを開始。同時に、DDIセルラーグループでまだcdmaOneのサービスを提供していなかった東北セルラー及び北海道セルラーもサービス開始し、これによりNTTのデジタルPDC方式に対抗するcdmaOneの全国ネットワークが完成。IDOの料金プランは、すべて月額基本料に一定時間の通話料を含む形式で(「コミコミOne」)、通話料分に応じ4プランがある。データ通信料金(Dレート)は15円/分(自動的に適用)、文字メッセージ通信(Cメール)は10円／回で、オプションとしてWAPに対応したインターネット接続サービス「EZアクセス」が利用できる。EZアクセスの通信料金は10円/分で、4～6月は月額使用料無料で利用できる。

1999. 4 **IDOとDDIセルラーグループ、WAP対応のインターネット接続サービスを開始**

両グループによるcdmaOneサービスの全国ネットワーク完成に合わせ、cdmaOne携帯端末だけで電子メールの利用やWebページの閲覧が可能な、WAP(Wireless Application Protocol)に準拠したインターネット接続サービスの提供を開始。WAP対応サービスについては、両グループとも「EZ...」というブランド名で統一しており(IDOは「EZアクセス」、DDIセルラーは「EZweb」など)、月額使用料は300円である。これはNTTドコモの「iモード」と対抗する。

1999. 4 **政府、高度情報情報通信社会推進に向けたアクションプランを発表**

1998年11月9日に発表した基本指針において当面の目標とされた以下の4項目について、その実現のためのアクションプランを発表。
①電子商取引の本格的普及
・1999年度中に電子署名に法的効果を与えるための制度の整備に着手する。
・1999年夏頃を目途に、推進本部の下に個人情報保護の在り方を検討する部会を設置する。
・個人信用情報の保護・利用の在り方について検討するほか、1999年度から医療分野における個人認証等、個人医療情報保護に関する研究を開始し、必要な法規制等の公的関与について検討する。
②公共分野の情報化
・ワンストップサービスの実現を強力に推進する。政府調達手続の電子化、行政事務のペーパーレス化に取組む。
・高度道路交通システム実現のための情報通信技術の研究開発を行う。
③情報リテラシーの向上
・2001年度までに全ての公立学校をインターネットに接続する。
・教育の情報化について、1999年中に中・長期的な施策を取りまとめる。
④高度な情報通信インフラの整備
・ギガビット衛星ネットワークを構築する。
〔その他〕
・1999年中に不正アクセス対策法制を整備する。

1999. 4 **電気通信審議会、優先接続導入に向けた規則改正を答申**

3月19日に受けた諮問につき、原案通り改正を適当とする答申。指定電気通信設備との接続を定めた電気通信事業法施行規則第23条の4第2項の表「公衆電話機能」に「優先接続機能」を追加する。施行日は2000年12月31日で、その後NTTの約款認可申請から承認という手続きを経て、2000年度中には導入が実現する見通し。→ 2000年2月、郵政省は2001年5月から導入する方針を発表。

1999. 4 **日本テレコムがAT&T及びBTとの資本提携に基本合意、30%の出資を受入れ**

日本テレコムは、AT&T及びBTからそれぞれ15%、合計30%(約2,200億円)の出資を受け、常勤役員を受け入れる。AT&TやBTの日本子会社であるAT&T Jens、BTコミュニケーションズサービス、BT-NISがすべて日本テレコムの子会社として統合され、AT&TとBTが展開する国際合弁事業のパートナーとして日本での提供事業者となる。また、BTは日本テレコムの次世代携帯電話事業に参加する。AT&TとBTは両社が共同で設立する持株会社を通じて30%の株式を保有し、意思の統一を図る。→ 9月、手続き完了による正式提携成立を発表。

1999. 4 **AT&TとNTTがソリューション事業で提携**

AT&TとNTTが、多国籍企業にプロフェッショナルサービスとして企業ネットワークの設計・構築・管理を提供するグローバルネットワークソリューション事業について両社が協力することで合意し、覚書を締結。まず、AT&TがIBMから買収予定のIBM Global Network事業の日本での展開を目指す。→ NTT Comが引継ぎ、2000年2月、正式契約を締結。

1999. 4 **CWCがサービス開始、高速バックボーンサービスを提供**

IRUにより設備を調達し、WDM技術により大容量のバックボーンネットワークを提供するクロスウェイブコミュニケーションズ(CWC)が、まず最初に2地点間に回線を提供する「高速バックボーンサービス」の提供を開始。品目は1.5Mbps、45Mbps、150Mbps、600Mbpsで、距離区分が「～200km」／「～600km」／「600km超」の3区分しかない点が、既存の事業者と大きく異なる。中継回線部分のみであればNTTのディジタル専用線より遥かに安いが、足回り部分を足した専用線料金は、NTTの約半額程度になる。ただしATM専用線などと比較すると、それほど安いわけではない。今後、1対多の「ネットワークプラットフォームサービス」や「ダイアルアップポートサービス」などを提供していく予定。当初は東名阪、北陸地域の25ヶ所からサービスを開始し、2000年3月には、沖縄を除く全国でサービスの提供を可能とする。→ 10月、同様のサービスをNTT Comも開始。

1999. 5 **電気通信技術審議会、地上デジタル放送の放送方式を答申**

1998年9月に同審議会デジタル放送システム委員会で決定した暫定方式を実証実験後、正式に決定し答申。主な特徴は以下のとおり。映像表示方式はBSデジタル放送と同じ5種類。また、地上デジタルテレビジョン放送の置局に関する技術的条件も答申。→ 9月17日、この答申に基づき、省令改正を電波監理審議会に諮問。→ 11月19日、諮問どおり答申。
(1)6MHzの帯域幅の中でHDTVを1ch、又はSDTVを3ch程度を実現可能
(2)良好な移動受信が可能となるため、固定受信向けと携帯・移動受信向けの番組を随時組み合わせた放送や携帯端末での部分受信が可能
(3)マルチパス(遅延波)による妨害に強いOFDM(直交周波数分割多重)変調方式を採用することにより、SFN(単一周波数中継:隣接放送区域の同一番組では、同一周波数を使える)が実現でき、周波数の有効活用が可能
(4)国内における他のデジタル放送メディアとの整合性を確保するとともに、今後の通信やコンピュータとの融合によるマルチメディア放送にも対応可能

1999. 5 **無線呼出し事業者東京テレメッセージが倒産**

携帯電話・PHSに加入者を奪われ、経営危機に陥っていた無線呼出し事業者東京テレメッセージ(TTM)が会社更正法の適用を申請し受理され、事実上倒産した。通信自由化後の新規参入事業者としては初めての倒産。→ 8月、関西テレメッセージが2000年1月に大阪地裁へ特別清算を申請することを表明。

1999. 5 **電気通信審議会がCATVの高度化に関する答申、2010年までの完全デジタル化を提言**

21世紀初期におけるCATVのあるべき姿と、そこへ至るためのCATVの高度化に向けた方策を取りまとめた。事業者をMSO型や市街地通信可能型、農村型など7種類に分け、それぞれに今後の高度化などに向けた課題を検討すると共に、CATV事業推進のための政策的課題及びCATV高度化のための法制度の見直しなどを提言している。また、今後のCATV高度化の目標として、以下のように提言している。
(1)2005年のCATV
・自主放送CATV施設の幹線の光ファイバ化率ほぼ100%
・ほぼ全ての自主放送CATV施設が伝送容量770MHz程度の施設に広帯域化
・ほぼ全ての自主放送CATVが、IPベースの双方向サービス(ケーブルインターネット等)を提供
・公正有効競争条件の確保の下、映像配信分野におけるCATVと電気通信事業との競争本格化
(2)2010年のCATV
・難視聴対策施設の役割が終了し、自主放送CATV施設が映像配信サービスを代替(一部の難視聴対策施設のグレードアップを含む。)
・ほぼ全てのCATVがフルデジタル化
・CATV局間のネットワーク化が完成し、ほぼ全てのCATVが複数市区町村を単位としてグループ化

1999. 6 **電波監理審議会、アナログHDTV放送及びNHKのBSデジタル放送について答申**

BS-4先発機による現行のアナログハイビジョン放送の取扱い及びNHKのBSデジタル放送に関する諮問について、電波監理審議会が原案通り適当とする答申。
〔アナログハイビジョン放送の取扱い〕
1. 現行のアナログハイビジョン実用化試験放送の免許は2000年7月22日が期限となっているが、それ以降、BS-4後発機でデジタル放送を開始するまでは(2000年の末予定)、NHK及び希望する放送事業者に再免許し、実用化試験放送として実施する。また、BSデジタル放送開始後については、NHK及び希望する事業者による「デジタル方式の放送へ円滑に移行するための放送」として実施する。
2. アナログハイビジョン放送は、遅くともBS-4先発機の運用終了時期までに終了する。具体的な終了時期は視聴者のデジタル放送への移行状況を見て別途定める。
〔NHKのBSデジタル放送について〕
1. BS-4後発機においては、既に認定した委託放送事業者の番組に加えて、NHKがデジタルHDTV放送1番組を実施する。

2. BSデジタル放送への移行が完了した後におけるNHKのBS放送については、BSアナログ放送の終了までに、2番組を超えないことを前提に、その全体の在り方を見直す(NHKは、BS-4後発機では、移行完了まで、現行BS1とBS2のサイマル放送2番組とHDTV放送1番組の計3番組を持つことになる)。

年　月	出　来　事

1999. 6 **C&WがTOBで圧倒的多数を確保、IDCの買収に成功**

公開株式買付け(TOB)により、6月15日の売却申込み受付け締切日までに国際デジタル通信(IDC)の97.69%の株式の確保に成功。TOB開始前のC&Wの持株比率は17.69%であり、今回新たに確保した株を1株110,577円、総額約552億円で買収することで、IDCはC&Wのほぼ完全子会社となる。C&Wは本業である国際通信事業への回帰を鮮明に打ち出しており、この買収もその一環で、IDCをアジアにおける大きな拠点とすることを意図している。今後、DDIやTTNetなどの国内事業者との提携を模索する。なお、NTTとIDCとの提携は解消される予定。→ 9月、社名を「Cable & Wireless IDC」に変更。

1999. 6 **民放連、17～21時間帯で性や暴力描写の自粛を決定**

民放連理事会で、視聴率データなどから、17時から21時の時間帯を「児童に配慮する時間帯」と位置づけ、10月から、その時間帯では青少年の健全育成に配慮し、性や暴力描写を自粛することにした。ただし内容については各テレビ局が独自に判断する。

1999. 6 **ソニーが加入者系無線アクセスシステムによるデータ通信事業に参入**

ソニーが第一種電気通信事業の許可を取得。22GHz帯及び26GHz帯を利用した加入者系無線アクセスシステムによるデータ通信事業を、まず東京・東海・近畿で2000年7月までに立ち上げ、その後他の地域へも拡大する。これによりソニーグループの強みであるAV機器や情報家電などのハード及びコンテンツを自前のネットワークで統合し、ユーザーに直接到達することが可能になる。当初はSOHOなど小規模事業者ユーザーを顧客に、ハードとサービスをセットにしたトータルソリューションを安価に提供することを目指す。

1999. 6 **郵政省が価格上限制の運用方式を決定、2000年3月を目途に適用**

郵政省の「新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会」がパブリックコメント方式を経た上で報告書を発表し、価格上限規制の施行規則に関する具体的な運用方針を決定。料金指数の基準時は、事業年度の始まる毎年4月1日とするが、導入初年度は、NTT再編後7月から9月までの3ヶ月のデータを基に、2000年3月を目途にNTTの東西地域会社に適用する。導入2年目は1999年7月から2000年3月までの9ヶ月のデータを基に基準料金指数を決定する。3年目以後は前年度1年間のデータを基にする。基準料金指数の適用は、事業年度の中間点である毎年10月1日から1年間で(施行規則19条の5)、基準料金の通知は適用開始前90日である(施行規則19条の7)。

1999. 7 **NTT、持株会社と3つの事業会社に再編**

NTTは純粋持株会社となり、NTT本体のこれまでの事業は、7月1日から、長距離事業会社である「NTTコミュニケーションズ(株)」と、地域会社である「東日本電信電話(株)」及び「西日本電信電話(株)」に引継がれた。NTTによれば、1998年度の決算をこの事業部門別に計算すると、長距離事業部門の売上高が1兆2,843億円で経常利益1,420億円、東日本地域の売上高が2兆9,733億円で経常利益1,635億円、西日本地域の売上高が2兆8,365億円で経常損失682億円となる。分割後3年間は東日本会社から西日本会社への補填が認められている。

1999. 7 **NTT、料金定額制サービスの試験提供実施を発表**

ISDNのBch二本のうち一本を、新たに構築する地域IP網に固定的に接続する月額定額制のIP接続サービスの試験提供を、東京・大阪の一部地域で第3四半期以降準備が整い次第開始する。料金は10,000円程度の予定。その他、学校向けに100時間まで8,500円とするISDNの割引サービスや(準備が整い次第)、低利用ユーザー向けにISDNで一定時間まで定額とするサービス(準備が整い次第)、ADSLによるサービス(年内目途)を今後提供する予定であることを発表。

1999. 7 **TTNet、国際電話サービスを開始**

事業者識別番号は「0082」。再販で国際電話サービスを提供しているDDIと全く同じ料金で、アメリカ向け平日通話料金は3分168円。KDDや日本テレコム、IDCより、概ね30%程度安い。

1999. 7 **電気通信審議会、電話番号ポータビリティ導入に向けた規則改正を答申**

電話番号ポータビリティ実現のため、電気通信事業法施行規則第23条の4第2項の表「端末系交換機能」に電話番号ポータビリティを追加。2000年12月31日から施行。

1999. 7 **NTT Com、JSATと衛星通信事業で提携**

アジア・太平洋地域における衛星通信事業の展開を睨み、NTTコミュニケーションズ(NTT Com)と日本サテライトシステムズ(JSAT)が以下の事柄について提携することで基本合意。→ 2000年2月28日に正式契約、3月末に実施。
1. NTT ComがJSATに出資
2. NTT ComがNTTドコモ・NTT東日本・NTT西日本と共同所有する衛星N-STARa及びbにつき、NTT Comの持ち分(60%)をJSATに譲渡し、その運用をJSATに移管
3. 両社衛星の活用による国内・国際両分野での衛星通信事業の推進

1999. 7 **東京都心の独立系CATV6社、相互接続や設備・サービスの共通化で合意**

ネットワークを相互接続するほか、設備の共有化や番組編成・インターネット接続サービスなどの共通化、保守・管理など顧客サービスの統合化を進めることでCATV網の広域化・効率化を図り、今後の広帯域サービス市場競争に備える。合意したのは「メトロポリタン・ケーブル・フォーラム(MCフォーラム)」を組織している東京ケーブルネットワーク(文京区)、ケーブルテレビジョン東京(港区)、城北ニューメディア(台東区)、江東ケーブルテレビ(江東区)、南東京ケーブルテレビ(品川区)、東急ケーブルテレビジョン(渋谷区)の6社で、合計で東京の11区でサービスを提供し、約42万件の加入世帯を持つ。隣接する地域の他のCATV事業者にも呼びかけ、さらなる広域化を目指す。

1999. 7 **郵政省、長期増分コスト方式による相互接続料金算定案を公表**

長期増分コスト方式による相互接続費用算定モデルを検討してきた郵政省の「長期増分費用モデル研究会」がとりまとめた報告書案を公表。一般からの意見を求める。ZC接続(中継交換局接続)で従来の51.3%減の5.84円/3分、GC接続(加入者収容局接続)で同6.2%減の5.45円となる。NTTの競合事業者はこれまでGC接続化を進めているが、ZC接続とGC接続の料金があまり変わらなくなる今回の試算結果は、それら事業者の戦略を転換させることになるかもしれない。→ 9月20日に削減幅を更に拡大した修正案を発表、21日に電気通信審議会に諮問。

1999. 8　**日産自動車、携帯電話事業を日本テレコムとDDIに売却**

経営再建を急ぐ日産自動車は、日産及び日本テレコム主導であるデジタルツーカーグループ6社の日産の出資分を日本テレコムに売却し、日産及びDDI主導であるツーカーセルラーグループ3社(ただし、ツーカーホン関西にはDDIは出資していない)への出資分をDDIに売却することを発表。日産は現在の携帯電話事業から完全に撤退する。日本テレコムとDDIは、日産が行っていた債務保証も引継ぐ。これにより、日本テレコムは自社系のデジタルホングループ3社と合わせ、全国を提供地域とする第3のグループを形成することになり、社名も「J-Phone」に統一する。日産自動車は、次世代移動通信システム事業化のために日本テレコムなどと設立した合弁会社「アイエムティ二千企画」への出資比率(現在34%)も見直す。→ 8月20日、アイエムティ二千企画の増資に応じないことで、日産自動車の出資比率が34%から8.5%に縮小。事業会社化に伴う今後の大幅な増資にも参加しない見込み。アイエムティ二千企画にはBTが新たに資本参加し、20%を取得(他に日本テレコムが45.5%、Vodafone AirTouchが26%を保有)。→ 9月末、日本テレコム及びDDIへの株式売却が完了。また、アイエムティ二千企画の日産出資分も日本テレコムが引継ぐことを表明。これにより日本テレコムの出資比率は54%になる。

1999. 8　**通信傍受法が可決・成立**

プライバシー保護など基本的人権との関係で問題になった通信傍受法が可決・成立した。技術的には、移動通信の傍受が現実的に可能かどうか疑問視されている。2000年8月施行。

1999. 8　**DDI、PHS事業グループ会社を1社に統合すると発表**

財務体質の強化及び経営基盤確立、意思決定の迅速化などを目的に、2000年1月1日に、各地域毎に設立されているDDIポケット電話グループ9社を合併させ、1社に統合する。存続会社はDDI東京ポケット電話で、合併後の社名は「DDIポケット(株)」とする。合併に当たってはDDIがグループ6社に約760億円の債権放棄を行うほか、DDI東京ポケット電話に297億円増資する。5年で累積債務を一掃する予定。→ 2000年1月1日合併。

1999. 9　**NTT東西地域会社、学校向けISDN定額型割引サービスの試験提供開始**

7月のNTT再編時に提供を発表していた定額料金サービスの一つで、ISN64回線を学校向けに月額8,500円で20,000円分まで利用可能とする月極割引サービス「i・スクール」の試験提供を開始。エリアプラスとの併用が可能。超過時間分も40%の割引とする。

1999. 9　**ソフトバンク・東京電力・マイクロソフトが新通信会社を共同設立**

東京電力が持つ光ファイバー網をバックボーンに、無線や光ファイバーなど(集合住宅向け)をアクセス回線とし、ユーザーに料金定額制の通信サービスを提供する新しい通信会社「スピードネット」を共同で設立した。インターネットの利用拡大を図ることが最大の目的で、通信料金は月額5,000円以下を目標とする。資本金は23億2,500万円で、3社が1/3ずつ出資するが、今後60億円まで増資予定。10月から都内3ヶ所で実験サービスを開始し、2000年夏から本サービスとして提供する予定。他の電力会社とも事業を進め、全国展開を目指す。→ 10月29日から、豊島区、新宿区、文京区の3カ所で実験開始。

1999. 9　**郵政省・民放・NHK共同で、地上デジタル放送計画の再検討を開始**

郵政省、民放、NHKで構成する「地上デジタル放送に関する共同検討委員会」の初会合を開催。郵政省が策定した地上デジタル放送導入計画に放送事業者が難色を示しているため、周波数割当計画など地上デジタル放送展開にあたっての課題を三者共同で慎重に検討することとし、事業者側の協力を得てスムーズな導入を図ることとする。郵政省の導入計画は見直される可能性が高い。

1999. 9　**電波監理審議会、2.4GHz帯による無線LANシステム高度化のための規定整備を答申**

無線LANに利用されている2.4GHz帯を使用する小電力データ通信システムの高度化・高機能化に対応するための無線設備規則などの関係省令の改正につき、原案通り適当とする答申。主な内容は以下のとおり。
(1)周波数帯域を最大26MHzから最大83.5MHzまで拡大し、複数チャネルの利用を容易とする。
(2)最大2Mbps程度であった伝送速度を最大10Mbps程度までの高速化を可能とする。
(3)その他
・欧米と同じ周波数を割当てることにより、海外製品が利用しやすくなる。
・周波数利用効率を低下させない範囲の空中線電力で、スペクトル拡散方式以外の変調方式も柔軟に利用可能とする。

1999. 9　**電波監理審議会、BSデジタルデータ放送の規則整備に関する答申**

BS-4後発機によるBSデジタルデータ放送実現に当たっての規則整備(放送法施行規則の改正、放送普及基本計画の変更、認定方針の策定等)に関する諮問につき、原案通り適当とする答申。WOWOWのサイマル放送用に確保してあった6スロットをデータ放送に振り替えることとし、合計12スロットを、番組目標数5以上、1事業者に最大3スロットとして割り当てる。事業者を選定する際は、既存放送事業者との関係が薄い者を優先する。また、NHKと関連性のある団体によるBSデジタルデータ放送参入は認めない。10月上旬公布・施行予定。

1999. 9　**電気通信技術審議会、IMT-2000の技術的要件を一部答申**

「次世代移動通信方式の技術的条件」のうち「符号分割多元接続(CDMA)方式で周波数分割複信(FDD)方式を使用する無線設備の技術的条件」について答申。主な内容は以下のとおり。また、将来の需要及び市場規模を予測。→ 10月25日から端末の技術的条件について審議開始。
(1)周波数帯:ITUにおいてIMT-2000用として割り当てられた2GHz帯
(2)データ伝送速度:高速移動環境(自動車等で移動中)で導入当初144kbpsまで
　　低速移動環境(歩行中等)で導入当初384kbpsまで
(3)最小運用帯域幅:5MHz×2(将来の2Mbpsのサービスの効率的提供に備えて、
　　20MHz×2の運用帯域を考慮する)
(4)伝送方式:DS-CDMA、MC-CDMA
　　DS-CDMA:Direct Spread-CDMA
　　(1キャリアを直接広帯域に拡散させて伝送)
　　MC-CDMA:Multi Carrier-CDMA
　　(拡散された1又は複数のキャリアで伝送)
〔将来の公衆移動通信サービス(PHS、携帯・自動車電話を含む)の需要予測〕
　2000年度末で6,450万加入／2010年度末で8,100万加入(このうち65%がIMT-2000)
〔第三世代移動通信サービスの市場規模(設備、端末機器、サービス等合計)予測〕
　2000年度から2010年度末までで42.02兆円

1999. 10　**NTT Com、国際電話サービスを開始**

事業者識別番号「0033」で国際電話サービスを開始。対米3分の標準料金は180円（サービス開始発表時点では、DDIやTTNetよりは高いものの、KDD、JT、C&W IDCより25%安かった）。また、企業向けに「コーポレートディスカウント」（ボリュームディスカウント）、個人向けに「ホームディスカウント」（深夜早朝〔20:00～翌10:00〕割引及びボリュームディスカウント）といった割引サービスを用意する。このほか、国際VPNサービスや国際ISDNサービス、国際フリーダイヤルサービス、直加入型国際電話サービスなども開始。

1999. 10　**デジタルホン及びデジタルツーカーグループ、J-Phoneに社名変更**

日産からの株式買収によりデジタルツーカーグループが日本テレコムを筆頭株主とする系列会社となり、デジタルホングループと合わせて、日本テレコム系による全国一貫のサービス体制が確立したのを機に、これまでデジタルホングループのサービスブランドであった「J-Phone」をグループ全9社の社名に採用、J-Phoneグループが誕生した。

1999. 11　**NTT地域会社、完全定額制ダイヤルアップIP接続サービスの試験提供を開始**

地域会社が新たに構築したIPネットワークにISN64のBch一本を固定接続する形態による完全定額制ダイヤルアップ接続サービス「IP接続サービス」の試験提供を、東京（新宿区、大田区、渋谷区）と大阪（中央区、北区、吹田市の全域）で開始。料金は月額8,000円（基本料金は別）。一年以内に本サービスに移行する予定。→ 2000年2月、5月から料金を4,000円（同一局内にISP接続ポイントがある場合2,900円）に下げるとともに提供地域も拡大（東京23区全域、大阪府の全市）すると発表。

1999. 11　**KDD、シンガポールテレコムとの戦略的提携を発表**

資本の持合いを含む戦略的提携関係の構築で合意し、今後、多国籍企業向けグローバルサービスの提供を目的とする合弁会社を折半出資で設立する方向で検討に入った。KDDは発行済株式総数の4.99%にあたる株式をシンガポールテレコム（SingTel）に割当て、シンガポールテレコムは同じく1.43%の新規発行株をKDDに割当てる（互いに425億円ずつを出資）。2000年2月末までに合弁会社設立に関する最終的な合意書に署名し、2000年4月には設立する予定。両社はAT&Tと共にWorldPartnerを設立し、多国籍企業向けグローバルサービスを提供してきたが、AT&TがBTとの国際合弁事業を選択し、1999年末でWorldPartnerを解消することとなったため、その後の対応を模索していた。

1999. 11　**政府、経済新生対策を発表**

政府の経済対策閣僚会議が、経済新生対策を発表。10月19日にミレニアム・プロジェクトとして決定された情報化、高齢化、環境対応の3つの重点分野に関するプロジェクトや技術開発推進が取り込まれている。通信関係の主なものは以下のとおり。
①平成17年度までに、すべての国民が場所を問わず超高速のインターネットを自由自在に活用して、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・簡単に行えるインターネットとコンピューティング環境を創造する（現在のインターネットの1万倍の処理速度と3万倍の接続規模を実現）。
②DSL推進のための相互接続ルールを2000年度中を目途に策定。
③電線類の地中化約3000kmを平成15年度までに実施。
④平成11年度を目途に21世紀への架け橋となる情報通信ビジョンを策定。
⑤平成12年度よりペタビット通信技術の基礎研究を開始。また、加入者系光ファイバー網については、民間主体原則の下、平成13年度末で全国の約50%の地域がカバーされる見込みであり、平成17年度を目途に全国整備が実現できるよう努力。
⑥教育の情報化（平成13年度までに全ての公立小中高等学校をインターネットに接続）
⑦地域の情報化（地域の高速LAN整備、CATV網整備促進）
⑧電子政府の実現
⑨電子商取引の法整備

1999. 11　**電力系地域事業者、IPバックボーンを提供する事業会社を設立**

電力系地域事業者のうち、東京通信ネットワーク（TTNet）、大阪メディアポート（OMP）、中部テレコミュニケーション（CTC）の3社が、電力系地域事業者がWDM技術により新たに構築した大容量バックボーンを活用して高速・大容量・低価格のデータ通信サービスを企業向けに提供する「（株）PNJコミュニケーションズ」を共同で設立した。これは、電力系地域事業者全10社が連合し、一体として情報通信事業戦略を展開するための任意団体として2月に設立した「パワー・ネッツ・ジャパン（Power Nets Japan：PNJ）」での活動を事業化したものである。まず、2000年夏からピュアIPを中心としたバックボーンによりLAN間接続を提供する「高速IP接続サービス」（仮称）を開始する。実験は3社の地域で行うが、商用サービス開始時には、電力系通信事業者全10社が参加し、全国一体で提供する予定。

1999. 11　**NTT、東西地域会社合わせて2万1,000人の人員削減を発表**

東西地域会社について、3年間（2000～2002年度）の中期経営改善施策を取りまとめた。東西地域会社合わせて2万1,000人の人員削減（東日本：1万人、西日本：1万1,000人）を実施するほか、3年間で設備投資額を合わせて9,000億円削減する。このため、東西地域会社は、平成2001年度から2年間新規採用をしない。

1999. 12　**NTTドコモ、香港の携帯電話事業持株会社HTCLに出資**

Hutchison Whampoaグループ傘下で、香港で移動通信事業及びその関連事業を営む持株会社Hutchison Telephone Company Limited（HTCL）に、19%（約4億1,000万米ドル）出資することで合意。HTCLは香港最大のセルラー電話事業者で、約120万の加入者を持つ。今後、技術支援や役員派遣などを通して経営参画する予定。

1999. 12　**タイタス、学校向けインターネット接続サービスを無料で試験提供すると発表**

タイタスがインターネット接続サービス「ALLNET」を提供している地域で、学校を対象とした「タイタス スクール パック」の無料試験サービスを、2000年4月から開始すると発表した。学校における利用実態、需要動向の調査および技術検証をするための試験サービス期間として、1年間の予定で無料提供する。ダウンロード速度は最大1Mbps、ホームページ容量20Mバイト、メールアドレス8個、接続できるPCは8台まで。インターネット接続だけでなく、CATV、電話も含む（受信料、通話料は別）。

1999. 12　**NTT東西地域会社、ADSLの試験サービス料金を発表**

ADSL接続サービスの試験提供料金を発表。以下のような品目を提供する。回線共用でISPがスプリッタを設置する場合(第2種タイプ1)の回線使用料は800円とした。東京、大阪、大分の一部で12月下旬からサービスを開始し、1年程度実施する。→ 20日から大分でニューコアラが、24日から都内の一部でNTT-ME、NTT-Com、東京めたりっく通信がサービス開始。

1. 第1種サービス
NTT自身が提供するもので、伝送速度は下り最大512kbps／上り最大224kbps。
(1)タイプ1(加入回線を加入電話と共用):回線使用料 4,300円
(2)タイプ2(加入回線を加入電話と共用せず):回線使用料 6,000円

2. 第2種サービス
MDFで接続し、ISPが提供するもので、伝送速度はISPの任意。
(1)タイプ1(加入回線を加入電話と共用)
◇NTTがスプリッタを設置:回線使用料 1,000円
◇ISPがスプリッタを設置:回線使用料　800円
(2)タイプ2(加入回線を加入電話と共用せず):回線使用料 2,600円

1999. 12　**J-Phoneグループ、インターネット接続サービス「J-スカイウェブ」を開始**

J-Phone東京・東海・関西が、NTTドコモのiモードやセルラー・IDOグループのWAPサービスに対抗し、電話機のみでインターネットのWEBの閲覧が可能なインターネット接続サービス「J-スカイウェブ」の提供を開始。申込金や月額使用料は無料。他のグループ各社も2000年春には提供する予定。1回のアクセスで最大6kbのデータのダウンロードが可能で、iモードと同様、通信速度は9600bpsである。課金方式は、接続のリクエスト及びそれへのリプライという概念により、リクエスト料(1回2円)及びリプライ料(1回2円:1回のリプライは最大1kb、1回のリクエストで最大6リプライが可能)からなり、データ通信量に応じた課金方式と言える。J-スカイウェブ用コンテンツはHTMLを簡略化したMML(Mobile Markup Launguage)で記述されるが、J-スカイウェブからのiモード用ウェブの閲覧も可能である。また、インターネットメールは従来から「スカイウォーカー」で利用可能であったが、全角3,000文字相当(6kb)のメールが可能な「J-スカイウォーカー」を開始した。

1999. 12　**DDI、KDD、IDOが2000年10月合併で合意**

多額の設備投資が必要な次世代移動通信事業への参入を睨み、2000年10月1日に3社が合併することで合意。存続会社はDDIで、新会社名は「(株)ディーディーアイ」(ロゴは「KDDI」)。移動通信事業グループを持たないKDDが次世代移動通信にどう参入するか注目されていたが、選択肢は事実上DDI及びIDOと組むことしか残されていなかった。3社を単純合計した平成12年度連結売上高予想は3兆2,600億円、平成13年度3兆5,500億円で、NTTのおよそ1/3の規模を持つ電気通信事業者が誕生することになる。これにより、国内の事業グループは、NTT、DDI、日本テレコムの3つに集約された。

1999. 12　**郵政省、8社にBSデジタルデータ放送の委託業務を認定**

28社の申請から8社を選定し、12月10日に電波監理審議会に諮問していたが、申請どおり答申。認定を受けたのは以下の8社。なお、NTTグループ子会社の放送事業参入については、既存民放と同じ扱いとし、1/3以上は不可とする判断基準を示した。

(1)日本ビーエス放送企画(株)
〔ビックカメラ(52.2%)他〕
(2)(株)メディアサーブ
〔東芝(42.3%)、三井物産(23.5%)他〕
(3)(株)日本データ放送(設立中)
〔毎日新聞(20%)、角川書店(20%)、スポニチ(15%)、電通(10%)他〕
(4)(株)ウェザーニューズ
(5)日本メディアーク(株)
〔時事通信社(30%)、ドリームネット、共同通信社、電通(各20%)〕
(6)(株)デジタル・キャスト・インターナショナル(設立中)
〔日立製作所、キャノン、富士通(各24.87%)他〕
(7)日本データ放送(株)(設立中)
〔東京ドーム、清水建設、徳間書店(各30%)他〕
(8)(社)ハイビジョン推進協会
〔NHK、民放7社など加盟〕

1999. 12　**NTT Com、韓国通信(KT)との包括的業務提携を発表**

グローバルサービス分野及びIPサービス分野で、韓国通信(Korea Telecom)と包括的業務提携することで基本合意し、覚書に調印した。合意内容は以下のとおり。

(1)グローバルサービスの販売・運営・保守に関する包括的協力
(2)日韓間のインターネットトラヒックに対応するための協力
(3)米国向けインターネットバックボーン回線の運用に関する協力
(4)共通ポータルの構築、日韓二カ国語対応ポータルの構築他各種アプリケーションの開発
(5)商用を目指した研究開発部門の連携等

1999. 12　**郵政省、第一種電気通信事業者によるリセールを認める方針を発表**

「電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性向上のための新たな措置案」を発表し、第一種電気通信事業者が他の事業者から回線を調達してリセールすることを認め、それを別子会社として運営する必要もないこととする方針を発表。この措置について一般から意見を求める。これまで回線保有の有無を基準に第一種電気通信事業と第二種電気通信事業を区分してきたため、第一種電気通信事業者によるリセールは、例外を除き認められなかったが、これにより回線調達が自由になる。

2000. 1　**NTT東西地域会社、市内交換機機能をオープン化**

市内交換機の機能をアンバンドルし、共通的なものを「機能メニュー」として41種類提供する。他事業者は、自社サービス制御局(SCP:Service Control Point)から信号網を介して利用でき、機能メニューを組み合わせることによって、NTTの交換機ソフトの改造を待たず、フリーフォンやVPN等の独自のサービスを提供できるようになる。

2000. 1 **DDIセルラー及びIDO、cdmaOneで64kbpsパケット通信サービスを開始**

DDIセルラーグループ及びIDOが、cdmaOneによるパケット通信サービスを「PacketOne」という統一名称で全国一斉に開始。これにより従来回線交換で割高だったEZwebもパケット交換になる。上り下りとも14.4kbpsが標準サービスで、オプションサービスとして下り回線最高64kbpsの「PacketOne64」を提供する。64kbpsは携帯電話では最高速である。PacketOne64のみ使用料が必要で、月額600円。EZwebで利用する場合、1パケット0.27円(NTTドコモのiモードは1パケット0.3円)。

2000. 2 **モバイルインターネット推進のための国際組織MWIFが発足**

無線アクセス方式に依存しない世界共通の移動体通信向けIPネットワークの技術仕様の策定を目的に、世界の移動通信事業者、通信機器ベンダー、ISPなどが集まり、Mobile Wireless Internet Forum(MWIF)を結成。主なメンバーは、Vodafone AirTouch、Cisco、Orange、Sprint PCS、DDIで、日本からはDDIの他に、富士通、日立、NEC、シャープ、ソニー、東芝などが参加している。

2000. 2 **電気通信審議会、長期増分コスト方式による相互接続料金の段階的導入を答申**

1月に開催された日米通信協議で郵政省が提示して拒絶された案と同じ。ユニバーサルサービスの確保やNTT東西地域会社の経営への影響を勘案した上で、算定モデルとしてA案を適当とし、その段階的実施を答申。期間は定めていない。アメリカ側はB案の即時完全実施を求めていた。なお、長期増分費用モデルについては可能な限り速やかに見直しに着手し、A案の段階的導入完了後、新モデルを適用するよう求めている。
〔算定モデル〕
(1)A案
き線点(RT)のコストを従量制である接続料で回収する方式。ZC接続(中継交換局接続)で10年度比57.3%減の5.11円/3分、GC接続(加入者収容局接続)で同16.7%減の4.84円/3分となる。
(2)B案
き線点(RT)のコストを固定費として端末回線側で回収する方式で、基本料の値上げにつながる可能性が高い。ZC接続が10年度比69.2%減の3.69円/3分、GC接続が41.1%減の3.42円/3分となる。

2000. 2 **郵政省、2001年5月から優先接続を導入する方針を発表**

郵政省の「優先接続導入に関する研究会」が報告書を発表。主な内容は以下のとおりで、2001年5月1日からの導入を提言。
1. 準備期間を考慮すると具体的な導入期日は2001年5月1日。
2. 国内・国際同時に導入する。ただし既存国際ダイヤル手順の2年程度の併存期間を確保する。
3. 固定優先接続も同時に導入する。
4. 「優先接続関係事業者間協議会」を設置し、事業者間での協議のほか、利用者に対する周知活動を実施する。
5. NTT東西地域会社は自社登録の営業活動は行わず、他事業者からの優先登録勧奨業務も受託しない。
6. 利用者意思による事業者変更の場合、利用者が登録費用を負担することが望ましい。

2000. 2 **DDI、イリジウム事業からの撤退を発表**

米Iridiumへの追加出資には応ぜず資本関係を解消し、日本での事業会社日本イリジウムも清算する方針を表明。→ 現加入者へのサービスはDDIとして継続すると発表していたが、3月にはサービス自体も終了することになった。

2000. 2 **NTT東西地域会社、定額制IP接続試験サービスの大幅値下げ及び提供地域拡大を発表**

11月からINS64のBch一本を固定的にIP網に接続する完全定額型ダイヤルアップIP接続サービスを試験提供しているが、当初予想よりトラフィックが少なく採算ラインが下げられるとみて、5月から月8,000円を4,000円に値下げ。また、同一局内にISPのアクセスポイントがある場合、2,900円とするメニューを追加。提供地域についても、東日本は東京都の新宿区・大田区・渋谷区から23区全域へ、西日本は大阪市中央区・北区・吹田市から大阪府内全市へ拡大。→ 5月11日から実施。

2000. 2 **電波監理審議会、IMT-2000無線局免許に関する諸規定の整備について答申**

「第三世代移動通信システムの無線局免許に関する基本的方針」に基づく諸規定の整備を原案通り答申。基本的方針の主な内容は以下のとおりで、「無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準」、「電波法施行規則」、「無線設備規則」及び「特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則」の各一部を改正する。3月上旬に公布し、4月上旬に施行予定。
(1)使用する周波数帯は合計120MHz幅(60MHz幅×2)
・陸上移動局 ⇒ 基地局:1920-1980MHz
・基地局 ⇒ 陸上移動局:2110-2170MHz
(2)陸上移動局及び基地局用の周波数を、それぞれ20MHz幅の3ブロックに分割し、送受信間隔190MHzの対として使用する。
(3)無線局免許
同一地域における免許人の数は最大3とし、それを超える申請があった場合、比較審査方式により免許人を決定する。

2000. 2 **電波監理審議会、広帯域移動アクセスシステムの規定整備に関する答申**

無線LANの高速化のため、屋内において5GHz帯の周波数を使用する広帯域移動アクセスシステムを免許不要な小電力データ通信システムの一つに位置づけ、その導入のための電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の各一部改正につき、諮問どおり答申。主な内容は以下のとおり。
(1)使用する周波数帯域:5.17GHz、5.19GHz、5.21GHz及び5.23GHz
(2)空中線電力:10mW以下
(3)信号伝送速度:20Mbps以上
(4)占有周波数帯幅の許容値:18MHz

2000. 2 **スカイパーフェクTV!へのディレクTV統合で合意**

日本デジタル放送サービス(スカイパーフェクTV!)とディレクTVの親会社Hughes Electronicsは、ディレクTVの放送サービスをスカイパーフェクTV!に統合することに合意。ディレクTVのサービスは2000年12月末までに終了し、ディレクTVは清算される。スカイパーフェクTV!は、1999年12月に公表した株主割当による倍額増資とは別に、Hughes及びディレクTVの日本側株主に対して、2000年3月末までに額面(5万円)による18万2000株の第三者割当を行う。

2000. 2 **新たなCSデジタル放送方式を答申、BSデジタル放送との受信機共用化が可能に**

CSデジタル放送とBSデジタル放送の受信機共用化を図るため、12.2～12.75GHzを使用する衛星デジタル放送方式(27MHz帯域幅を使用するもの)の拡充に関する技術的条件について、電気通信技術審議会が答申。技術的に進んでいるBSデジタル放送の技術をCSデジタル放送に取り込む。次期通信衛星はBSと同じ東経110度に打上げられる予定で、受信機の共用化は大きなメリットである。

2000. 2 **電気通信技術審議会、60GHz帯を使用する無線システムの技術的要件を答申**

大容量の通信が可能である一方で酸素による減衰が大きいという55～65GHz帯の特徴を生かした無線システムの設備の技術的条件について答申。減衰が大きいため無線局免許不要の小電力システムも構築可能。家庭、オフィス等の屋内の超高速無線LAN、無線ホームリンク、映像多重伝送、また屋外におけるビル間の高速無線回線、安全走行支援のための車車間通信等への利用が想定される。

2000. 2 **NTT Com、AT&Tのソリューション事業子会社に出資**

1999年4月、NTTとAT&Tはグローバルネットワークソリューション事業について業務提携することで合意しており、その合意に基づき、AT&Tの日本での事業会社AT&Tグローバル・ネットワーク・サービス・ジャパン(AGNS-Japan)に出資する契約を締結。両社共同で運営する。主な内容は以下のとおり。なお、AGNSの前身はAT&TがIBMから買収したIBM Global Networkで、AGNS-Japanはその日本法人である。
(1)出資額:5,000万米ドル(出資比率15%)
(2)2名の役員派遣

2000. 3 **NTT Com、加入者系無線アクセス(FWA)を提供開始**

専用サービスやフレームリレー、セルリレーサービス用のアクセス回線として、加入者系無線アクセス(FWA)「ArcStarエアアクセス」の提供を、沖縄を除く全国で開始。26GHz帯を利用したP-P方式で、NTT Comのビルと顧客宅とを無線回線で結ぶ。回線品目は1.5Mbpsと45Mbps。3月末からは直加入型電話も使えるようにする予定。

2000. 3 **Iridiumがサービス終了、会社は清算へ**

McCaw氏グループに代わる出資者が現れず、3月17日(日本時間で18日)を以ってサービス終了。今後は清算手続きに入る。衛星は軌道から外し大気圏に突入させて焼却する予定。→ 日本イリジウムも18日でサービスを終了。日本イリジウムは3月31日に臨時株主総会を招集し、会社の解散決議を行う予定。

2000. 3 **DDIセルラー及びIDO、アナログ携帯電話サービスの9月末終了を発表**

モトローラのTACS式アナログ携帯電話サービスを9月末で終了すると発表した。TACS用周波数は全てcdmaOne用に振り替える。これにより日本の携帯電話サービスのデジタル化率は100%になる。

2000. 3 **日本テレコム、Concertと包括提携**

AT&TとBTの国際通信合弁会社「Concert」と、グローバル通信サービスを包括的に提供する提携契約を締結した。日本テレコムはConcertブランドのサービスの独占的ディストリビュータとなると同時に、サービスの優先的サプライヤとなる。→ AT&TとBTが日本テレコムに合計で30%出資する資本提携を結んだ時点からの既定路線である。

2000. 3 **郵政省、次世代移動通信システムの導入方針を決定**

これまでの検討を踏まえ、次世代移動通信システム導入方針を決定。主な内容は以下のとおり。またIMT-2000用無線局の免許に向けた電波法関係審査基準も原案通り改正、4月1日施行。4月3日から5月12日まで免許申請受付。
1. 事業主体
(1)事業主体は、既存の第一種電気通信事業者だけでなく新規参入予定者も可能。
(2)地域網を有する事業者とは別の事業主体であること。
(3)事業者数は同一事業区域において最大3。
2. 事業単位
(1)事業単位は地域ブロック単位とし、電話及び高速データ通信の双方について、事業開始後5年以内に地域内人口の概ね50%以上をカバーするように努める。
(2)複数地域ブロックへの参入や全国1社での参入も可能とする。
(3)事業者相互間においてローミングが保証されるものとする。
3. 使用する周波数帯域:合計120MHz幅(60MHz幅×2)
(1)陸上移動局 ⇒ 基地局:1920-1980MHz／基地局 ⇒ 陸上移動局:2110-2170MHz
(2)陸上移動局及び基地局用の周波数をそれぞれ20MHz幅の3ブロックに分割し、送受信間隔190MHzの対として使用する(ただし隣接するPHSとの干渉を避けるため、当初は20MHz幅のうち5MHz分の使用は見合わせる)。
(3)同一地域の免許人数は最大3で、申請がそれを超える場合は比較審査法式による。

2000. 3 **経団連、IT革命に対応した新しい情報通信法制構築を提唱**

インターネットの普及などを背景にした「IT革命」がもたらす利用者利益の増大を図るため、通信・放送を初めとする現行の各種情報通信関連法を事業規制法体系から競争促進法体系に移行させ、公正競争ルールに基づいた総合的な「新情報通信法」に吸収・整理し、新しい情報通信法制を構築するよう提唱。

2000. 3　**電気通信審議会、「21世紀の情報通信ビジョン －IT JAPAN for ALL－」を答申**

具体的課題として以下のような「5つの潮流」、「2つの原則」、「3つの課題」を挙げ、それぞれについて環境整備や推進方策等の方向を示し、21世紀に向けた情報通信政策の在り方を提起している。

1. 5つの潮流
(1)「高速」「常時接続」「定額」
(2)通信・放送の融合化
(3)加速するネットワークとユーザ・ニーズの高度化
(4)ボーダレス化
(5)情報通信の担い手の多様化

2. 2つの原則
(1)デジタル情報格差(Digital Divide)
(2)脆弱性

3. 3つの課題
(1)情報収集・公開による「適格な動向把握・提供」
(2)適切な方向性の提示
(3)「スピード」をもった「政策資源の集中投入」

Ⅱ．アメリカの情報通信史

年　月	出　来　事

1913. 12　**AT&Tと司法省が独禁法違反で和解(第一次反トラスト訴訟)**

独立系電話会社との相互接続を認めること、独立系電話会社の買収には州際通商委員会の許可を得ること、Western Union社の支配権を放棄することを条件に和解した。Kingsbury副社長が司法長官に宛てた書簡によるものであったため、Kingsbury誓約と呼ばれる。

1934. 6　**アメリカ通信法制定**

1912年無線法を母体として制定。独立行政機関として連邦通信委員会(FCC:Federal Communications Commission)を設置(7月11日発足)。

1945. 5　**FCC、商業テレビ放送用周波数割当計画を発表**

それまで申込み順で放送事業者に周波数を指定していたが、人口に基づいて全国140都市に割当て、その中から事業者に指定することにした。→ 1948年9月30日、根本的な見直しのため新たな免許付与を凍結。→ 1952年4月、新しい周波数割当て計画を決定。

1949. 1　**司法省、AT&Tを独禁法違反で提訴(第二次反トラスト訴訟)**

AT&Tの事業子会社の使用する機器・設備が全て機器製造子会社Western Electric(WE)社製であり、高い価格が電話料金に転嫁され、電話料金の効果的規制が妨げられているとして、司法省はWEのAT&Tからの分離を主張。

1952. 4　**FCC、新しい放送用周波数割当計画を決定、放送のローカリズム原則を確立**

最初の割当計画を根本的に見直した新しい放送用周波数割当計画を決定。都市別でなく地域別に最低一局分のテレビ用周波数を割当てる。この決定まで、1948年以来新たな放送局免許付与は凍結されていたが、これにより解除。

1956. 1　**司法省とAT&Tが和解(同意審決)**

Western Electricを分離しない代わり、既存及び将来の全ての特許の使用権を全ての者に認めること、WEはAT&T向けの機器の製造・販売に特化すること、AT&Tには公衆電気通信事業とそれに付随するサービスのみの提供が認められることになった。CATV事業は公衆電気通信事業ではないため、これにより、AT&TのCATV事業が禁止されることになった。この同意審決はFinal Judgmentと呼ばれた。

1958. 4　**FCC、CATVを公衆電気通信事業と位置づけない決定を採択**

1934通信法で想定されておらず、規制の無いCATVについて、放送局が公衆電気通信事業として規制すべきと申し立てたのに対し、送信内容を決定するのはCATV事業者自身であって加入者ではないことを根拠に、CATVは公衆電気通信事業でないとする決定を採択した。

1959.　**FCC、890MHz以上の周波数を私設マイクロ波回線に開放(超890裁定)**

これにより、鉄道や鉱山関連の企業が自営回線を設置できるようになった。この決定が専用線サービスの自由化を招来し、ひいては電話サービスの自由化をもたらす遠因になった。AT&Tは「TELPAK」という専用線の大口割引制度を導入してこの決定に対抗したが、TELPAKは、大口ユーザーにおよそ75%～88%にも及ぶ割引を提供したため、独占事業者の通信料金の在り方について根本的な疑問を呼び起こすことにもなり、その意味でも歴史的に重要な決定であった。

1962. 2　**FCC、CATVの区域外再送信に条件を課す裁定を下す**

CATV事業者の子会社Carter Mountain社が公衆電気通信事業者として214条によりCATV伝送路用設備の建設許可を得たことに、地元放送局が異議を申立てた事案で、FCCは、マイクロ波を中継回線として利用するCATVの区域外再送信について、地元放送局を保護する観点から、地元放送局と重複する番組の再送信の中止と地元放送局の放送波の再送信を条件として課した(Carter Mountain裁定)。この裁定で課された条件が、FCCのCATV規制の出発点となった。

1965. 4　**FCC、初のCATV規則を採択(CATV第一次決定)**

マイクロ波を中継回線として利用するCATVに対し、空中波テレビ局の要請があれば番組内容を変更することなく再送信しなければならないこと、区域外再送信においてローカル商業放送局との番組重複を差し控えなければならないことを定めた。1962年のCarter Mountain裁定を受け継ぐものであり、CATVに対する規則の制定は初めて。ここから正式にFCCによるCATV規制が始まる。

1966. 3　**FCC、全CATVを規制の対象とする再送信規則を採択(CATV第二次決定)**

まず、1934年通信法で想定されていないCATVについて、FCCに規制権限があることを論証し、マイクロ波を中継回線として利用するCATVだけでなく、全てのCATVを規制対象にした(FCCに規制権限があることは、1968年に連邦最高裁で確定した)。また、CATVが再送信できる空中波をテレビ市場規模の大小(上位100市場及びそれ以外)に応じて規制し、上位100市場では他区域放送波の受信が公共の利益(主としてローカルテレビ局の経営)を阻害しないことをCATV事業者が明らかにしなければならないが、それ以外の小規模市場では原則として規制しないことにした。

1968. 6　**FCC、端末機器を自由化(Carterfone裁定)**

電話会社以外が提供する電話機も公衆網に接続できるようになる。1969年1月1日から施行。

1969. 8　**FCC、MCIのマイクロ波回線建設を認可**

これまで、マイクロ波でCATVに番組を伝送することを主業務とする事業者(Miscellaneos Common Carrier)はいたが、電話会社や電信会社と競合するサービスを提供する者は無かった。MCIはマイクロ波によるビジネス向け専用サービスの提供を目的に、FCCに設備建設の許可を求めていたもので、事実上、専用サービスを自由化する決定となった。

1970. 1　**FCC、電話会社のCATV所有を禁止する規則を採択**

電話会社による伝送路の地域独占を防止し、CATV産業の育成を図る目的。

1970. 6　**FCC、放送局のCATV所有を禁止する規則を採択**

CATV産業の育成及びマスメディアの集中排除の観点から禁止。

年　月	出　来　事

1971. 3　**FCC、第1次コンピュータ裁定**

電気通信を「通信」と「ハイブリッド」と「データ処理」に分け、「ハイブリッド」（通信とデータ処理の両側面を持つもの）のうち、ユーザーの通信ニーズに応えることを第一義とするものは、公衆電気通信事業に付随するサービスとした。1956年同意審決により、AT&Tは電気通信事業に付随するサービスまでは提供できる。

1971. 6　**FCC、特殊通信事業者を認める決定（専用サービス自由化）**

MCIに対する許可の後、同様の許可を求める動きが相次いだため、FCCは、データ伝送その他特殊通信サービスに対する公衆ニーズが存在し、競争によるサービス提供が可能であり、それは公衆を益することにもなるとして、マイクロ波専用線を提供する事業者として「特殊通信事業者（Specialized Common Carrier）」という分類を設け、専用サービスの自由化を公認した。これにより、サザンパシフィック鉄道の子会社であるSPC（現Sprint）、ITT系のUSTSなどが参入した。

1972. 1　**MCI、シカゴ－セントルイス間で専用サービスを開始**

1972. 2　**FCC、CATV規制を全般的に見直した総合的規則を採択**

これまでの規則を見直すと共に、CATV事業全般に関する総合的な規則制定手続きを実施し、CATV規制を確立する規則を採択した。以下の規制を、テレビ市場規模（4区分）に応じて適用する。上位のテレビ市場地域にあるCATVほど規制が重くなる。
〔再送信波について〕
①must-carry規則：テレビ市場内の空中波放送全ての再送信を義務づけ
②may-carry規則：①の他余剰容量がある場合、3大ネットワークや独立局などの再送信が可
③leapfrogging規則：②の場合、できる限り隣接するテレビ市場の放送局を優先
④シンジケーション番組規則：上位100市場のCATV事業者に限り、権利期間内の番組再送信禁止
⑤ネットワーク番組規則：重複するネットワーク番組は地元に近い放送局の再送信を優先、また地元局が独占的放送権を持つネットワーク番組は再送信禁止
〔チャンネルアクセス及び自主番組について〕
①チャンネル容量規則：上位100市場のCATVは20ch以上の容量と非音声用上り通信機能
②PEGアクセス規則：上位100市場のCATVは、公共・教育・政府用の専用チャンネルを提供
③容量拡大規則：①と②のチャンネル使用率が一定の率を超えた場合、6ヶ月以内に容量拡大
④自主番組規則：3,500以上加入のCATVは、自主放送用の専用チャンネルを持つこと

1972. 6　**FCC、オープンスカイポリシーを採択、国内衛星通信事業を自由化**

国内衛星通信を自由化し、専用線サービスの提供を認める。資格要件を満たしたAT&T以外の全ての衛星通信システムの建設を認可。衛星通信サービスの拡大のため、一定の場合に約款ベースによらず個別契約による提供を認めるなどの規制の簡素化、自由化を実施。

1973. 11　**FCC、付加価値通信事業者（VAN）を認める**

付加価値通信事業者（VAN）としてPacket Communications,Inc.の申請を認めた。新しいメディアとしてVANに自由参入を認め、公衆通信事業として規制することにした。具体的な参入者は、Graphnet Sytems（1974年1月）、Telenet Communications（1974年4月）、Tymnet（1976年12月）。

1974. 11　**司法省、AT&Tを独占禁止法違反で再び提訴（第三次反トラスト訴訟）**

司法省はWestern Electricのほか、長距離部門と地域部門の分離、ベル研究所の分離を主張。→ 1982年2月、AT&Tから地域部門を分離することで和解。→ 1984年1月、AT&T分割。

1975. 1　**MCI、長距離電話サービス「Execunet」を開始**

事実上、長距離電話サービスで競争開始。→ 公衆網を保護する立場を取っていたFCCは認めず、1971年に認めた専用サービスに含まれないと主張したが、1977年の連邦裁の判決により合法性が確認された。

1975. 9　**通信衛星によるCATVへの番組供給が始まる**

ペイテレビ事業者Home Box Office（HBO）社がMSO最大手Teleprompter社に通信衛星による番組供給を開始。衛星導入によって全国的な番組供給が可能になり多様な番組の視聴が全国的に可能となった。以後、加入者数が爆発的に増加し、CATV産業の基盤が確立された。それまでは地上マイクロ波回線でケーブルシステムに中継していた。

1975. 12　**FCC、CATVのleapfrogging規則を撤廃**

leapfrogging規則は、must-carry義務を満たした後の余剰容量で更に番組を再送信する場合、近隣テレビ局の信号を優先するよう定める規則である。この撤廃により、衛星配信による全国放送を目的とした独立局（スーパーステーション）が誕生した。

1976. 7　**FCC、国内専用線の共同使用・再販売を自由化**

共同使用は規制外としたが、再販売は公衆通信事業として規制することにした。

1976. 8　**FCC、第2次コンピュータ調査開始**

通信付随サービスとデータ処理との区別が困難であるなど、第1次コンピュータ裁定が技術の進展に対応できなかったため。

1977. 7　**連邦控訴裁、MCIの長距離電話サービス提供を合法とする（Execunet判決）**

MCIが1975年1月から開始し、FCCが認めない決定を下した長距離電話サービス「Execunet」を連邦控訴裁判所が合法とした。1971年6月の特殊通信事業者裁定で認められたのは専用サービスである点は認容した上で、電話サービスの取扱いについては未だFCCは規則を制定しておらず、禁止されていないとしてExecunetを合法とした。→AT&Tが最高裁に上告したが1978年に棄却。→ FCCは1978年2月から長距離電話市場構造に関する調査を開始。これにより特殊通信事業者による長距離電話サービスの提供が認められることになり、SPCは「スプリントV」、USTSは「シティコール」、UTは「メトロフォン」のサービスを開始した。

1977. 12　**FCC、CATVの有料番組（ペイテレビ）規則を撤廃**

ペイテレビで送信可能な番組を定めた規則（ペイテレビ事業者による人気番組買い占め防止を目的とする規則）が連邦裁で無効とされ、その決定を最高裁も支持したため、規則を撤廃。

年　月	出　来　事

1978. 2　**連邦地裁、CATVチャンネルアクセス規則を無効とする判決**

最高裁も支持。これにより、ケーブルシステムの容量や各チャンネルアクセスの確保に関する規制が1980年10月21日に撤廃された。

1978. 2　**FCC、長距離電話市場構造に関する調査を開始**

MCIの長距離電話サービスを合法化する判決を受け、長距離電話市場を競争市場とするかどうかの調査を開始。

1980. 4　**FCC、第2次コンピュータ裁定**

ネットワークサービスを基本サービスと高度サービスに分類し、基本サービスについてのみ規制を課す。また、基本サービスの提供業者が情報処理サービスを提供する場合の分離子会社要件を、AT&Tを除き撤廃。

1980. 4　**FCC、長距離電話市場開放に伴うアクセスチャージ制度案を公示**

1978年2月に開始した長距離電話市場構造に関する調査の第二次追加調査公示。長距離市場を競争に開放するに当たってアクセスチャージ制度を導入する方針を発表。

1980. 7　**FCC、CATVのmay-carry規則とシンジケーション番組規則を撤廃**

これにより、CATVに対する再送信規制は大幅に緩和。

1980. 8　**FCC、非対称規制を導入する規則を採択**

「支配的事業者」、「非支配的事業者」という分類を設け、競争の進展度に応じてそれぞれの事業者の分類に従い、通常の規制、規制の簡素化(streamlined regulation)または規制の差し控え(forbearance)を適用する規則を採択。→ ただし1934年通信法上FCCに規制を差し控える権限があるか疑義があり、1994年6月に連邦最高裁が権限無しと判断。→ 1996年電気通信法で法的根拠が与えられた。

1980. 8　**FCC、長距離電話市場に競争を導入する決定**

1978年2月に開始した長距離電話市場構造に関する調査の第三次追加公示で長距離電話市場の開放を決定。この後は未決定のアクセスチャージ部分を調査として継続(以後、アクセスチャージフェーズⅠ調査と呼ばれる)。

1980. 10　**FCC、国内長距離電話サービスの共同使用・再販を自由化する決定**

MTS(長距離電話)及びWATS(広域割引電話)の共同使用・再販を自由化。→ 1981年6月1日から施行。

1982. 1　**AT&T、司法省の和解案(修正同意審決案)に合意**

1974年の司法省の告訴について、司法省の提案した修正同意審決案を受け入れることでAT&Tが合意。内容はAT&T分割、RHCの長距離サービスの提供禁止、イコールアクセスの実施等。→ これを参考に、5月、日本では臨調第4部会が電電公社の分割を提案。

1982. 7　**FCC、再販売業者やVAN事業者に対し、規制を差し控える決定を下す**

これにより、再販売事業、VAN事業は、実態として完全自由化となる。

1982. 8　**ワシントン連邦地裁、司法省とAT&Tの和解案を認可(修正同意審決)**

両者の和解案を認可。1956年の同意審決(「Final Judgement」)を修正する形式であったため、修正同意審決(「MFJ:Modified Final Judgement」)と呼ぶ。

1982. 12　**FCC、アクセスチャージ規則を採択**

調査手続き中にAT&T分割決定という事情があったため、追加調査公示を経て決定(この後1983年7月27日に一般加入者の負担を減らすよう改訂)。→ 1984年から施行。

1983. 10　**アメリカでセルラー電話サービス始まる**

シカゴで開始。

1983. 10　**FCC、特殊通信事業者の料金規制を差し控える決定**

非対称規制規則の第4次裁定。簡素化された規制から規制の差し控えに緩和。改定実施1日前までに届出れば良い(義務ではない)。→ 1984年11月21日の第6次裁定では届出を受理しないことにした。その後、届出は義務と同時に権利でもあるとMCIが訴え裁判所も認めたため、第6次裁定は無効となって第4次裁定が復活し、1993年8月の非支配的事業者の料金規制に関する裁定が出るまで継続した。

1984. 1　**AT&T分割**

MFJに基づき、旧AT&Tから地域7社が分離・独立。再び独占的にならず、かつ投資家にとって魅力的な事業規模という観点からシミュレーションした結果、地域は7社となった。地域会社は長距離事業に参入できないが、長距離会社の地域事業への参入は禁止されていない。→ 新AT&Tが地域に参入しなかったのは、機器製造部門の最大の得意先が地域電話会社だったからである。AT&Tが地域市場への本格参入を発表したのは、機器製造部門の分離独立を発表した直後の1995年10月である。

年　月	出　来　事

1984. 10　**通信法第VI編として、ケーブル通信政策法制定**

これまで通信法上CATVを規制する条項は無かった。地方自治体がフランチャイズ付与の際に課す条件が地域ごとに異なり、過大な条件を課す例も多かったため、全国的な基準が要請されていた。主な内容は以下のとおり。原則として連邦も州も料金規制権限を持たず、フランチャイズを付与した地方自治体が持つ。有効な競争状況にない場合料金規則を受けるが、これは新規フランチャイズに対して適用され、既存のCATVシステムに対しては法施行から2年間の規制が可能であるのみで、事実上、地域独占状況で料金規制を撤廃するものであった。
①地方自治体がフランチャイズを付与するが、付与手続きは連邦が定める。
②地方自治体はフランチャイズ料を課すことができる。
③既存のCATV事業者に対しては、基本ケーブルサービスの料金規制を2年後に撤廃する。
④地方自治体はPEGアクセスを義務づけることができる。
⑤一定の比率の範囲内のチャンネルを商用に他系列事業者に提供しなければならない。
⑥テレビ局及び電話会社によるCATV所有を禁止。
⑦地方自治体はCATVを所有できるが、番組編成に関与できない。

1984. 11　**アメリカで衛星放送始まる**

USCI(United Satellite Communications Inc.)が中西部及び北東部向けに放送を開始したが、半年後に倒産。

1984. 11　**レーガン大統領、非Intelsatの国際衛星通信システムを支持する決定**

国際専用衛星通信の自由化を認める。

1986. 5　**FCC、第3次コンピュータ調査フェーズ1裁定を下す**

第2次コンピュータ調査でAT&T及びRHCsに義務づけられた高度サービス提供にあたっての構造分離要件が、高度サービス市場の発展に余り寄与していないとして、AT&TとRHCに対する高度サービス提供に当たっての分離子会社要件を撤廃し、それに代わるものとしてONA(Open Network Architecture)を義務付ける。ONAは概念を示したのみで、具体的な実現方法については事業者に検討を委ねた。

1987. 2　**司法省、ワシントン連邦地裁にMFJ第1回見直し調査結果を勧告**

MFJは3年毎にその必要性を司法省が調査し、その結果をワシントン連邦地裁に報告することになっている。司法省はヒューバー氏の「ジオデシック・ネットワーク」報告書を基に、営業区域外での長距離サービスの提供解禁、情報サービス提供解禁、通信機器製造解禁を勧告した(営業区域外での長距離サービスについては後日撤回)。→ 9月10日に地裁の決定。

1987. 3　**FCC、第3次コンピュータ調査フェーズ2裁定を下す**

ONAの提供条件、プロトコル処理の位置づけ等の明確化。

1987. 9　**ワシントン連邦地裁、MFJ第1回見直しに関する決定**

2月の司法省の勧告に対し、ワシントン連邦地裁のグリーン判事は、長距離サービス及び機器製造の解禁は却下したが、情報サービスの提供については更に検討するという決定を下した。また、業務多角化も認められた。

1988. 3　**ワシントン連邦地裁、RHCが提供できる情報サービスの内容を明確化**

1987年9月の決定後、意見を求めたうえで、RHCが提供できる情報サービスの範囲を明確にした。情報内容の作成・加工はできないが、ゲートウェイの一部としての伝送は認める。具体的は、データ伝送、アドレス翻訳、プロトコル変換、課金管理、情報内容紹介などである。これにより、RHCの情報伝送サービスへの進出が制限付きながらも認められた。

1988. 7　**FCC、電話会社のCATV事業参入を認める仮決定**

実現には1984年ケーブル通信政策法の改正が必要。今後関係者から意見を求めた上で、同法により禁止されているCATV事業への参入を解除し、競争を促進させることを議会に勧告すると表明。

1988. 10　**NTIA、米国の情報通信政策に対する提言「テレコム2000」を発表**

米国の情報通信政策に対する提言「テレコム2000」を発表。FCCと裁判所による二元的政策を批判し、政策の一元化と、より一層の自由化の促進を提言。

1988. 11　**FCC、RHCが提出していたONA計画の大綱を承認**

FCCはONAの概念を示したのみで具体的な実現方法はRHCsに委ねていた。RHCsは7社共同の研究開発機関であるBellcoreを中心にONAの実現方法を検討し、FCCに計画案を提出した。この決定はRHCの提案を大筋で認めたものである。

1989. 3　**NTIA、BOCに対する製造事業禁止の解除を提言**

議会の要請に応じ、MFJにより禁止されているBOCの製造禁止規定が米国の情報サービスに及ぼしている影響を評価したもの。この頃はアメリカ議会及び政府が情報通信技術の開発で日本に脅威を感じていた時期で、巨大な資本力及び技術力を持つ電話会社を規制から解き放つことによって対抗させようという意見が強かった。

1989. 3　**FCC、AT&Tに価格上限制を導入する決定**

1987年8月から開始した支配的事業者に対する料金政策に関する調査に基づき、AT&Tに対し、価格上限規制を7月1日より実施することを決定した。RHCについては、なお調査を継続する告示を発出。

1989. 7　**AT&Tに価格上限制を導入**

3月の決定に基づき、価格上限制を施行。

1989. 9　**C&WとUS Sprint、PTAT-1で大西洋間国際通信サービスを開始**

PTAT-1は初の民間敷設海底ケーブル。

年　月	出　来　事
1990. 4	**修正同意審決の情報サービス禁止裁定、再審理へ** ワシントン連邦地裁のグリーン判事が87年9月に下したMFJに基づくBOCに対する情報サービス提供禁止の裁定に対し、AT&T及びRHCが控訴していたが、コロンビア控訴裁判所は地裁に差し戻す判決を下した。→ 1991年7月25日、ワシントン連邦地裁は情報サービス提供を全面的に解禁する決定。
1990. 4	**FCC、RHCから提出されていたONA計画を全て承認** 1988年初めにRHCが示したONA計画は、その後承認と改善命令を受けて修正案が提出されていた。この修正案が承認されたことによりRHCがONA実施の体制を整えた段階で、第3次コンピュータ裁定の分離子会社要件が解除されることになる。
1990. 6	**連邦控訴裁、第3次コンピュータ裁定を無効とする判決** サンフランシスコ連邦控訴裁は、第3次コンピュータ裁定を無効とする判決を下した。分離子会社要件によらずRHCが情報サービスを提供できるとしたこと、およびFCCが州の管轄権を侵していることにつき、それを是とするだけの証明が不足しているという内容であり、第3次コンピュータ裁定の方向自体を否定したものではなかった。
1990. 9	**FCC、アクセスチャージに関する料金上限制を決定** 市内電話会社がAT&Tに課すアクセスチャージに対する料金上限規制案を採択。1991年1月1日より実施。RHC7社およびGTEにアクセスチャージの料金上限規制を課し、他の地方電話会社は従来どおり公正報酬率規制を適用する。希望すれば料金上限規制も可。ただし元には戻れない。実施時期は当初1990年7月1日が提案されていた。
1990. 12	**FCC、ONAを維持する裁定** 第3次コンピュータ裁定無効判決を受けて8月から開始した調査に基づき、ONAの設定を是とする裁定を下すとともに、分離子会社要件の撤廃および州公益事業委員会の管轄権侵犯についての新たな調査を開始した。
1991. 1	**アクセスチャージに価格上限制導入** 1990年9月の決定に基づき施行。
1991. 2	**NTIA、米国の周波数管理政策に関する報告書を発表** 周波数利用の効率を高めるため、周波数の分配や割当て方式について提言。
1991. 7	**グリーン判事、RHCの情報サービス提供全面解禁の決定を下す** ただし、この決定が地裁に審理を差し戻した控訴裁の決定の趣旨と抵触する恐れがあり得るとして、決定の発効は上級審の結論待ちとした。→ 解禁に反対するANPA(米国新聞出版者協会)がこの決定の破棄を求めて上訴。解禁推進派の司法省・RHCは決定の即時発効を求めて上訴。
1991. 8	**FCC、AT&Tのビジネス向けサービスを大幅に規制緩和** 長距離通信事業者の規制方法に関する調査(1990年3月開始)結果に基く裁定。ビジネス顧客へのプライスキャップ規制を廃止し、14日前の届出とする。個別顧客との契約ベースのタリフを認め、14日前の届出とする。
1991. 9	**BT、Syncordiaの設立を発表** 多国籍企業向けにワンストップ・ショッピングでグローバルサービスを提供しようという目的。本拠はアメリカに置く。
1991. 10	**ワシントン控訴裁、RHCによる情報サービス提供を即時に認める決定** RHCsによる情報サービス提供を即時に認め、決定の効力を上級審の判断待ちとした部分を裁量権の濫用として破棄した。
1991. 10	**NTIA、インフラストラクチャー報告書を発表** インフラストラクチャーの現状・問題点・将来を包括的に検討した上で、競争の増大と規制の緩和によってインフラストラクチャーの開発・投資が促進されるという立場から、FCCより一歩進んだ競争政策を提案。
1991. 11	**FCC、ONAによる高度サービス提供の条件を確定** BOCがONAによりサービスを提供するにあたって遵守すべき要件を定めた。
1991. 12	**FCC、国際専用線の単純再販を認める方針を決定** 国際計算料金に関する第二次調査の裁定。計算料金引下げを目的に、相手国における参入機会の「同等性の確認テスト」を行い、相互主義を前提として国際専用線の単純再販を認める。
1992. 1	**FCC、新しい移動通信サービス用帯域確保のため、大規模な周波数再配分計画を提案** 移動データ通信、PCSなどの新サービスを推進するため、2GHz帯に220MHz分の周波数を確保する計画を発表。また、周波数再分配に必要な規則制定手続きを開始。
1992. 3	**MCIが「Friends & Family」サービスを開始** 一般加入者向けの割引きサービスで、加入者が予め登録した電話番号への通話料金を割引きする制度。このサービスは爆発的な人気を集め、短期間でAT&Tの顧客を大量に奪った。以後、ほとんどの会社がこのサービスを真似て提供するようになったため、この種のサービスを「F&F」型サービスと呼ぶ。→ 日本ではKDDが1994年5月から開始した「KDDファミリートーク」が初。
1992. 3	**ITUのWARC-92で、LEO用周波数を割当て** LEO用に1,610～1,625MHz帯を割当てることを決定。
1992. 6	**FCC、テレビネットワークによるCATV所有を解禁** 1991年12月に開始した手続きに基づき決定。

年　月	出　来　事
1992. 7	**FCC、市内電話会社にビデオダイヤルトーン・サービスを認める決定** 市内電話会社にビデオダイヤルトーン・サービスを認める裁定を下すと共に、電話会社がCATV会社に資本参加できるよう議会に法改正を勧告。
1992. 7	**CATV規制法案、下院でも可決** 2月に上院でもCATV規制法案が可決されている。ただし同一法案ではない。
1992. 8	**FCC、MotorolaにIridium計画用試験衛星の打ち上げを認可** Iridium：Motorolaが計画している低軌道衛星を利用した衛星移動体通信サービス。
1992. 8	**米国、カナダ、メキシコの3ヵ国、NAFTA(北米自由貿易協定)で最終合意** 電気通信サービスに関しては、公衆網の開放、電気通信サービスの自由化、を原則としている。1994年1月1日発効。
1992. 9	**FCC、市内専用アクセス分野の相互接続を拡大する決定を採択** コロケーションによる市内電話会社の専用線と長距離事業者・CAPの伝送回線の相互接続を認める決定を採択するとともに、さらに交換網の相互接続に関する調査も開始した。→ 1993年8月、交換網との相互接続を認める決定。
1992. 9	**FCC、新たな無線サービスに2GHz帯の220MHzを割り当てることを決定** PCSなどの新たな無線サービスに、2GHz帯の220MHzを割り当てることを決定。1992年1月の提案内容とほぼ同一内容。
1992. 10	**CATV消費者保護及び競争法成立** 大統領の拒否権を覆し、CATV料金を規制し競争を促進する法律「Cable Television Consumer Protection and Competition Act of 1992」が成立した。CATVはほとんど規制が無く、地域独占で競争も無いため料金の値上げが続き、消費者から苦情が出ていた。従来FCCの規則に委ねられていた「有効な競争状況」について法律上定義され、競争状況にないケーブルシステムは、自治体の料金規制を受けることになり、事実上ほとんどのCATVが規制を受けることになった。また、この法律により、must-carry規則が定められたほか、ケーブル番組ネットワークは、DBSなどの競合メディアに対しても適正価格で番組を供給しなければならないことになり、DBSの成功につながることになった。→ 1993年4月1日、FCCが料金規制のガイドラインとなる規則を採択。
1992. 10	**FCC、外資系国際通信事業者の規制を緩和する決定を下す** 外資系国際通信事業者は原則として非支配的事業者とし、その外資系事業者が米国からの発信先の対地国において支配的事業者である場合は支配的事業者として規制する。
1992. 11	**AT&T、McCawの株式33%を買収すると発表** いずれは経営権を握る予定。これが実現すれば地域電話会社を経由せず直接エンドユーザーにサービスを提供できるため、1984年のAT&T分割の理念を崩すことになり得る。→ 1993年8月、100%買収に変更。
1992. 11	**FCC、非支配的事業者に対する規制差し控え政策を維持する決定** FCCは変更する必要無しと判断。
1992. 11	**ワシントン控訴裁、規制差し控え政策を通信法違反とする判決を下す** FCCには非支配的事業者に規制を差し控える権限が通信法上無いとし、AT&Tへの救済措置、損害賠償、FCC規則の改正などを考慮して再審査するよう命じた。
1993. 1	**Time Warner、「フルサービスネットワーク」の構築を発表** 業界2位のCATV事業者TimeWarner社が、「フルサービスネットワーク」の構築を発表した。フルサービスネットワークは交換機能を持つ広帯域CATVネットワークで、電気通信サービスを含む多様なサービスの提供を目的とする。後にUS Westが出資・提携することになった。
1993. 2	**クリントン大統領、情報ハイウェイ構築計画を発表** 情報スーパーハイウェイの構築が競争力強化及び経済発展に不可欠であるという認識のもと、HPC法に基づくHPCC計画の推進、情報スーパーハイウェイ計画(高速大容量ネットワークによる公的機関・教育機関の接続)、情報通信基盤整備に関する特別委員会の設置、情報通信基盤技術プログラム、ネットワークを通じた連邦政府情報の公開などを具体策として提示。→ 9月、行動計画を発表。
1993. 3	**BTNA、国際交換サービス及び国際専用回線の再販をFCCに申請** BTの米現地子会社BT North Americaは、国際交換サービス、国際専用回線の再販の認可をFCCに申請した。国境を超えて回線の両端で1事業者がサービスを提供としようとするもので、国際的なワンストップ・ショッピングを可能にするもの。国際VPNの提供が狙い。
1993. 4	**AT&T、BTNAと同様のサービスの提供計画を発表** AT&Tは、BTNAと同様のグローバルサービスの提供計画を発表し、相互主義のもとで、英国においても米国の事業者が同等のサービスを提供できるようになるまでは、BTNAの申請を認めないようFCCに要請した。この分野には将来性があるため、AT&Tが急遽対抗措置を打ち出したもの。
1993. 5	**800番サービスでナンバーポータビリティ開始** 着信課金サービスでナンバーポータビリティが開始。AT&Tの顧客を巡り長距離市場での競争が激化。
1993. 5	**AT&TとKDDとシンガポールテレコム、「WorldSource」コンソーシアムを結成** 「WorldSource」コンソーシアムは、ワンストップ・ショッピングで多国籍企業向けグローバル・ネットワークサービスを提供する。「WorldSource」はサービスブランド。他の主要国の電気通信事業者にも参加を呼び掛けていく。→ 9月24日、事業会社であるWorldPartners社を設立。→ 1999年末で解消。

年　月	出　来　事

1993. 6　**FCC、コロケーションによる地域専用線との相互接続方法に関する裁定を下す**

1992年9月の裁定のあと審査していたコロケーションによる地域専用線と長距離・CAP事業者との相互接続の方法について裁定を下す。

1993. 6　**MCIとBT、グローバルサービス提供のための合弁企業設立に合意**

互いに資本を持ち合うと共に合弁企業の設立に合意。AT&TのWorldSourceに対抗するもの。→ 8月に、本部をワシントンに置き、資本金10億ドルうち75.1%をBT、24.9%をMCIが出資することで大筋合意。

1993. 6　**FCC、狭帯域PCSについての規則を制定し周波数帯域を割当て**

狭帯域PCSは、PCSの中でもページングサービスなどの使用周波数帯幅が少ない比較的簡易なサービスを指している。
〔規制の主な内容〕
・認可する営業区域
　－全国（11事業者まで）
　－地域（47地域、各13事業者まで）
　－ローカル（487エリア、各11事業者まで）
・免許期間は10年

1993. 8　**FCC、市内交換網の相互接続を拡大する決定を採択**

年間の州際サービスの売上が1億ドルを超える地域電話会社に対し第三者の伝送施設の交換網への接続を認めるよう命じたもの。専用線の相互接続に続き、交換網の相互接続も命じることになり、市内電話サービスに一層の競争導入が果たされた。

1993. 8　**周波数の競争入札制度などを定めた法律が成立**

Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993により、通信法が改正され、新規周波数の割当てへの競争入札制の導入が定められる。また、電波使用料の徴収や、州の規制権限を撤廃してFCCに一元化することも定められた。

1993. 8　**AT&T、McCaw全面買収で合意**

1992年11月発表時は33%の買収予定であったが、今後移動体通信が重要になるという認識が更に高まり、今回の発表となった。

1993. 8　**FCC、非支配的通信事業者のタリフ申請規則を制定**

2月から進められていた調査に基づく裁定であり、実施1日前までのタリフ届出を義務づける内容。AT&Tの反発は必至。

1993. 8　**バージニア連邦地裁、ケーブル通信政策法に違憲判決**

1992年12月のBell Atlanticの提訴に対する判決。電話会社によるTV番組提供の禁止を定めたケーブル通信政策法は、憲法修正第一条（言論の自由の保障）に反し違憲であるという判断。

1993. 9　**FCC、広帯域PCSの免許方針と周波数の割当を決定**

〔内容〕
・大商業地域（Major Trading Area：51地域）
　地域ごとに2社30MHzずつ。51地域全部について申請するも可
・基礎地域（Basic Trading Area：492地域）
　地域ごとに、1社に20MHz、4社に10MHzずつ
・免許期間は10年

1993. 9　**米国政府、NIIアクションプランを発表**

NII（National Information Infrastructure：全国情報インフラ）構築のための以下の9の指針と、その実現のためのアクションプランを発表した。以後、これが情報通信基盤整備計画の原型となり、世界的に大きな影響を与えている。
〔指針〕
(1) 適正な税制・規制政策を通じて民間投資を奨励
(2) 情報資源を全国民が安く利用できるよう「ユニバーサルサービス」概念を拡大
(3) 技術革新及び新しいアプリケーションの促進を側面から援助
(4) シームレスで対話型でユーザー主導のNII運用を促進
(5) 情報のセキュリティとネットワークの信頼性の保証
(6) 無線周波数帯域の管理の改善
(7) 知的所有権の保護
(8) 州政府や地方自治体及び外国との調整を図る
(9) 政府情報へのアクセスの拡大と政府調達の改善

1993. 10　**Bell Atlantic、CATV最大手TCIの買収を発表**

TCIと、その番組制作子会社Liberty Mediaを買収すると発表。地域電話会社とCATV事業者とのこの合併は、今後インフラ構築や産業の再編を促す大きな原動力となる可能性がある。ただし、この買収が法的に認められるかどうかはまだ不確定である。→ 1994年2月に白紙撤回。

1993. 10　**FCC、Little LEOの免許付与・運用関係規則を制定**

1月14日に周波数割当て及びVITAへの仮認可の決定を下していた。低軌道（Low Earth Orbit：LEO）衛星を利用して電気通信サービスを提供するもののうち、音声以外のサービスに特化することによって全体コストを抑えているものを一般にLittle LEOと呼び、音声を含めた大規模なものをBig LEOと呼ぶ。MotoloraのIridiumはBig LEOの一つである。Little LEOは、トラックの位置検索や盗難車の追尾など幅広い用途が考えられている。

1993. 11　**Pacific Telesisの移動体通信部門が分離・独立**

設立会社名は「PacTel Corp.」。ただし、PCSなどの新サービスで今後競合すると見られる。

1993. 11　**連邦最高裁、RHCによる情報サービス提供全面解禁を支持する決定**

RHCによる情報サービス提供の全面解禁を認めた控訴審判決を支持。これにより、RHCは晴れて自由に情報サービスを提供できることになった。

1993. 12　**FCC、3社にPCS免許を優先的に付与する決定**

Pioneer's Preference制度に基づき、1992年10月8日に仮認可されていた3社に優先的に付与。PCS用周波数はオークションによることになっているが、この制度による場合は無料であり、しかも広い帯域が与えられる。→ 後に無償措置は撤回され、有料になった。

1994. 1　**ゴア副大統領、NIIへ向けた電気通信規制緩和案を発表**

電気通信に関する政策・法改正に関する政府方針を発表した。以下の5項目の基本原則が提示されている。
(1)NIIへの民間投資の奨励
(2)競争の促進と保護
(3)ネットワークへの自由なアクセスを確保
(4)情報に関して「持てる者」と「持たざる者」を創出しない
(5)政策・規制の柔軟性を確保

1994. 1　**アメリカ連邦政府、「通信法改革に関する政府白書」を発表**

通信法改正法案のガイドラインとして、ゴア副大統領の演説に沿った通信法改正に関する政府白書を発表した。

1994. 2　**FCC、移動体通信サービス規制の一般的枠組みを制定**

従来、新しいサービスが出現するごとに制定してきたことを改め、一元的・統一的な規制の枠組みを定めることにした。

1994. 2　**FCC、狭帯域PCSの免許方針を決定**

1993年6月の決定とあわせ、狭帯域PCSの規制の枠組みや周波数の割当が全て決まった。
〔内容〕
営業地域
・全国(11事業者)
・地域(東部、南部、南西、中部、西部の5地域。全米人口のほぼ20%ずつ:各6事業者)
・MTA(全国51地域:各7事業者)
・BTA(全国492地域:各2事業者)

1994. 2　**Bell AtlanticとTCIの合併が白紙撤回となる**

前日にFCCが発表したCATVの料金規制強化により、CATV事業者の収益力に不安が生じ、合併の魅力が薄れたためと言われている。

1994. 3　**FCC、新規移動体通信サービス用周波数割当に関する包括規則を制定**

これは、新規移動体通信サービスの周波数を競争入札で割り当てる場合の一般的なガイドライン的規則を定めたもので、ここに定められた原則を基に、サービスごとに個々の規則が制定される。したがって、PCSにはPCS用の競争入札規則が必要。→ 1997年12月、サービスごとの規則制定を廃止した包括的規則を採択。

1994. 3　**ゴア副大統領、GIIの構築を提唱**

ブエノスアイレスで開催された第1回世界電気通信開発会議で、GII(Global Information Infrastructure)の構築を提唱した。内容はNIIと同じで、アメリカのやり方を世界にそっくりそのまま広げようとする戦略とも言える。

1994. 4　**FCC、狭帯域PCSの競争入札規則を決定**

(1)入札方法:Simultaneous Multiple-Round Bidding(同時に複数の免許に入札)
(2)入札者希望者は全て以下の算定式に基づく金額を払い込まなければならない
　免許地域内の人口×0.02ドル×割当周波数(1MHz単位)
　また、落札者はこの払込金と合わせ落札額の20%を頭金
　として支払う
(3)社会的弱者への優遇措置

1994. 6　**控訴裁、FCCのコロケーション規則を無効と判断**

FCCは1993年8月、大手地域電気通信事業者に対して相互接続事業者(長距離電気通信事業者やCAPs)の電気通信設備を事業所内に併置する義務を課す地域相互接続拡大規則を採択したが、ワシントン控訴裁はこの規則を無効とし、FCCに差し戻した。コロケーションは財産権の侵害に該当し、それを命令する権限が通信法上FCCに認められているとは言えないというのがその理由である。また、FCCの規則では物理的なコロケーションの他に疑似(Virtual)コロケーションも定められていたが、物理的コロケーションを原則とし疑似コロケーションはあくまで例外として規定されていたため、疑似コロケーションのみでは意味を成さないとして、疑似コロケーション自体も否定された。

1994. 6　**DBP TelekomとFrance Telecom、Sprintと提携**

この提携により、3社は共同して国際電気通信網を運営し、サービスを提供する。DBP TelekomとFrance Telecomは42億ドルでSprintの株式の20%を取得し、役員も派遣する予定。提携に基づく国際電気通信サービスの提供は、グローバルパートナーシップ委員会(GPB)の下に事業部門を設立して実施する。GBPでは各社同等の権利を持つ。

1994. 6　**司法省がBTとMCIの提携を事実上承認、両社は合弁会社設立を発表**

米司法省は、BTとMCIの合弁会社を相手取り、独占禁止法に基づく訴訟を提起したが、同時に同意審決(和解)案を提示し、事実上両社の提携を承認した。同意審決案では、BTから新会社へのサービスの料金・条件などの開示が義務づけられ、MCI以外の米通信事業者に対し差別的取り扱いをしないことなどが条件として付されている。両社は合弁会社「Concert Communications Services」の設立を発表。

年　月	出　来　事
1994. 6	**アメリカで多チャンネルのデジタル衛星放送開始** ディジタル方式で150チャンネル(DirecTV、USSBの2社合計)の放送を提供する。 受信システム:700～900ドル、受信料月額:20～30ドル
1994. 6	**連邦最高裁、FCCの非支配的事業者への料金規制の差し控えを違法とする** FCCにタリフ届出を不要とする権限は与えられていないと判示。タリフ届出要件の改定は可。
1994. 6	**UnisourceとAT&T系のWorldPartnersが提携** オランダ、スウェーデン、スイスを中心とするUnisourceと、AT&T、KDD、シンガポールテレコムを中心とするWorldPartnersとが提携した。
1994. 6	**FCC、広帯域PCSの入札細則を決定** 広帯域PCSの入札手続きの制定が遅れていたが、ようやく決定した。これでPCSの免許手続きは全て整ったことになり、後は実施を待つばかりである。
1994. 6	**Bell AtlanticとNYNEXのセルラー子会社同士が合併** 両社は、双方のセルラー電話事業子会社を合併し、新会社を設立することに合意。設立新会社は全米4位のセルラー電話会社になる。AT&TやMCIの移動体通信事業への進出を強く意識した動きであり、今後新たな提携が発表される可能性もある。
1994. 7	**FCC、初の商用ビデオダイヤルトーンの構築・運営を認可** Bell Atlanticが商用化を申請していたニュージャージー州ドーバータウンでのビデオダイヤルトーンネットワークの運営・構築を認可した。これまではテストが認められていただけで、商用化の認可は今回が初めてである。今後他の申請についても認められると予想される。
1994. 7	**FCC、地域電話会社との相互接続は疑似コロケーションを原則とする裁定** 6月に物理的コロケーションが憲法違反だと判断されたのを受け、疑似コロケーションを原則とするよう改めたもの。物理的コロケーションは地域電話会社がオプションとして提供するものと位置付けられる。
1994. 9	**FCC、米英間の国際専用線の再販を認める裁定を下す** 再販事業者であるACC Global Corp.とAlanna Inc.の申請を認めたもの。イギリスでの自由化の進展を評価したものと言える。
1994. 9	**FCCの認可を得、AT&TのMcCaw買収手続きが終了** 最後に残っていたFCCの認可(無線局移転の認可)を得て、法的課題が全て解決した。買収総額は126億ドル。
1994. 9	**ゴア副大統領、ITU京都会議でGIIを提唱** 米国からの衛星中継で演説し、GIIの必要性を強調するとともに、1998年を目処にGIIの運用を開始することを示唆した。また、次期ITU全権委員会議のアメリカ開催を提案した。
1994. 10	**FCC、Big LEOの免許・運営規則を制定** 1994年1月に示した規則制定案に基づき制定。
1994. 10	**Bell Atlantic／NYNEXとAirTouch／US West、移動体通信で合弁** Bell AtlanticとNYNEXは7月に、US WestとAirTouch(4月にPacific Telesisから分離独立)は8月にそれぞれ携帯電話の合弁会社の設立に合意していたが、このほど、さらにこのグループ同士が合弁企業を設立することに合意した。4社合わせた加入者数は400万を超え、カバーエリアの人口は1億を超える全米一の事業者となるが、実現には今後認可を得る必要がある。
1994. 10	**貿易産業大臣、英米間の国際専用線単純再販を認めると発表** 9月19日にFCCが英米間の国際専用線単純再販を認める裁定を下したことを受けた決定。従来イギリスは自国と同等に自由化されていることを条件に、オーストラリア、カナダ、スウェーデンの3国のみしか認めていなかった。
1994. 10	**SprintとCATV大手3社が提携し、地域電話事業に参入** 提携を発表したのは、SprintとCATV業界最大手のTCI、同3位のComcast、同6位のCoxで、4社共同出資で長距離・地域・携帯電話サービスを統合して提供する新会社「Sprint Telecommunications Venture(STV)」を設立する。広帯域PCS免許の入札にも参加予定。出資比率は、Sprint40%、TCI30%、あとの2社は15%ずつ。地域網にはCATV網を利用し、規制緩和の動向に合わせて順次サービスの導入・拡大を図る予定。
1994. 12	**AT&T、Unisourceとの合弁会社をヨーロッパに設立すると発表** これまでAT&Tは、「WorldPartners」など従来の国際電気通信事業者間の秩序の枠からそれほどはみ出したものではない提携を通じて多国籍企業向けサービスのワンストップショッピングの提供を進め、Unisourceとの提携も発表していた。今回それを更に一歩進め合弁企業の設立を発表したことは、明らかにBT・MCIグループ、France Telecom・DBP Telekom・Sprintグループに対抗するためのものである。Unisource側が60%、AT&T側が40%を出資する予定。従業員は2,000人くらいで、EUの認可を受けて1995年中に営業を開始する計画(設立新社名は「Uniworld」)。→ 1997年10月30日にUniworldが認可された。なお、両者は1996年5月、新たな合弁計画を発表。
1994. 12	**Time Warnerが完全デジタル型双方向CATV実験を開始** フロリダ州オーランドでフルサービスネットワークの実験を開始した。1995年中には4,000世帯まで拡大する予定。実験内容は、VOD、双方向テレビショッピング、双方向テレビゲーム。電話サービスも1995年半ばに始める予定。→ 1997年末で中止。
1995. 1	**FCC、電話会社に営業地域内でのテレビ番組提供を認める方針を発表** 電話会社にその営業地域でのテレビ番組提供を認めないケーブル通信政策法は憲法違反だという裁判所の判断が相次いだため、FCCは、電話会社による営業地域内での自社制作番組の提供は合法だという仮の決定を下し、電話会社が営業地域内でテレビ番組を提供する規則制定手続きを開始した。

年　月	出　来　事

1995. 1 **FCC、AT&Tのプライスキャップ規制を一部緩和**

小企業用ビジネス通話に課せられていたプライスキャップ規制を外し、簡素化された規制に移すことにした。これにより、プライスキャップ規制が課せられるのは、住宅用長距離サービス、アナログ専用線サービス、800番番号案内サービス、オプショナル・コーリング・プランだけになった。

1995. 1 **FCC、Big LEO三計画に免許を付与**

イリジウム、グローバルスター、オデッセイの3計画に免許を付与した。あとの2計画は財務資料不十分として1年の猶予を与えた。

1995. 3 **SprintとCATV事業者3社、電話網構築事業計画を発表**

SprintとTCI、Comcast、Coxは電話網構築での提携を発表していたが、その事業計画を発表した。それによれば、今後3年間で44億ドルを投資し、PCS網やCATV電話網と統合した電話網を構築する。出資は、Sprintが40%、TCIが30%、Comcast、Coxが15%ずつ。また、Teleport社もこのコンソーシアムにいずれ参加の予定。

1995. 3 **広帯域PCSの大都市圏免許のオークション終了**

広帯域PCS免許の大都市圏(99免許)のオークションが終了し、約70億ドルが国庫に収められることになった。免許のほとんどは、大手の通信事業者の手に入った(99免許のうち70はAT&T系、Sprint系、RHCs系が取得した)。

1995. 4 **RHCs、Bellcoreの売却を決定**

相互に競争関係に立つようになるなど、共同の調査・研究という当初の目的が薄れてきたため。

1995. 4 **グリーン判事、RHCsにセルラー電話の長距離サービスを認める**

ワシントン連邦地裁のグリーン判事は、RHCsにセルラー電話の長距離サービスの提供を以下のような条件付きで認めた。
(1)別会社によること
セルラー電話長距離サービスは、物理的にも運営的にも地域電話会社とは別会社で提供すること。
(2)イコールアクセスプランの提出
イコールアクセスプランを司法省に提出し認可を受けること。
(3)再販規制
運営会社は、他事業者から購入したサービスのうち長距離サービスのみしか再販できず、他事業者からの長距離サービスの購入は必要な量の45%までしかできない。
(4)アンバンドリング
運営会社は、長距離サービスと地域サービスを区分した価格設定やマーケティングをしなければならない。

1995. 5 **MCI、携帯電話再販大手の買収を発表**

携帯電話回線再販最大手であるNationwide Cellular社を1億9,000万ドルで買収すると発表した。MCIは今後とも無線通信網を自社所有せず、付加価値の高い無線サービスの創造に投資する方針。

1995. 6 **Deutsche Telekom、France Telecom、Sprint、合弁企業設立で調印**

ヨーロッパとアメリカに1社ずつ合計2社の合弁企業設立、およびDeutsche Telekom、France TelecomのSprintへのそれぞれ10%(計20%、総額約41億ドル)の出資に調印した。ヨーロッパに設立される事業グループはブリュッセルに本部を置き、ドイツ・フランス以外のヨーロッパ地域でサービスを提供する。Deutsche TelekomとFrance Telecomの合弁企業であるAtlasが2/3を出資し、残りをSprintが出資する。また、アメリカに設立する事業グループは欧・米以外の地域でサービスを提供し、SprintとAtlasとの対等出資である。

1995. 7 **FCC、HDTVの導入規則を全面的に見直す方針を決定**

HDTVの開発・普及促進を意図して1993年に制定されたが、これを全面的に見直し、多チャンネルサービスを念頭においた規則の制定を目指すことにした。

1995. 7 **ウォルト・ディズニー、ABCの買収を発表**

3大ネットワークの一つであるABCを190億ドルで買収することを発表した。また、翌日にはWestinghouse Electric(WE)が、CBSを54億ドルで買収すると発表した。放送の規制緩和やマルチメディア時代の到来がひきがね。→ 1999年、WEは放送部門以外を売却し、社名をCBSに変更。

1995. 8 **FCC、ネットワークによる番組所有及び販売を解禁**

三大(ABC、CBS、NBC)ネットワークには1970年に採択されたfin/syn規則が課されていた。これは、番組供給の多様化を促進し、番組制作業の振興を図ることを目的に、三大ネットワークによるテレビ番組の所有及び販売を制限してきた規則である。1993年、この規則を段階的に緩和し、1995年11月10日に失効させる決定をしており、今回、失効させることが適当という決定を採択した。更にその期日まで待つ必要は無いとして、この決定が官報に公布されると同時に解禁することにした。

1995. 9 **AT&T、事業の3分割を発表**

企業体質を強化するため、通信サービス部門、通信機器製造部門、コンピュータ部門の3社に分割することを発表した。採算が悪化しているコンピュータ部門は分離独立させ、資本関係を無くす。また、金融サービス部門は売却する。→ 1996年10月、基礎技術の開発で輝かしい伝統を持つベル研究所を含む機器製造部門が「Lucent Technologies」として分離独立。

1995. 9 **Time Warner、米TBSの買収で合意**

Time Warnerは、CNNを傘下に持つターナー・ブロードキャスティング・システム(TBS)を総額75億ドルで買収することで合意した。

1995. 10 **FCC、AT&Tを国内で「非支配的事業者」とする決定**

AT&Tの国内電気通信市場での地位を「支配的事業者(dominant carrier)」から「非支配的事業者(non-dominant carrier)とし、他の長距離事業者と同等の扱いとする決定を下した。ただし、低所得ユーザ向けの過渡的措置を義務づけた。国際電気通信市場では依然として「支配的事業者」の規制を受ける。

年　月	出　来　事

1995. 11　**ITUのWRC-95で、LEO用周波数割当て作業がほぼ完了**

1992年のWARC-92に続く今回の割当てにより、周波数利用環境はほぼ整備完了。WARC-92では衛星とユーザとの通信部分(サービスリンク)、WRC-95では衛星と地上制御局・関門局との通信部分(フィーダリンク)の周波数が割り当てられた。

1995. 11　**FCC、外国企業の参入審査にECOテストを適用する規則を採択**

国際専用線単純再販以外にも、相互主義を基礎に、アメリカ企業が同等の競争機会が与えられているかどうかを判断して外国企業による投資や進出に認可を与えるかどうか決める「Effective Competitive Opportunities」審査(ECOテスト)の採用を決定した。従って、国際専用線単純再販(公専接続)については「同等性(equivarency)の確認テスト」、それ以外についてはECOテストが適用されることになる。

1996. 1　**FCC、衛星通信の国内／国際区分を撤廃**

米国衛星による衛星サービス事業者(固定系、移動系、DBSなど)は、国内／国際を問わずサービスを提供できるようになる。

1996. 1　**AT&T、衛星放送事業に参入**

衛星放送事業者DirecTvの株式2.5%を親会社のHughesから1億3,750万ドルで買収することで合意した。今後5年で30%まで出資比率を拡大する権利も含まれる。→ 1997年12月、電気通信事業に専念するため提携解消。

1996. 1　**MCI、衛星放送に進出**

全米をカバーする衛星放送用周波数を6億8,200万ドルで落札するとともに、オーストラリアのメディア事業グループであるNewsとの合弁で放送サービス提供会社を設立する計画を発表した。

1996. 1　**Phoenixが「Global One」として発足**

事業名は「Global One」(Phoenixはこれまでの仮称)。SprintとDeutsche Telekom、France Telecomの合弁が承認されたのを受け、ベルギーのブリュッセルとアメリカのヴァージニア州レストンにそれぞれ事業会社「Global One(Europe)」、「Global One(World)」を設立した。日本では日本スプリント(株)が4月1日から「グローバルワン(株)」となった。

1996. 2　**米通信法改正が成立**

2月1日、両院協議会で調整した統一案を、上院で91対5、下院で414対16と、両院とも圧倒的多数で可決した。2月8日、クリントン大統領が署名し、1934年通信法を改正する法律が成立。法律名は「Telecommunications Act of 1996」。地域電話会社の長距離事業・CATV事業への参入解禁、修正同意審決(MFJ)の効力廃止、マスメディア集中排除の緩和など画期的内容。しかし、猥褻・暴力番組を阻止する機能をテレビ受像機の製造要件とすることや、双方向コンピュータサービスでの未成年への下品な通信の禁止など、問題となる条項も含まれている。

1996. 4　**SBCとPacific Telesisが合併で合意**

RHCs同士の合併。通信法改正で可能になった。存続会社はSBC。年内に合併完了の予定で、AT&Tに次ぐ全米第2位の電気通信事業者が誕生する。→ 1996年11月に司法省が承認。→ 1997年1月31日にFCCが承認。→ 1997年4月1日、合併成立。

1996. 4　**Bell AtlanticとNynexが合併で合意**

新会社はBell Atlantic。RHCs同士の合併としては2件目。成立すればAT&Tに次ぐ全米第二の事業者が誕生する。→ 1997年8月に合併成立。

1996. 5　**FCC、国際市場でもAT&Tを非支配的事業者とする決定**

国内市場に続き、国際市場でも非支配的事業者とした。これにより長距離事業者に支配的事業者は存在しないことになった。

1996. 5　**AT&TとUnisource、ヨーロッパでの合弁会社設立を発表**

従来のUniworld構想を更に拡張し、欧州での事業全てを統合する合弁会社「AT&T-Unisource Services」の設立に合意したと発表。従業員5,000以上、売上10億ドル以上を予定。AT&Tが40%、Unisourceが60%を出資。AT&T-Unisource Servicesは、通信サービス部門とマルチメディア・ソリューション部門からなり、Uniworldは通信サービス部門に吸収される。なお、Uniworldは欧州委員会からまだ認可を得られず、設立されていない。

1996. 5　**FCC、OVS規則を採択**

OVS(オープン・ビデオ・システム)規則を採択した。電気通信事業者だけでなく既存のCATV事業者もOVS事業者への転換が可能。ただし、CATV事業者が営業地域内でOVS事業者に転換するには「効果的な競争」状態にあることを要する。OVS事業者は1つの独立系番組会社が使う容量を自社で使う容量以下に制限できる(原則としてOVS事業者は1/3まで自社利用できる)。CATV事業者に対する「マストキャリールール」や「再送信同意ルール」はOVSにもそのまま適用される。OVS伝送料金については干渉せず。OVSを公衆電気通信事業とは位置付けない。

1996. 6　**連邦地裁、通信品位法を違憲として施行を一時差し止める命令**

フィラデルフィア連邦地裁は、1996年電気通信法中の通信品位法の「下品な(indecent)」(猥褻〔obscene〕とは概念が異なる)通信及び「明らかに不快な(patently offensive)」通信を規制する部分が表現の自由を保障した憲法修正第1条を侵すものだという訴えを全面的に認め、法の施行を一時差し止める命令を下した。2月15日に暫定的な緊急差し止め命令を発していたが、今回、弁論を経て正式に決定した。→ 7月2日、連邦政府は連邦最高裁に上告。→ 1997年6月、連邦最高裁が違憲判決を支持。

1996. 6　**FCC、PCSとセルラーの相互所有禁止規制を撤廃**

1995年12月、第6巡回控訴裁判所の判決で、相互所有を禁止しなければ反競争的行為が起こるという判断を裏付けるに十分な根拠をFCCが提出し得なかったとして、FCCは敗訴していた。

1996. 6　**FCC、移動通信事業者に固定無線サービスを認める決定**

移動通信事業者に対し、固定無線のみや固定系と移動系の混合サービスも認める決定を下した。移動通信事業者に周波数を固定で使うか移動で使うか委ねる点で画期的な決定である。無線加入者回線の建設も可能であり、サービスの多様性が生まれると期待している。

1996. 6　**FCC、電話番号ポータビリティに関する規則を制定**

1997年10月までには新しい電話番号ポータビリティを100大都市圏(MSA)で提供を開始し、1998年12月末までには完了させる。それまでは既存の技術で対処しなければならない。1999年からは100大都市圏以外でも提供を開始しなければならない。FCCはどのような技術を採用すべきかは述べず、現に受けているサービスが品質が落ちることなくそのまま受けられるよう求めている。番号ポータビリティの実現は、地域電話会社の長距離市場進出にあたって満たすべき14のチェック項目の一つである。

1996. 6　**FCC、BOC子会社による域外長距離サービス暫定規則を採択**

BOCによる域外長距離サービス参入を早期に認めるための暫定的規則(CC Docket No.96-21)。以下の条件を満たす場合、地域外長距離サービスを提供するBOC子会社を「非支配的事業者」とする。→ 1997年4月、域内・域外を問わず「非支配的事業者」とする決定。
(1)親会社との会計分離。
(2)設備を親会社と共有しない。
(3)親会社からのサービスの調達はタリフに基づく。

1996. 7　**FCC、RHCs3社の国際サービス進出を認可**

認可されたのは、NYNEX、Ameritech、Bell Atlanticで、設備を借りて再販サービスを提供する。

1996. 8　**FCC、地域電話会社との相互接続に関する全州統一規則(ガイドライン)を採択**

改正通信法に基づき、地域電話会社との相互接続に関する全州統一規則を採択(FCC 96-325)。州公益委員会は、この規則で定められたガイドラインに従い規制を実施する。地域網の要素をアンバンドリングして販売することとし、その料金は長期増分コスト(TELRIC)によらなければならず、過去に投資したコストを料金に反映させることを認めない。また、リセール向けに大幅な割引による卸売価格を設定するよう求めている。地域市場開放の環境設定としては、この規則と、この後に続くユニバーサルサービス規則と州際アクセスチャージ規則の3つでひと揃いとなる。また、8月8日、この相互接続規則を補充する、ダイヤリング・パリティ、非差別的アクセス、ネットワーク開放、番号管理についての規則を採択した。→ 1997年5月7日、ユニバーサルサービス規則と州際アクセスチャージ規則が同時に採択された。

1996. 8　**WorldCom、MFSの買収を発表**

長距離市場第4位のWorldComが、CAP最大手のMFSを140億ドルで買収することに合意したと発表。

1996. 9　**Hughes、PanAmSatの買収を発表**

世界最大の民間国際衛星通信事業者PanAmSatを30億ドルで買収すると発表。Intelsatに対抗できる規模を持つ民間衛星通信事業者が誕生することになる。Hughesは、同社傘下の国内衛星通信サービス会社Hughes Communications GalaxyとPanAmSatを合併させる。合併会社名はPanAmSatとする。

1996. 9　**Loral、AT&Tの衛星通信サービス部門の買収を発表**

AT&TのSkynet Satellite Serviceを7億1,250万ドルで買収。SkynetはC及びKバンドで国内の番組伝送サービスを専門に扱っている。AT&Tは国際衛星通信部門からは撤退しない予定。Loralは衛星製造業者であるが、サービスへの進出に力を入れている。

1996. 10　**Lucent TechnologiesがAT&Tから完全に独立**

AT&Tが同社所有のLucent株すべてを同社株主に割り当てたことにより、ベル研究所を抱えAT&Tの製造部門を担っていたLucent Technologiesは、資本関係の全くない別会社となった。

1996. 10　**米政府、暗号技術の輸出規制を緩和する方針を発表**

暗号技術輸出者は、暗号解読システム(key recovery system)を2年以内に開発することを条件に、一般輸出免許(期間6ヵ月)が与えられる。暗号解読システムは、裁判所の令状があれば解読キーを与える。システムは第三者機関で管理する。56ビット以上の暗号技術の輸出はこのシステムの存在がなければ認められない。1997年1月から発効。

1996. 10　**クリントン政府、次世代インターネット構想を発表**

次世代インターネット(Next Generation Internet:NGI)構想を発表。以下の3項目を目標とする。
①大学及び国立研究機関を現在のインターネットより100～1000倍速いネットワークで接続する
②次世代ネットワーキング技術の実験推進
③重要な新アプリケーションの開発(保健、安全保障、遠隔教育、科学研究など)

1996. 10　**連邦最高裁、地域相互接続規則施行差止め処分を支持**

地域電話会社の訴えに基づいて第8巡回連邦控訴裁が10月15日に下した施行差止め仮処分を、連邦最高裁が支持する決定。11月12日、さらに全裁判官による決定で確認。料金規制に関する州に対するFCCの先占管轄権、及びFCCの料金算定基準の当否が問題となっている。→ 1997年7月18日に第8巡回連邦控訴裁が一部無効とする判決。→ 1999年1月、連邦最高裁が控訴裁の判断を覆し、FCCを支持する判決。

1996. 11　**BTとMCIが合併を発表**

合併新会社は「Concert」で(既存の両社の合弁企業名は「Concert Communications Services」)、ロンドンとワシントンに本部を置き、BTとMCIは、同社の全額出資子会社として、それぞれの国で従来どおりBT、MCIのブランドでサービスを提供する。今後、FCCや司法省、Oftel、欧州委員会などの認可が必要になるが、もし合併が成立すれば、売上高420億ドルの国際的事業者が誕生することになる。BTがMCIを買収する形態。→ 1997年11月、MCIはWorldComによる買収を選択。

1996. 11　**FCC、国際市場での競争促進のため計算料金の柔軟化を決定**

この決定により、米国キャリアは、外国キャリア参入命令で採択された実効的競争機会(ECO)テストを満たす国の相手事業者との間では、FCCの国際決済政策(ISP)を逸脱する支払い取り決めを交渉できる。ECOテストを満たさない国の事業者であっても、当該事業者による市場力の乱用を妨げ、市場優先の価格決定と競争を推進するであろうことを明示すれば可能。この決定により、例えば、ひとつのキャリアが計算料金を使わないで合衆国と外国の市場の間でエンド・エンドサービスを提供でき、また米国キャリアは米国内で接続及び分配する権利を海外事業者に競争入札させることができる。また、トラフィックの比例リターン原則も成文化した。この規則は衛星移動電話サービスには適用されないが、将来的に適用する可能性は留保している。

年　月	出　来　事

1996. 11　**AT&Tがコールバック方式で日米国際通信市場へ本格参入**

10月末に意向を表明し、AT&Tのような大手がコールバック方式で参入することは大きな衝撃となっていた。→ 1997年4月21日からC&Wもコールバックサービス開始。

1996. 12　**FCC、BOCsの域内長距離サービス参入に関する非会計的セーフガード規則を採択**

1996年電気通信法272条に、BOCsの域内長距離サービス参入の条件の一つとして、非会計的セーフガードとして分離子会社によることが定められており、その施行規則を採択した。伝送・交換設備、土地、建物の共有を禁止し、運営・設置・保守機能の提供を受けることを相互に禁止する。また、役員や社員の両社兼務も禁止する(CC Docket No.96-149)。

1996. 12　**FCC、BOCsの競争サービス参入に関する会計的セーフガード規則を採択**

現行のセーフガードを継続するという規則制定案を採択(CC Docket No.96-150)。

1996. 12　**FCC、デジタルテレビ標準を採択**

コンピュータ業界と放送業界が11月に合意した内容に沿った標準を採択。ビデオフォーマットの方式(インターレース方式かプログレッシブ方式)は定めず、市場の選択に委ねる(MM DOCKET NO. 87-268)。

1997. 1　**FCC、高速アクセス用に5GHz帯の300MHzを開放する決定**

1996年4月25日に開始した規則制定手続きに基づき、5GHz帯の300MHzを高速アクセス用回線として無償開放することを決定した。5.15GHz～5.25GHz帯は室内利用限定で出力200ミリワット、5.25～5.35GHz帯は出力1ワットで軍と共用、5.725GHz～5.875GHz帯は4ワットまで認められる。無線LANやインターネットなどへのアクセス回線としての利用が念頭に置かれており、情報基盤整備における安価なアクセス回線構築手段として期待されている。免許不要のため、U-NII(unlicensed NII)と呼ばれる。SUPERNet(Shared Unlicensed Personal Radio Network)構想を具体化したもの。

1997. 2　**FCC、Bell AtlanticとNYNEXの子会社に設備ベースの国際サービス提供を認める**

両社のそれぞれの子会社(Bell Atlantic Communications, Inc.〔BACI〕及びNYNEX Long Distance Company〔NYNEX LD〕)に、両社の営業区域外発信での設備ベースの国際サービス提供を認める。これらの子会社は非支配的事業者と分類された。

1997. 3　**FCC、LMDSのサービス規則及び入札規則を採択**

Local Multipoint Distribution Service(LMDS)は、27.5～28.35 GHz、29.1～29.25GHz、31.0～31.3GHz帯を利用する広帯域地域無線配信システムで、多チャンネルTV放送や電話、TV電話、データ伝送サービスが可能であり、地域電話・CATV市場の競争を更に活性化させるものと期待される。Basic Trading Areas(BTAs)毎に1,150MHz免許と150MHz免許の合計2つが付与される。一事業者が取得できる免許数に制限は無いが、既存の地域電話会社及びCATV事業者は、その営業地域内の1,150MHz免許を3年間は取得できない。免許取得者は、10年以内に「実質的なサービス(substantial service)」を提供する義務を負う(CC Docket No.92-297)。→ 12月10日に周波数の入札。→ 1998年2月18日に延期されて実施、3月25日終了。

1997. 4　**SBCとPacific Telesisが正式合併**

唯一残っていたカリフォルニア州公益事業委員会の承認を3月31日に得て、4月1日付けで合併成立。これにより売上高235億ドルの会社が誕生。存続会社はSBC。

1997. 4　**FCC、地上波テレビを1999年中にデジタル化する決定**

4大ネットワーク系列テレビ局は、テレビ視聴の上位10市場では1999年5月1日まで、上位11～30の市場では同11月1日までにデジタル放送を開始しなければならない。デジタル放送でのサイマルキャストは義務づけない。移行期間としてアナログ放送は2006年までとするが(アナログ放送用周波数は回収)、状況によっては見直す。28のテレビ局が18カ月以内のデジタル放送開始に合意している(MM Docket No. 87-268)。→ 1998年2月17日、チャンネル割当て表を修正。

1997. 4　**BT及びMCI、Telefonicaと広範な提携で合意**

Telefonicaの国際事業子会社Telefonica International S.A.(TISA)とMCIがアメリカ大陸を対象にサービスを提供する合弁会社を折半で出資して設立する。Telefonicaは中南米に強い地盤を持つ。Concert陣営は4月14にポルトガルテレコムとも提携しており、これによりラテンアメリカで大きな地歩を得た。TelefonicaはUnisourceから脱退する予定で、AT&T-Unisource陣営には大きな痛手。→ BTとMCIの提携解消により、この合意は不確定となったが、1998年3月、TelefonicaとWorldCom及びMCIは、この合意を基にした新たな提携を発表。

1997. 4　**FCC、地域電話会社の域内長距離・国際子会社を非支配的事業者と分類する決定**

BOC及びGTEなどの独立系既存地域事業者は、域内長距離・国際サービスの提供にあたっては分離子会社によらなければならないが、その長距離・国際子会社を、営業地域の内外を問わず、非支配的事業者と分類する決定を下した(CC Docket No.96-149, 96-61)。国際を含め長距離市場はすでに充分な競争状態にあり、また、域内長距離サービスへの参入条件がボトルネック支配に対する措置になっているという理由。ただし統合して提供している独立系既存地域事業者に対し、分離子会社とするまでの移行期間として1998年4月18日までの1年間の猶予を認めた。→ 1998年3月、猶予期間の延期を決定。

1997. 5　**Iridium、初の衛星打上げ**

第1弾となる5基の打ち上げに成功。残り61基を今後順次打上げ、1998年9月頃にサービス開始予定。

1997. 5　**FCC、ユニバーサルサービス規則を採択**

連邦と州の合同委員会の勧告に沿った内容の規則を採択。ユニバーサルサービスとして公衆網への音声級アクセスなど全部で8項目を定めている。低所得者層への援助の拡大や学校が20～90%の割引であらゆるサービスを利用できること、過疎地の公共医療機関への優遇措置などが含まれる。全ての州際事業者にユニバーサル基金への拠出義務があり、列挙されたユニバーサルサービスを提供できるすべての地域キャリア(移動体通信事業者を含む)は補償を受ける資格がある。ユニバーサルサービスの定義は2001年1月1日までに合同委員会で見直す予定。提案していたユニバーサルサービスのコスト算出メカニズムは充分な信頼性が無いとして、新たに調査を公示することにしたが、将来的に発生するコストをベースにすることに代わりは無い。新しいコスト算出メカニズムは1999年1月1日から施行される予定で、それまでは現在の方法が適用される(CC Docket No.96-45)。

1997. 5　**FCC、州際アクセスチャージ規則を採択**

ユニバーサルサービス規則と同日に採択。従来NTS(non-traffic-sensitive)であるにも係らず分単位の従量制になっていた部分を定額制にするなど、よりコストベースに近付ける。今回の規則を適用すれば現在の額から約17億ドルの減額になる。ここに採択された殆どの規則は、プライスキャップ規制を受ける既存の地域事業者にとって、1998年1月1日から施行。またこの中で、情報サービス事業者(ISP)に州際アクセスチャージを課さないという暫定決定を下し、ISPの取扱いをどうするか意見を求めている(FCC 97-158, CC Docket No.96-262)。この規則の採択により、FCCが三部作と称していた規則(地域相互接続規則、ユニバーサルサービス規則、州際アクセスチャージ規則)が一応揃った。

1997. 5　**FCC、地域事業者のアクセスチャージに対するプライスキャップ規則を採択**

ユニバーサルサービス規則及び州際アクセスチャージ規則と同日に採択。地域事業者のアクセスチャージに対し、一律に物価指数-6.5%を上限とするプライスキャップ規制を課す。一方、従来、設定した利益率以上に儲けた場合、次の年に値下げして顧客(アクセスを購入している者)にその利益を還元しなければならなかったが、それを廃止した(FCC 97-158)。

1997. 6　**アメリカとEUが通信機器などの相互認証で合意**

通信機器のほか、医療機器、医薬品など。

1997. 6　**連邦最高裁、通信品位法に違憲判決**

「下品な(indecent)」通信(猥褻[obscene]とは概念が異なる)及び「明らかに不快な(patently offensive)」通信の禁止は、言論の自由を保障する憲法修正第1条に違反するとして、7対2で原審を支持。→ 7月16日、大統領は業界に自主規制を要請。

1997. 7　**アメリカ政府、インターネット利用電子商取引の振興策を発表**

クリントン大統領が、「A FRAMEWORK FOR GLOBAL ELECTRONIC COMMERCE」を発表した。規制は市場の発展を阻害するとして、民間主導を原則とする。特に、インターネットにおける電子商取引を無税とすると共に関税も無しにすること(自由貿易圏とすること)を提唱した点が論議を呼ぶ。そのほか、プライバシー保護や有害コンテンツの取扱いなど、民間の自主規制を基本とし、政府はその確立に協力することや、暗号などのセキュリティの信頼性を高めるために政府と民間で協力すること、知的財産権保護のためWIPOの新条約を批准することなどを勧告している。

1997. 7　**AT&TとUnisourceがSTET(Telecom Italia)と提携**

ヨーロッパおよびラテンアメリカでの国際事業で提携することに合意。Telecom Italiaは、ヨーロッパではAT&T及びUnisourceの合弁であるAT&T-Unisource Communications Services(AUCS)に参加し(30%まで出資するオプションを持つ)、ラテンアメリカでは、AT&Tと折半出資の合弁会社を設立する。

1997. 7　**SBCが改正通信法を違憲として提訴**

6月にFCCから長距離進出の認証を得られなかったSBCが、SBCを含むベル系電話会社にのみ特に不利益を課す改正通信法271～275条を違憲として提訴。また、7月3日にFCCの決定を不服として巡回連邦控訴裁に提訴。→ 12月31日、SBCの主張を認める違憲判決が出る。

1997. 7　**第8連邦巡回控訴裁、FCCの相互接続規則を一部無効とする判決**

相互接続及びリセールの基準価格に関するFCCの管轄権、個別の相互接続協定に含まれる条項を参入予定他社が「pick and Choose」することを認めること(いわゆる最恵国待遇)、通信法251条に基づくFCCの規則は州内事項であっても州を拘束すること、などの条項を違法とした。コスト算出方法としてのTELRICの妥当性については言及せず、州に強制できないとするに止まった。FCCは最高裁に上告すると表明。→ 1999年1月、連邦最高裁は控訴裁の判決を覆し、FCCを支持する判決。

1997. 8　**Pioneer's Preference制度が廃止**

Pioneer's Preference制度を廃止する通信法改正を含む1997年均衡予算法が成立したことにより廃止。13の申請がFCCで審査中だったが、審査打ち切り。

1997. 8　**FCC、計算料金にベンチマーク制を導入する規則を採択**

米国キャリアと外国キャリア間の計算料金につき、高所得国、中所得国、低所得国ごとにベンチマーク(目安となる料金帯)を設定し、その範囲内とするように求める。上限は、高所得国は15セント、中(高・低)所得国は19セント、低所得国は23セントである。ベンチマークは、国際伝送、国際交換、国内配信の3要素のコストの合計であり、当該外国キャリアの自国内ユーザー向けタリフ料金をベースにする。外資系事業者が設備ベースで国際サービスに参入する際は、この条件を満たすことを条件とする。移行期間として規則の適用を、高所得国は1999年1月1日から、中(高)所得国は2000年1月1日から、中(低)所得国は2001年1月1日から、低所得国は2002年1月1日から、電話普及率が1%未満の国は2003年1月1日からとする(IB Docket No.96-261)。なお、所得による国の分類は、世界銀行による1人当たりの国民総生産に基づく分類で、高所得国は8,956ドル以上、中高所得国は2,896～8,955ドル、中低所得国は726～2,895ドル、低所得国は726ドル以下。→ 9月26日、KDDが規則取消しを求めて提訴。

1997. 8　**FCCの承認を受け、Bell AtlanticとNYNEXが正式合併**

8月14日、FCCが両社が提案した両社営業区域内での地域市場競争促進策を4年間実施することを条件として認可。これにより法的な問題が全て解決し、両社は正式合併を発表。Bell AtlanticがNYNEXを吸収する形態。

1997. 9　**AT&TとTelecom Italiaが株式持合いに合意**

AT&TがTelecom Italia株1.2%を購入する額と同額(ドル)分のAT&Tの株式を、Telecom Italiaが購入する。これは7月2日のAT&T及びUnisourceとTelecom Italiaとの合意実現を前提とする契約。

1997. 10　**WorldCom、MCIに約300億ドルで買収を提案**

BTよりも有利な条件で買収を提案。MCI株一株を41.50ドル分のWorldCom株と交換する方式。これは前日のMCI株の終値より41%高く、総額は約300億ドルで、BTより90億ドル高い。

1997. 10　**LoralがOrionを買収、国際衛星通信市場に進出**

Orionの買収により、国際衛星通信サービス分野に進出。買収額は約4億9,000万ドル。

1997. 10　**第8連邦巡回控訴裁、相互接続規則のアンバンドル方式を一部無効とする判決**

FCCの規則では、競合他社がアンバンドルされたネットワーク要素を複数購入する場合、地域電話会社側でそれらの要素を統合して提供することになっているが、裁判所は、地域電話会社側に統合義務は無いことを確認し、仮に全ての要素を購入してパッケージで提供を受けると、法律上区別されている「再販」との区別がつかなくなるとして、購入者側が統合すべきものとした。この決定は、州際・州内を問わず、地域電話会社側にアンバンドル・ネットワーク要素の統合義務が無いことを宣言するものである。→ 11月19日、FCCは最高裁に判決を見直すよう申し立て。

1997. 11　**WorldComとMCI、総額約370億ドルでの買収に合意**

WorldComが買収額をMCI株一株41.50ドルから51ドルに引き上げることでMCIと合意。買収総額約370億ドル。BTも同意し、所有する20%のMCI株約1億3700万株を1株51ドル(総額約70億ドル)でWorldComに売却する。BTには現金で支払い、それ以外のMCI株主にはWorldCom株で支払う。BTは、これまでのコストを含めた合併合意の違約金4億6,500万ドルも受け取る。両社の合併が実現すれば、売上高300億ドル超の地域・長距離統合の電気通信事業者が誕生することになる。BTとMCIの合弁会社Concert Communications Servicesは存続し、MCIの出資分24.9%について、BTがコールオプション(買う権利)を持つ。また、BTが支払を受けるのは合併完了後であり、それまでBTは他のアメリカの事業者との提携はできないことになっている。

1997. 11　**FCC、WTO合意国に対し外資規制を撤廃する規則を採択**

WTO基本電気通信交渉で合意した国の事業者について、以下の参入規制撤廃を採択。非WTO合意国には従来通りの外資規制を適用する。(FCC97-398、IB Docket No.97-142,95-22)。→ 1998年2月5日にWTO合意が発効したことを受け、同2月9日から施行。

1. 国際専用線単純再販以外のサービスについて
　相互主義に基づく規制であるECOテストは適用せず、有線・無線とも(無線の場合間接投資で)100%の外資を認め、海底ケーブル陸揚げも認める。ただし、公共の利益の観点から(安全保障、外交政策、通商問題を含む)、参入を認めないか、または条件を付す権限は留保する。自国でのシェアが50%未満の外国事業者は市場支配力が無いと推定し、そのような事業者とは独占契約を締結可能。50%以上であっても支配力が無いことの反証があれば可。また、自国の国際市場で支配力を持つ外国事業者との提携関係のため「支配的事業者」と分類される米国事業者に対する規制も緩和し、タリフ提出を改定14日前から1日前と変更したほか、支配的ルートの設備拡張・廃止の事前審査も廃止し、トラフィック及び収入、サービス提供及び保守、支配的ルートの回線状況に関する4半期毎の報告を主な規制とする。このような米国事業者と外資子会社との間には、BOCの域内長距離サービス提供の際に課せられると同様の構造分離が課される。自国でのシェアが50%未満の外国事業者の米国子会社は「非支配的事業者」と推定される。
2. 国際専用線単純再販について
　相互主義に基づく規制である「同等性(equivarency)テスト」は、アメリカ発信トラフィックの50%以上の国際計算料金がベンチマーク規則を満たしている場合には適用しない。

1997. 11　**FCC、外国衛星に米国内通信サービス提供を認める規則を採択**

WTO合意国の衛星については、固定系サービスも移動体サービスも米国市場への参入を認める。ただし、認証に条件を付すだけでは競争阻害の可能性を排除できない場合、認証を与えない権限は留保する。非WTO合意国に対しては、ECOテストを適用する(IB Docket 97-111、CC Docket 93-23)。→ 1998年2月5日にWTO合意が発効したことを受け、同2月9日から施行。

1997. 12　**AT&TがDIRECTVとの提携を解消、衛星放送から撤退**

DIRECTVの加入者に、AT&Tを通じてDSS機器を販売するという提携を解消し、資本関係(2.5%の出資)も無くした(出資比率を30%まで高めるオプションも放棄した)。

1997. 12　**TRWがOdysseyを断念、ICOに出資**

自社で進めてきた衛星移動通信プロジェクトOdysseyを断念。ICOの150万株(7%)を取得し、技術面で協力するほか経営会議に代表者(1人)を派遣するなど、今後ICOの中心メンバーとして運営に加わることでICOと合意。ICOとTRWの間で係争中の特許権侵害訴訟は取り下げられる。

1997. 12　**FCC、周波数入札に関する統一規則を採択**

これまではガイドライン的規則の下でサービス毎に入札規則を制定してきたが、一つの入札規則に統一し、手続きも簡素化した(WT Docket No.97-82、ET Docket No.94-32)。分割払いの利用や小規模企業、女性、マイノリティ、過疎地の電話会社の入札参加促進策について、さらに規則制定手続きを継続。

1997. 12　**テキサス北地区連邦地裁、ベル系会社のみに不利益を課す改正通信法に違憲判決**

SBCの訴えを認容し、SBCを含むベル系電話会社にのみ特に不利益を課す改正通信法271～275条は懲罰的で違憲であると判断。この決定によれば、ベル系電話会社は地域市場を開放する必要なく即時に長距離市場に参入できることになる。FCCや長距離会社、ベル系以外の電話会社、全米CATV協会、再販事業者協会などは判決の執行停止を請求。NTIAも改正通信法を支持。→ 1998年2月11日に裁判所が執行停止を認容。→ 1998年9月4日、第4巡回控訴裁判所が一審判決を破棄する判決。→ 1999年1月、連邦最高裁が控訴裁判決を支持。

1998. 1　**AT&T、CAP最大手TCGの買収を発表**

TCG株1株をAT&T株0.943株と引き換える方式で、CAP最大手Teleport Communications Group (TCG) を総額113億ドルで買収することに合意。今後TCGはAT&Tの地域事業部門の核となる。→ 7月、FCCの合併認可を得て手続き完了。

1998. 2　**FCC、顧客情報(CPNI)の保護に関する規則を採択**

1996年電気通信法に基づき、顧客情報(Customer Proprietary Network Information:CPNI)の保護に関する規則を採択。事業者は、顧客が加入しているサービスに関連するものについては、その情報を利用できるが、それ以外に利用する場合は顧客の承諾(文書又は口頭、電子的に)が必要である。たとえば、地域事業者が、加入者に地域電話サービスである電話番号通知サービスや呼転送サービスなどを販売するために利用するのは差し支えないが、長距離サービスや無線サービスの販売に利用するためには、顧客の承諾を必要とする。顧客情報保護に関するこれまでの規則は、この規則が取って代わる。

1998. 2　**アメリカ政府、WTOで電子的伝送に関税を課さないことを提唱**

WTO一般理事会で電子的伝送(コンテンツの電子的流通)に関税を課さないことを提案。現在WTO加盟国で電子的伝送に関税を課している国はなく、アメリカ政府としてはその継続を望むだけであると主張し、各国内の税務当局の電子的伝送に関する取扱いに影響を与えるような措置や、発注は電子的だが通常の流通チャネルによって輸入される物品に対する関税の引下げや、「電子的伝送(an electronic transmission)」とは何かについての議論を求めるものではないと強調している。

1998. 3　**TelefonicaがWorldCom及びMCIと提携**

1997年4月にMCIとTelefonicaが合意した合弁事業を基に、ラテンアメリカ及びヨーロッパにおいて、両者が協力して事業展開を進めることで合意。TelefonicaとMCIの合弁については、BTとMCIの提携解消によりその行末が不確定となっていたが、TelefonicaはMCI及びWorldComとの提携継続を選択した。提携の主な内容は以下のとおり。この提携については、Portugal Telecomも参加する方針。
(1)ヨーロッパ地区について
Telefonicaは、WorldComのヨーロッパのビジネスネットワークにディストリビューターとして参加するほか、WorldComが既存のヨーロッパ地区の事業を統括するために設立する予定の新会社の株式を10%取得するオプションを持ち、WorldComのイタリアでの事業会社の株式を46%まで取得する権利を持つ。また、今後南欧及び東欧向けにWorldCom51%、Telefonica49%の出資で事業会社を設立する。
(2)ラテンアメリカ地区について
ラテンアメリカを対象にサービスを提供する合弁会社Telefonica-Panamericana MCI(TPAM)を、Telefonicaの国際事業子会社Telefonica International S.A.(TISA)が51%、MCIが49%を出資して設立する。MCIはTISAの株式を少なくとも10%取得するオプションを持つ。米国内のスペイン系向け市場もTPAMの事業に統合される予定。

1998. 3　**FCC、番組視聴防止機能の技術的要件及び番組格付けに関する規則を採択**

1996年電気通信法により、13インチ以上のテレビ受像機には、番組を暴力・セックス・その他子供に有害な内容に応じて格付けし、それに基づいて親が視聴を防止できるための機能(V-chip)の内蔵が義務づけられている。放送信号を受信して表示できる機器はすべて対象となる。メディアは問わない。有線か無線かも問わない。したがってビデオボード付きでディスプレイが13インチ以上のPCは含まれる。インターネットからダウンロードした映像ソフトを視聴する機能については規則の対象外であり、視聴防止機能を備える必要はない。番組格付けについては、全米放送協会(NAB)、全米CATV協会(NCTA)、全米動画協会(MPAA)が共同で策定した「TV Parental Guidelines」を適切な格付けシステムであると認定してこれを受け入れ、視聴防止機能については、モデルの移行を考慮し、13インチ以上のテレビ受像機の製造について、1999年7月1日から製造モデルの半数をV-chip内蔵とし、2000年1月1日からは全てV-chip内蔵とすることを定めた(FCC 98-35、FCC 98-36)。

1998. 5　**US West、Qwestとの共同マーケティングで長距離サービスを提供すると発表**

US Westの地域サービスとQwestの長距離サービスの共同マーケティングにより、ユーザにワンストップショッピングを提供するという内容の提携を発表(QwestはさらにAmeritechとも同様の提携)。これに対し、BOCの域内長距離サービス参入に当たって課せられている規制を事実上脱法するものとしてAT&Tを始めとする長距離事業者及び新規地域事業者が厳しく反発し、裁判所に差止めを請求。FCC委員長は両社の契約書全文を取り寄せて調査するようコモンキャリア局長に指示。裁判所はFCCの判断が出るまで契約書に関する審理を保留する決定。ただしAT&TのCEOであるArmstrong会長は、「実際のところ同様の提携を進めたい」と年次株主総会で発言。→ 6月30日、FCCは調査の結論を出すまでとりあえず90日間の契約発効差止めを命令。期間延長もあり得る。→ 10月1日、FCCは通信法違反との決定。

1998. 5　**SBCとAmeritech、合併で合意**

1997年4月にPacific Telesisを買収したSBCが、更にAmeritechの買収で合意したと発表。Ameritechの1株をSBCの1.316株と交換する形態で、買収時価総額620億ドル。新SBCの株式は旧SBCの株主が56%、旧Ameritech株主が44%を所有することになる。今後は司法省、FCC、州公益委員会などの認可を得なければならないが、これが実現すれば、旧RHC3社が一つの会社に再編成されることになる。→ 1999年3月、司法省がComcast Cellularの買収と併せ、条件付きで承認。

1998. 5　**MCI、インターネットバックボーン事業をC&Wに売却すると発表**

C&Wが、MCIのインターネットバックボーン事業を現金6億2,500万ドル(3億8,500万ポンド)で買収することで合意。今後、アメリカ司法省及び欧州委員会の認可が必要である。WorldComとMCIの合併にあたっては、両社を併せたインターネットバックボーンが市場の60%ほどを占めることが、司法省やFCCなどの認可を受ける際の最大の障害になると考えられていたため、今回の売却合意によって合併実現へ大きく前進することになる。→ 7月8日に欧州委員会が承認。

1998. 6　**Sprint、音声とデータを統合した通信網「ION」の構築を発表**

ATM技術により音声とデータを統合した通信網「Integrated On-demand Network(ION)」を構築したと発表した。同社のCEOであるWilliam T. Esrey会長は、電気通信の世界を広げるビッグバンと表現した。IONは、音声網とデータ網を別々に構築していた従来の通信網を、音声もデータの一つとし、セル交換によるデータ伝送をベースに一本化して再構築したものであり、ユーザはアクセス回線一本で複数のサービスが同時に利用できることになる。通信料金は通信時間でなく通信データ量に基づくことになる模様で、同社によれば、IONにより、電話料金は70%以上低下するという。1998年後半から大企業向けにサービスが始まる予定で、1999年半ばには一般企業、1999年後半には家庭でも利用できるようになる予定。→ 1999年1月から大企業向けのサービス開始。

1998. 6　**AT&T、CATV大手TCIの買収で合意**

AT&Tが新株を発行してTCI株と交換する方式により買収することで、CATV業界2位のTCIと合意。買収総額は時価約480億ドル。AT&Tは、現在の消費者向け長距離事業及び移動通信事業、インターネット事業を、TCIのCATV部門及び電気通信事業、高速インターネット事業と統合し、新しくAT&T Consumer Service事業部門を創設する予定で、地域市場進出の大きな足掛かりとなる。今後、司法省やFCCなどの承認が必要だが、FCC委員長は、AT&TとTCIが地域電話及び高速インターネットアクセスサービスで、消費者により多くの選択を提供することを確約するならば、大いに考慮に値するという談話を発表。→ 12月、司法省が認可。→ 1999年2月、FCCが認可。→ 1999年3月、買収手続き完了。

1998. 7　**FCC、地上デジタル放送波のCATV再送信に関する調査手続きを開始**

CATVには地上波放送の再送信が義務づけられているが、地上デジタル放送では複数の方式が認められ、また、1chで複数の番組を放送する方式も認められたため、この再送信義務をどう取扱うか課題となっていた。特にデジタル放送とアナログ放送を併存させる移行期間の取扱いが難しいとしている。CATVの加入率は1997年末で67.3%であり、また、地上波の再送信がCATV事業に占める意味も大きい。どのように定めるかは地上デジタル放送の普及面からも大きな問題である(CS Docket No. 98-120)。

1998. 7 **BTとAT&Tがグローバルサービスで提携、合弁会社を設立すると発表**

両社の既存の国際ネットワーク及び全ての国際トラフィック、全てのビジネス顧客向け国際サービスを含む国際事業・資産を結合し、対等出資でグローバルサービスを提供する合弁会社を設立すると発表。初年度の売上高100億ドルを目指す。本社はアメリカ東部に置く。従業員は5,000人。両社はIPベースのグローバルネットワークを開発し、新会社でも提供する。これと関連して別途10億ドルを折半でアメリカの新サービス市場に投資することにも合意。また、MCIとWorldComの合併手続きが完了しBTがMCIのConcert持分を買収した後は、AT&TがMCIの代わりにConcert事業に参加する。これにより、AT&T主導で構成されたWorldPartnerは1999年末で解消し、2000年7月までにAT&T-Unisourceからも脱退する予定。今後各規制機関の認可が必要であるが、この強者連合が誕生すれば、グローバル市場は大きく変動することになる。→ 11月、AT&TがアメリカでConcertサービスを提供開始。→ 1999年3月、欧州委員会が承認。→ 1999年6月、米司法省が承認。→ 1999年9月、合弁会社名を「Concert」とすることに決定。

1998. 7 **Bell AtlanticとGTE、合併で合意**

Bell Atlanticと非ベル系最大手のGTEが、合併で合意したと発表。GTE1株をBell Atlantic1.22株と交換する方式で、Bell AtlanticがGTEを買収する形態。買収規模は時価総額で約528億ドル。これにより、SBC/Ameritechの合併、AT&T/TCIの合併、WorldCom／MCIの合併などに、将来とも対抗できるとする。両社の1997年の売上高合計は530億ドル。Bell Atlanticは1997年8月にRHCの一つであるNYNEXと合併しているが、今回、旧RHC1社に匹敵する規模を持つ非ベル系最大の地域系電話会社GTEとさらに合併するとなると、旧RHC3社分の規模を持つことになる。

1998. 7 **ゴア副大統領、プライバシー保護法の制定を提唱**

ネットワークにおけるプライバシー保護策の一環として、規則の改正や電子権利法(Electronic Bill of Rights)を制定を提唱。主な内容は以下のとおり。民間による自主規制を主張していたアメリカが方針転換。
(1)医療・信用情報といった重大な個人情報の保護強化のための規則の制定及び法律の改正
(2)「identity窃盗」、「個人資産情報窃盗」を処罰する法律の制定
(3)13歳未満の子供のオンラインでのプライバシーを保護する規則の制定
　(情報収集に保護者の同意が必要とする)
(4)民間部門にオンラインのプライバシー保護のための実効的な自主規制の継続を強く要請

1998. 9 **第5連邦巡回控訴裁、ベル系電話会社にのみ不利益を課す規定を合憲とする判決**

ベル系電話会社にのみ特に不利益を課す改正通信法271～275条は懲罰的で違憲であるというSBCの訴えを認容した一審判決を覆し、合憲とした。→ 12月、Bell Atlanticの同様の訴えも退けた。→ 1999年1月19日、連邦最高裁も却下。

1998. 9 **WorldComとMCIが合併、「MCI WorldCom」が発足**

FCCが以下の条件を付して承認。これで両社の合併に関する法的手続きは終了した。MCIのインターネット部門のC&Wへの売却は、FCC承認時点で発効することになっているため、両社は即日合併手続きを完了し、売上高が300億ドルを超える新会社「MCI WorldCom」が誕生。
(1)MCIは合併終了までにインターネット部門を売却すること
(2)MCIが持つ直接衛星放送免許のWorldComへの移転については、現在進行中の
　MCIに対する同免許の見直し手続きで決定する。

1998. 9 **LockheedがComsat買収で合意**

Lockheedの子会社Lockheed MartinがComsatを総額約27億ドルで買収することで合意。まずComsat株の49%を1株45.5ドルで公開で買い付け(約13億ドル)、次にComsatをLockheed Martinの国際衛星通信サービス子会社Lockheed Martin Global Telecommunicationsと合併させる際、Comsat株をLockheed Martin株と交換する(約14億ドル)。どちらの手続きも関係機関の承認が必要なほか、これまでIntelsatやInmarsatの署名当事者として半ば公共的立場にあったComsatに関する所有規制の撤廃が必要。

1998. 10 **FCC、BOCとQwestの共同マーケティングによる長距離サービスを違法とする決定**

US West及びAmeritechが、地域サービスとQwestの長距離サービスの共同マーケティングにより、ユーザにワンストップショッピングを提供するという内容の提携について、地域市場開放チェックリストを満たすまで域内長距離サービス市場参入を禁止する通信法271条に違反するという決定を下した。→ 1999年6月、連邦控訴裁がFCCを支持する決定。

1998. 10 **AT&T、インターネット電話事業を強力に推進する方針を発表**

IP技術は電気通信産業を世界的に変革するとして、IPベースのインターネット電話事業を強力に推進する方針を表明し、インターネット電話の普及促進のためのAT&T Global Clearinghouseの設置や、Voice over IP Virtual Private Network (VoIP VPN)サービス実験の実施を発表。IPネットワークをバックボーンにした音声・データの統合という方向に進むことを鮮明にしたものと考えられる。

1998. 10 **違憲となった通信品位法と似た内容を一部に含む1999年度の一括歳出法が成立**

1999年度の様々な分野の予算支出を一括して規定した5,000億ドル規模の歳出法が成立。その中に、1997年6月に連邦最高裁が違憲判決を下した通信品位法に似た規定が含められた(通信品位法Ⅱ又は児童オンライン保護法〔COPA〕と呼ばれる)。それによると、「未成年者に有害な(harmful to minors)」素材であることを知りながら提供した商用Webサイトは、クレジットカード、個人認証番号(PIN)、その他技術的に可能な手段により、未成年のアクセスを制限しなかった場合、5万ドル以下の罰金(意図的に提供した場合、一日につき5万ドル以下の罰金)もしくは6ヶ月以下の懲役、又は両方が科せられる。1日につき5万ドル以下の支払いを求める民事訴訟を提起することも可能。通信品位法よりも対象を絞っているが、司法省は違憲の疑いがあることを議会に警告していた。→ 翌日、American Civil Liverties Union(ACLU)その他が施行差止めを求めてフィラデルフィア連邦地裁に提訴。→ 11月19日、施行差止め仮決定。→ 1999年2月、施行差止め本決定。

1998. 10 **1998年デジタル著作権法が成立**

1998年デジタル著作権法(Digital Millennium Copyright Act of 1998)が成立。1996年12月に締結されたWIPO条約の国内法制化。また、著作権法違反の場合のサービス・プロバイダーの責任を限定する規定もある。

1998. 11 **国際衛星移動通信サービス「Iridium」が試験サービスとして始まる**

国内で完結する通話では問題がないが、国際通話の品質が完全でないため、月額基本料は徴収せず、当面試験サービスとして開始する。→ 1999年1月1日から本サービスとして提供開始。→加入者が伸びず、1999年8月、会社更正法の適用を申請。

1998. 11　**全米で地上デジタル放送始まる**

当初から開始を予定していた26局を含め、全米で42の放送局が地上デジタル放送を開始した。

1998. 11　**FCC、DBS事業者に容量の4%を公共番組に提供する義務を課す規則を採択**

1992年CATV消費者保護及び競争法により、デジタル多チャンネル衛星放送事業者には、チャンネル容量の一定部分を教育などの公共用番組に提供するよう義務づけられている。これに基づき、FCCは、25チャンネル以上の番組を提供するDBS事業者に対し、容量の4%を公共用チャンネルとして確保するよう義務づける規則を採択した。また、そのチャンネルで放送する公共番組は、DBS事業者が選択できるものとした(ただし1番組は1チャンネルまで)(MM Docket No.93-25)。

1998. 11　**FCC、地上デジタル放送の有料付加サービスに課す電波使用料額を決定**

1996年電気通信法において、放送事業者がデジタル放送用に指定された周波数の一部を用いて、有料でデータ伝送、ソフトウェア配信、音声配信などの付加サービスを提供した場合、電波使用料を支払わなければならない旨が規定されており、FCCは、それら有料サービス総収入の5%を電波使用料として課すことを決定した(MM Docket No.97-247)。ただし放送事業者による有料付加サービスの提供は、数年先になる見通し。

1998. 11　**連邦地裁、児童オンライン保護法(COPA)施行差止め仮決定**

10月21日に成立した児童オンライン保護法(「未成年者に有害な(harmful to minors)」素材であることを知りながら提供した商用Webサイトは、クレジットカード、個人認証番号(PIN)、その他技術的に可能な手段により、未成年のアクセスを制限しなかった場合、5万ドル以下の罰金(意図的に提供した場合、一日につき5万ドル以下の罰金)もしくは6ヶ月以下の懲役、又は両方が科せられ、1日につき5万ドル以下の支払いを求める民事訴訟を提起することも可能とする)について、フィラデルフィア連邦地裁は、施行を差し止める暫定的禁止命令(temporary restraining order)を下した。

1998. 11　**FCC、xDSLサービスを連邦の管轄とする決定を採択**

ILEC各社がISPその他への特定専用回線向け(回線交換やダイヤルアップ接続は含まない)xDSLサービスタリフをFCCに申請したことを受け、その管轄権を審議し、ISPのへアクセス回線として利用されるであろうxDSLサービスのエンド・エンドでの利用形態は必然的に州際又は国際になるという観点から、xDSLサービスは州際アクセスサービスであり、タリフはFCCに申請するのが適当であるという決定を下した。

1998. 12　**AT&T、IBMのネットワーク事業を50億ドルで買収すると発表**

AT&TがIBMのネットワークサービス事業「Global Network」を50億ドルで買収すると共に、ネットワーク部門やデータ処理部門などを相互にアウトソーシングすることを内容とする提携に合意。→ 1999年3月、司法省の審査を通過。

1998. 12　**CBSの地上デジタル放送波をTime Warner Cableが配信**

11月から地上デジタル放送を開始したCBSと、CATV大手のTime Warner Cableは、CBSが所有する全米14の放送局のサービス区域内のTime Warner Cable局で、CBSのデジタル放送波を配信することで合意した。CATVの加入率が高いアメリカではCATV側のデジタル化がデジタル放送普及の鍵を握っており、このような提携はこれが初めて。Time Warner Cableは、すでにデジタル放送用に設備を更新している地域から順次サービスを開始する。また、当面、デジタル放送をアナログ設備でも見ることができるような技術について共同研究する。1998年末までに70%の加入者のシステムがデジタル化され、2000年末までには全てのシステムがデジタル化される予定。

1999. 1　**FCCの計算料金ベンチマーク規制、施行**

各国から批判の高い計算料金(国際通信決済料率)ベンチマーク規則が発効。今年から適用されるのは15セント以下とする高所得国で、以後2000年1月1日から中(高)所得国(19セント)、2001年1月1日から中(低)所得国(19セント)、2002年1月1日から低所得国(23セント)、2003年1月1日から電話普及率1%未満の国(23セント)が適用される。ただし今回該当していた国際キャリアのほとんどはすでにベンチマーク内に収まるよう業者間で改定している。

1999. 1　**Iridium、衛星携帯電話本サービス及びページャーサービスを開始**

グローバルのページャーサービスを開始するほか、11月から試験提供している携帯電話サービスを本サービスとして提供開始。→ 加入者数が見込みより遥かに少ないため、5月15日に料金を大幅値下げ。→ 7月1日、料金を更に大幅値下げ。→ 2000年3月、サービス終了。

1999. 1　**連邦巡回控訴裁、FCCのベンチマーク規制を支持**

ワシントン連邦巡回控訴裁は、国際決済料率にベンチマークを設定するFCCの権限を認め、海外事業者の訴えを全面的に退ける判決を下した。

1999. 1　**Vodafone、AirTouchの買収を発表**

AirTouchを巡り、Bell Atlantic、MCI WorldCom、Vodafoneが買収交渉を展開していたが、イギリスのVodafoneが勝ち残った。買収総額はおよそ560億ドル。新会社名は「Vodafone AirTouch plc.」で、移動体通信事業における初の国際的合併である。→ 6月に合併成立。

1999. 1　**連邦最高裁、ベル系電話会社にのみ不利益を課す規定を合憲とする控訴裁判決を支持**

ベル系電話会社にのみ特に不利益を課す改正通信法271～275条を合憲とした控訴裁判決を受け、SBCは連邦最高裁に上訴したが、連邦最高裁は上訴を受け付けない決定を下した。

1999. 1　**SBC、Comcastの携帯電話子会社の買収で合意**

SBC Communicationsが、CATV事業者Comcastの携帯電話子会社Comcast Cellularを総額16億7,400万ドル(現金4億ドルの支払及び12億7,400万ドルの債務引受)で買収することで合意。SBCの携帯電話事業の加入者数は全米で約650万、Comcast Cellularが約80万、合併手続き中のAmeritechの携帯電話事業が約300万で、これらの合併が実現すれば、SBCは全米上位10市場のうち9市場でサービスを提供できることになる。→ 3月23日、司法省が条件付きで承認。

年　月	出　来　事

1999. 1　連邦最高裁、FCCの地域相互接続規則を支持

1996年電気通信法によりFCCには地域相互接続における料金や条件に関する全国的なガイドラインを設定する権限が与えられており、州の権限を侵していないとして、控訴裁の無効判決を破棄し、差し戻す決定を下した。ただし、既存地域事業者(ILEC)に提供が義務づけられるアンバンドルされたネットワーク要素(UNEs)の範囲について、実際に競合他社が必要としているものなのか、ILEC以外からも調達が可能ではないか、必要性の基準が明らかでないとしてFCCに再検討を命じた。他に、競争事業者が既存地域事業者と相互接続契約を締結する際、それまでの既存事業者と他社との契約事項の中で最も有利な条件を選んで契約できるよう(「pick and choose」:いわゆる最恵国待遇)FCCが既存事業者に義務づけることができるか、また、ILECがUNEsを競争事業者に提供する場合、競争事業者が購入したその要素を再統合して提供するよう、FCCが既存事業者に義務づけることができるか(すでに統合されているサービスを競合他社に提供する時わざわざ分割することを禁ずることができるか)、については、いずれもFCCの主張を認めた。今後、差し戻された控訴裁でFCCの地域相互接続規則の料金規制の内容・条件について、TELRICも含め、判断することになる。

1999. 1　FCC、高度情報通信サービスの提供状況に関する調査結果報告書を発表

1996年電気通信法706条に基づき、全てのアメリカ国民に先進的電気通信機能(「Advanced Telecommunications Capability」)が合理的に、かつ適時に利用可能となっているかについて実施した調査結果報告書を発表(FCC 99-5)。FCCは、消費者向け広帯域市場はまだ揺籃期であり明確な結論は出せないものの、合理的かつ適時に整備されつつあるとし、また、広帯域技術への電気通信事業者の投資が活発であることを評価して、将来への期待を示した。なお、調査では1996年電気通信法706条(b)に定める「Advanced Telecommunications Capability」の定義の具体的内容について意見を求めていたが、広帯域と呼ぶべきものは、現状では双方向通信でラスト1マイルの上り／下り双方の伝送速度が200kbps以上のものとし、既存のCATVシステムは含まれないとした。もっとも、上りと下りを同一の事業者が提供するものである必要はないし、設備の種類は問わない。→ 2000年2月に第二回目の調査を開始。

1999. 2　AT&T、CATV電話サービスの提供でTime Warnerとの提携を発表

両社出資による合弁会社を設立し(AT&Tが77.5%、Time Warnerが22.5%)、Time WarnerのCATV網でAT&TブランドのCATV電話サービスを提供する。1999年末までに1～2の都市でパイロットサービスを開始し、2000には本サービスを開始する予定。Time Warnerは33州でCATVシステムを運営しており、買収予定のTCIを加えると、AT&Tは4～5年のうちにCATV網を通じて全米40%の世帯とILECを経由すること無く有線で直接つながることになる。将来的には電話サービスだけでなく広帯域通信サービスの提供も視野に入れている。→ 1999年3月、AT&TのTCI買収完了。

1999. 2　連邦地裁、児童オンライン保護法(COPA)に差止め命令

1998年10月21日に成立した児童オンライン保護法について、フィラデルフィア連邦地裁は、1998年11月に施行を差し止める仮決定(暫定的禁止命令:temporary restraining order)を下した後、差止め本決定(予備的差止め命令:preliminary injunction)を下した。原告である司法省は、60日以内にこの決定について控訴するか、本審の手続きを開始するか決定する。

1999. 2　FCC、ISPへのダイヤルアップ接続を連邦の管轄とし、接続料は現状維持とする決定

争点は、ISPへのダイヤルアップ接続が地域サービスであるとすると、新規地域事業者(CLEC)のネットワーク上にあるISPにILECの加入者がダイヤルアップ接続した場合、発信側であるILECはその新規地域事業者に相互接続料を払わなければならないが(地域事業者同士の接続料精算で、「reciprocal compensation」と呼ばれる)、ISPへのダイヤルアップ接続が長距離サービスであるならば、ILECはISPからアクセスチャージを請求できることである。ISPさえ確保すれば自動的にILECから莫大な相互接続料が得られるためCLECは加入者獲得よりもISPの囲い込みに力を入れており、ILECは競争上の歪みが生じているとして、ダイヤルアップ接続を相互接続料精算対象から除外するよう主張していた。FCCは、ISPへのダイヤルアップ接続は、インターネットの性質上長距離又は国際トラフィックとなるため連邦の管轄であると確認した上で、あえて連邦の規制はせず、既存の相互接続契約又は州が通信法251条及び252条に基づいて実施している規制に従うよう義務づける裁定を下し、地域事業者同士の接続料精算となっている現状を維持することで、ISPのアクセスチャージ支払義務を引き続き免除することにした。また、この問題に関する規則制定の必要性を認め、通信法251条及び252条に基づく当事者間の相互接続契約を望ましいとする規則制定案を公示した(FCC 99-38)。→ 2000年3月24日、連邦控訴裁がこの裁定を無効とし、FCCに差し戻す決定を下す。

1999. 3　AT&T、TCIの買収手続きを完了

AT&TによるTCI買収手続きが完了。TCIは、「AT&T Broadband & Internet Services」としてAT&Tの新しい一部門となり、従来のTCI社長が引き続きそのCEOを務める。AT&Tは、TCIのCATV網を利用した電話やインターネットサービスその他の新しい通信サービスの提供する予定であり、地域市場進出への大きな足掛かりとする。

1999. 3　Global Crossing、Frontier買収で合意

全世界を結ぶ光海底ケーブル網の建設・所有を目指し、キャリアのキャリアとして事業を展開しているアメリカの独立系通信会社Global Crossingが、ビジネス向けグローバルサービスを提供している長距離系通信会社Frontierを、株式交換方式により買収することで合意。時価総額112億ドル。Frontier株主は1株当たり62ドル相当のGlobal Crossing株を受取る。買収後の会社の売上げは約40億ドルで、米長距離市場で第4位の規模となる。1999年第3四半期には買収手続き完了予定。→ 5月、Global ClossingはUS Westとの対等合併で合意。

1999. 3　FCC、高度情報通信サービス提供促進のため地域競争を推進する規則を採択

一般消費者への高速インターネット接続サービスなどの高度情報通信サービス提供を促進するため、ILEC構内への競争事業者(CLEC)設備の併置(コロケーション)義務を強化するほか、CLECによる新サービスの導入促進のため、業界標準や、FCCや州公益委員会・業界団体などにより認証され、既存の設備に悪影響を及ぼす恐れの無いと考えられている技術をCLECが導入する場合、ILECは自社のネットワークに著しい障害が発生することを証明しない限り拒否できないとする規則を採択した。また、回線の共用も技術的に可能だとし、それについて意見を求める手続きを開始した(FCC 99-6)。

1999. 3　**FCC、国際設備認証手続を簡素化する規則を採択**

通信法214条に基づく国際設備認証手続きを簡素化。これにより申請の99%が簡素化された手続きによることになると言う。主な内容は以下のとおり(FCC 99-51)。
(1)簡素化された手続きによる、申請から自然承認までの期間を35日から14日に短縮する。
(2)簡素化された手続きによる申請をパブリックコメントの有無に係わらず認める。
(3)簡素化された手続きによる申請が適用される範囲を拡大する。
(4)国際設備認証の形式的な譲渡又は支配権移転に関する事前認可を不要とする。
(5)認証を受けた事業者が完全子会社を通じてサービスを提供する場合事前の認証は不要である。また、資本関係が全く同じ関連会社がすでに認証を持つ場合、その会社は簡素化された手続きにより申請すれば良い。
(6)認証を受けた事業者は、海底ケーブルを使用するに当たって特別の認証は不要。
(7)特定ルートに関し、国際専用線単純再販の認証手続きを簡素化。
(8)国際設備認証及び認証された事業者に関する規定を再編し、明確化し、簡素化する。
〔簡素化された手続きが適用される例〕
系列会社がいないルート、市場力の無いキャリア、国際及び国内地域アクセス市場のシェアが50%未満のキャリア、自国内に電気通信設備を持たないか又は移動通設備のみを持つキャリア、WTO合意国のキャリアが系列会社がいるルートで系列外の米通信会社から設備を借りて交換サービスを提供する場合、簡素化された手続きが適用された国際設備認証の譲渡又は支配権移転を申請する場合など。

1999. 4　**AT&TとNTTがソリューション事業で提携**

AT&TとNTTが、多国籍企業にプロフェッショナルサービスとして企業ネットワークの設計・構築・管理を提供するグローバルネットワークソリューション事業について両社が協力することで合意し、覚書を締結。まず、AT&TがIBMから買収予定のIBM Global Network事業の日本での展開を目指す。→ NTT Comが引継ぎ、2000年2月、正式契約を締結。

1999. 4　**DIRECTVのHughes、業界2位PRIMESTARの買収手続きを終了**

多チャンネルデジタル衛星放送業界1位のDIRECTVを運営するHughes Electronicsが、業界2位であるPRIMESTARの衛星放送事業部門・設備の買収手続きを完了。Hughesは親会社であるGMの一般株4,871,000株と現金11億ドルをPRIMESTARに支払う。他に買収したUSSB(United States Satellite Broadcasting)と併せ、DIRECTVの加入者は700万、提供するチャンネル数は370chを超えることになる。

1999. 5　**AT&T、CATV事業者MediaOne買収で合意**

CATV事業者Comcastからの買収提案を受け入れていたMediaOneに、AT&Tがより条件の良い買収提案をし、両社でMediaOneの買収を競っていたが、Comsat側が買収を断念。Comcastは違約金として15億ドルをMediaOneから受け取るほか、AT&Tとの間で以下のような合意を得た。現金及び株式交換による買収総額は時価580億ドルで、負債の引受を含めると620億ドルになる。AT&Tとしては、2000年第1四半期までには合併を完了させたい意向。
(1)CATVシステム運営の地理的な効率化のため両社間で加入者を交換する。その際、Comcastに移る加入者の方が75万多いようにする。これに対し、Comcastは1加入者当たり4,500ドル、総額30～35億ドルをAT&Tに支払う。
(2)今後3年間、Comcastはさらに125万の加入者を譲り受けるオプションを持つ。
(3)Comcastは、AT&TがAT&Tブランドの電話サービスの提供についてComcast以外の非AT&T系MSO2社と契約を締結した段階で、最も有利な条件により全ての営業地域でAT&Tブランドの電話サービスを提供する。

1999. 5　**AT&TとMicorosoftがデジタルCATVで提携**

MicrosoftがAT&Tの転換社債を50億ドルで購入する一方、AT&TはWindows CEベースのデジタルCATV用セットトップボックスの導入を以前に合意した500万に250万上積みし、750万に拡大する。また、AT&Tは、電子メールや双方向TVなどのデジタルサービス提供を支援するMicrosoftのクライアント/サーバー用ソフトウェアの使用権を得る。両社は、Microsoftのクライアント/サーバーTVソフトウェアを利用し、2000年第2四半期までにデジタルCATVのショーケースとなるシステムを2つの都市に構築する。

1999. 5　**US WestとGlobal Crossingが対等合併で合意**

US WestとGlobal Crossingが対等合併することで合意。新会社名はGlobal Clossing Corporation。Global Crossingは長距離系通信会社Frontierを買収する予定で、新会社は、Global Crossingの株主とFrontierの株主が50%、US Westの株主が50%を所有することになる。US Westはベル系地域電話会社であり、Global Clossingは全世界を結ぶ光海底ケーブル網の建設・所有を目指し、キャリアのキャリアとして事業を展開しているアメリカの独立系通信会社であり、Frontierはビジネス向けグローバルサービスを提供している長距離系通信会社である。これまでは大手地域電話会社同士で合併し事業基盤を強化する例が多く、大手の地域電話会社が長距離系会社と合併するのはこれが初めてである。3社合計の売上高の合計は150億ドルを超え、合併が成立すれば、地域から国際サービスまで全てを一手に提供する事業者が誕生することになる。→ 6月、QwestがUS West及びFrontierの買収に乗り出す。

1999. 6　**連邦地裁、AT&TにCATV網開放を義務づける判決を下す**

AT&TのTCI買収にあたって、フランチャイズ譲渡の認可条件としてオレゴン州のポートランド市及びその周辺地域のフランチャイズ当局がCATV網の開放を条件としたことに対し、AT&Tはフランチャイズ当局にそのような条件を課す権限は無いなどと主張していたが、オレゴン連邦地裁はフランチャイズ当局を支持する決定を下した。→ AT&Tは第9連邦控訴裁に提訴。FCCも、CATV網の開放義務賦課は時期尚早としてAT&Tを支持。→ AT&Tは他のISPにもケーブルアクセスを開放する声明を発表。

1999. 6 **FCC、ラスト100フィートの設備開放促進に向けた規則制定手続きを開始**

アメリカでは、集合住宅への回線引き込みや屋上へのアンテナ設置に関し、既存事業者が建物の所有者と独占契約を結んでいるために、新規事業者がその集合住宅の居住者にアクセスできないという「ラスト100フィート」問題が提起されており、新規参入事業者はこれにも通信法224条を適用するよう主張していた。今回のFCCの決定は、この問題に対処し、設備ベースでの地域事業での競争をさらに促進することを目的に、公益事業者やILEC、ビル所有者に対し設備の開放を義務づけるための規則制定手続き及び公道使用権や税制の現状に関する調査を開始するものである(FCC 99-141)。概要は以下のとおり。
1. 通信法第224条(電柱添架の規制)関連
公益事業者に対し、複数テナントが入居する場所に保有・管理する設備について、電気通信事業者及びケーブルサービス事業者に、公平・無差別にアクセスを提供するよう義務づける。
2. 通信法第251条及び252条(相互接続)関連
ILECが複数テナントが入居する場所にすでに引込んでいるケーブルや配線について、他の電気通信事業者にもアンバンドルアクセスとして提供するよう義務づける。
3. ビルの所有者に対し、全ての電気通信事業者への公平・無差別なアクセス提供を義務づける。ただしこれは所有権の侵害となるため慎重な検討が必要。
4. 公道使用権や税制に関する州及び地方公共団体の現在の政策が設備ベースの競争にどのような効果を与えているか調査する。

1999. 6 **VodafoneのAirTouch買収手続き終了、Vodafone AirTouchが発足**

新社名は「Vodafone AirTouch plc」。

1999. 7 **Qwest、US Westの買収で合意**

すでにGlobal Crossingとの合併で合意していたUS West及びFrontierの両社に対し、Qwestが買収を提案して交渉していたが、US WestがQwestの買収提案を受け入れ、合意に達した。US West株1株に69ドル分のQwest株を新規に発行して割当てる方式で、買収価額は約360億ドルになる。この買収が成立すれば、売上高約185億ドル(2000年度予想)の事業者が誕生する。なお、QwestはFrontierの買収はとりやめたため、Frontierは当初の予定通りGlobal Crossingに買収されることになる。→ 2000年3月、FCCが認可。→ Deutsche TelekomがQwestとUS Westの買収に動いた模様であるが、2000年3月、買収交渉は実らず。

1999. 8 **FCC、同一域内の放送局複数所有に関する規制を緩和**

CATVや多チャンネル衛星デジタル放送などとの競争進展を考慮し、同一地域のテレビ局やラジオ局の複数所有に関する規制を緩和。テレビ局はこれまで一つの地域で1局しか所有できなかったが、2局まで所有できるようになる。その条件は、所有が同一となる2局の他に商業放送・非商業放送合わせて8局あり、かつ、所有することになる2局のうちのどちらかが視聴者数シェアで上位4局に含まれない場合である。この条件は、買収に乗り出せるのが事実上同一地域のあるテレビ局のみで、買収対象テレビ局が倒産又は倒産しかかっている場合は適用されない。また、開局できなかったテレビ局を買収により開局させることができる場合も適用されない。

1999. 8 **衛星携帯電話サービス事業者Iridium、会社更正法の適用を申請**

当初予想した加入数に遥かに届かず、経営危機に陥っていたIridiumが、米連邦破産法第1編第11章による支払不能会社の更正手続きを、連邦破産裁判所に申請した。サービスの提供は継続する。この手続きによれば、会社の所有権は元の所有者及び債権者からなる新会社に移転し、現経営陣がそのまま経営の再建を図ることになる(債権者の2/3の同意を得られれば、経営陣の再建案が実行される)。おそらく加入規模を縮小したビジネスプランに基づき再建することになろう。既存の携帯電話の普及・発展により、衛星を利用した携帯電話は、事業計画当初見込よりも大幅に想定加入層が失われ、現在では僻地での利用しか考えられないとさえ言われている。→ 出資者が現れず、2000年3月でサービス終了、会社清算へ。

1999. 8 **衛星携帯電話サービス事業者ICOも会社更正法の適用を申請**

Iridiumに続き、同様のサービス提供を計画しているICO Global Communicationsも、米連邦破産法第1編第11章による支払不能会社の更正手続きを、連邦破産裁判所に申請した。12日までに、最低でも6億ドルを予定していた加入義務付増資の募集が目標額を下回り失敗に終わったたため、債権者が提案していた再建計画も見直さざるを得ず、資金繰りが悪化していた。Iridiumの破綻も少なからず影響した。2000年サービス開始予定のICOはまだ衛星を一基も打ち上げておらず、Iridiumより被害は少なく済むと考えられる。→ 10月、MaCaw氏の投資グループが支援を表明。データ通信に特化することで生き残りを図る。

1999. 9 **Viacom、CBSの買収を発表**

大手メディア企業ViacomとCBSが合併で合意。新会社名はViacom。CBSの株をViacom株と交換する方式で、事実上、ViacomがCBSを買収する。買収額は時価およそ344億ドルで、米メディア業界では史上最高である。両社の1998年の業績を基にすれば、新会社の売上高は約210億ドル、EBITDAは約40億ドルになる。
(注)EBITDA:earnings before interest,taxes,depreciation,and amortization

1999. 9 **FCC、LockheedによるComsat買収を認可**

Lockheedが子会社Regulusを通じ、Comsatの子会社Comsat Government Services,Inc.(CGSI)を買収すること(これによりLockheedはコモンキャリアになる)を認め、更にComsatの株式を49%を買収することを認可。LockheedはComsatの100%買収を望んでいるが、1962年衛星法によりコモンキャリアがComsatを50%以上所有することを禁止しているため、現時点ではこれが限界(FCC 99-237)。

1999. 9 **FCC、ネットワークアンバンドリングに関する規則を採択**

FCCの相互接続規則を支持した1月の連邦最高裁の判決で、FCCは、既存地域事業者(ILEC)に提供が義務づけられるアンバンドルされたネットワーク要素(UNEs)の範囲について、実際に競合他社が必要としているものなのか、ILEC以外からも調達が可能ではないか、必要性の基準が明らかでないとして再検討を命じられていた。これを受けて採択したものが今回の規則で、以下のアンバンドルを義務づける一方で、先進的サービス提供を促進する観点から、高速インターネットアクセスやパケット交換、デジタル加入者線アクセスマルチプレクサ(DSLAMs)などのデータ通信用設備については、アンバンドルを義務づけない決定を下した(FCC 99-238)。また、回線、マルチプレクサ／集線装置、接続専用回線がすでに統合されている場合、統合されたまま提供しなければならないとした。統合されていないネットワーク要素を統合して提供する義務があるかどうかについては、裁判係争中であるため判断を保留している。
〔アンバンドル義務づけ〕
(1)回線(大容量回線、xDSLが可能な回線、ダークファイバーなども含む)
(2)回線の一部(電柱や舗道その他競業他社が必要とする部分からのみのアクセス)
(3)ネットワーク相互接続機器(Network Interface Devices:NID)
(4)回線交換
(5)局間伝送設備
(6)オペレーション・サポート・システム(OSS)

1999. 9 **FCC、移動通信サービスに対するスペクトラムキャップ制を維持する決定**

移動通信サービスの競争促進のため、一営業地域内で一事業者に割当てられる周波数幅は、携帯電話・PCS・事業用無線など合わせて全部で45MHzまでと定められているが、それを見直す必要はないという決定を下した。ただし過疎地域では、サービス提供促進のため、55MHzまで認めることにした。次世代移動通信システムなどの新しい広帯域移動通信サービス用周波数の割当については、別途定めることとする(FCC 99-244)。

1999. 9 **AT&TとBT、移動通信事業で提携**

移動通信サービスもグローバルサービスの一つとして位置づけ、両者が世界各国で展開している移動通信事業のユーザーに一貫したシームレスなサービスを提供する戦略的提携「Advance」を結成。提携の主な内容は以下のとおりで、両社を合わせた顧客数は約4,100万。
(1)100カ国で120のGSMネットワーク及び50カ国で140のTDMAネットワークをカバーする、旅行者又は多国籍企業向けの新サービスを開発する。
(2)多国籍企業向けに一括請求サービスを提供する。
(3)次世代移動通信やモバイルインターネットの標準に関し、共通の立場を取る。
(4)提携推進のため、両者間で情報を共有する。
(5)両者のネットワークへのトラフィックを集めることでローミング収入を増やす。
(6)経営資源を集中し、調達や投資におけるスケールメリットを生かす。

1999. 9 **Bell AtlanticとVodafone AirTouch、アメリカでの移動通信事業統合で合意**

アメリカ国内での両社の移動通信事業を統合し、新会社を設立することで合意。Bell Atlanticと合併予定のGTEの移動通信事業も含まれる予定で、それを合計すると、2,000万の携帯電話加入者及び350万のページング加入者を持ち、人口の90%以上をカバーし、移動通信市場上位50のうち49の市場でサービスを提供する全米トップの移動通信事業者が誕生することになる。新会社はBell Atlantic-GTEが55%、Vodafone AirTouchが45%を所有する。1年以内に手続きを終了させたい意向。→ 設立予定の新会社は、とりあえず「Cellco Partnership」と呼ぶ。→ 12月、司法省が認可。→ 2000年3月、FCCも認可。→ 2000年4月、新会社「Verizon Wireless」が発足。

1999. 9 **BTとAT&Tのグローバルサービス合弁会社名は「Concert」**

BTとAT&Tが対等出資で設立するグローバルサービス事業会社名を「Concert」とすることを発表。「Concert」はBTが100%所有するグローバルサービス事業会社の社名であるが、新会社の事業に最も適した名称であるとして、新会社の社名に使用することにした。→ 2000年1月5日、設立手続きを完了。

1999. 10 **MCI WorldCom、Sprintの買収で合意**

アメリカ長距離市場第2位のMCI WorldComが、第3位のSprintを買収することで合意。新会社名は「WorldCom」になる予定。両社を合わせた1999年の売上は500億ドルを超えるがAT&Tには及ばない。合併が成立すると、AT&Tと合わせ、上位2社が長距離市場で占めるシェアは80%を超える。買収は株式交換方式で、固定通信系のSprint FONグループ株は76ドル相当のMCI WorldCom普通株との交換、移動通信系のSprint PCSグループ株は、それを引継ぐ新会社WorldCom PCSのトラッキング株1株及びMCI WorldCom普通株0.1547株との交換になる。WorldCom PCSトラッキング株は、現在のSprint PCSトラッキング株と同じ条件で発行するものとする。負債の引受を含む買収時価総額は、史上最高の1,290億ドルである。MCI WorldComは移動体通信事業で出遅れており、Sprint PCSグループの取得が今回の買収の眼目であった。→ グローバルサービス事業Global OneでSptintと提携しているFrance TelecomとDeutsche Telekomは、Sprint株の売却を表明。
(注)トラッキング(tracking)株とは、当該事業部門の業績のみを反映する株で、全社的な業績とは関係ない。したがって、有望な事業への投資に便利である。

1999. 10　**SBCのAmeritech買収手続き終了**

10月6日にFCCの認可を得、8日に買収手続き完了。合併に当たっては、SBC及びAmeritechが合併認可を得るために申し出ていた条件に基づき、30項目の条件が付された。主な条件は以下のとおりで、移動体通信事業については、司法省が課した条件で充分とした。

1. 広帯域サービスの推進(6項目)
   - ADSLやxDSL、フレームリレーなどの高度サービスの提供は別子会社によることとし、相互接続に当たってその子会社と競合他社を差別しない。
2. 地域市場の一層の開放策(14項目)
   - 相互接続状況に関するパフォーマンスデータの提出(目標値に達しない場合、3年間で最高11億2,500万ドルの罰金)。
   - 地域サービスの卸価格を小売価格の32%割引、加入回線の賃貸価格を25%割引。
   - 相互接続における他の事業者への『最恵国待遇』提供。
   - コロケーション規則の遵守。
3. 営業区域外への新規参入(1項目)
   - 30以上の営業区域外地域に30ヶ月以内に新規参入すること(達成できない場合、1地域につき4,000万ドル、30地域で最高12億ドルの罰金)。
4. 地域サービスの改善(4項目):低所得者層への配慮など。
5. 条件の遵守(5項目)
   - 独立した監査人により毎年監査を受けること、全ての条件は3年間有効であることなど。

1999. 10　**FCC、ケーブルシステム所有規制を見直す決定、30%の上限は維持**

これまで一事業者でCATV接続可能世帯数の30%までしか所有できなかったが、計算のベースを改め、CATV、デジタル衛星放送、その他多チャンネルテレビ番組提供者(MVPD)の加入者総合計の30%までとする規則改正を採択した(FCC 99-288、99-289)。これを従来の基準にあてはめると接続可能世帯数の36.7%になり、制限はやや緩和されたことになるが、それでも、AT&TがMediaOneを買収した際の比率はこれを上回る。なお、ケーブルシステムの所有規制は1993年のワシントン連邦地裁の違憲判決により執行停止状態にあり、今回の規則も連邦地裁がFCCを支持する判断を下さない限り施行されない。

1999. 11　**FCC、DSLサービス向け回線開放を既存電話会社に義務づける決定を採択**

競争促進及び小規模事業ユーザー及び消費者への広帯域サービス提供を推進する観点から、加入回線の高周波帯域(音声通信では使わない帯域)へのアクセスを、競合事業者に開放するよう既存電話会社(ILEC)に義務づける決定を採択。これは加入回線を加入電話と共用するDSLサービスを可能にするもので、すでにILECはこの方式でDSLサービスを提供している。

1999. 11　**衛星放送に地上波放送の再送信を認める法律が成立**

衛星放送に地上波放送の再送信を認める「Satellite Home Viewer Improvement Act (SHVIA)」が大統領の署名を得て成立。再送信は地上波放送局の放送エリア内に限られ、2002年1月1日までサービスを提供している全ての地域で当該地域の地上波放送局の放送波を再送信しなければならない。当該地上波放送局の同意が必要である。デジタル衛星放送事業者にはこれまで地上波放送の再送信が認められていなかったため、CATVに対して不利な立場にあった。

1999. 12　**BellSouth、オランダKPNと共にE-Plusを100%取得すると発表**

E-PLus株の優先買取権を有していたBellSouthがその権利を行使し、E-Plusの他の株主の全ての株(Vodafoneが17.243%、Veba/RWEが60.25%所有)を買収して100%取得することを発表。Vodafone及びVeba/RWEからの株式購入資金はオランダKPNが拠出し、その資金はBellSouthがE-Plus運営のためにドイツに設立する持株会社「BellSouth GmbH」の資本に充当する。したがって、KPNの出資分は77.493%。→ France Telecomは、10月に、BellSouthが優先買取権を行使しないことを条件にE-Plus買収を発表していた。したがってFrance Telecomによる買収はなくなった。→ 2000年2月に買収手続き完了。

1999. 12　**FCC、Bell Atlanticに営業区域内での長距離サービス提供を認可**

FCC全員一致で、Bell Atlanticのニューヨーク州での長距離サービス提供を認可。1996年の通信法改正以来、営業地域内での長距離サービス提供が認可されたBOCはこれが初めて。→ 2000年1月5日からサービス開始。

2000. 1　**AT&TとBTの国際合弁会社「Concert」が正式に発足**

契約が成立し、両社の国際事業部門を統合しグローバルサービスを提供する新会社「Concert」が正式に発足。AT&TとBTのネットワークを利用するほか、17カ国21都市を結ぶCncert独自のIPバックボーンネットワークを構築している。AT&Tが1998年12月にIBMから買収したIPバックボーンネットワークも18ヶ月以内に統合される予定で、そうなると世界60都市を結ぶIPバックボーンネットワークとなる。Concertでは、2000年の売上を70億ドル以上と見込む。

2000. 1　**Bell Atlanticが営業区域内で長距離サービスを開始**

1999年末にFCCから認可を受け、ベル系地域電話会社として初めて営業区域内で長距離サービスを開始。

2000. 1　**AOLとTime Warnerが合併に合意**

世界最大のインターネットサービスプロバイダーであるAOLと、メディア業界大手Time Warnerが合併することで合意。新会社名は「AOL Time Warner Inc.」。AOLの1株を新会社1株、Time Warnerの1株を新会社1.5株と交換する方式で、これによれば、旧AOL株主が新会社の55%、旧Time Warner株主が45%を所有することになる。

2000. 1　**Global One、France Telecomの完全子会社に**

Global Oneを構成する他の株主であるDeutsche Telekom及びSprintから全株式を買収することで合意。France TelecomはSprintに11億2,700万ドル、Deutsche Telekomに27億5,500万ドルを現金で支払う。また、この合意には、France TelecomとDeutsche Telekomが持つSprint株の取扱いも含まれており、Sprint株の譲渡制限を解除すると同時に優先株主としての特権を消滅させ、Sprintから役員を引上げること、MCI WorldComとSprint合併については賛成票を投じなければならないことなどが定められた。

2000. 2 **モバイルインターネット推進のための国際組織MWIFが発足**

無線アクセス方式に依存しない世界共通の移動体通信向けIPネットワークの技術仕様の策定を目的に、世界の移動通信事業者、通信機器ベンダー、ISPなどが集まり、Mobile Wireless Internet Forum(MWIF)を結成。主なメンバーは、Vodafone AirTouch、Cisco、Orange、Sprint PCS、DDIで、日本からはDDIの他に、富士通、日立、NEC、シャープ、ソニー、東芝などが参加している。

2000. 2 **BellSouthとオランダKPN、E-Plusの買収手続きを完了**

BellSouthがE-PLus株の優先買取権を行使し、オランダKPNをパートナーにE-Plusの他の株主の全ての株(Vodafoneが17.243%、Veba/RWEが60.25%所有)を買収する手続きが完了。BellSouthの出資分は22.507%、KPNの出資分は77.493%で、両社は対等の支配権を持つ。BellSouthは18ヶ月以内にE-Plus株をKPN株1億株又はKPN Mobileの33.3%分の株に転換するオプションを持つ。またKPN株をさらに約4,600万株取得する権利を持つ。

2000. 2 **NTT Com、AT&Tのソリューション事業子会社に出資**

1999年4月、NTTとAT&Tはグローバルネットワークソリューション事業について業務提携することで合意しており、その合意に基づき、AT&Tの日本での事業会社AT&Tグローバル・ネットワーク・サービス・ジャパン(AGNS-Japan)に出資する契約を締結。両社共同で運営する。主な内容は以下のとおり。なお、AGNSの前身はAT&TがIBMから買収したIBM Global Networkで、AGNS-Japanはその日本法人である。
(1)出資額:5,000万米ドル(出資比率15%)
(2)2名の役員派遣

2000. 3 **FCC、番組再送信の独占契約禁止に関する規則を採択**

1999年11月に制定された「Satellite Home Viewer Improvement Act」によって、衛星放送にも地上波放送局の番組の再送信が認められることになったが、同法では2006年1月まで、衛星放送事業者とケーブルテレビ事業者が公平に競争できるよう、地上波放送局が番組再送信に関して特定の番組供給事業者と独占契約を結ぶことを禁止している。今回採択されたのはその施行規則で、地上波放送局と番組供給事業者との契約が反競争的とみなされないであろう基準を掲げている。

2000. 3 **Iridiumがサービス終了、会社は清算へ**

McCaw氏グループに代わる出資者が現れず、3月17日(日本時間で18日)を以ってサービス終了。今後は清算手続きに入る。衛星は軌道から外し大気圏に突入させて焼却する予定。→ 日本イリジウムも18日でサービスを終了。日本イリジウムは3月31日に臨時株主総会を招集し、会社の解散決議を行う予定。

2000. 3 **連邦控訴裁、ISPを連邦管轄とするFCC決定を無効とする**

ISPへのダイヤルアップ接続が地域サービスであるとすると、新規地域事業者(CLEC)のネットワーク上にあるISPにILECの加入者がダイヤルアップ接続した場合、発信側であるILECはそのCLECに相互接続料を払わなければならないが(地域事業者同士の接続料精算で、「reciprocal compensation」と呼ばれる)、ISPへのダイヤルアップ接続が長距離サービスであるならば、ILECはISPからアクセスチャージを請求できる。1999年2月、FCCは、ISPへのダイヤルアップ接続は、インターネットの性質上長距離又は国際トラフィックとなるため連邦の管轄であり、reciprocal compensationは適用されないが、あえて連邦の規制はせず、既存の相互接続契約又は州が通信法251条及び252条に基づいて現在実施している規制に従うよう義務づけ、reciprocal compensationが適用されている現状を事実上追認することで、ISPのアクセスチャージ支払義務を引き続き免除する決定を下したが、連邦控訴裁は、ISPのトラフィックが地域でなく長距離であるという判断について充分な証明が無いことを理由にFCCの決定を無効とし、FCCに差し戻す決定を下した。

Ⅲ. イギリスの情報通信史

年　月	出　来　事
1969. 10	**英国郵便・電気通信公社の設立** 企業体としての運営を開始。
1973. 1	**イギリス、デンマーク、アイルランドがECに加盟** 1972年1月に、イギリス、デンマーク、アイルランド、ノルウェーがEC加盟条約に調印していたが、ノルウェーは国内で批准が得られず、3国のみ加盟実現。
1977.	**郵電公社調査委員会、カーター報告を公表** 郵便と電気通信の分離、宅内機器の自由化などを勧告したが、当時の労働党内閣は採用しなかった。
1979. 5	**サッチャー政権成立** 以後、小さな政府を目指す同政権のもとで、労働党政権下で棚上げされていた電気通信の規制緩和が進められる。
1981. 7	**英国電気通信公社法(BT法)成立** 郵便と電気通信を分離し、BTを設立する根拠法が成立。
1981. 7	**英貿易産業省、付加価値サービスの段階的自由化方針を発表** 以後、段階的に自由化が進められるが、単純再販は当面認めないことにした。
1981. 10	**公社としてBTが発足** 英国電気通信公社(BT)発足。
1981. 11	**Cable&Wireless社を民営化** C&Wは、イギリスの植民地拡大と共に海底ケーブルを敷設して発展してきた民間の通信会社であったが、第二次大戦後に国有化されていた。
1982. 2	**英貿易産業大臣、Mercury社に免許を付与** 1981年英国電気通信公社法に基づき、Mercury Communications Ltd.(2月22日設立)に免許を付与。電気通信市場が複占体制となる。
1982. 10	**英貿易産業大臣、VAN一般免許を公布(VANサービス自由化)** 「付加価値通信サービスに関する一般免許」。BTとMercuryの公衆網を利用するVANサービスに適用される。単純再販は認められていない。
1983. 4	**Mercury、ロンドン市内で専用線サービスを開始** マイクロウェーブを利用してロンドン市内で専用線サービスを開始。BTの独占が崩れる。
1983. 5	**CellnetとVodafoneに免許付与** CellnetとVodafoneに全国無線ネットワーク運営の免許が付与された。
1984. 4	**1984年電気通信法成立** BTの民営化、Oftelの設置を内容とし、8月施行。CATV事業と電気通信事業の相互参入も認める。CATVの事業者の電気通信サービスは地域サービスのみとし、中継回線はMercuryを利用するよう義務づけている。
1984. 8	**Mercury、国際音声・データ通信サービスを開始** 国際音声・データ通信サービス「Americall」を開始。国際市場でも競争始まる。
1984. 8	**BTに対し、価格上限規制実施** 料金規制方法として価格上限制を採用。
1984. 8	**Oftel正式発足** Oftel(Office of Telecommunications)は独立の規制機関であり、電気通信に関し独占禁止法における公正取引委員会的な権限も有する。 〔所管事務〕 ・免許条件の施行、変更 ・事業者間の問題の裁定 ・事業運営の監督 ・電気通信に関する事項及び免許付与について貿易産業大臣に助言 ・利用者の苦情処理、広報 ・電気通信分野における公正取引委員会的役割
1984. 8	**BT民営化** 公社BTから民間会社BTに資産を引継ぐ1984年電気通信法の条項が発効し、BTの民営化が実現。
1985. 1	**イギリスでセルラー電話サービス始まる** 2日からVodafone、9日からCellnet(BTとSecuricorのコンソーシアム)がサービス開始。ネットワーク業者がエアタイムをリセールするという形態で提供される。
1985. 3	**Mercury、主要都市間で専用サービス開始** ロンドン、バーミンガム、マンチェスター等の主要都市間で専用線の提供を開始。

年　月	出　来　事
1985. 10	**Oftel、MercuryとBTとの相互接続に関する裁定** BTに接続を義務づける。イコールアクセスの義務は無し。ただしアクセスチャージも貰えない。
1986. 5	**Mercury、市外電話サービスを開始**
1986. 8	**Mercury、市内電話サービスを開始**
1987. 4	**英国政府、新しい付加価値データサービス(VADS)免許を付与** 国際VANの自由化などが実現された。単純再販サービスは依然禁止。
1987. 12	**Oftel、Mercuryに公衆電話の提供を認める** これにより、公衆電話機のBT独占が崩れる。1988年7月から提供開始。
1988. 2	**英貿易産業省、衛星通信事業を自由化**
1989. 1	**英貿易産業省、4社に対しテレポイントの免許を付与** テレポイントは英国で開発されたディジタルコードレス電話で、屋外で公衆網への発信が可能。
1989. 2	**Sky TVが直接受信及びCATV向けの衛星放送を開始** 1990年4月にはBSB(British Satellite Broadcasting)も開始。→ 1990年11月、両社は合併してBskyBを設立。
1989. 6	**英貿易産業省、PCNの開発のための免許受付を発表** PCN(Personal Communication Network)は、何時でもどこでも自由に通信できるようにしようというコンセプトの実現を目指したもので、英国で生まれた。具体的にはディジタル・マイクロ・セルラー電話が主役になる。
1989. 6	**英貿易産業大臣、国内専用線利用の自由化方針を発表** Oftel長官の勧告に基づき、単純再販、公専接続、他社専用線との接続などを解禁する、国内専用線利用の完全自由化方針を発表。→ 11月に新クラス免許公布。
1989. 8	**テレポイントサービス始まる** フォーンポイントがロンドン中心部でテレポイントサービスを開始。フォーンポイントは、BT、STC、Nynex、France Telecom、DBP Telekomによるコンソーシアム。
1989. 9	**C&WとUS Sprint、PTAT-1で大西洋間国際通信サービスを開始** PTAT-1は初の民間敷設海底ケーブル。
1989. 11	**英貿易産業省、専用線の単純再販を認める新たなクラス免許を交付** 6月の発表に基づくもの。これにより、国内専用線利用の完全自由化が実施される。この免許は従来のBSGL免許及びVADS免許にとってかわる。
1989. 12	**Oftel、公衆回線と専用回線の接続規制を緩和** これにより、専用線上を圧縮されて伝送されてきた音声信号を公衆回線に送り出すことが可能となった。
1989. 12	**英貿易産業省、PCN事業者3社を選定** 8社の申請者の中から、Mercury Personal Communications、BAe、Unitelの3コンソーシアムが選ばれた。→ 1991年7月9日に正式免許。
1990. 1	**ウィンザーケーブルテレビ、CATV電話サービス提供テスト開始** 同社が建設したCATV網による電話サービス提供テストを開始。イギリス初。
1990. 4	**英貿易産業省、複占体制見直しのための準備に着手** 見直しの開始は、11月の予定。
1990. 6	**英貿易産業省、セルラー電話事業者のサービス直販を1993年から認めると発表** 1989年にPCNの免許を3社に付与したことにより、競争が促進されると判断。
1990. 11	**英貿易産業省、複占廃止などを内容とする競争促進政策の諮問文書を発表** 「競争と選択:1990年代の電気通信政策(Competition and Choice:Telecommunications Policy for the 1990s)」と題する諮問文書を発表。複占体制の廃止など、広範な競争促進策を提言、利害関係者の意見を求める。
1991. 1	**BT、BRI-ISDNの提供開始** 国際標準に準拠したBRI-ISDNの提供を開始。サービス名「ISDN2」。1985年からISDN類似のIDA(Integrated Digital Access:64k+8k×2)サービスを提供していた。
1991. 3	**英貿易産業省、複占廃止など競争促進に関する政策白書を議会に提出** 電気通信分野に一層の競争を導入する政策に関する白書を議会に提出。複占体制の廃止など一層の競争導入や、CATV事業者の電話サービス提供条件の大幅緩和、国際専用線単純再販売解禁(ただし相手国との相互主義)など。以後この白書に基き政策が進められる。
1991. 4	**BT、電話番号案内を有料化**

1991. 7　**BTとOftel、アクセスチャージの導入で合意**

この合意は、免許条件の中に盛り込まれることになる。BTが主張したアクセスチャージの即時導入は認められなかった。
〔アクセスチャージ導入差し控えの条件〕
Oftel長官は、競争事業者がシェアの10%を有するようになるまで、これら事業者のアクセスチャージの一部又は全部を免除する裁量を有する。10%を超えて以後はそのシェアに従ってアクセスチャージの賦課率を高め、25%に達した時は全額を課する。他方、BTの市場シェアが85%を切った時点までには、BTがアクセスチャージを受け取れるようにし、BTがアクセスチャージ賦課を差し控える期限は1997年6月とする。またBTがイコールアクセスを実施する場合には、完全なアクセスチャージを実施することにし、その要件を定める。

1991. 9　**BT、Syncordiaの設立を発表**

多国籍企業向けにワンストップ・ショッピングでグローバルサービスを提供しようという目的。本拠はアメリカに置く。

1991. 10　**英国のテレポイント事業、採算が合わず提供中の全社撤退**

残っていたBTフォーンポイントがサービス停止。

1992. 6　**ハッチソン、テレポイントを開始**

テレポイントサービスが再開される。

1992. 8　**英国政府、4社に公衆電気通信事業者の予備免許**

参入自由化政策以後初めて公衆電気通信事業者としての営業権を4社に認可（予備免許）。

1993. 2　**英貿易産業省、公衆電気通信事業免許付与を正式決定**

Ionica社に公衆電気通信事業免許を付与することを正式決定。他の3社にも正式に付与する予定。

1993. 6　**MCIとBT、グローバルサービス提供のための合弁企業設立に合意**

互いに資本を持ち合うと共に合弁企業の設立に合意。AT&TのWorldSourceに対抗するもの。→ 8月に、本部をワシントンに置き、資本金10億ドルうち75.1%をBT、24.9%をMCIが出資することで大筋合意。

1993. 7　**イギリス政府、BT株式第3次放出**

これにより政府所有の特別株式を除き、株式の100%が民間の手に渡った。

1993. 9　**英国最初のPCNサービスが始まる**

英国最初のPCNサービス「Mercury One2One」が始まる。料金は一般の電話より高い。利用を促進するため住宅向けサービスのオフピーク時を無料とする大胆な戦略を採る。Mercury One2OneはCable & WirelessとUS Westの合弁企業である。

1993. 9　**英国政府、外資電気通信事業者に事業免許を与えることを発表**

国内ではあらゆるサービスが可能、国際については国際単純再販サービスが可能。ただし、国際単純再販については相互主義をとるため、当面可能な国はオーストラリア、カナダ、スウェーデンの3国。外資電気通信事業者には自社設備によるサービス提供は認められていない。

1993. 12　**テレポイントサービス、ついに消滅**

テレポイントサービスは、ハッチソン・テレコミュニケーション社が提供する「ラビット」のみになっていたが、12月31日をもって撤退となり、ついに根づくことはできなかった。

1994. 7　**貿易産業大臣、AT&Tに免許を付与する方針を明らかにする**

AT&Tに英国市場参入を認める方針を明らかにした。従来AT&Tは英米間の国際専用線単純再販につき相互主義で開放するよう主張しているが、今回、特にそれに配慮したものではなく、したがって、AT&Tに免許が付与されたからといって、国際専用線の単純再販が認められるわけではない。今後の免許付与手続きを考えると、実際にAT&Tに免許が付与されるのはまだ先のことになる。→ 12月に免許を付与。

1994. 7　**Oftel、新規参入事業者のADCを免除する決定**

新規事業者に対し、ADC（Access Deficit Contribution：BT市内網の赤字補填料）の支払を1996年3月31日まで免除する決定を下した。ただし、シェアが10%に達した会社、または新規参入事業者（Mercuryも含む）の合計シェアが15%に達した場合は支払わなければならない。シェアは国際／国内それぞれで計算する。

1994. 8　**Oftel、電話番号のポータビリティ化を決定**

事業者を変更しても住所を変更しない限り、電話番号は変わらないようにする。実施時期は未定だが、1995年にも期待されている。

1994. 9　**FCC、米英間の国際専用線の再販を認める裁定を下す**

再販事業者であるACC Global Corp.とAlanna Inc.の申請を認めたもの。イギリスでの自由化の進展を評価したものと言える。

1994. 10　**貿易産業大臣、英米間の国際専用線単純再販を認めると発表**

9月19日にFCCが英米間の国際専用線単純再販を認める裁定を下したことを受けた決定。従来イギリスは自国と同等に自由化されていることを条件に、オーストラリア、カナダ、スウェーデンの3国のみしか認めていなかった。

1994. 11　**イギリス政府、情報ハイウェイ構築に関する政策方針を発表**

イギリス政府は「未来のスーパーハイウェイの創造：イギリスにおける広帯域通信の展開」という、情報ハイウェイに対する政府見解を明らかにする文書を発表した。内容としては、情報ハイウェイはインフラ構築にせよアプリケーション開発にせよ全て民間主導でなされるべきであること、ただし公共サービスの提供にあたっては情報ハイウェイを積極的に活用していくこと、規制は現状のままで今のところ充分であり、BTにCATV事業を2001年以前に認めるつもりはないこと、などである。

年　月	出　来　事

1994. 12　**Oftel、相互接続にする諮問文書を発表**

Oftelは、BT網と新規参入事業者との相互接続に関する規制の在り方についての諮問文書を発表した。正式名称は「A Framework for Effective Cimpetition: A Consultative Document on the Future of Interconnection and Related Issues」。BTが請求する相互接続料金の算出方法・在り方について4つの広範な提案がなされている。1995年3月末までに最終的な意見をまとめる予定。

1994. 12　**イギリス政府、AT&Tに国際専用線再販を含む事業許可を付与**

イギリス政府は、国際専用線の再販を含む広範な事業許可をAT&Tに付与した。→ 1995年2月2日、FCCはBTの米現地法人BTNAに英米加間の国際専用線再販を認めた。

1995. 5　**BTとドイツのエネルギー大手Viagが合弁会社を設立**

合弁会社名は「Viag Interkom」。データ通信サービスやVPNサービスなどを提供。1998年1月からの自由化を睨んだ動き。両者が37.5%ずつ所有し、残りはドイツでパートナーを探す予定。

1995. 7　**Oftel、政策文書「有効な競争：行動のための枠組み」を発表**

原題は、「Effective Competition : Framework for Action – A Statement on the Future of Interconnection, Competition and Related Issues」。1994年12月に諮問文書を発表し、意見を求めていた。より有効な競争を目指して、相互接続、相互接続料金、料金規制その他関連問題に関するOftelの方針を明らかにしたもの。以後この政策文書に沿って、BTに対する料金規制が実施される。

1995. 8　**イギリス政府、地上デジタルテレビ放送導入方針を決定**

イギリス政府は、地上デジタルテレビ放送に関する政策文書を発表し、免許制度など地上デジタルテレビ放送を導入にあたっての方針を明らかにした。97年半ばにもサービス開始予定。20チャンネル以上が可能。なお、地上波デジタルテレビ技術の開発で、ソニーがBBCやBTと提携交渉を進めており、他の日本メーカーの参加も予想される。→ 1996年7月、地上デジタル放送を導入する1996年放送法が成立。→ 1998年9月、地上デジタル放送始まる。

1995. 11　**BT、C&Wに買収交渉**

1996年3月に明らかになる。真剣に検討した結果、C&W側は拒否した。

1995. 12　**MMC、番号ポータビリティについての裁定**

現在のBTの免許条件ではBTは電話番号のポータビリティ実現のための全費用を他の事業者に負担させることができるようになっているため、BTの免許変更なしでは電話番号のポータビリティは実現できず、現在のBT免許は公益に反するとした。コスト負担については、システム導入コスト約2億ポンドのうち約6,000万ポンドを接続事業者側が負担することを提案した。なおMMCは、Oftel長官にコスト負担者を決める裁量権は無いとした。→ 1996年7月29日にBTの免許条件を変更。

1995. 12　**Oftel、ユニバーサルサービスに関する諮問文書を発表**

全利用者、聴覚障害者、教育機関の3グループに分け、それぞれにとってのユニバーサルサービスを定義している。ユニバーサルサービスのために必要な費用を年5,000万～1億ポンド（全売上の1%以下）と推計している。ユニバーサルサービス基金を設立し、個別免許を持つ電気通信事業者が売上に応じて負担する。今後意見を求めた上で確定し、実施は1997年8月以降になる。

1996. 2　**BTとOftel、回線使用料サブキャップ規制及びADCの廃止で合意**

1995年7月のOftelのステートメントで提案していた。相互接続の際の回線使用料には、BTに対する全体のプライスキャップ規制の下にさらにRPI＋2%のサブキャップ規制が課せられていたが、それを廃止し、それにともなって無意味となるADC（Access Deficit Charge：接続事業者からBTへの赤字補填）も廃止した。

1996. 5　**BTとC&W、合併交渉打ち切り**

再度BT側から合併交渉を持ちかけ、1月以降交渉が進められていたが、C&W側が合併交渉打ち切りを通告した。

1996. 5　**イギリスで無線加入電話サービス始まる**

Ionicaが無線回線を加入者回線として利用する電話サービスを開始した。イギリス初。予定より大分遅れて始まる。→ 1998年10月倒産。

1996. 5　**イギリスで初の電話番号ポータビリティ提供開始**

CATV事業者であるNynexが、BTの電話番号のポータビリティを提供開始。

1996. 6　**Oftel、BTへの価格上限規制緩和方針及び反競争行為に関する免許条件変更方針を発表**

1997年8月～2001年7月末までのBTの料金規制案を発表した。一般家庭や小規模企業の小量ユーザー向けサービスには消費者物価指数－4.5%の価格上限規制を実施するが、それ以外は非規制とする。それ以降はプライスキャップ規制を全て撤廃の予定。また、BTの反競争的行為を個別に規定するのを止め、Oftelに反競争的行為を規制する権限を与えるようにする免許改正も提案している。→ 8月2日にBTが両方とも受諾。免許は10月1日付で改正され12月31日から発効。→ この後、反競争的行為に関する免許条件（Fair Trading Condition）については、クラス免許を含む全ての事業者の免許条件とされることになった。

1996. 6　**貿易産業省、設備ベースの国際サービスの複占終了を発表**

国際サービスに関して、設備を所有する事業者はBTとMercuryのみとされてきたが、その規制を廃止し、新たに免許（PTO免許）を受け付けることを発表した。3月に発表した諮問文書で廃止方針を明らかにしていた。また、国際専用線の単純再販をすべてのルートで認めることになった。

1996. 7　**地上波デジタル放送導入の規制枠組みを定めた1996年放送法が成立**

地上波デジタル放送の導入及びメディア所有制限緩和に関する規制枠組みを定めた1996年放送法が成立。

1996. 10　**Mercury、大手CATV3社と合併**

C&Wの子会社MercuryとイギリスNYNEX、同3位のBell Cablemedia、同8位のVideotronの3社が合併することで基本合意。新会社は「Cable & Wireless Communications(CWC)」。これによりC&Wは地域回線を大幅に増強することになる。

1996. 11　**BTとMCIが合併を発表**

合併新会社は「Concert」で(既存の両社の合弁企業名は「Concert Communications Services」)、ロンドンとワシントンに本部を置き、BTとMCIは、同社の全額出資子会社として、それぞれの国で従来どおりBT、MCIのブランドでサービスを提供する。今後、FCCや司法省、Oftel、欧州委員会などの認可が必要になるが、もし合併が成立すれば、売上高420億ドルの国際的事業者が誕生することになる。BTがMCIを買収する形態。→ 1997年11月、MCIはWorldComによる買収を選択。

1996. 12　**貿易産業省、44社に設備ベースの国際免許を付与**

AT&Tの現地子会社ほか、Global Oneなど全44社に国際設備免許(IFL:International Facilities Licence)が付与された。これにより設備ベースの国際通信の提供が可。免許取得者は公衆電気通信事業者(PTO)である。なお、この免許を補完するため、Oftelは、11月26日にWEIO(Well Established International Operator)に対するガイドライン案と計算料金協定に関するガイドライン案を発表している。→ 1997年7月に正式にガイドラインとして発表。

1997. 2　**BTとViagの合弁にTelenorが参加**

ノルウェーの電気通信事業者Telenorが、BTとViagの合弁であるViag Interkomに10%資本参加。BTとViagは40%ずつ所有。RWEが提携方針を解消したため、パートナーを探していた。Viag Interkomは、1998年1月からの固定網による電話サービスの免許(クラス3及び4)を取得している。また、BTとViagは、PCNサービスとして2番目のE2の免許を取得している。

1997. 2　**C&WがVebaとの提携解消を発表**

合弁会社Vebacomの持ち株45%を全てVebaに売却し、C&W EuropaのVebaの持ち株50%を全て買い取ることで合意。VebaはC&W本体の10.4%の株式は保有する。

1997. 2　**Oftel、ユニバーサルサービス諮問文書を発表**

1995年12月の諮問文書に続くもの。新しい「ライフライン(後にResidential Limited Service Schemeと呼称を変更)」サービスを今年導入することや、回線断の代わりに発信不能にすること、公衆電話ボックスの設置・撤去に関する免許条件の変更などを提言。また、ユニバーサルサービス提供コストはユニバーサルサービス提供事業者になることによる利益で相殺できるとして、今の時点ではコスト補填メカニズムを設けることを否定。ただしこれは1999年に見直すとする。→ この諮問文書に対する意見を踏まえ、7月30日に最終の諮問文書を発表。

1997. 2　**教育及び公共アクセスポイント・タスクフォースが報告書を発表**

Oftel長官が1996年6月に設置した「Education and Public Access Points Task Force」が「Information highway:Improving access for schools, colleges and public access points」と題する報告書を発表し、教育機関に高度サービスへのアクセスを提供する重要性を認識した上で、電気通信業界がなすべきことを勧告。高度サービス利用のためには最低限、基本インターフェースISDN回線が必要とする。→ 7月にOftelが学校へのアクセス提供に関するBTの提案について諮問文書を公表。→ 10月に政策声明文発表。

1997. 4　**Oftel、電話番号ポータビリティを全事業者に義務づける提案**

現在BTにのみ課されている電話番号ポータビリティ提供義務を、固定電話サービスを提供する全ての事業者に課すにあたっての免許条件の変更要項について提案。→ 12月に免許条件変更で合意。

1997. 4　**BT及びMCI、Telefonicaと広範な提携で合意**

Telefonicaの国際事業子会社Telefonica International S.A.(TISA)とMCIがアメリカ大陸を対象にサービスを提供する合弁会社を折半で出資して設立する。Telefonicaは中南米に強い地盤を持つ。Concert陣営は4月14にポルトガルテレコムとも提携しており、これによりラテンアメリカで大きな地歩を得た。TelefonicaはUnisourceから脱退する予定で、AT&T-Unisource陣営には大きな痛手。→ BTとMCIの提携解消により、この合意は不確定となったが、1998年3月、TelefonicaとWorldCom及びMCIは、この合意を基にした新たな提携を発表。

1997. 7　**Oftel、設備ベースの国際事業者に対するガイドラインを発表**

Well Established International Operator(WEIO)に指定する際のガイドラインと、競争が制限されているルートでの国際計算料金の取扱いに関するガイドライン。WEIOは、市場支配力を持つ事業者として、通常よりも厳しい規制を受ける。

1997. 7　**イギリス政府、BTに対する外資規制を撤廃する決定**

政府は英国政府のみ所有できる特別株式(黄金株)を有しており、この黄金株が実質的な外資規制の役割を果たしてきたが、BTとMCIとの合併を睨み、この黄金株を償還する決定を下した。これによりBTに対する外資規制は無くなる。

1997. 7　**BTのAlbacomにENIが資本参加**

BTがBanca Nazionale del Lavoro (BNL)及びMediasetと設立したイタリアでの電気通信合弁会社Albacomの株式35%を、石油・ガス公社ENIが取得。これにより、出資比率はBTとBNLが持株会社を通じ共同で45.5%、Mediasetが19.5%。AlbacomはENIの持つ光ファイバー網の利用権を獲得。

1997. 10　**Oftel、BTの相互接続料金に価格上限規制を導入する免許改正**

競争的な相互接続市場が成立していない場合は小売物価指数(RPI)-8%の上限規制が課せられる。料金は長期増分コスト(LRIC)で計算され、過去の投資は反映されない(1997年10月1日から4年間)。競争的な市場が成立している場合、BTは自由に料金を設定できる。このほか、独立系情報サービス事業者に自社と同等の条件で提供しなければならないサービスの範囲を拡大することや(1998年1月施行)、免許条件の履行を確保するための措置(1997年9月30日施行)が免許に盛り込まれた。

1997. 10　**WorldCom、MCIに約300億ドルで買収を提案**

BTよりも有利な条件で買収を提案。MCI株一株を41.50ドル分のWorldCom株と交換する方式。これは前日のMCI株の終値より41%高く、総額は約300億ドルで、BTより90億ドル高い。

年　月	出　来　事

1997. 10　**Oftel、全ての学校をインターネットに接続する政策文書を発表**

政策声明文「Access to the Superhighway for schools」を発表。7月に諮問文書を公表していた。BTは、イギリスの約32,000校全てに、インターネット接続向けに、一般電話回線又はISDN2回線を低料金で提供する。一般電話回線利用の場合、接続料100ポンドと1日10時間の利用料年445ポンド。ISDN2の場合朝8時から夕方6時まで使い放題で年790ポンド(インターネット接続事業者がBTのネットワーク上にある場合)。ISDN2の回線接続料は免除(BTは諮問文書の段階では、1日3時間を提案していたが、その後1日10時間に変更した)。2000年末までにはISDN2による接続が全ての学校で実現予定。1998年春から実施。学校にインターネット接続サービスを提供する際の接続事業者とBTとの相互接続料金を規制から外し、BTと接続事業者間で自由に交渉できるようにした。BTの接続料金支払い負担を軽減させる目的(接続事業者の90%はBT以外の事業者のネットワーク上にあるため)。学校へのインターネット接続はケーブル事業者がすでに実施している。→ 1998年4月からBTがサービス提供開始。

1997. 11　**WorldComとMCI、総額約370億ドルでの買収に合意**

WorldComが買収額をMCI株一株41.50ドルから51ドルに引き上げることでMCIと合意。買収総額約370億ドル。BTも同意し、所有する20%のMCI株約1億3700万株を1株51ドル(総額約70億ドル)でWorldComに売却する。BTには現金で支払い、それ以外のMCI株主にはWorldCom株で支払う。BTは、これまでのコストを含めた合併合意の違約金4億6,500万ドルも受け取る。両社の合併が実現すれば、売上高300億ドル超の地域・長距離統合の電気通信事業者が誕生することになる。BTとMCIの合弁会社Concert Communications Servicesは存続し、MCIの出資分24.9%について、BTがコールオプション(買う権利)を持つ。また、BTが支払を受けるのは合併完了後であり、それまでBTは他のアメリカの事業者との提携はできないことになっている。

1997. 12　**BTとNTTのコンソーシアム、シンガポールの電気通信事業に入札**

2000年4月からの国内及び国際電気通信事業免許は、シンガポールテレコムの他に2社までに与えられる。入札しているのは、BT及びNTTと現地資本のコンソーシアムであるStarHubのほか、アメリカWorldComと現地資本のコンソーシアムDirectline、C&Wグループと現地資本のコンソーシアムTelecomOneである。StarHubはセルラー電話サービスにも入札している(同様に新規参入2社まで)。→ 1998年4月23日に落札決定。

1997. 12　**Oftel、BT以外の主要事業者にもナンバーポータビリティを義務づけ**

これまでBTにのみ義務づけられていたナンバーポータビリティを、他の主要事業者にも義務づけるにあたっての、免許条件変更について合意。

1998. 2　**Oftel、EUの相互接続指令に基づきBTなど4事業者をSMP事業者に指定**

EUの相互接続指令では、ある地域の特定市場で25%以上のシェアを持つ事業者を原則としてSignificant Market Power(SMP)を持つ事業者とするが、その基準の適用については各国国内法制に任せている。Oftelは、SMPを固定系及び専用市場と移動体通信市場の2部門に分けて適用することにし、固定系及び専用市場でBTとHullを、移動体通信市場でCellnetとVodafoneを、SMPを持つ事業者に指定した。

1998. 3　**1998年無線電信法が成立、周波数の使用効率向上のため市場原理を導入**

周波数の使用効率を高めることを目的に、1949年無線電信法を改正。旧法では管理コストをベースに電波使用料が設定されていたが、市場原理をベースにして設定することになった。また無線免許のオークション制も導入され、次世代携帯電話サービス(Universal Mobile Telecommunications Service)の免許はオークションによって付与されることになった。6月18日施行。

1998. 4　**Deutsche Telekom及びFrance Telecomが、Energisとの合弁会社設立を発表**

Energisが50%、Deutsche TelekomとFrance Telecomが25%ずつを出資し、イギリスの都市部で光ファイバーを敷設してサービスを提供する会社「MetroHoldings」を設立する。ロンドンを手始めに、マンチェスター、バーミンガムへと展開する予定。→ 9月21日からロンドンでサービス開始。

1998. 4　**C&WとTelecom Italia、国際事業での広範な提携に合意**

海外及び国際事業での広範な提携に合意し、その第一弾として、Cable & Wireless West Indies Limitedの株を20%、Cable & Wirelessの北米現地法人の株を5%、Bouygues Telecomの株20%をTelecom Italiaに売却する。総額は20億ドルを超える。Telecom Italiaはキューバの電話会社Etecsaの株29%をCable & Wireless West Indiesに統合し、カリブ海及び南米地域での両社の事業を強化する。また、グローバルサービス提供のための合弁会社設立も合意の中に含まれている。→Bouygues Telecomの株20%をTelecom Italiaに売却することを始めとして、合意内容はことごとく白紙撤回された。ただし、提携の継続には両者前向き。→ 11月、C&Wが提携交渉打ち切りを発表。

1998. 4　**英貿易産業省、広帯域ネットワーク建設促進のため、放送参入規制の撤廃を発表**

「Broadband Britain　A Fresh look at the Broadcast Entertainment Restrictions」と題する文書を発表し、競争導入による広帯域ネットワーク建設促進を目的に、BTなど公衆電気通信事業者(PTO)に免許条件によって課されている放送事業への参入規制を撤廃する方針を明らかにした。内容は以下のとおり。これに伴い放送免許制度及び電気通信事業免許制度の見直しを行い、関係法令を2000年末までに整備する。→ 1999年1月11日に放送法が改正され、同月22日施行。
(1)CATVのフランチャイズとなっていない全国の17%の地域について、
　即時に電気通信事業者その他による放送番組提供を認める。
(2)2001年1月1日から全ての地域で電気通信事業者その他による放送
　事業参入を認める。

1998. 5　**MCI、インターネットバックボーン事業をC&Wに売却すると発表**

C&Wが、MCIのインターネットバックボーン事業を現金6億2,500万ドル(3億8,500万ポンド)で買収することで合意。今後、アメリカ司法省及び欧州委員会の認可が必要である。WorldComとMCIの合併にあたっては、両社を併せたインターネットバックボーンが市場の60%ほどを占めることが、司法省やFCCなどの認可を受ける際の最大の障害になると考えられていたため、今回の売却合意によって合併実現へ大きく前進することになる。→ 7月8日に欧州委員会が承認。

1998. 6　**BT、提携事業者と共同でヨーロッパ最大の広帯域ネットワークを構築すると発表**

BTが欧州各国で提携している事業者と共同で、最新のSDH技術及びDWDM技術をベースに、200都市以上に接続点を持つ32,000kmの光ファイバー網を構築する。このため、7,000kmの光ファイバー網と、各国内ネットワークとの14の接続点を新規に建設する。第1フェーズとして、BT(イギリス)、Albacom(イタリア)、BT Belgium(ベルギー)、Cegetel(フランス)、Sunrise(スイス)、Telfort(オランダ)、VIAG Interkom(ドイツ)が、各国内に持つネットワークを相互接続する。欧州委員会の認可を得次第1999年初頭にサービス開始予定。→ 1999年2月、5,000km以上の光ファイバー建設及び事業者間27,000kmの接続完了を発表。最終的には9,000km以上を建設し事業者間36,000kmの接続を目指す。BT国内のバックボーンは「Be TaNet」。→ 1999年3月11日、第1フェーズが終了し運営開始。

1998. 7　**イギリス政府、情報通信の融合に関するグリーンペーパーを発表**

「Regulating communications: approaching convergence in the Information Age」と題するグリーンペーパーを、貿易産業省と文化・メディア・スポーツ省が共同で発表。ユーザーの立場を重視することを見直しの根幹とする。サービスの消費形態によって電気通信と放送を区分する必要性が異なるため、短・中期的には、必要性に応じた段階的な改革を基本とするが、将来的には電気通信と放送に関する規制の抜本的見直しが不可避であるとし、それが必要な時期及び望ましい規制の枠組みについて意見を求めている。11月末までこのグリーンペーパーに対する意見を求め、1999年初めに結論をまとめる。主な提案内容は以下のとおり。→ 1999年6月に諮問結果を公表した。

1. 短期的措置
・様々な消費者の意向を反映したサービス分類に基づく規制に移行する。
・競争法、電子商取引法などを整備し、規制緩和と競争促進を図る。
2. 中期的措置
・将来の市場を予想するのは困難であり、予想をもとに規制の枠組みを定めることはできない。現在の規制は十分柔軟であり、必要に応じて段階的に対処する。
3. 時期
・現在の規制が柔軟であるとしてもいつかは抜本的見直しが必要である。それはいつ頃か。
4. 規制体制
・分野毎に別々の規制機関とするか、全てを管轄する一つの規制機関とするかなど。

1998. 7　**BTとAT&Tがグローバルサービスで提携、合弁会社を設立すると発表**

両社の既存の国際ネットワーク及び全ての国際トラフィック、全てのビジネス顧客向け国際サービスを含む国際事業・資産を結合し、対等出資でグローバルサービスを提供する合弁会社を設立すると発表。初年度の売上高100億ドルを目指す。本社はアメリカ東部に置く。従業員は5,000人。両社はIPベースのグローバルネットワークを開発し、新会社でも提供する。これと関連して別途10億ドルを折半でアメリカの新サービス市場に投資することにも合意。また、MCIとWorldComの合併手続きが完了しBTがMCIのConcert持分を買収した後は、AT&TがMCIの代わりにConcert事業に参加する。これにより、AT&T主導で構成されたWorldPartnerは1999年末で解消し、2000年7月までにAT&T-Unisourceからも脱退する予定。今後各規制機関の認可が必要であるが、この強者連合が誕生すれば、グローバル市場は大きく変動することになる。→ 11月、AT&TがアメリカでConcertサービスを提供開始。→ 1999年3月、欧州委員会が承認。→ 1999年6月、米司法省が承認。→ 1999年9月、合弁会社名を「Concert」とすることに決定。

1998. 7　**貿易産業省、Oftel改革の概要を発表**

最大の改革は、Oftel長官を廃し、3人からなる常設委員会を最高機関とすることである。今後数ヶ月内に委員会が設置され、現在のOftel長官が委員長に就任する予定であるが、必要な法令の改正が成立するまでは、Oftel長官として委員長が単独で全責任を持つ。完全に新体制に移行するのは1999年春になると見られる。この組織改革は、同省が進める公益事業規制見直しの一環としてなされるものである。→ 11月10日、Oftelは組織改革を行うと共に、現長官を委員長に4人で構成する委員会を設置。ただしまだ法律上の機関ではない。

1998. 9　**BBC、地上デジタル放送を開始**

地上波及び衛星でのデジタル放送を開始。→ 民放はONdigitalが11月15日から開始。

1998. 9　**貿易産業省、情報通信技術の融合が産業に与える影響に関するレポートを発表**

貿易産業省は、情報システム・電気通信・放送の融合が次の10年間に企業及びマーケットに与えるであろう潜在的インパクトについて考察した「Converging Technologies: Consequences for the New Knowledge-Driven Economy」と題する報告書を発表。イギリスの国際競争力強化を目的に、インターネットを中心とした融合及び知識主導(集約)型経済が各産業分野にどのような影響を与えるか、アメリカの例を参考にしながら考察し、ビジネス支援のための施策を検討している。7月21日に発表したグリーンペーパーは融合における規制の在り方に関するものであるが、これはその検討作業を側面から補完する。

1998. 10　**BT、プロバイダー契約無しでインターネット接続を提供するサービスを開始**

6月から北アイルランド地域で開始したプロバイダー契約不要のインターネット接続サービスの試行を、本サービスとして全国展開。サービス名「BT Click+」。ユーザはPCとモデムさえあればインターネットを利用可能。電子メールも利用でき(サービス名「talk21」)、アドレスはBTが無料で貸与する。通常の通話料金に1分1ペンスの付加料金が課せられる。電話の基本サービスにインターネット接続が含まれる前触れとも言える。→ 1999年2月9日、付加料金も撤廃した「BT ClickFree」を開始。

1998. 10　**無線通信庁、無線局免許の自由な売買を認めることに関する諮問文書を発表**

周波数の有効利用のために市場原理を導入する観点から、適切な枠組み内において免許人間での免許の自由な売買を可能にすること、及び免許移転を容易にすることにより免許人の行政手続き負担を軽減すること、について一般から意見を求める。ただし免許の売買は、現状ではイギリス国内でもEUでも法規を改正しなければできない。

1998. 10　**固定無線加入者線サービス事業者Ionicaが倒産**

固定無線回線を加入者線としてサービスを提供していたIonicaは、経営不振のため身売り先を探していたが見つからず倒産した。加入者は約62,000で、設備を買収して事業を継続しようという事業者も見つからなかった。同社はイギリス初の固定無線加入者線による電気通信事業者として注目を集めていたが、今後、固定無線加入者線によるサービスの事業性が問われるかもしれない。管財人は、Pricewaterhouse CoopersとErnst & Young。→ 12月16日、BTまたはCATV事業者にIonica加入者を移行させることが決定。事業を引継ぐ者は現れず。

1998. 11　**新競争法成立、2000年3月から施行**

ローマ条約85及び86条に基づく新競争法(1998年競争法)が成立。反競争的行為を防止するため大幅に権限が強化された。Office of Fair Trading(OFT:公正取引庁)及び該当セクターの規制機関(電気通信分野ではOftel)が共同で権限を執行する。2000年3月1日から施行。→ 1999年1月、OFT及びOftelが新競争法施行ガイドライン案を公開。

1998. 11　**Oftel機構改革を実施、合議制を導入**

柔軟で機敏な対応を可能とすることにより、成長産業である情報通信産業を阻害しないよう、10あった局を大きく政策立案部門(Regulatory Policy Directorate)と監督部門(Compliance Directorate)とに再編し、両部門を管理部門(Business Support Directrate)が支援する形態に改組した。また、長官を委員長とする4人からなる委員会を設置し、実質上、合議制に改めた。ただしまだ法律上の機関ではないため、依然として長官のみが権限及び責任を持つ。DTIが進めているOftel改革の一環である。

1998. 12　**Oftel、家庭や小企業への広帯域サービス普及のための競争政策諮問文書を発表**

市場に任せたままで家庭及び小規模企業への広帯域サービス(「情報社会サービス」と言及している)が普及するかという観点から、「Access to Bandwidth:Bringing higher bandwidth services to the consumer」と題する政策諮問文書を公表し、Oftelとして採るべき競争政策について、一般からの意見を求める。具体的には、BTが地域市場の85%を占める現状ではOftelによる政策的な介入が正当化されるとし、地域市場における競争促進のためのBTの地域網の開放が焦点になっている。→ 1999年7月、検討結果を発表。

1998. 12　**貿易産業省、知識集約型社会構築に向けた競争力育成に関する白書を発表**

「Our Competitive Future: Building the Knowledge Driven Economy」と題する、英国の競争力育成に関する白書(1998年競争力白書)を発表。政府の役割として、研究開発促進や産業育成のための財政的支援措置、企業家精神の育成、ベンチャービジネスへの経済的支援・助言などを挙げる。具体的にはEC(電子商取引)の推進を中核に据え、2002年までにイギリスが世界で最適のEC環境になるよう整備すること、2002年までに100万の中小企業がデジタル市場に参加すること(現在の3倍)などを目標としており、そのためのEC法の制定や民間主導による消費者保護の確立、国際協力などが課題として挙げられている。また、中小企業のデジタル市場参加を支援するため、同省が進めている「情報社会構想」プロジェクトにおいて、新たに2,000万ポンドの予算を計上することも発表。なお、白書と同時に、イギリスが現在どのレベルにあるかを評価した「Benchmarking Digital Economy」と題する報告書も発表している。

1999. 1　**Vodafone、AirTouchの買収を発表**

AirTouchを巡り、Bell Atlantic、MCI WorldCom、Vodafoneが買収交渉を展開していたが、イギリスのVodafoneが勝ち残った。買収総額はおよそ560億ドル。新会社名は「Vodafone AirTouch plc.」で、移動体通信事業における初の国際的合併である。→ 6月に合併成立。

1999. 2　**BT、モバイルコンピューティング用通信サービスの開発でMicrosoftと提携**

第3世代携帯電話の実用化を睨み、インターネットやイントラネット、企業内データ通信を世界的規模でサポートする移動通信サービスの開発で、BTとMicrosoftが提携。BTはMicrosoftの技術に最適化したサービスを開発するほか、MicrosoftのWindows CEをベースにした無線端末の開発でも協力する。1999年春から試験サービスを開始し、2000年初めには幾つかの国で利用可能になる予定。サービスはBTのConcertを通じて提供される。BTはAT&Tとの国際合弁事業を発表しており、AT&Tもこの提携に参加する可能性がある。

1999. 2　**BT、接続料無料のインターネットサービスを開始**

1998年10月から開始したプロバイダー契約不要のインターネット接続サービス「BT Click+」をアップグレードし、接続料無料で通信料のみで利用できる「BT ClickFree」の提供を開始。「BT Click+」では、1分1ペンスの付加料金が課せられていたが、それを撤廃した。電子メールも利用でき(サービス名「talk21」)、アドレスはBTが無料で貸与する。

1999. 2　**Oftel、優先接続の導入方針を決定**

BTとKingstonの加入者に優先接続(pre-selection)を導入する方針について正式決定。イギリスは設備ベースでの競争を促進するためイコールアクセスをあえて採用しない政策を推進してきたが、EU指令に従うことになった。EU指令では2000年1月1日から実施することになっているが、BTは、国内通話のみ(オプション1)及び国際のみ(オプション2)の導入が可能になるのは2000年末、全ての通話(オプション3)が可能になるのは2001年中になる見込みで、実施時期の延期を欧州委員会に申請する。Kingstonは2000年1月1日から全て可能。

1999. 3　**貿易産業省、ECの環境整備に関する諮問文書を発表**

内務省と共同で、「Building Confidence in Electronic Commerce」と題するEC環境の整備に関する諮問文書を発表。4月1日まで一般からの意見を求める。ここでの検討結果が制定予定のEC法のベースとなり、ECの法的枠組みを定めることになる。主な内容は以下のとおり。→ 7月、法案を発表。
1. 電子署名などのサービスを提供する事業者のサービス品質を公的に保証する自主的なライセンシング・システムの確立及びその認定基準の設定。
2. 電子署名を法的に有効とするための既存法律の改正、紙を義務づける規定を可能な限り撤廃。
3. サービスプロバイダーの責任の明確化。
4. 暗号を使用した犯罪の取締り及び暗号鍵への合法的アクセス条件。

1999. 5　**貿易産業省、次世代移動通信の免許数を5とすることを表明**

現在携帯電話サービスを提供している事業者数より多い5つの免許を交付する方針を議会で表明。免許はオークションにより交付される。免許の種類は、(2×10MHz)+5MHzが3つ、2×15MHzが一つ、(2×15MHz)+5MHzが一つで、帯域が最大の免許は、新規参入者に与えられる。

1999. 6　**C&WがTOBで圧倒的多数を確保、IDCの買収に成功**

公開株式買付け(TOB)により、6月15日の売却申込み受付け締切日までに国際デジタル通信(IDC)の97.69%の株式の確保に成功。TOB開始前のC&Wの持株比率は17.69%であり、今回新たに確保した株を1株110,577円、総額約552億円で買収することで、IDCはC&Wのほぼ完全子会社となる。C&Wは本業である国際通信事業への回帰を鮮明に打ち出しており、この買収もその一環で、IDCをアジアにおける大きな拠点とすることを意図している。今後、DDIやTTNetなどの国内事業者との提携を模索する。なお、NTTとIDCとの提携は解消される予定。→ 9月、社名を「Cable & Wireless IDC」に変更。

1999. 6　**イギリス政府、情報通信の融合に関する規制方針を発表**

1998年7月に「Regulating communications: approaching convergence in the Information Age」と題するグリーンペーパーを貿易産業省と文化・メディア・スポーツ省が共同で発表し、意見を求めていたが、その結果をとりまとめ、今後の方針を発表した。原案通り、必要性に応じた段階的な改革を基本とし、各分野毎に具体的な方策を挙げている。

1999. 6　**貿易産業省、次世代移動通信用周波数のオークション実施方針を発表**

次世代移動通信用の周波数帯域はオークションによって割り当てられることが決まっているが、これはイギリス初の周波数のオークションとなる。その2000年初めのオークション実施に向けて、次世代移動通信システムの概要、オークション実施スケジュール、入札要領等を定めた方針文書を公表した。免許の種類は、(2×10MHz)＋5MHzが3つ、2×15MHzが一つ、(2×15MHz)＋5MHzが一つの計5つで、既存事業者数より一つ多く、帯域が最大の免許は、新規参入者に与えることになっている。

1999. 6　**VodafoneのAirTouch買収手続き終了、Vodafone AirTouchが発足**

新社名は「Vodafone AirTouch plc」。

1999. 7　**Oftel、家庭・小企業への広帯域サービス普及促進のための地域網開放案を発表**

家庭及び小規模企業への広帯域サービス(「情報社会サービス」と言及している)普及促進のため、1998年12月に諮問文書を発表し意見を求めていた案件につき、その検討結果を取りまとめた政策案「Access to Bandwidth:Proposals for Action」を発表。中期的にはCATV網による広帯域サービスという選択肢はあるものの、当面はBTの加入者網に頼らざるを得ない現状から、BTに加入回線の開放を義務づけるもので、前回の諮問文書で提示した5つのオプションのうち、支持を集めたオプション2とオプション4に絞り、更に意見を求める。→ 11月に決定。
1. オプション2:Partial baseband leased circuit
　他の事業者が加入回線を賃借してADSL等のサービスをBTとは独自に提供できるようにする。ドライカッパーではなく、専用回線相当として利用する形態。アンバンドリングを伴うためBTは反対。
2. オプション4:Permanent virtual circuit
　BT自身が提供するADSLサービスを卸売り料金で他の事業者が利用するもので、BTのIPルーター又はATM交換機などで相互接続し、他事業者との間に相手先を固定した仮想チャネルを設定する形態。BTは免許条件により、公平・無差別に相互接続を提供しなければならないため、BTがADSLサービスの全国的整備を進めれば、結果的にこのオプションが実現されることになる。ただし、そうなるとこれは競争によるサービス向上とは言えず、サービスの展開スケジュールをBTに任せるかOftelが政策的に定めて義務づけることになる。BTはこのオプションを支持し、ADSLサービスの早期展開を表明している。

1999. 7　**France Telecom、英CATV事業者NTLに出資**

イギリス第3位のCATV事業者NTLに、株式及び転換社債の購入を通じて出資することで合意。投資額は約10億ドルで、転換社債を株式に転換すれば、France Telecomの出資率は約10%になる。→ NTLはイギリス第1位のCATV事業者であるC&W Communications(CWC)に買収提案を持ち掛けていたが、7月26日、合意した。これを受け同日、France Telecomは、NTLへの出資額を、当初発表した10億ドルから55億ドルに積み増し(株式及び転換社債に半分ずつ投資)、NTLの筆頭株主(25%)となることを発表した。

1999. 7　**貿易産業省、電子商取引法案を発表**

3月に内務省と共同で発表した「Building Confidence in Electronic Commerce」と題するEC環境の整備に関する諮問文書を基に検討し、電子商取引法案を発表。主な内容は以下のとおり。
1. 暗号サービス事業者の登録制
・電子署名・暗号サービスを提供するプロバイダーに信頼性を持たせるため、最低限の基準を設定し、登録制とする。
2. 電子商取引及び電子的データ記録等の活用
・電子署名に法的効果を保証する新法を制定する。紙を義務づける既存の規定を可能な限り撤廃し、電子的通信や電子的記録を既存の方法同様に活用する。
3. 電子データに対する捜査
　法執行機関が、適正な書状に基づき、解読鍵又は合法的に得られたもののテキストの引き渡しを求めることができる新しい権限を設ける。
4. 競争委員会による審査の必要性を減らし、電気通信法による免許条件修正手続きを簡素化する。

1999. 7　**C&WがCWCを分割し、家庭向けCATV事業部門をNTLに売却**

C&W傘下でイギリス国内でCATV事業及び電気通信事業を運営するC&W Communications(C&Wが53%を所有)を、CATV事業及びCATV網による電話・インターネット接続サービスを提供する家庭向け事業部門「CWC ConsumerCo」と、ビジネス向けサービス及びIPバックボーンサービスや卸売りサービスを提供する事業部門「CWC DataCo」とに分割し、CWC ConsumerCoについては、買収提案を持ち掛けてきていたNTLが株式交換及び現金により総額約63億ポンド(債務の免除・引受を含めると約82億ポンド)で買収すること、CWC DataCoについては、C&Wが他社の持ち分となる47.35%を株式交換により約53億ポンド(債務の免除・引受を含めると約65億ポンド)で買収し、C&Wの完全子会社とする旨を発表した。

1999. 7　**BT、ADSLサービス計画を発表**

まず最初に、M25内のロンドン、バーミンガム、マンチェスター、ニューキャッスル、エジンバラ、グラスゴーなど10ヶ所から始める。2000年3月までに400の交換機を改修し、およそ600万の家庭及びビジネスユーザーをカバーする予定。他事業者への卸売価格は140～150ポンドとする。

1999. 8　**Deutsche Telekom、One2Oneを84億ポンドで買収すると発表**

C&W及びMediaOneが折半で出資している移動通信事業者One2Oneを、総額84億ポンド(現金69億ポンド、債務引受15億ポンド)で買収し、Deutsche Telekomの100%子会社とすることで合意。One2OneはDCS1800による携帯電話サービス(PCNサービス)を提供する事業者で、6月末現在で約265万の加入者を持つ。→ 9月28日、欧州委員会が買収を認可。

1999. 9　**英政府、電子商取引ビジョン及びアクションプランを発表**

内閣官房が「e-commerce@its.best.uk」と題する報告書を発表し、2002年までにイギリスが電子商取引に最適な環境を持つ国になり、EU統合市場で先導的な電子商取引活動センターとなることをビジョンとして掲げ、その実現のため全政府的取組みとして、60項目におよぶ勧告を提示した。これに基づき、ブレア首相は電子商取引担当閣僚及び電子商取引特命全権大使を任命し、政府各部局をまたがる実行体制の整備に乗り出す。

1999. 9　**AT&TとBT、移動通信事業で提携**

移動通信サービスもグローバルサービスの一つとして位置づけ、両者が世界各国で展開している移動通信事業のユーザーに一貫したシームレスなサービスを提供する戦略的提携「Advance」を結成。提携の主な内容は以下のとおりで、両社を合わせた顧客数は約4,100万。
(1)100カ国で120のGSMネットワーク及び50カ国で140のTDMAネットワークをカバーする、旅行者又は多国籍企業向けの新サービスを開発する。
(2)多国籍企業向けに一括請求サービスを提供する。
(3)次世代移動通信やモバイルインターネットの標準に関し、共通の立場を取る。
(4)提携推進のため、両者間で情報を共有する。
(5)両者のネットワークへのトラフィックを集めることでローミング収入を増やす。
(6)経営資源を集中し、調達や投資におけるスケールメリットを生かす。

1999. 9　**Bell AtlanticとVodafone AirTouch、アメリカでの移動通信事業統合で合意**

アメリカ国内での両社の移動通信事業を統合し、新会社を設立することで合意。Bell Atlanticと合併予定のGTEの移動通信事業も含まれる予定で、それを合計すると、2,000万の携帯電話加入者及び350万のページング加入者を持ち、人口の90%以上をカバーし、移動通信市場上位50のうち49の市場でサービスを提供する全米トップの移動通信事業者が誕生することになる。新会社はBell Atlantic-GTEが55%、Vodafone AirTouchが45%を所有する。1年以内に手続きを終了させたい意向。→ 設立予定の新会社は、とりあえず「Celico Partnership」と呼ぶ。→ 12月、司法省が認可。→ 2000年3月、FCCも認可。→ 2000年4月、新会社「Verizon Wireless」が発足。

1999. 9　**BTとAT&Tのグローバルサービス合弁会社名は「Concert」**

BTとAT&Tが対等出資で設立するグローバルサービス事業会社名を「Concert」とすることを発表。「Concert」はBTが100%所有するグローバルサービス事業会社の社名であるが、新会社の事業に最も適した名称であるとして、新会社の社名に使用することにした。→ 2000年1月5日、設立手続きを完了。

1999. 10　**Mannesmann、イギリスの携帯電話事業者Orange買収で合意**

イギリスでDCS1800による携帯電話サービス(PCNサービス)を提供しているOrangeを、負債の引受を含め、総額207億ポンドで買収することに合意。

1999. 10　**BT、ADSL回線卸売りの試験提供を開始**

ISP向けにADSL回線卸売りの試験提供を開始。

1999. 11　**Vodafone AirTouch、Mannesmannの株式公開買付けを行うと発表**

Mannesmannへの買収提案が拒絶されたため、敵対的TOBを行うと発表。Mannesmann1株をVodafone AirTouch53.7株と交換する方式で、時価総額1,240億ユーロである。これはMannesmannがOrange買収のために発行予定の株式も含む。買収が成立すると、両社を合わせて4,200万の加入者を持つ世界最大の移動通信事業会社が誕生する。→ 12月24日から買付け開始。2000年2月7日まで受付け。→ 2000年2月、友好的買収で合意。

1999. 11　**英国政府、電子署名法案を公表**

電子署名に法的効果を認め、紙の使用を義務づけた旧来の法律を廃止する「2000年電子通信法」(案)を公表。認証については、最低限の条件は設定するが、民間の自主規制によることとする。民間の自主規制がうまくいかない時は新たな法的措置を採るが、これはサンセット条項で、5年間問題が無かったときは政府の介入権を定めた規定は効力を失い、自主規制に任される。なお、この法案ではキーエスクローは明示的に排除された。

1999. 11　**Oftel、広帯域サービス普及促進のための地域網開放政策を決定**

家庭及び小規模企業への広帯域サービス普及促進に向けた地域網開放に関する諮問結果を基にとりまとめた政策文書「Access to Bandwidth:Delivering Competition for the Information Age」を発表。諮問文書で提示したオプション2とオプション4の両方の形態を採用した。地域網開放の対象はBTのみ。→ 2000年3月からBTの免許改正手続きを開始。
1. Partial Baseband Leased Circuit(オプション2)
　MDFで接続し、部分的専用回線として利用する形態。ドライカッパーではない。回線のアンバンドルとコロケーションが認められ、BTと相互接続する権利を持つ全ての事業者は、BTの加入回線を自らの設備で独自にアップグレードしてサービスを提供できる。BTの免許条件の変更が必要なため、今後その手続きを実施。遅くとも2001年7月から導入される予定。
2. Permanent Virtual Circuit(オプション4)
　BT自身が提供するADSLサービスを卸売り料金で他の事業者が利用するもので、BTのIPルーター又はATM交換機などと相互接続し、BTと他事業者との間に相手先を固定した仮想チャネルを設定する形態。

1999. 12　**BskyB、KirchPayTVと資本提携**

イギリスの衛星放送事業者BSkyBがドイツの衛星放送事業者KirchPayTVに総額29億マルク(現金10億マルク及び新規に発行するBskyB株約7,800万株)を出資し、KirchPayTVのおよそ24%を取得。BskyBからの新株交付により、KirchPayTVは、BskyBのおよそ4.3%を所有することになる。

2000. 1　**AT&TとBTの国際合弁会社「Concert」が正式に発足**

契約が成立し、両社の国際事業部門を統合しグローバルサービスを提供する新会社「Concert」が正式に発足。AT&TとBTのネットワークを利用するほか、17カ国21都市を結ぶCncert独自のIPバックボーンネットワークを構築している。AT&Tが1998年12月にIBMから買収したIPバックボーンネットワークも18ヶ月以内に統合される予定で、そうなると世界60都市を結ぶIPバックボーンネットワークとなる。Concertでは、2000年の売上を70億ドル以上と見込む。

2000. 1　**イギリスで、全ての事業者に電話番号ポータビリティを導入**

固定系電話サービスを提供する全ての事業者に、電話番号ポータビリティを義務づける規則及び免許改正を施行。2000年1月までに電話番号ポータビリティと優先接続(pre-selection)を実現することを定めた1998年9月のEUの指令に基づくものである。

年　月	出　来　事

2000. 1 **Vodafone AirTouchとVivendi、モバイルインターネットでの提携を発表**

Vodafone AirTouchとVivendiが50%ずつ出資し、ヨーロッパでマルチアクセスポータル(Multi Access Portal)を提供するインターネット合弁会社を設立すると発表。Vodafone AirTouchが発表したモバイルインターネット向け統一プラットフォームにより、モバイル端末でWebベースのサービスを提供する。両社の移動通信事業での協力拡大についても検討する。また、ヨーロッパ横断の固定系ネットワークビジネスの展開について共同で検討すること、Vodafone AirTouchがCegetel株7.5%をVivendiに売却すること(Vivendiはすでに Cegetel株15%を保有)などで合意。これらはVodafone AirTouchがTOBでMannesmannの株式を50%以上取得することが条件である。→ 2月3日、Vodafone AirTouchとMannessmanが合併に合意。

2000. 2 **モバイルインターネット推進のための国際組織MWIFが発足**

無線アクセス方式に依存しない世界共通の移動体通信向けIPネットワークの技術仕様の策定を目的に、世界の移動通信事業者、通信機器ベンダー、ISPなどが集まり、Mobile Wireless Internet Forum(MWIF)を結成。主なメンバーは、Vodafone AirTouch、Cisco、Orange、Sprint PCS、DDIで、日本からはDDIの他に、富士通、日立、NEC、シャープ、ソニー、東芝などが参加している。

2000. 2 **Vodafone AirTouchとMannesmannが合併に合意**

TOBで敗色濃厚となったMannesmannと、敵対的TOBに対するドイツ国内での反発を考慮したVodafone側が友好的買収で合意。Mannesmann株1株にVodafone AirTouch株58.96株を割り当てる。TOBよりも好条件で、買収時価総額は約1,800億ユーロ。合併後の新会社名はVodafone AirTouchで、現Mannesmann株主が49.5%を保有することになる。

2000. 2 **Oftel、1998年競争法施行ガイドラインを発表**

公正取引庁(Office of Fair Trading:OFT)と共同で、2000年3月1日から施行される1998年競争法の電気通信分野における施行ガイドラインを発表。新競争法により反競争的行為及び市場における支配的地位の悪用が禁止される。電気通信分野に関してはOFT長官と共同でOftel長官が管轄する。反競争的行為の疑いのある企業に対する強制調査が可能で、違反に対して国内収入の最高10%の罰金を最長3年科すことができるなど、監督権限が強化されている。

2000. 2 **英貿易産業省、デジタルコンテンツ産業振興のためのアクションプランを発表**

1998年競争力白書にコンテンツ産業を強化する方針が述べられており、それに基づき「UK Digital Content An Action Plan for Growth」と題する行動計画を発表。主な内容は以下のとおり。なおDCFは3月に発足し、出版業や放送業その他メディア企業など20の業界団体が参加する。

(1)推進する組織として業界団体「Digital Content Forum (DCF)」を設立する。
　DCFは、人材教育や資金の調達、マーケティング、輸出、振興などの問題について、政府や学界、その他の機関・業界と協力する。
(2)「contentUK.org」というインターネットポータルを開設する。
(3)イギリスのコンテンツ産業及びニューメディア産業を国内外で売り込む。
(4)デジタルメディア分野に専門職を確立する。
(5)起業者を支援し、投資者を探す手助けをする。
(6)イギリスのデジタル・双方向・融合メディア企業のデータベースを作成する。

2000. 3 **1998年競争法が施行**

Oftelの監督権限が強化された新競争法が施行。

2000. 3 **イギリスで次世代移動通信用周波数のオークションが始まる**

FCCのやり方を踏襲した方法で実施。周波数のオークション自体イギリス初であるが、次世代移動通信システム(IMT-2000)用周波数のオークションとしては世界初である。参加しているのは13社。確定まで数週間かかる見込み。

Ⅳ. ドイツの情報通信史

年　月	出　来　事
1985. 3	**ドイツ政府、電気通信制度諮問委員会を設置** 郵便・電気通信事業のあり方を総合的に検討するため、電気通信制度諮問委員会を発足させる。委員長はミュンヘン大学教授のヴィッテ氏。→ 1987年9月、報告書を発表。
1986. 5	**ドイツでセルラー電話サービス開始** DBPが1985年9月から試行していたセルラー電話サービスC-Netzの商用サービスを開始。
1987. 9	**ドイツの電気通信制度諮問委員会、電気通信事業の自由化を勧告** 以下のような電気通信事業の自由化を勧告する報告書(ヴィッテ報告)を発表した。 ・郵電省から郵便、電気通信の両事業部門を公社形態にして分離し、電気通信事業体をTelekomと称する。 ・Telekomは通信網と音声サービスを独占し、その他のサービスを競争に開放する。 ・サービスの種類を独占サービス、規制サービス、非規制サービスに分類し、Telekomは規制サービスの提供を義務付られ、民間業者は非規制サービスを提供することができる。
1987. 11	**DBP、ISDNパイロットプロジェクトの正式運用開始** マインハイムとシュツットガルトで開始。
1988. 3	**シュバルツ=シリング郵電大臣、電気通信改革草案を発表** 〔改革草案の内容〕 ・電気通信市場における競争機会の拡大 ・DBPの組織改革を通じてのインフラストラクチャー供給責務遂行の維持と競争市場への対応能力強化
1988. 5	**独・仏、両国間のVANサービス合弁企業設立で合意**
1988. 10	**BERKOM光ファイバー実験網が運用開始** 広帯域通信システムの開発を目的とするBERKOMプロジェクトの前段階としてBERKOM光ファイバー実験網が運用開始。
1989. 1	**DBP、ISDNの商用サービス開始** BRI-ISDNの商用サービスがハンブルグーシュツットガルト間で始まった。1987年から試行されていた。
1989. 2	**DBP、広帯域先行網(VBN)の運用開始** 敷設済光ファイバー幹線網の個別ユーザー利用を推進するもの。
1989. 4	**西ドイツ連邦議会、郵電制度改革法案を可決** 4月20日に連邦議会、5月12日に連邦参議院で可決。7月より施行。電気通信制度諮問委員会の勧告に基づく改革で、第一次電気通信制度改革と位置づけられる。郵電省の事業部門であった郵便、郵貯、電気通信の3部門は公社に改組され、電気通信部門はDBP Telekomとして発足する。
1989. 12	**郵電大臣、D2の運用免許付与を発表** DBPに対抗する民営の携帯電話網であるD2の運用免許を、Mannesmann Mobilfunkに付与すると発表。D1、D2はGSM方式のディジタルセルラー電話サービス。D1はDBP Telekomが運営予定。
1990. 1	**公社DBP Telekomが発足** 電気通信制度改革に基づき、電気通信事業を運営する公社として発足。
1990. 5	**東西両ドイツ郵電大臣、郵電事業の統合について共同声明を発表** 郵電事業の統合についての基本的考え方、準備状況に関する共同声明を発表。
1990. 6	**DBP Telekom、「Telekom 2000」計画を策定** 東ドイツ地域の電気通信改善のため、同地域に91～97年で550億マルクを投資する。→ 1997年12月に完了を発表。
1990. 6	**西ドイツ郵電大臣、衛星通信分野への競争導入を発表** 東ドイツ地域の電気通信事情を早急に改善するための措置。
1990. 10	**DBP Telekom、ミュンスター市でテレポイントの試行サービス開始** → 1992年12月に中止を決定。
1990. 10	**東西ドイツ統合** 東西ドイツ統合に伴い、旧東ドイツ郵電省電気通信部門をDBP Telekomが吸収・統合。
1991. 6	**ドイツの独占委員会、経済大臣に徹底的な競争導入を提言** ドイツの独占委員会は、経済大臣に対し「電気通信の新秩序について」という報告書を提出し、旧東ドイツ地域の電気通信サービス改善のためにも電気通信分野での徹底的な競争導入が必要であると主張。
1992. 3	**DBP TelekomとFrance Telecomが合弁会社の設立を発表** Eunetcomという名称の合弁会社の設立を発表。Eunetcomは多国籍企業向けに国際電気通信サービスを提供することを目的とする。
1992. 4	**DBP TelekomとFrance Telecom、Syncordiaへの不参加を正式決定** BTのSyncordiaへの不参加を正式決定。Syncordiaは多国籍企業向けに世界的規模でワンストップ・ショッピングの国際電気通信サービスを提供することを目的とする。

年　月	出　来　事
1992. 6	**新たな携帯電話サービスE1の事業者を公募** E1はイギリスのPCNに相当するものと考えられている。7月17日に締切り。
1992. 7	**ドイツでGSM方式のデジタルセルラー電話サービス始まる** DBP TelekomがGSM方式のデジタル携帯電話サービスを開始。ECのタイムスケジュールでは1991年7月開始となっていたが、一年遅れてドイツとフランスで始まった。Mannesmannも7日から開始。
1992. 7	**ドイツ政府、DBP Telekomを含む国営企業20数社の民営化を閣議決定**
1992. 12	**DBP Telekom、テレポイントの中止を決定** テレポイントの試行サービスを1993年上半期で中止し、全国展開もしないことに決定。
1993. 2	**郵電大臣、E1ネットの免許をE-plusコンソーシアムに付与** また、当面これ以上免許を与える方針が無いことも明らかにした。
1993. 6	**郵電事業の民営化について、与野党間で概ね合意** 主な内容は以下のとおりで、1994年に法律を整備し、1996年に第一回目の株式放出を予定。 ・電気通信、郵便、郵便貯金の3事業体をそれぞれ株式会社としさらにその3社を統括する持株会社を設立する。持株会社は公法の適用をうける。政府は持株会社の過半数の株式を所有し、各事業会社の株式の過半数も所有する。 ・免許付与の権限を持つ規制機関を新設する。 ・必要な法律の制定及び憲法の改正。
1993. 7	**DBP Telekomの移動体通信部門が分離・独立** GSM方式ディジタル・セルラー電話の加入者獲得競争で民間のMannesmannに遅れをとっているため、民営化が必要との判断し、移動体通信部門を分離・独立させDeteMobilを設立。今後も競争市場にある事業部門を民営子会社化する予定。
1993. 11	**ドイツの大手企業3社、通信サービス会社を設立すると発表** Mannesmann(鉄鋼、機械)、ラインベストファーレン電力会社(RWE)、ドイツ銀行の3者による合弁で、企業ユーザを対象にした通信サービス会社を設立すると発表。
1993. 12	**DBP TelekomとFrance Telecom、提携をさらに強化する新会社設立を発表** 両者のデータ通信部門を統合した新会社を設立し、Eunetcomもこの中に統合する。両者の民営化が実現次第株式を持ち合うことも検討中。
1994. 5	**ドイツのE-Plus、ベルリンでサービス開始** E-Plus Mobilfunk GmbHがベルリンでE1ネット(PCNに相当)のサービスを開始した。個人ユーザーの獲得に力を入れており、D1やD2よりかなり料金を安くしている。
1994. 6	**DBP TelekomとFrance Telecom、Sprintと提携** この提携により、3社は共同して国際電気通信網を運営し、サービスを提供する。DBP TelekomとFrance Telecomは42億ドルでSprintの株式の20%を取得し、役員も派遣する予定。提携に基づく国際電気通信サービスの提供は、グローバルパートナーシップ委員会(GPB)の下に事業部門を設立して実施する。GBPでは各社同等の権利を持つ。
1994. 7	**ドイツ基本法改正が国会で成立、郵電3事業民営化へ** ドイツでは電気通信業務の運営が基本法(憲法)により連邦の義務とされていたため、基本法の改正が必要だった。これによりDBPの現業部門であるDBP Telekom(電気通信事業)、DBP Postdienst(郵便事業)、DBP Postbank(郵貯事業)の民営化に必要な法改正が国会で成立したため、1995年1月から段階的に株式会社化することになる。DBP TelekomはDeutsche Telekom AGとなる。株式は1996年中に発行される予定。政府の利益を代弁する機関としての持株会社がTelekom AGを含むこれら3事業会社の上に設立される。また、電気通信インフラの独占は維持される予定であるが、これには異論が多い。
1995. 1	**株式会社Deutsche Telekom発足** DBP Telekomが株式会社Deutsche Telekomに改組された。株式の放出は1996年から。
1995. 1	**ドイツ郵電大臣、市場開放に向けた法的枠組整備スケジュールを発表** 主な内容は以下の通り。 (1)音声サービスおよびインフラの開放はEU閣僚理事会の決定通り1998年1月1日。 (2)企業網の第三者利用の開放は1998年1月1日以前になり得る。 (3)1998年1月1日の開放に向けて、1995年上半期に電気通信法草案を提示し、1996年夏までに法案を可決し、1997年夏には免許を付与する。
1995. 3	**ドイツ郵電大臣、電気通信市場開放の基本原則を発表** 以下のような電気通信市場自由化の基本原則を発表した。 (1)1997年春に免許申請を受け付け、免許を交付する。事業の開始はEUが定めた期限である1998年1月から。 (2)参入者数は制限しない。 (3)ユニバーサルサービス提供義務を負うのは市場シェアが25%以上である者。 (4)ユニバーサルサービス提供義務を負う事業者は相互接続義務を負う。 (5)料金は規制機関(設立予定)の認可を得る。価格上限制が採用される見込み。
1995. 5	**BTとドイツのエネルギー大手Viagが合弁会社を設立** 合弁会社名は「Viag Interkom」。データ通信サービスやVPNサービスなどを提供。1998年1月からの自由化を睨んだ動き。両者が37.5%ずつ所有し、残りはドイツでパートナーを探す予定。

1995. 6　**ドイツ郵電大臣、1998年自由化に向けた電気通信法草案を発表**

主要な点は以下のとおりである。
(1)事業免許
◇免許の種類:電気通信網と電気通信サービス。双方あるいはいずれかを付与。
◇免許付与数:全国サービス、地域サービスいずれについても制限を設けず付与する。ただし事業実施能力があるかどうかの審査は行う。
(2)ユニバーサルサービス
ユニバーサルサービスは市場支配的な事業者に提供義務がある。市場支配的な事業者とは、その地域で25%以上の市場シェアを有する事業者を言う。市場支配的事業者がユニバーサルサービス提供のために損失が出たことを証明した場合、その市場で5%以上のシェアを持つ事業者全員で補填する。
(3)独立規制機関の設立
料金、免許条件の遵守、周波数の決定、電話番号管理などを規制・監督するための独立規制機関を設置する。

1995. 6　**Deutsche Telekom、France Telecom、Sprint、合弁企業設立で調印**

ヨーロッパとアメリカに1社ずつ合計2社の合弁企業設立、およびDeutsche Telekom、France TelecomのSprintへのそれぞれ10%(計20%、総額約41億ドル)の出資に調印した。ヨーロッパに設立される事業グループはブリュッセルに本部を置き、ドイツ・フランス以外のヨーロッパ地域でサービスを提供する。Deutsche TelekomとFrance Telecomの合弁企業であるAtlasが2/3を出資し、残りをSprintが出資する。また、アメリカに設立する事業グループは欧・米以外の地域でサービスを提供し、SprintとAtlasとの対等出資である。

1995. 10　**欧州委員会、Atlasを承認**

Deutsche TelekomとFrance Telecomの合弁事業「Atlas」を、以下の条件付きで欧州委員会が承認した。関係者もこの条件を了承した。
(1)「Phoenix」と「Atlas」を相互に緊密に関連した事業とみなし、許可手続きを一本化する。
(2)Atlasへの両社の事業移管は、EUの音声市場が開放され、競合ネットワークが生まれた後(1998年1月1日)とする。
(3)両国は遅くとも1996年7月1日までに代替インフラを自由化する。
(4)France TelecomとDeutsche Telekomはそれぞれの国内公衆データ交換網への非差別的アクセスを保証し、Atlasとは会計分離する。
(5)France Telecomはドイツのデータ伝送サービス子会社Info AGを売却する。

1996. 1　**ドイツ政府、電気通信法案を閣議決定**

欧州委員会からAtlas認可の条件として1996年7月1日までのインフラ自由化が義務づけられたため、法制定スケジュールが早められることになった。
〔法案の主な内容〕
・免許数に制限なし。
・ユニバーサルサービスの取扱いはEUの方針に準拠する。
・市場支配力を持つ事業者は特別な監督下に置かれる。
・独立した連邦規制機関が設置される。

1996. 1　**Phoenixが「Global One」として発足**

事業名は「Global One」(Phoenixはこれまでの仮称)。SprintとDeutsche Telekom、France Telecomの合弁が承認されたのを受け、ベルギーのブリュッセルとアメリカのヴァージニア州レストンにそれぞれ事業会社「Global One(Europe)」、「Global One(World)」を設立した。日本では日本スプリント(株)が4月1日から「グローバルワン(株)」となった。

1996. 2　**BT・Viag・RWEが、通信サービスで提携する方針を発表**

BT及びエネルギー関連大手のViag、電力会社最大手のRWEは、1998年の自由化に向けけて提携し、通信サービスに進出することを明らかにした。BTとViagはすでに合弁会社Viag Interkomを設立している。→ 10月、RWEはこのグループから脱退し、C&WとVebaのグループに合流。

1996. 4　**ドイツ政府、全ての学校をインターネットに接続するSANプロジェクトを開始**

連邦教育・科学・研究・技術省とDeutsche Telekomが共同で、ドイツ全土の学校4万4,000校をインターネットに接続し、かつ教育情報を充実するための3年計画プロジェクト「Schulen ans Netz(SAN)」を開始。→ 2000年2月、Deutsche Telekomは接続料・通信料を無料にすると発表。

1996. 7　**ドイツ独占委員会、Deutsche TelekomのCATV網売却を提言**

地域市場に競争を導入する手段として、Deutsche Telekomが所有するCATV網の売却を提言した。

1996. 7　**ドイツの新電気通信法、可決・成立**

連邦議会で6月13日に可決された法案を、両院協議会で微修正の上、連邦参議院で可決。これにより新電気通信法が成立。8月1日施行。

1996. 7　**欧州委員会、AtlasとGlobal Oneを正式承認**

まず第一段階として、フランス・ドイツでそれぞれ競合2社に設備ベースの免許を与えられた時、グローバルサービスの提供を認める。次に第二段階として、フランス・ドイツ両国内のサービスおよびインフラが完全に自由化された時、国内の公衆交換データ網によるサービスをAtlasに統合して提供できる。その他、以下の条件を課す。
(1)France Telecom(FT)とDeutsche Telekom(DT)は、Atlasへの統合以後であっても、国内公衆交換データ網への非差別的でオープンで透明なアクセスを提供しなければならない。
(2)FTとDTは、Global Oneと他の事業者を、設備の使用やサービスの提供などの面で非差別的に取り扱わなければならない。
(3)キャリアによるあらゆる内部相互補助は禁止。
(4)キャリア自身が提供するサービスとAtlas/Global Oneが提供するサービスとは契約を別にする。
(5)France Telecomは、ドイツのデータサービス子会社Info AGを欧州委員会が定める期日までに売却する。

1996. 7　**Mannesmann・AT&T・Unisourceのコンソーシアム、ドイツ鉄道と合弁会社設立で合意**

Mannesmann主導でAT&T、Unisourceなどと設立したコンソーシアムとドイツ鉄道が、Mannesmannの子会社CNI (Communications Network International)とドイツ鉄道の通信子会社DBKomを合併させて新会社を設立することで合意。同コンソーシアムは、新会社での出資比率を3年以内に74.9%まで引き上げる権利も持つ。DBKomは総延長40,000kmの通信インフラ持つため、Mannesmannの事業基盤が強化される。→ 10月に欧州委員会が合弁事業を承認。→ 1997年1月、合弁会社「Mannesmann Arcor」設立。

1996. 7　**ドイツでデジタル衛星放送開始**

キルヒグループの「DF1」が17chで有料放送を開始。最終的には50chを目標とする。→ マードック氏のBskyBが49%出資する予定であったが、1997年3月に提携を解消。

1996. 10　**RWEがBT・Viagとの提携方針を解消し、C&W・Veba連合と提携**

電力大手RWEは、BT及びエネルギー大手Viagとの提携方針を解消した。BTとViagの合弁であるViag Interkomは従前どおり継続するが、RWEを失ったことはBTにとって大きな痛手。RWEは自社設備の建設に力を入れる方針であるが、BTは再販での参入を目指している。

1996. 11　**Deutsche Telekom株式公開**

日米欧で同時上場(日本では19日)し、約200億マルクを調達。政府の出資比率は現在74%。

1997. 1　**Mannesmann・AT&T・Unisourceグループ、ドイツ鉄道と合弁会社を設立**

Mannesmannの子会社CNIとドイツ鉄道の子会社DBKomを合併させ、新会社「Mannesmann Arcor」を設立。Mannesmann・AT&T・Unisourceのコンソーシアムが49.8%、ドイツ鉄道が50.2%出資。ただし経営権はMannesmann・AT&T・Unisourceコンソーシアムが持ち、1999年まで出資比率を74.9%まで引き上げる権利を持つ。同コンソーシアムの出資比率は、Mannesmannが60%、AT&T及びUnisourceがそれぞれ15%、ドイツ銀行が10%。→ その後AirTouchもこのコンソーシアムに資本参加(Mannesmannの分から4.5%取得)。→ 1998年7月1日にコンソーシアムが出資比率を74.9%に引上げ。→ 1999年5月、MannnesmannがAT&T及びUnisourceの出資分を買取り、単独での出資比率を70%にした。

1997. 2　**BTとViagの合弁にTelenorが参加**

ノルウェーの電気通信事業者Telenorが、BTとViagの合弁であるViag Interkomに10%資本参加。BTとViagは40%ずつ所有。RWEが提携方針を解消したため、パートナーを探していた。Viag Interkomは、1998年1月からの固定網による電話サービスの免許(クラス3及び4)を取得している。また、BTとViagは、PCNサービスとして2番目のE2の免許を取得している。

1997. 2　**C&WがVebaとの提携解消を発表**

合弁会社Vebacomの持ち株45%を全てVebaに売却し、C&W EuropaのVebaの持ち株50%を全て買い取ることで合意。VebaはC&W本体の10.4%の株式は保有する。

1997. 2　**VebaとRWEが合弁会社の設立を発表**

設立会社名は「o.tel.o」で、Vebaが40%、RWE37.5%を出資。C&Wが抜けたため、残りは新しい提携相手を探す。Vebacomはこの会社に統合される予定。

1997. 7　**ドイツでマルチメディア法が可決・成立**

「情報通信サービスの基本条件の規制に関する法律」(通称マルチメディア法)を、6月13日にドイツ連邦議会が可決し、7月4日に連邦参議院が可決して成立。8月1日から施行。電子署名に法的効力を認めるなど電子商取引の法的基盤を確立するほか、プライバシーの保護や猥褻・暴力コンテンツの規制も含んでいる。マルチメディア法は枠組みに関する法律で、実体としては、「テレサービスの利用に関する法律」、「テレサービスにおける個人情報保護に関する法律」、「デジタル署名に関する法律」、及び刑法、秩序違反法、青少年に有害な文書の流布に関する法律、著作権法などの改正からなる。

1997. 9　**郵電省、相互接続料の基準料金を決定**

1996年電気通信法37条により、当事者間の交渉が不調の場合、当事者一方の申し立てにより規制機関が相互接続命令を発する。その際の相互接続料の基準料金を郵電省が以下のように決定した。Deutsche Telekomは不服として提訴。
(1)市 内　:0.0197マルク/分(9:00-21:00)
　　0.0124マルク/分(21:00-9:00)
(2)国内遠距離:0.0295～0.051マルク／分
　〔平 均　:0.0270マルク/分〕

1997. 11　**Deutsche TelekomとFrance Telecom、イタリアでENELと合弁会社設立**

イタリアの電力会社ENELと合弁会社「WIND」を設立。ENELが51%を所有し、Deutsche TelekomとFrance Telecomが49%(24.5%ずつ)を所有する。今後Sprintが資本参加する可能性もある。WINDは3番目の移動電話(PCN)事業免許及び音声電話の全国免許を申請する。
→ 1998年2月18日、音声電話サービスの事業免許を取得。
→ 1998年6月9日、3番目の移動電話事業免許を取得。
→ 1998年12月、企業向けの長距離・国際サービスを開始。
→ 1999年3月、移動体通信サービス開始。家庭向け長距離・国際サービスを開始。

1997. 12　**Deutsche Telekom、旧東ドイツ地区の電気通信改善完了を発表**

1990年以降、「Telekom 2000」計画として総額500億マルクを投じて推進してきた旧東ドイツ地域の電気通信事情の改善が完了したことを発表。

年　月	出　来　事

1997. 12　**MannesmannがOlivettiと提携、イタリアに合弁企業「OliMan」を設立**

両社が共同でイタリアでの電気通信サービス事業グループ統括持株会社「OliMan」を設立し、Olivettiが持つOmnitel株とInfostrada株全てを、OliManに移す。Mannesmannは2段階で合計24億マルクを出資し、2000年までにはOlivettiがOliManの50.1%、Mannesmannが49.9%を所有することになる(当初は25%)。両社はイタリアの電気通信市場で全般的に協力する。この提携成立により、France TelecomがInfostradaの49%を取得する話は御破算になった。→ 1998年1月、欧州委員会が合弁企業設立を認可。→ 2月18日、Infostradaが音声電話サービスの事業免許取得。→ 1998年8月、イタリア通信省がMannesmannのOlimanへの49.9%出資を認可。Mannesmannは、1998年9月末までに6,550億リラで12.5%を取得し(この段階で合計37.5%)、1999年2月末までに残り12.4%を6,650億リラで取得(合計49.9%)すると発表。

1998. 1　**Mannesmann Arcorがサービス開始、音声電話サービスで競争始まる**

固定系電話サービスを提供する新規参入事業者としてMannesmann Arcorがサービス開始。

1998. 1　**新規制機関Reg TPが発足、業務開始**

連邦郵電省(BMPT)が解体され、1996年電気通信法に基づき、連邦経済省の下に電気通信及び郵便に関する新規制機関としてRegulatory Authority for Telecommunications and Posts (Reg TP)が設立された。本部はボン。連邦郵電庁(BABT:主に設備関係を管轄していた)もReg TPに吸収された。

1998. 4　**Deutsche Telekom及びFrance Telecomが、Energisとの合弁会社設立を発表**

Energisが50%、Deutsche TelekomとFrance Telecomが25%ずつを出資し、イギリスの都市部で光ファイバーを敷設してサービスを提供する会社「MetroHoldings」を設立する。ロンドンを手始めに、マンチェスター、バーミンガムへと展開する予定。→ 9月21日からロンドンでサービス開始。

1998. 5　**Deutsche Telekom、CATV事業部門の分社化を決定**

1999年1月にCATV事業部門の全資産を受け継ぐ完全子会社を設立し、2000年1月に、投資・資本関係を担当する持株会社、中央サービス会社、地域サービス会社(少なくとも6社)に再編成する。必要であれば地域会社の下にさらに地方会社が設立される。一つの会社で少なくとも100万世帯の事業規模を持つようにする。各社は、事業運営やネットワーク拡張、サービス提供について独立的権限を持つ。中央サービス会社は株式会社組織とするが、地域会社・地方会社については、他社からの資本参加を含め様々な形態での提携を可能とすることにし、合弁会社となるかパートナーシップとなるかは相手方次第とする。→ 1999年1月、全資産を受け継ぐ「Kabel Deutschland GmbH」を設立、2月に中央サービス会社「MediaServices GmbH」を設立。

1998. 6　**BT、提携事業者と共同でヨーロッパ最大の広帯域ネットワークを構築すると発表**

BTが欧州各国で提携している事業者と共同で、最新のSDH技術及びDWDM技術をベースに、200都市以上に接続点を持つ32,000kmの光ファイバー網を構築する。このため、7,000kmの光ファイバー網と、各国内ネットワークとの14の接続点を新規に建設する。第1フェーズとして、BT(イギリス)、Albacom(イタリア)、BT Belgium(ベルギー)、Cegetel(フランス)、Sunrise(スイス)、Telfort(オランダ)、VIAG Interkom(ドイツ)が、各国内に持つネットワークを相互接続する。欧州委員会の認可を得次第1999年初頭にサービス開始予定。→ 1999年2月、5,000km以上の光ファイバー建設及び事業者間27,000kmの接続完了を発表。最終的には9,000km以上を建設し事業者間36,000kmの接続を目指す。BT国内のバックボーンは「Be TaNet」。→ 1999年3月11日、第1フェーズが終了し運営開始。

1998. 9　**Deutsche Telekom、ADSLサービスを全国展開へ**

Deutsche Telekomは6月からADSLによる広帯域マルチメディアアプリケーションに向けたパイロットプロジェクトを開始していた。全国展開への第一段階として、1999年末までに43地域で70,000回線を構築する。その後は地域及び需要の観点から重要性に応じて段階的に導入していく。2003年末までには主要地域で全て導入される予定。

1998. 9　**Deutsche TelekomとFrance Telecomが協力関係を強化、欧州基幹網建設を発表**

7月に発表した株式持合いが、両社の協力に関する合意とともにDeutsche Telekom監督委員会で承認され、それに関する覚書がFrance Telecom経営会議でも承認された。それによれば、両社は2%の株式を持ち合うだけでなく、日常業務での結びつきを深めるほか、特定の分野(研究開発、国際事業、データ通信、マルチメディア事業、情報システム、テレホンカード)での協力による相乗効果を模索する。この一環として、ヨーロッパの主要都市を結ぶEuropean Backbone Network(EBN)を、Global Oneを中心とする各国の提携事業者と共に構築することを決定。EBNの基幹網は、20,000kmの光ファイバー網から成り、16カ国に40の接続点を持つことになる予定。1999年末までに運用開始予定。→ 1999年10月10日運用開始。

1998. 9　**Bouygues、9 Telecomの経営権をTelecom Italiaに譲渡**

Telecom Italiaとともにフランスに設立した固定系サービス提供のための合弁会社「9 Telecom S.A.」のBouyguesの出資分51%の大半をTelecom Italiaに譲渡すると発表。Bouyguesは移動体通信に専念する方針。

1998. 10　**Mannesmann、新規参入者連合の欧州事業会社を設立すると発表**

Mannesmannが欧州各国で展開している電気通信事業合弁会社及び各国の新規参入事業者を接続してサービスを提供する国際事業会社「Mannesmann euro.map」を、イタリアのOlivettiと共に設立すると発表。今後他の出資者も募るが、Mannesmannが支配権を維持する。1999年第1四半期に事業開始予定。BTとAT&Tの提携発表により、AT&TとUnisourceはMannesmannとのドイツでの合弁会社であるMannesmann Arcorから撤退するとの認識から、既存大手事業者に頼らず、独自に国際サービス網の構築に乗り出したもの。

1998. 12　**Deutsche TelekomとFrance Telecom、株式相互持合い契約を締結**

7月の正式合意に基づき、株式の相互持合いを内容とする契約を締結。これによりDeutsche TelekomはFrance Telecom株20,492,292株、France TelecomはDeutsche Telekom株54,874,000株を購入し、互いに相手の発行総数の2%を所有することになった。また、アメリカのシリコンバレーに両社の共同研究開発会社「ThinkOne」を設立した。

1999. 1　**Deutsche TelekomがCATV事業部門を分離、子会社を設立**

Deutsche TelekomのCATV事業の全資産を受け継ぐ「Kabel Deutschland GmbH」を設立。2月には中央サービス会社「MediaServices GmbH」を設立する。Kabel Deutschlandはケーブルネットワークの企画・建設・運営を行う会社であり、MediaServicesはサービスプロバイダーである。MediaServicesは、広帯域のサービスやデジタル放送などの新サービスを開発・提供し、また、デジタルテレビの技術的プラットフォーム及び番組を提供する。

年　月	出　来　事

1999. 4 **Mannesmann Arcor、o.tel.oを22億5,000万マルクで買収すると発表**

VebaとRWEの合弁会社である固定系サービス会社o.tel.oを、Mannesmannの固定系サービス子会社であるMannesmann Arcorが22億5,000万マルクで買収することで合意。o.tel.oもMannesmann ArcorもDeutsche Telekomに対抗して国際・長距離サービスに参入した会社であるが、o.tel.oは黒字転換の目途が立たない状況だった。買収によってMannesmann Arcorの地位は大きく強化される。ただし、o.tel.oはそのまま別会社として運営され、o.tel.oのブランドもそのままで、一般顧客市場を中心に事業を進める予定。→ 5月26日に合併手続き終了。

1999. 4 **Deutsche TelekomとTelecom Italiaが合併で合意**

OlivettiからTOBを仕掛けられたTelecom Italiaが、対抗策としてDeutsche Telekomと合併することで合意。新会社はドイツに本拠を置く。今後、株主である両国政府の承認を含む株主総会の承認、欧州委員会の承認などが必要であるが、これが成立すると、売上高でNTTに次ぐ世界第二の電気通信事業者が誕生することになる。→ OlovettiのTOB成功により御破算となった。また、Deutsche Telekomと提携関係にあるFrance Telecomは事前に何の連絡も無かったことに不快感を示し、1998年12月の提携契約に違反するものとして、損害賠償を求めてDeutsche Telekomを国際商工会議所の国際仲裁裁判所に提訴。

1999. 7 **France Telecom、Deutsche Telekomの株式を全て売却する方針を発表**

France TelecomとDeutsche Telekomは提携関係の一環として株式を2%ずつ持ち合っているが、France Telecomは、Deutsche Telekom株全てを来年中に売却する方針を発表。これにより両社の提携関係は解消される可能性が高くなった。

1999. 8 **Deutsche Telekom、One2Oneを84億ポンドで買収すると発表**

C&W及びMediaOneが折半で出資している移動通信事業者One2Oneを、総額84億ポンド(現金69億ポンド、債務引受15億ポンド)で買収し、Deutsche Telekomの100%子会社とすることで合意。One2OneはDCS1800による携帯電話サービス(PCNサービス)を提供する事業者で、6月末現在で約265万の加入者を持つ。→ 9月28日、欧州委員会が買収を認可。

1999. 10 **MCI WorldCom、Sprintの買収で合意**

アメリカ長距離市場第2位のMCI WorldComが、第3位のSprintを買収することで合意。新会社名は「WorldCom」になる予定。両社を合わせた1999年の売上は500億ドルを超えるがAT&Tには及ばない。合併が成立すると、AT&Tと合わせ、上位2社が長距離市場で占めるシェアは80%を超える。買収は株式交換方式で、固定通信系のSprint FONグループ株は76ドル相当のMCI WorldCom普通株との交換、移動通信系のSprint PCSグループ株は、それを引継ぐ新会社WorldCom PCSのトラッキング株1株及びMCI WorldCom普通株0.1547株との交換になる。WorldCom PCSトラッキング株は、現在のSprint PCSトラッキング株と同じ条件で発行するものとする。負債の引受を含む買収時価総額は、史上最高の1,290億ドルである。MCI WorldComは移動体通信事業で出遅れており、Sprint PCSグループの取得が今回の買収の眼目であった。→ グローバルサービス事業Global OneでSptintと提携しているFrance TelecomとDeutsche Telekomは、Sprint株の売却を表明。
(注)トラッキング(tracking)株とは、当該事業部門の業績のみを反映する株で、全社的な業績とは関係ない。したがって、有望な事業への投資に便利である。

1999. 10 **France Telecom、E-Plusの経営権を取得すると発表**

RWE AG及びVeba AGから、E-Plus株60.25%を74億ユーロで買収することで合意したと発表。すでに4日にVodafone AirTouchから17.24%を取得することで合意しており、France Telecomは合計77.49%を支配することになる。ただし、残りの22.51%を所有するBellSouthはE-Plus株の優先買取権を持つため、BellSouthがその権利を行使しないことが買収実現の条件となる。買収資金にはDeutsche Telekom株及びSprint株の売却代金を充てる。2000年始めに買収手続きが終了する予定。E-Plusはドイツ第3位の移動通信事業者で、約310万の加入者を持ち、およそ16%のシェアを占める。ドイツはまだ移動通信サービスの普及率が比較的低く、今後の成長が見込まれる。→ 12月9日、BellSouthが優先買取権を行使し、オランダのKPNと共にE-Plusを100%取得する方針を発表。France Telecomの買収ならず。

1999. 10 **Mannesmann、イギリスの携帯電話事業者Orange買収で合意**

イギリスでDCS1800による携帯電話サービス(PCNサービス)を提供しているOrangeを、負債の引受を含め、総額207億ポンドで買収することに合意。

1999. 11 **Deutsche Telekom、フランスの電気通信事業者Sirisの買収を発表**

1998年1月の自由化以後新規参入したフランスの固定系電気通信事業者の中では2番目に大きいSirisを、7億ユーロでUnisource N.V.から買収すると発表。France Telecomとの関係冷却化により、自らフランスの固定系電気通信市場に乗り出すことにした。

1999. 11 **Vodafone AirTouch、Mannesmannの株式公開買付けを行うと発表**

Mannesmannへの買収提案が拒絶されたため、敵対的TOBを行うと発表。Mannesmann1株をVodafone AirTouch53.7株と交換する方式で、時価総額1,240億ユーロである。これはMannesmannがOrange買収のために発行予定の株式も含む。買収が成立すると、両社を合わせて4,200万の加入者を持つ世界最大の移動通信事業会社が誕生する。→ 12月24日から買付け開始。2000年2月7日まで受付け。→ 2000年2月、友好的買収で合意。

1999. 12 **BskyB、KirchPayTVと資本提携**

イギリスの衛星放送事業者BSkyBがドイツの衛星放送事業者KirchPayTVに総額29億マルク(現金10億マルク及び新規に発行するBskyB株約7,800万株)を出資し、KirchPayTVのおよそ24%を取得。BskyBからの新株交付により、KirchPayTVは、BskyBのおよそ4.3%を所有することになる。

1999. 12 **BellSouth、オランダKPNと共にE-Plusを100%取得すると発表**

E-PLus株の優先買取権を有していたBellSouthがその権利を行使し、E-Plusの他の株主の全ての株(Vodafoneが17.243%、Veba/RWEが60.25%所有)を買収して100%取得することを発表。Vodafone及びVeba/RWEからの株式購入資金はオランダKPNが拠出し、その資金はBellSouthがE-Plus運営のためにドイツに設立する持株会社「BellSouth GmbH」の資本に充当する。したがって、KPNの出資分は77.493%。→ France Telecomは、10月に、BellSouthが優先買取権を行使しないことを条件にE-Plus買収を発表していた。したがってFrance Telecomによる買収はなくなった。→ 2000年2月に買収手続き完了。

年　月	出　来　事

2000. 1 **Global One、France Telecomの完全子会社に**

Global Oneを構成する他の株主であるDeutsche Telekom及びSprintから全株式を買収することで合意。France TelecomはSprintに11億2,700万ドル、Deutsche Telekomに27億5,500万ドルを現金で支払う。また、この合意には、France TelecomとDeutsche Telekomが持つSprint株の取扱いも含まれており、Sprint株の譲渡制限を解除すると同時に優先株主としての特権を消滅させ、Sprintから役員を引上げること、MCI WorldComとSprint合併については賛成票を投じなければならないことなどが定められた。

2000. 2 **Vodafone AirTouchとMannesmannが合併に合意**

TOBで敗色濃厚となったMannesmannと、敵対的TOBに対するドイツ国内での反発を考慮したVodafone側が友好的買収で合意。Mannesmann株1株にVodafone AirTouch株58.96株を割り当てる。TOBよりも好条件で、買収時価総額は約1,800億ユーロ。合併後の新会社名はVodafone AirTouchで、現Mannesmann株主が49.5%を保有することになる。

2000. 2 **BellSouthとオランダKPN、E-Plusの買収手続きを完了**

BellSouthがE-PLus株の優先買取権を行使し、オランダKPNをパートナーにE-Plusの他の株主の全ての株(Vodafoneが17.243%、Veba/RWEが60.25%所有)を買収する手続きが完了。BellSouthの出資分は22.507%、KPNの出資分は77.493%で、両社は対等の支配権を持つ。BellSouthは18ヶ月以内にE-Plus株をKPN株1億株又はKPN Mobileの33.3%分の株に転換するオプションを持つ。またKPN株をさらに約4,600万株取得する権利を持つ。

V. フランスの情報通信史

年　月	出　来　事

1978. 1　**ノラ・マンク・レポートがジスカールデスタン大統領に提出される**

1975年4月22日の閣議で社会の情報化に対する政策指針を調査することが決定され、シモン・ノラ氏に調査が委任された。その調査結果「社会の情報化(L'informatisation de la societe)」をノラ氏とアラン・マンク氏が連署して大統領に提出。電気通信と情報処理技術の融合(「telematique」と名付けた)に伴う高度情報化社会の到来を予想し、そのための体制整備と政策実施の必要性を強調。

1982. 7　**視聴覚コミュニケーション法(1982年放送法)成立**

商業放送の参入を認めるに伴い、免許交付権を有する独立行政機関として視聴覚最高機関(HACA)を設置。

1985. 11　**フランスでセルラー電話サービス開始**

電気通信総局(DGT)がアナログセルラー電話サービス「Radiocom2000」の提供を開始。

1986. 9　**「コミュニケーションの自由に関する法律」(1986年放送法)成立**

〔内容〕
・国営テレビTF1の民営化
・CNCL(コミュニケーションと自由のための国家委員会。米国のFCCに範をとった)の設置
・自由化する電気通信サービスを1987年末までに制定予定の電気通信競争法までに定める

1986. 11　**通信と自由のための国家委員会(CNCL)が正式発足**

アメリカFCCに範を取った「通信と自由のための国家委員会(CNCL)」が正式発足。これまでの視聴覚通信最高機関よりも広範な権限を持つ。
〔構成〕
13名の委員で構成され、その内訳は、大統領、上下院議長が各2名、最高行政裁判所、最高裁、会計検査院、アカデミーフランセーズが各1名、合計10名を指名し、この10名が電気通信・放送・出版の各分野から1名ずつを共同で指名する。
〔権限〕
・民間ラジオ・テレビ放送設備及び私設電気通信設備の建設・運営の認可
・国有設備を除く全ての電気通信設備の建設・運用の認可(電気通信競争法成立後)
・CATV運営の認可(設備建設の認可は地方自治体の管轄)
・TDFが有していた周波数指定権
・主要公共放送機関の会長任命権

1987. 3　**フランス政府、付加価値サービス自由化の条件を定める**

付加価値サービスを2種類に分類
・特殊付加価値サービス(銀行など特定業種のみ対象)
・一般付加価値サービス(汎用)

1987. 9　**フランス、端末機器自由化**

1987. 9　**フランス政府、VAN事業を自由化する政令を発布**

以下のものは認可が必要。それ以外は届け出。
・一般付加価値サービス:一般ユーザー向けVANで3.5Mbps以上
・特殊付加価値サービス:業界向けVANで5Mbps以上
また、単純再販は全売上高の15%以下でなければならない。

1987. 12　**フランスでセルラー電話に競争導入**

水道供給会社(CGE)、アルカテル、ノキアの3社によるコンソーシアムにサービス提供を認可。→ 1989年3月にSFRとしてサービス開始。

1987. 12　**電気通信総局(DGT)、BRI-ISDNの商用サービスを開始**

ISDNのサービス名Numeris。

1988. 1　**電気通信総局(DGT)がFrance Telecomに改称**

1988. 5　**独・仏、両国間のVANサービス合弁企業設立で合意**

1989. 1　**コミュニケーションの自由に関する法律を改正**

商業放送の進展に伴い、「1986年コミュニケーションの自由に関する法」を一部改正する1989年放送法が成立。CNCLに代えて「視聴覚最高評議会(CSA)」を設置する。

1989. 1　**視聴覚最高評議会(CSA)が発足**

1989年放送法に基づき、視聴覚最高評議会(CSA)が発足。

1989. 3　**France Telecomに対抗してSFRがセルラー電話サービスを開始**

サービス認可後、サービス提供会社SFRが設立され、サービス開始。水道供給会社(CGE)が資本参加し、ノキアがNMT方式の技術を提供し、アルカテルが交換網の構築にあたるという関係になる。

1989. 5　**郵電・宇宙省の内部に大臣直属の規制総局を設置、規制と事業運営を分離**

大臣直属の政策立案・規制機関としてDRGが創設される。これにより、86年に設けられた規制委員会を廃止。France Telecom(電気通信総局)は事業運営のみとなる。

1989. 8　**プレボ報告書、議会に電気通信の改革を勧告**

郵電・宇宙省から郵便事業と電気通信事業を分離してそれぞれ独立の法人とし、電気通信サービス事業部門から規制権限を分離することを提言した。以後、この報告書を基に改革が進められる。

年　月	出　来　事
1989. 10	**France Telecom、PRI-ISDNの提供開始**
1989. 11	**郵電大臣、France Telecomの公社化方針を発表** キレス郵電大臣は、France Telecomを政府機関から国有事業体へ改編し、経営面での自立性をもたせるとの方針を発表。
1990. 6	**ECのグリーンペーパーに沿った組織改革法案が国民議会で可決** フランス郵電・宇宙省をECのグリーンペーパーに沿って改革する法案が国民議会において可決。7月2日に成立。この結果、公法に基づく法人格を持った電気通信事業体France Telecomが誕生し、基幹網と音声サービスの独占は維持されるものの、パケット／回線データ交換網は一定の条件のもとに競争に開放されることになった。
1990. 7	**フランス郵電・宇宙省組織改革法（郵便・電気通信公共企業体法）が成立** 1991年1月1日からFrance Telecomを公社として独立させる。
1990. 12	**電気通信事業規制法成立** ECの方針に沿って、電気通信事業の競争ルールを定めた。公社としてのFrance Telecomが発足すると同時に施行される予定。公衆網の建設は原則としてFrance Telecomの独占とし、携帯電話や低軌道衛星通信、VANは「規制された競争」に開放される。
1991. 1	**France Telecomが公社として改組、発足**
1991. 2	**フランスの教育相、郵電相、開発・技術相が、ルナテルの構築を決定** すでにこういった網が建設されている米・英・独に立ち遅れているという認識に基づき、大学や研究機関を結ぶ全国網（ルナテル）の構築を決定した。
1991. 10	**France Telecom、テレポイントサービスの試行を開始** ストラスブールで開始。サービス名は「ポワンテル」。
1992. 3	**DBP TelekomとFrance Telecomが合弁会社の設立を発表** Eunetcomという名称の合弁会社の設立を発表。Eunetcomは多国籍企業向けに国際電気通信サービスを提供することを目的とする。
1992. 4	**DBP TelekomとFrance Telecom、Syncordiaへの不参加を正式決定** BTのSyncordiaへの不参加を正式決定。Syncordiaは多国籍企業向けに世界的規模でワンストップ・ショッピングの国際電気通信サービスを提供することを目的とする。
1992. 6	**France Telecom、高速仮想専用網の提供を開始** 公衆パケット交換網トランスパックを利用した高速仮想専用網。いわばデータ用VPNサービス。
1992. 7	**France Telecom、GSM方式のデジタルセルラー電話サービスを開始** ECのタイムスケジュールでは1991年7月開始となっていたが、一年遅れてドイツとフランスで始まった。サービス名は「Itineris」。
1993. 1	**France Telecom、テレポイントサービスの商用サービスを開始** ストラスブールで開始。4月からパリでも開始された。
1993. 8	**France Telecomの民営化を閣議決定** BTとMCIの提携に大きな衝撃を受け、国際競争の本格化を迎え機動的な組織にする必要があると痛感した結果だと言われている。France TelecomはMCIとの提携を望んでいた。主な内容は以下の通り。 ・France Telecomを株式会社に改組し、株式の過半数を政府が保有する。 ・電気通信規制方法について一般から意見を求める。 ・民営化法案を1994年第一四半期に議会に提出する。
1993. 9	**フランス政府、PCN導入を決定** PCN免許を1社に付与することを決定。→ 1994年1月12日から公募。
1993. 11	**France Telecomの民営化、先送りとなる** 公務員の身分を失うことに職員が危機感を持ち激しく抵抗しているため、政府は先送りを決定した。民営化の方針は変わらない。
1993. 11	**郵電総局（DGPT）が設置される** 電気通信の規制機関であったDRGと郵便部門を総括していたDSPとが合併し、郵電総局（DGPT）が発足した。
1993. 12	**DBP TelekomとFrance Telecom、提携をさらに強化する新会社設立を発表** 両者のデータ通信部門を統合した新会社を設立し、Eunetcomもこの中に統合する。両者の民営化が実現次第株式を持ち合うことも検討中。
1994. 2	**フランス政府、情報スーパーハイウェイ計画の策定を諮問** フランス政府は、フランス版情報スーパーハイウェイ（Patif）の構築を閣議決定し、計画案の策定を諮問した。法案化は秋の予定。

年　月	出　来　事

1994. 6 **DBP TelekomとFrance Telecom、Sprintと提携**

この提携により、3社は共同して国際電気通信網を運営し、サービスを提供する。DBP TelekomとFrance Telecomは42億ドルでSprintの株式の20%を取得し、役員も派遣する予定。提携に基づく国際電気通信サービスの提供は、グローバルパートナーシップ委員会(GPB)の下に事業部門を設立して実施する。GBPでは各社同等の権利を持つ。

1994. 10 **フランス政府、PCN事業免許をBouyguesコンソーシアムに付与**

フランスの大手建設会社Bouyguesを中心とするBouyguesコンソーシアムには、C&W(英)、Veba AG(独)、US West(米)などの海外資本も参加している(1997年3月にUS Westは撤退)。1995年末までに、パリ、マルセイユ、リヨン、リール、ニースにPCN網を構築予定。

1994. 10 **France Telecom、ATMサービス開始**

ATMを利用したLAN間接続の商用サービスを開始した。サービス名は「トランスレルATM」。LAN間接続サービス「トランスレル」を統合したもので、提供するのはFrance Telecomの子会社であるTranspac。提供地域は、イル・ド・フランス、グルノーブル、ニースで、1995年には全ての主要都市で利用可能になる。

1994. 10 **フランス政府、情報ハイウェイ構築方針を発表**

フランス省際委員会は、テリー報告書を参考に、情報ハイウェイ構築の基本方針を決定した。サービス実験事業を公募し、政府が支援する。ただし民間主導であり、政府による資金援助はない模様。テリー報告書では以下のことが述べられている。
目標:2015年までに光ファイバーを全世帯に敷設する。
費用:1,500～2,000億フラン。政府が多額の資金援助を行う。

1995. 2 **フランス政府、情報ハイウェイ構築に向けた49プロジェクトを決定**

情報ハイウェイ構築に向けた大規模実験プロジェクトを公募していたが、約650の応募があり、その中から49を選出した。

1995. 6 **Deutsche Telekom、France Telecom、Sprint、合弁企業設立で調印**

ヨーロッパとアメリカに1社ずつ合計2社の合弁企業設立、およびDeutsche Telekom、France TelecomのSprintへのそれぞれ10%(計20%、総額約41億ドル)の出資に調印した。ヨーロッパに設立される事業グループはブリュッセルに本部を置き、ドイツ・フランス以外のヨーロッパ地域でサービスを提供する。Deutsche TelekomとFrance Telecomの合弁企業であるAtlasが2/3を出資し、残りをSprintが出資する。また、アメリカに設立する事業グループは欧・米以外の地域でサービスを提供し、SprintとAtlasとの対等出資である。

1995. 8 **フランス政府、France Telecomを1998年までに株式会社化すると発表**

フィヨン情報技術・郵電大臣は、労組の反対を緩和するため、株式の過半数は国が所有すること、従業員は引き続き国家公務員として扱うことを条件として示しているが、実現するかどうか今後もなお不明である。

1995. 10 **フランス政府、新しい規制枠組み策定のための諮問文書を発表**

政府は、1998年の完全自由化に向けた新しい規制の枠組みを策定するための諮問文書を発表した。大筋はEUの方針に沿ったもの。1996年3月までに法案にまとめ、議会に提出したい意向である。

1995. 10 **欧州委員会、Atlasを承認**

Deutsche TelekomとFrance Telecomの合弁事業「Atlas」を、以下の条件付きで欧州委員会が承認した。関係者もこの条件を了承した。
(1)「Phoenix」と「Atlas」を相互に緊密に関連した事業とみなし、許可手続きを一本化する。
(2)Atlasへの両社の事業移管は、EUの音声市場が開放され、競合ネットワークが生まれた後(1998年1月1日)とする。
(3)両国は遅くとも1996年7月1日までに代替インフラを自由化する。
(4)France TelecomとDeutsche Telekomはそれぞれの国内公衆データ交換網への非差別的アクセスを保証し、Atlasとは会計分離する。
(5)France Telecomはドイツのデータ伝送サービス子会社Info AGを売却する。

1996. 1 **フランス政府、電気通信法案の概要を発表**

1995年10月の諮問文書に沿ったもの。公共サービスの保証、ネットワークアクセスの保証、競争環境の創出、公正競争の確立、の4原則を内容とする。

1996. 1 **Phoenixが「Global One」として発足**

事業名は「Global One」(Phoenixはこれまでの仮称)。SprintとDeutsche Telekom、France Telecomの合弁が承認されたのを受け、ベルギーのブリュッセルとアメリカのヴァージニア州レストンにそれぞれ事業会社「Global One(Europe)」、「Global One(World)」を設立した。日本では日本スプリント(株)が4月1日から「グローバルワン(株)」となった。

1996. 4 **フランス政府、電気通信改革法案を決定**

France TelecomとDeutsche Telekomとの提携にあたって欧州委員会から条件として1996年7月1日までのインフラ自由化が義務づけられたため、ドイツと同様、7月1日からの電気通信市場開放を内容とする法案を閣議決定した。

1996. 4 **フランス政府、インターネット規制の国際協調を提案**

EU非公式通信相会議で、インターネットを従来のネットワークとは異なるものと位置づけ、消費者や個人・社会的弱者の保護、データの保護などを内容とするインターネット規制の国際協調を呼びかけた。サミットでも議題とする予定。

1996. 5 **フランス政府、France Telecomを株式会社に改組する法案を発表**

France Telecomを1998年1月1日から政府が51%以上の株式を保有する株式会社に改組する法案を発表した。従業員は公務員の地位を保持し、従業員が10%まで株式を所有できるとする。

1996. 5 **Bouygues、PCNサービス開始**

Bouyguesを中心とする国際合弁会社Bouygues Telecomが、第3の移動電話会社として首都圏からサービスを開始。99年末までには全国90%をカバーする予定。月額基本料と3時間分までの通話料金をパッケージにしたタリフで提供。

1996. 6　**フランス議会、電気通信自由化法案を可決**

France TelecomとDeutsche Telekomとの提携にあたって欧州委員会から条件として1996年7月1日までのインフラ自由化が義務づけられたため、ドイツと同様、制定を急いでいた。主な内容は以下のとおりで、7月27日発効(「1996年7月26日電気通信法」)。→ その後、自由化に反対する社会党により憲法裁判所に持ち込まれたが、7月23日に根拠不十分として却下された。
(1)独立規制機関を設立する。
(2)さしあたりFrance Telecomを公共サービス提供事業者とする。公共サービスの定義は5年毎に見直す。
(3)免許期間は15年。
(4)無線局免許について、欧州経済地域外の外資は原則として20%までとするが相互主義による。

1996. 6　**France Telecomを株式会社に改組する法案が可決・成立**

7月27日発効。政府が51%の株式を所有。1996年12月31日をもって発足する。1997年中にも株式の一部を放出予定。

1996. 7　**欧州委員会、AtlasとGlobal Oneを正式承認**

まず第一段階として、フランス・ドイツでそれぞれ競合2社に設備ベースの免許を与えられた時、グローバルサービスの提供を認める。次に第二段階として、フランス・ドイツ両国内のサービスおよびインフラが完全に自由化された時、国内の公衆交換データ網によるサービスをAtlasに統合して提供できる。その他、以下の条件を課す。
(1) France Telecom(FT)とDeutsche Telekom(DT)は、Atlasへの統合以後であっても、国内公衆交換データ網への非差別的でオープンで透明なアクセスを提供しなければならない。
(2) FTとDTは、Global Oneと他の事業者を、設備の使用やサービスの提供などの面で非差別的に取り扱わなければならない。
(3)キャリアによるあらゆる内部相互補助は禁止。
(4)キャリア自身が提供するサービスとAtlas/Global Oneが提供するサービスとは契約を別にする。
(5) France Telecomは、ドイツのデータサービス子会社Info AGを欧州委員会が定める期日までに売却する。

1996. 12　**France Telecomが株式会社として発足**

国が51%の株式を所有することになっている。5月に政府保有株第一次放出を予定。

1997. 1　**独立規制機関としてARTが発足**

独立規制機関としてAuthorite de Regulation des Telecommunications(ART)が発足。また、周波数管理機関としてl'Agence Nationale de Frequences(ANF)が発足。

1997. 2　**Cegetelがフランス国鉄と提携、回線利用権を獲得**

フランス国鉄(SNCF)の通信事業子会社Telecom Developpementの株式の49%を取得し、SNCFが保有する光ファイバー網(延長約8,600km)の4年間の独占利用権を獲得。Cegetelは、CGE、BT、Mannesmann、SBCの合弁会社で、1998年1月から長距離電話サービスに参入予定。→ 1998年3月、欧州委員会が独占利用契約を競争法違反と勧告。→ 他事業者にも利用を認めるよう契約を改定。

1997. 3　**フランス政府、相互接続規則を制定**

公開諮問などの手続きを経て規則を制定。これに基づき、France Telecomの相互接続約款をARTが4月9日に認可した(1998年1月1日から発効)。→ 8月4日、最終的な規則を発表。新規参入事業者の設備建設を促すため、相互接続料は高めに設定する。

1997. 5　**フランス政府、ユニバーサルサービス規則を制定**

ユニバーサルサービスコストの算出や事業者への補填方法について定める。ユニバーサルサービスコストをおよそ50～60億フランと見積もっている。コストは全事業者がトラフィックに応じて負担する。

1997. 9　**ART、長距離事業者識別番号を割当て**

一桁の数字で事業者を識別する。全国サービスを提供する事業者にのみ1桁の番号が与えられる。1998年1月1日から実施。地域事業者は「0」で、ダイヤルミスはここに接続。「1」は緊急サービス用、「3」はミニテルなどビデオテキストサービス及びオーディオテキストサービス用。2及び4～9が長距離事業者用で、くじ引きで割当てた。France Telecomは「8」。他にNetco(Bouyguesグループ)が「9」、Cegetelグループ(Cegetel及びフランス国鉄SNCFの子会社Telecom Developpement)が「7」。一桁の番号が尽きると、次からは四桁の「16xx」になり、後から参入する事業者は不利。ただし、2000年1月1日からは事業者の事前選択制(優先接続)を導入し、完全なイコールアクセスを実現する予定で、それまでの過渡的措置。→11月に、「2」をSiris(AT&T-Unisourceグループ子会社)、「5」をOmnicom(フランス現地資本の再販事業者)に割当て。→ 1998年2月、1桁の番号を得られなかった事業者の訴えにより、国務院(最高行政裁)がその合法性を疑問とし、残り2つの1桁番号の割当てを差し止め。この判決を受け、残りの2つの1桁の番号のうち一つを受けるはずだった事業者がこれまでの全ての一桁番号割当てに意義申立て。→ 1998年6月末、国務院がARTの割当ての妥当性を認め、問題は解決。→ 2000年1月17日から優先接続始まる。

1997. 10　**France Telecomが株式上場**

パリ証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場。パリの初値は215フラン。政府は一般投資家向けに20.9%、従業員向けに2.3%を放出し、420億フランを得た。→ 1998年11月、第二次放出。

1997. 11　**France Telecom、ユニバーサルサービス料金逓減で政府と契約**

電気通信法の規定に従い、1997年から2000年までのユニバーサル料金設定について政府と契約を締結。1997-1998年は少なくとも年率で9%減額し、1998-2000年は少なくとも年率4.5%減額する。

1997. 11　**Deutsche TelekomとFrance Telecom、イタリアでENELと合弁会社設立**

イタリアの電力会社ENELと合弁会社「WIND」を設立。ENELが51%を所有し、Deutsche TelekomとFrance Telecomが49%(24.5%ずつ)を所有する。今後Sprintが資本参加する可能性もある。WINDは3番目の移動電話(PCN)事業免許及び音声電話の全国免許を申請する。
→ 1998年2月18日、音声電話サービスの事業免許を取得。
→ 1998年6月9日、3番目の移動電話事業免許を取得。
→ 1998年12月、企業向けの長距離・国際サービスを開始。
→ 1999年3月、移動体通信サービス開始。家庭向け長距離・国際サービスを開始。

1998. 1 **フランス政府、情報社会構築に向けたアクションプランを発表**

「Preparer l'entree de la France dans la societe de l'information(Preparing France's entry into the information society)」と題する情報社会構築に向けたアクションプランを発表。優先課題として以下を取上げ、それぞれの項目毎に具体的な取組みが挙げられている。
1. 教育分野に情報通信技術を積極的に導入
2. マルチメディア技術を活用した文化政策を積極的に推進
3. 公共サービスの高度化のために情報技術を導入
4. 補助金、債務保証などにより企業の情報技術利用を支援
5. 技術革新や新産業育成のための環境整備
6. 新しい情報通信技術に対応した規制枠組みの策定

1998. 2 **Cegetelが長距離電話サービス開始、音声電話サービスで競争始まる**

イル・ド・フランスなど3地域で公衆交換音声電話サービスを提供開始。当初の加入者数は15万で、年内に60万加入を目指す。事業者識別番号は「7」。

1998. 3 **France Telecomが学校に低料金でインターネット接続を提供**

学校のインターネット接続を推進しようという政府の政策に応え、低料金のインターネット接続サービスをFrance Telecomが申請し、認可を受けた。通信料やインターネット接続料を全て込みにした年額パッケージ料金で、ISDN接続で1日10時間、年190日利用できる。接続するPC数で料金は異なり、1～10台で年5,800フラン(税込み。以下同じ)、11～15台で8,000フランで、以後5台まで毎に4,000フラン高くなる。このFrance Telecomのプランに対しては、料金を不当に安く設定するものであって、競争事業者を学校向け市場から閉め出すものであるとの批判があり、規制機関であるARTも、競争事業者も同様の料金で提供できるよう措置すべきと勧告したが、政府の決定はそれを無視するものとなった。反対している電気通信事業者団体であるL'AFOPTによれば、France Telecomの料金はサービスを提供するために必要な要素の通常料金を全て合計した場合の1/4程度であり、とても競争できないとしている。→ 4月27日から接続開始。当初は100校。→ 不正競争防止委員会がサービス停止を命令。→ 6月25日、France Telecomが新料金を発表し妥結。

1998. 4 **Deutsche Telekom及びFrance Telecomが、Energisとの合弁会社設立を発表**

Energisが50%、Deutsche TelekomとFrance Telecomが25%ずつを出資し、イギリスの都市部で光ファイバーを敷設してサービスを提供する会社「MetroHoldings」を設立する。ロンドンを手始めに、マンチェスター、バーミンガムへと展開する予定。→ 9月21日からロンドンでサービス開始。

1998. 9 **Deutsche TelekomとFrance Telecomが協力関係を強化、欧州基幹網建設を発表**

7月に発表した株式持合いが、両社の協力に関する合意とともにDeutsche Telekom監督委員会で承認され、それに関する覚書がFrance Telecom経営会議でも承認された。それによれば、両社は2%の株式を持ち合うだけでなく、日常業務での結びつきを深めるほか、特定の分野(研究開発、国際事業、データ通信、マルチメディア事業、情報システム、テレホンカード)での協力による相乗効果を模索する。この一環として、ヨーロッパの主要都市を結ぶEuropean Backbone Network(EBN)を、Global Oneを中心とする各国の提携事業者と共に構築することを決定。EBNの基幹網は、20,000kmの光ファイバー網から成り、16カ国に40の接続点を持つことになる予定。1999年末までに運用開始予定。→ 1999年10月10日運用開始。

1998. 9 **Bouygues、9 Telecomの経営権をTelecom Italiaに譲渡**

Telecom Italiaとともにフランスに設立した固定系サービス提供のための合弁会社「9 Telecom S.A.」のBouyguesの出資分51%の大半をTelecom Italiaに譲渡すると発表。Bouyguesは移動体通信に専念する方針。

1998. 12 **Deutsche TelekomとFrance Telecom、株式相互持合い契約を締結**

7月の正式合意に基づき、株式の相互持合いを内容とする契約を締結。これによりDeutsche TelekomはFrance Telecom株20,492,292株、France TelecomはDeutsche Telekom株54,874,000株を購入し、互いに相手の発行総数の2%を所有することになった。また、アメリカのシリコンバレーに両社の共同研究開発会社「ThinkOne」を設立した。

1999. 7 **France Telecom、英CATV事業者NTLに出資**

イギリス第3位のCATV事業者NTLに、株式及び転換社債の購入を通じて出資することで合意。投資額は約10億ドルで、転換社債を株式に転換すれば、France Telecomの出資率は約10%になる。→ NTLはイギリス第1位のCATV事業者であるC&W Communications(CWC)に買収提案を持ち掛けていたが、7月26日、合意した。これを受け同日、France Telecomは、NTLへの出資額を、当初発表した10億ドルから55億ドルに積み増し(株式及び転換社債に半分ずつ投資)、NTLの筆頭株主(25%)となることを発表した。

1999. 7 **France Telecom、Deutsche Telekomの株式を全て売却する方針を発表**

France TelecomとDeutsche Telekomは提携関係の一環として株式を2%ずつ持ち合っているが、France Telecomは、Deutsche Telekom株全てを来年中に売却する方針を発表。これにより両社の提携関係は解消される可能性が高くなった。

1999. 10 **MCI WorldCom、Sprintの買収で合意**

アメリカ長距離市場第2位のMCI WorldComが、第3位のSprintを買収することで合意。新会社名は「WorldCom」になる予定。両社を合わせた1999年の売上は500億ドルを超えるがAT&Tには及ばない。合併が成立すると、AT&Tと合わせ、上位2社が長距離市場で占めるシェアは80%を超える。買収は株式交換方式で、固定通信系のSprint FONグループ株は76ドル相当のMCI WorldCom普通株との交換、移動通信系のSprint PCSグループ株は、それを引継ぐ新会社WorldCom PCSのトラッキング株1株及びMCI WorldCom普通株0.1547株との交換になる。WorldCom PCSトラッキング株は、現在のSprint PCSトラッキング株と同じ条件で発行するものとする。負債の引受を含む買収時価総額は、史上最高の1,290億ドルである。MCI WorldComは移動体通信事業で出遅れており、Sprint PCSグループの取得が今回の買収の眼目であった。→ グローバルサービス事業Global OneでSptintと提携しているFrance TelecomとDeutsche Telekomは、Sprint株の売却を表明。
(注)トラッキング(tracking)株とは、当該事業部門の業績のみを反映する株で、全社的な業績とは関係ない。したがって、有望な事業への投資に便利である。

年　月	出　来　事

1999. 10　**France Telecom、E-Plusの経営権を取得すると発表**

RWE AG及びVeba AGから、E-Plus株60.25%を74億ユーロで買収することで合意したと発表。すでに4日にVodafone AirTouchから17.24%を取得することで合意しており、France Telecomは合計77.49%を支配することになる。ただし、残りの22.51%を所有するBellSouthはE-Plus株の優先買取権を持つため、BellSouthがその権利を行使しないことが買収実現の条件となる。買収資金にはDeutsche Telekom株及びSprint株の売却代金を充てる。2000年始めに買収手続きが終了する予定。E-Plusはドイツ第3位の移動通信事業者で、約310万の加入者を持ち、およそ16%のシェアを占める。ドイツはまだ移動通信サービスの普及率が比較的低く、今後の成長が見込まれる。→ 12月9日、BellSouthが優先買取権を行使し、オランダのKPNと共にE-Plusを100%取得する方針を発表。France Telecomの買収ならず。

1999. 11　**France Telecom、ADSLサービスを開始**

インターネットアクセス専用に、パリ中心域でADSLサービス「Netissimo」を開始。サービスの概要は以下のとおり。
①Netissimo 1（個人向け）
・速度：下り500kbps／上り最大128kbps
・料金：265フラン／月
②Netissimo 2（小規模事業者向け）
・速度：下り1Mbps／上り最大256kbps
・料金：700フラン／月

1999. 11　**Deutsche Telekom、フランスの電気通信事業者Sirisの買収を発表**

1998年1月の自由化以後新規参入したフランスの固定系電気通信事業者の中では2番目に大きいSirisを、7億ユーロでUnisource N.V.から買収すると発表。France Telecomとの関係冷却化により、自らフランスの固定系電気通信市場に乗り出すことにした。

1999. 12　**BellSouth、オランダKPNと共にE-Plusを100%取得すると発表**

E-PLus株の優先買取権を有していたBellSouthがその権利を行使し、E-Plusの他の株主の全ての株（Vodafoneが17.243%、Veba/RWEが60.25%所有）を買収して100%取得することを発表。Vodafone及びVeba/RWEからの株式購入資金はオランダKPNが拠出し、その資金はBellSouthがE-Plus運営のためにドイツに設立する持株会社「BellSouth GmbH」の資本に充当する。したがって、KPNの出資分は77.493%。→ France Telecomは、10月に、BellSouthが優先買取権を行使しないことを条件にE-Plus買収を発表していた。したがってFrance Telecomによる買収はなくなった。→ 2000年2月に買収手続き完了。

2000. 1　**フランスで優先接続が始まる**

France Telecomが相互接続約款に基づき優先接続の提供を開始。EUは2000年1月までにナンバーポータビリティ及び優先接続（pre-selection）を導入するよう定めた指令を1998年9月に採択しており、そのスケジュールに従ったものである。

2000. 1　**Global One、France Telecomの完全子会社に**

Global Oneを構成する他の株主であるDeutsche Telekom及びSprintから全株式を買収することで合意。France TelecomはSprintに11億2,700万ドル、Deutsche Telekomに27億5,500万ドルを現金で支払う。また、この合意には、France TelecomとDeutsche Telekomが持つSprint株の取扱いも含まれており、Sprint株の譲渡制限を解除すると同時に優先株主としての特権を消滅させ、Sprintから役員を引上げること、MCI WorldComとSprint合併については賛成票を投じなければならないことなどが定められた。

2000. 1　**Vodafone AirTouchとVivendi、モバイルインターネットでの提携を発表**

Vodafone AirTouchとVivendiが50%ずつ出資し、ヨーロッパでマルチアクセスポータル（Multi Access Portal）を提供するインターネット合弁会社を設立すると発表。Vodafone AirTouchが発表したモバイルインターネット向け統一プラットフォームにより、モバイル端末でWebベースのサービスを提供する。両社の移動通信事業での協力拡大についても検討する。また、ヨーロッパ横断の固定系ネットワークビジネスの展開について共同で検討すること、Vodafone AirTouchがCegetel株7.5%をVivendiに売却すること（Vivendiはすでに Cegetel株15%を保有）などで合意。これらはVodafone AirTouchがTOBでMannesmannの株式を50%以上取得することが条件である。→ 2月3日、Vodafone AirTouchとMannessmanが合併に合意。

2000. 2　**BellSouthとオランダKPN、E-Plusの買収手続きを完了**

BellSouthがE-PLus株の優先買取権を行使し、オランダKPNをパートナーにE-Plusの他の株主の全ての株（Vodafoneが17.243%、Veba/RWEが60.25%所有）を買収する手続きが完了。BellSouthの出資分は22.507%、KPNの出資分は77.493%で、両社は対等の支配権を持つ。BellSouthは18ヶ月以内にE-Plus株をKPN株1億株又はKPN Mobileの33.3%分の株に転換するオプションを持つ。またKPN株をさらに約4,600万株取得する権利を持つ。

Ⅵ. EU・ヨーロッパの情報通信史

年　月	出　来　事

1952. 7 **パリ条約発効、欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)発足**

1951年4月18日に署名した欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)条約(パリ条約)が発効。基幹産業である石炭及び鉄鋼から欧州統合市場が開始。第2次世界大戦の教訓から、基幹産業を国際管理する意図。加盟国は、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグの6カ国。

1958. 1 **ローマ条約発効、欧州経済共同体(EEC)及び欧州原子力共同体(EURATOM)が発足**

欧州経済共同体(EEC)を設立する条約(ローマ条約)及び欧州原子力共同体(EURATOM)を設立する条約が発効(1957年3月25日調印)。また、欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)で設置されていた総会及び欧州裁判所は、3つの共同体共通の機関となった。

1967. 7 **EEC、ECSC、EURATOMの意思決定機関を統合、欧州共同体(EC)発足**

EEC(欧州経済共同体)、ECSC(欧州石炭鉄鋼共同体)、EURATOM(欧州原子力共同体)を一つの委員会及び理事会の下に統合する執行機関併合条約(ブリュッセル条約)が発効(1965年4月8日調印)。以後、これらの組織を総称して欧州共同体(EC)と呼んだ。

1973. 1 **イギリス、デンマーク、アイルランドがECに加盟**

1972年1月に、イギリス、デンマーク、アイルランド、ノルウェーがEC加盟条約に調印していたが、ノルウェーは国内で批准が得られず、3国のみ加盟実現。

1984. 11 **EC閣僚理事会、公衆電気通信分野おける調達の第一次開放に関する勧告を発出**

1984. 11 **EC閣僚理事会、電気通信分野での協調導入に関する勧告を発出**

1986. 7 **EC閣僚理事会、電気通信端末型式相互承認の第一段階に関する指令を発出**

1986. 12 **EC閣僚理事会、情報技術及び電気通信分野における標準化に関する決定を採択**

1986. 12 **EC閣僚理事会、汎欧州ISDNの協調的導入に関する勧告を発出**

1987. 5 **CEPT、GSMの実現に合意**

CEPT(欧州郵便・電気通信主管庁会議)は、GSM会合において、狭帯域・時分割多重方式の汎欧州ディジタルセルラーサービスの実現に合意した。
〔今後のスケジュール〕
1987年9月:無線サブシステムの最適化とネットワーク構成の規定
1987年12月:主要部分の概要を仕様化
1988年6月:システム全体の最終的検討と評価
1991年:サービス開始

1987. 6 **EC閣僚理事会、GSMの協調的導入に関する勧告を発出**

1987. 6 **EC委員会、EC市場の電気通信自由化に関するグリーンペーパーを発表**

EC委員会は、EC諸国における電気通信自由化を勧告する報告書「EC市場における電気通信サービス、機器の統一市場推進に関するグリーンペーパー」を発表した。以後のEC各国の電気通信政策は、このグリーンペーパーに基づいている。
〔勧告の主な内容〕
・機器の自由化
・PTTによるインフラストラクチャーおよび基本サービス独占の容認
・基本サービス以外のサービスの自由化
・PTTが競争事業者に課する要件を明確に定める(ONP)
・規制者と事業者の分離
・ETSI(欧州電気通信標準協会)の設立

1987. 7 **欧州統一議定書が発効、欧州市場統合化へ**

EC域内統一市場の実現を目指した欧州統一議定書(Single European Act)が発効(1986年2月17、28日調印)。第13条で、物・人・サービス・資本の自由な流通を定める。また、市場統合分野における閣僚理事会の決定には特定多数決方式を導入するという画期的な合意も含む。日本とアメリカの経済的脅威に対抗するため、対応が迫られていた。

1987. 9 **CEPT、ETSI(欧州電気通信標準協会)の設立に合意**

1988. 2 **EC委員会、電気通信市場自由化のアクションプログラムを発表**

EC委員会は、域内電気通信市場の自由化に向けたアクションプログラム「1992年におけるEC電気通信市場の形成に向けて」を発表し、グリーンペーパー実施のための政策とスケジュールを以下のように定めた。
(1)1990年末までに、端末機器に全面的に競争を導入
(2)1989年から漸進的に電気通信サービスに競争を導入し、1989年末までに、音声、テレックス、データ通信以外の全てのサービスを競争に開放
(3)1989年末までに、公衆網に接続されていない受信専用衛星地球局を、漸次競争に開放
(4)料金をコスト主義に近付ける原則を漸次実現。1992年1月1日までに達成状況を再評価
(5)規制と事業運営の明確な分離
(6)ONPの確立
・1988年半ば:専用線
・1988年末:一般公衆データ網
・1989年半ば:ISDN
(7)1988年4月までにETSI(欧州電気通信標準協会)を設立
(8)1988年4月までに端末の型式認定に相互認証を導入
(9)1990年4月までに電気通信サービスに付加価値税を導入
(10)PTTの資材調達を自由化

年　月	出　来　事
1988. 3	**ETSI(欧州電気通信標準協会)設立** 1987年6月のグリーンペーパーでETSIを設立することになっていた。フランスに設立。
1988. 5	**EC委員会、端末機器市場の競争に関する指令を発出** 90条に基づく指令。内容は以下のとおり。 (1)PTTによる端末の独占的提供終了 (2)指令公示後3カ月以内に全ての端末機器の技術仕様・認定手続きを委員会に報告、公開 (3)技術仕様以外の仕様及び認定手続きを正式に制定し、公表 (4)1989年7月から、独立機関による仕様の制定、仕様適用状況の監視、端末機器の認定
1988. 6	**EC閣僚理事会、EC委員会の電気通信自由化方針を支持** EC委員会のグリーンペーパーおよびアクションプログラムを支持する理事会決議を採択。
1989. 7	**EC閣僚理事会、汎欧州ISDNの導入を推進する決定** 汎欧州ISDNの導入のため1992年まで協調を強化する決定を採択。
1989. 10	**EC閣僚理事会、国境無きテレビ放送指令を採択** 広告や番組制作をなど、欧州のテレビ放送関連市場の振興を図ることを目的に、テレビ放送サービスの域内での自由な流通のための規制の枠組みを定める。以下の事柄につき、加盟国が協調して国内の法整備を進めることとする。 (1)テレビ放送に適用される法律 (2)欧州製の番組制作及びその流通 (3)テレビ広告及びスポンサー (4)社会的弱者の保護 (5)反論権
1990. 6	**EC委員会、電気通信サービス市場の競争に関する指令(サービス自由化指令)を発出** 〔主な内容〕 (1)音声電話以外のサービスへの電気通信事業者の独占権を排除 (2)事業免許付与の条件を明らかにする (3)パケット交換および回線交換データサービスの段階的自由化 (4)公衆網および専用網の提供についての非差別的、客観的な取扱いを定め、公表 (5)電気通信の自由化の進展状況を1992年にEC委員会が評価
1990. 6	**EC閣僚理事会、ONP枠組み指令を発出** 「ONP実施により域内電気通信サービス市場を設立することに関する指令(ONP枠組み指令)」を発出。 〔主な内容〕 (1)ONPの技術的インターフェース、利用条件、タリフ (2)ONP提供の基本原則 (3)ONPの適用領域 (4)ONP設定の優先順位と作業の期限
1990. 9	**EC委員会、個人データ及びプライバシーの保護に関する理事会指令草案を採択** 公衆ディジタル通信網、中でもISDNおよび公衆ディジタル移動体網の関連での、個人データ及びプライバシーの保護に関する理事会指令草案を採択。
1990. 10	**EC閣僚理事会、ERMESの周波数割当てに関する指令を発出** 汎欧州無線呼出しシステム(ERMES)の協調的導入に関する勧告と周波数割当てに関する指令を発出。
1990. 11	**EC委員会、域内衛星通信分野に関するグリーンペーパーを発表** EC域内の衛星通信分野における共通アプローチに関するグリーンペーパーを発表。
1991. 4	**EC閣僚理事会、「端末機器相互認証に関する指令」を発出** 電気通信機器に関する加盟各国の国内法を、相互認証制度を含めできるだけ共通化することに関する理事会指令。開放的かつ統一された電気通信端末機器市場確立のための環境整備が目的。Common Technical Regulations(CTRs)と呼ばれる技術標準に基づく単一市場を創設する。CTRsはECの諮問機関であるACTE(Approvals Committee for Terminal Equipment)が決定。
1991. 6	**EC閣僚理事会、DECTの周波数の割当てに関する指令を発出** DECT(欧州ディジタルコードレス電話)の協調的導入に関する勧告と周波数の割当てに関する指令を発出。
1991. 6	**EC閣僚理事会、通信技術分野での特定研究・技術開発計画を採択する決定**
1991. 9	**電気通信部門にEECの競争ルールを適用するにあたってのガイドラインを発表**
1991. 12	**EC閣僚理事会、衛星通信サービス・機器の統一市場創設に関する決議** 衛星地球局・衛星通信サービスの自由化と調和、規制と運営の分離、民間衛星システムの容認など。
1992. 2	**欧州連合条約(マーストリヒト条約)締結** 欧州連合条約は、経済的側面のみならず、欧州統合のための外交・安全保障政策、司法及び国内政策の共通化も意図している。この条約でEEC設置条約(ローマ条約)、ECSC設置条約、EUATOM設置条約が改正され、欧州経済共同体(EEC)は欧州共同体(EC)になり、EEC設置条約もEC設置条約に名称変更。
1992. 5	**EC閣僚理事会、国際標準アクセス電話番号の域内導入に関する決議**

年　月	出　来　事

1992. 5　**新たな欧州電気通信事業者の団体ETNOが設立される**

ETNO：European Public Telecommunications Network Operators Association（「欧州公衆電気通信網運営事業者協会」）。規制者と事業者との分離が進み、従来のCEPTが無意味となっているため、運営事業者で組織する団体を設立。本部はブリュッセル。→ 10月、CEPTは規制機関のみの団体として再発足。

1992. 6　**EC閣僚理事会、ISDNへのONP適用に関する勧告を発出**

ユーロISDNの最小限のサービス及びそのタイムテーブルを設定。

1992. 6　**EC閣僚理事会、ISDNを全欧州の電気通信インフラとして展開する決定**

1993年以降ISDNを全欧州の電気通信インフラとして展開することに関する決定を下す。

1992. 6　**EC閣僚理事会、公衆交換パケットデータサービスへのONP適用勧告を発出**

公衆電気通信事業者が提供すべき最小限のサービス及びタイムテーブルを設定。

1992. 6　**EC閣僚理事会、専用線へのONP適用に関する指令を発出**

(1) 1996年6月までに、ETSI標準による音声帯域専用線、64kbpsデジタル専用線、及び2Mbpsデジタル専用線を提供
(2) 公専接続に関し、音声電話以外のサービスについて、網運用の安全性、網の均一性の維持、サービスの相互運用性、及びデータ保護のために限定的に列挙される事項を除き、制限を課さない

1992. 7　**EC委員会、域内電気通信タリフに関する報告書発表**

「コスト適正化及び料金体系の是正に向けて：域内電気通信タリフ」と題する報告書を発表。

1992. 10　**CEPT、欧州の郵便・電気通信規制機関で構成する組織として再発足**

ETNOの設立に伴い、規制機関で組織する団体に改組。9月の総会でCEPT協定の改正が採択された。

1992. 11　**端末機器相互認証指令が発効**

1993. 1　**「欧州統一市場」及び「欧州経済区域」が正式に実現**

欧州統一議定書で目標とされた欧州市場の統合化が実現。

1993. 3　**EC委員会、IDAの構築計画を採択**

総会及び理事会への諮問文書として、加盟国の行政情報を交換するためのネットワークであるIDA（Interchange of Data between Administrations）の構築計画を採択。

1993. 7　**EC加盟12ヵ国、研究者用ネットワークの開発・導入のため非営利会社を設立**

研究者向けネットワークの開発・導入のための非営利会社DANTE（Delivery of Advanced Network Technology to Europe Ltd.）を設立。運用するネットワークは「EuropaNET」。

1993. 7　**EC閣僚理事会、1998年1月1日からの完全自由化スケジュールを決議**

理事会決議「電気通信分野における状況の見直しと同市場のさらなる発展の必要性」を採択し、1998年1月1日からの完全自由化及びその実現に向けた電気通信規制の見直しを決議。発展途上の国（スペイン、アイルランド、ギリシャ、ポルトガル）は最大5ヵ年の延長が認められ、ネットワークの規模が小さい国（ベルギー、ルクセンブルグ）は2ヵ年までの延長が認められた。
(1) 1994年1月1日までに移動・パーソナル通信に関するグリーンペーパーを公表
(2) 1995年1月1日までに電気通信インフラとCATV網の将来政策に関するグリーンペーパーを公表
(3) 1998年1月1日までの完全自由化にむけ、1996年1月1日までに規制の枠組みへの必要な修正を実施。

1993. 10　**EC閣僚理事会、専用衛星地球局設備を自由化する指令を発出**

「端末機器の相互認証に関する指令」の適用範囲を拡大し、地上の公衆網に接続しない受信専用衛星地球局設備を自由化する指令。

1993. 11　**欧州連合条約（マーストリヒト条約）発効、EU発足**

欧州連合条約は、通貨統合を含む経済的側面のみならず、欧州統合のための外交・安全保障政策、司法及び国内政策の共通化も意図している。この条約でEEC設置条約（ローマ条約）、ECSC設置条約、EUATOM設置条約が改正され、欧州経済共同体（EEC）は欧州共同体（EC）になった（EEC設置条約はEC設置条約になった）。以後、これらの組織を総称して欧州連合（EU）と呼ぶ。

1993. 12　**欧州委員会、「経済成長、競争力、雇用」に関する白書を発表**

正式名称は、「Growth, Competitiveness, Employment　The Challenges and Ways forward into the 21st Cencury」White Paper。この白書の中で、情報ハイウェイ構築に1,500億ECUが必要で、1994～1999年に広帯域通信ネットワーク構築に200億ECU、ISDNの強化に150億ECU、電子サービスに120億ECUなど合計670億ECUの投資が優先的に実施されるべきとしている。

1994. 1　**Euro-ISDN運用開始**

汎欧州ISDN網であるEuro-ISDNが1993年12月末に完成し、1994年1月からサービスを開始した（狭帯域ISDN）。Euro-ISDNには欧州20ヵ国25事業者が参加し、MOU（覚書）を締結している。Euro-ISDNはTENの第一フェーズとして位置付けられる。

1994. 4　**欧州委員会、オーディオビジュアルに関するグリーンペーパーを発表**

アメリカ製ソフトに対抗するため、欧州の放送産業育成を図る。

1994. 4 **欧州委員会、移動・パーソナル通信に関するグリーンペーパー発表**

正式名称は、「パーソナル通信環境に向けて：域内の移動・パーソナル通信分野における共通アプローチに関するグリーンペーパー（Toward the Personal Communications Environment : Green Paper on a common approach in the field of mobile and personal communications in the European Union）」。EUの移動体通信政策の方向性を示したもので、設備・運用に関して完全な自由化を提案するなど、大胆な内容になっている。
〔提案〕
(1)ネットワーク運営事業者の排他的特権を全廃する
(2)移動体通信サービスの提供に関する規制を全廃する
(3)移動体通信インフラの建設・運用を全面的に自由にする
(4)固定系網と移動体網との統合サービスの提供を自由化する
(5)汎欧州サービスの運営・提供を促進する

1994. 5 **バンゲマン報告書（欧州版情報ハイウェイ構想）を公表**

報告書の正式名は「Europe and the global information society – recommendations to European Council」で、電気通信を担当する欧州委員会委員であるバンゲマン氏を中心とする専門家グループでとりまとめた。自由化を促進することにより高度電気通信インフラの整備を進めることを勧告しており、欧州版情報ハイウェイ構築のための当面の方向を示したものと解釈される。6月24日に欧州閣僚理事会でその大綱を了承。電気通信インフラ建設の自由化については別途グリーンペーパーが出される予定。

1994. 6 **UnisourceとAT&T系のWorldPartnersが提携**

オランダ、スウェーデン、スイスを中心とするUnisourceと、AT&T、KDD、シンガポールテレコムを中心とするWorldPartnersとが提携した。

1994. 7 **欧州委員会、欧州情報ハイウェイ構築の行動計画を発表**

バンゲマン報告を受け、「欧州における情報社会：行動計画」が欧州委員会から発表された。規制・法的枠組みの見直しやネットワーク・サービスやアプリケーションの開発・推進、社会的・文化的側面での取り組み、情報化社会促進に向けての広報などの項目について、今後の具体的施策・実施期限が示されている。

1994. 8 **世界第6位の電気通信事業者Telecom Italiaが誕生**

5社（SIP、Italcable、Iritel、Sirm、Telezpazio）が合併し、Telecom Italiaが誕生した。地域別、サービス別に分離していた電気通信事業が統合され、ようやく非効率が解消されることになった。

1994. 10 **欧州委員会、衛星通信機器及びサービスを自由化する指令を採択**

欧州連合全域における衛星網・地球局の設置、運用を自由化するもの。端末機器自由化指令を修正し、衛星地球局を適用対象に含めるとともに、サービス自由化指令を修正し、衛星地球局の設置と音声電話サービス以外の電気通信サービスの提供を自由化する。

1994. 10 **欧州委員会、インフラの自由化に関するグリーンペーパー第1部を発表**

原題名は「Green Paper on the Liberalisation of Telecommunications Infrastructure and Cable Television」。サービス自由化と歩調を合わせて段階的に自由化を進める。まず第一段階として、すでに自由化されている衛星通信、移動体通信、地上系電気通信サービス用インフラの利用（そのサービス提供のためのCATVインフラ利用も含む）、に関して残っている規制を撤廃する。次に第二段階として、公衆交換電話サービス用インフラの自由化を実現する。→ 1995年1月25日に第2部を発表。

1994. 11 **欧州閣僚理事会、インフラ自由化に基本合意**

欧州委員会が作成したグリーンペーパーを基に議論し、1998年1月1日までに域内のインフラの所有・建設やサービス提供を原則自由化することに合意した。ただし、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランドは5年間、ルクセンブルグに2年間の猶予期間が認められた（その後スペインは猶予を撤回）。また、同時にすでに電気通信に利用可能な設備を所有している事業者（CATVや電力会社など）の参入を1995年から認める提案もなされたが、否決された。

1994. 12 **AT&T、Unisourceとの合弁会社をヨーロッパに設立すると発表**

これまでAT&Tは、「WorldPartners」など従来の国際電気通信事業者間の秩序の枠からそれほどはみ出したものではない提携を通じて多国籍企業向けサービスのワンストップショッピングの提供を進め、Unisourceとの提携も発表していた。今回それを更に一歩進め合弁企業の設立を発表したことは、明らかにBT・MCIグループ、France Telecom・DBP Telekom・Sprintグループに対抗するためのものである。Unisource側が60%、AT&T側が40%を出資する予定。従業員は2,000人くらいで、EUの認可を受けて1995年中に営業を開始する計画（設立新社名は「Uniworld」）。→ 1997年10月30日にUniworldが認可された。なお、両者は1996年5月、新たな合弁計画を発表。

1995. 1 **欧州委員会、インフラの自由化に関するグリーンペーパー第2部を発表**

1998年1月1日の通信自由化以後、ネットワークインフラに関して採るべき規制政策を提案しているが、インフラ問題にとどまらないものも包含する。ユニバーサルサービス確保のための基金を設置することや、事業者間の相互接続を円滑に進めるためのEU指令発出、電気通信設備建設免許付与手続き及び免許条件の設定の制限、公正競争の確保など。免許の付与や監督は従来どおり各国が行うこととしている。

1995. 5 **欧州議会、1998年からの電気通信設備・音声サービス自由化を採択**

1994年11月に閣僚理事会で採択していたものを欧州議会で正式に採択した。ユニバーサルサービス提供の確保は、「ユニバーサル基金」によって担保する。

1995. 6 **欧州閣僚理事会、インフラ自由化を承認**

1994年10月及び1995年1月に欧州委員会が発表した「電気通信インフラストラクチャ及びケーブルテレビ網の自由化に関するグリーンペーパー」を理事会決議として承認した。

1995. 6 **欧州委員会、1996年からの移動体通信の完全自由化を決定**

「移動体及びパーソナル通信に関する自由化指令」案を採択した。参入や、設備建設、ネットワーク相互接続の義務づけなど、移動体通信の完全自由化を実現する。実施は1996年1月1日から。ただし、ポルトガル、ギリシャ、スペイン、アイルランドには5年、ルクセンブルグには2年の猶予を認める。

年　月	出　来　事

1995. 6　**TelefonicaがUnisourceに出資、正式参加**

オランダPTTやテリア、スイスPTTと均等の出資者としてUnisourceに正式参加した。これまでは提携協定にとどまり、出資はしていなかった。

1995. 7　**欧州委員会、1996年から代替インフラ利用を自由化する方針を決定**

代替インフラを利用した、基本音声通信サービスを除く電気通信サービスの提供を、1996年1月1日から認める指令案を発表した。また、1998年の完全自由化に向けて、加盟各国に以下のような義務を課した。ただし、ポルトガル、ギリシャ、(スペイン、)アイルランドには5年、ルクセンブルグには2年の猶予を認める。同時に、相互接続ONP指令案も発表した。
(1)1997年1月まで、音声電話サービスの提供、電気通信設備の構築に関する免許手続きを欧州員会に通知すること。
(2)1997年7月まで、免許条件、相互接続要件を公開すること。
(3)1997年末まで、競争事業者に、免許付与手続きに関するすべての措置を講ずること。

1995. 10　**欧州委員会、Atlasを承認**

Deutsche TelekomとFrance Telecomの合弁事業「Atlas」を、以下の条件付きで欧州委員会が承認した。関係者もこの条件を了承した。
(1)「Phoenix」と「Atlas」を相互に緊密に関連した事業とみなし、許可手続きを一本化する。
(2)Atlasへの両社の事業移管は、EUの音声市場が開放され、競合ネットワークが生まれた後(1998年1月1日)とする。
(3)両国は遅くとも1996年7月1日までに代替インフラを自由化する。
(4)France TelecomとDeutsche Telekomはそれぞれの国内公衆データ交換網への非差別的アクセスを保証し、Atlasとは会計分離する。
(5)France Telecomはドイツのデータ伝送サービス子会社Info AGを売却する。

1995. 10　**欧州委員会、CATVに電気通信サービスを開放する指令を発出**

各国政府の賛成を要しないローマ条約90条に基づき、すでに自由化されている電気通信サービスのCATV網による提供を1996年1月まで認めるよう加盟国に求める指令を発出した。1990年のサービス自由化指令を修正するもの。

1995. 11　**ヨーロッパ、情報ハイウェイの標準制定機関を発足させる**

設立されたのは、「Information and Communication Technology(ICT)標準委員会」。標準化で主導権を握り、アメリカを牽制する狙いと見られる。

1995. 12　**欧州閣僚理事会、音声電話に関するONP指令を採択**

(1)電話帳、料金、料金請求手続き、サービス品質などに関する規則・目標を設定
(2)他事業者に対する非差別的アクセス提供

1996. 1　**欧州委員会、移動体及びパーソナル通信の自由化指令を発出**

欧州の移動体及びパーソナル通信を完全に自由化する指令を発出した。

1996. 3　**欧州委員会、サービス完全自由化指令を採択**

電気通信市場完全自由化の1998年1月1日実施を求める委員会指令をローマ条約90条に基づき採択した。代替インフラの開放については1996年7月1日からとした。指令は1990年のサービス自由化指令を修正する形式になっている。2003年1月1日までに加盟各国の状況を見直す。この中では、ユニバーサルサービスについての原則も定めている。

1996. 4　**フランス政府、インターネット規制の国際協調を提案**

EU非公式通信相会議で、インターネットを従来のネットワークとは異なるものと位置づけ、消費者や個人・社会的弱者の保護、データの保護などを内容とするインターネット規制の国際協調を呼びかけた。サミットでも議題とする予定。

1996. 5　**AT&TとUnisource、ヨーロッパでの合弁会社設立を発表**

従来のUniworld構想を更に拡張し、欧州での事業全てを統合する合弁会社「AT&T-Unisource Services」の設立に合意したと発表。従業員5,000以上、売上10億ドル以上を予定。AT&Tが40%、Unisourceが60%を出資。AT&T-Unisource Servicesは、通信サービス部門とマルチメディア・ソリューション部門からなり、Uniworldは通信サービス部門に吸収される。なお、Uniworldは欧州委員会からまだ認可を得られず、設立されていない。

1996. 7　**EU域内で代替インフラによるサービスが自由化**

3月のサービス自由化指令で定められていた。ただし、この期日を守ることができたのは、15の加盟国のうちイギリス、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、オーストリアの5カ国のみ。

1996. 7　**欧州委員会、AtlasとGlobal Oneを正式承認**

まず第一段階として、フランス・ドイツでそれぞれ競合2社に設備ベースの免許を与えられた時、グローバルサービスの提供を認める。次に第二段階として、フランス・ドイツ両国内のサービスおよびインフラが完全に自由化された時、国内の公衆交換データ網によるサービスをAtlasに統合して提供できる。その他、以下の条件を課す。
(1)France Telecom(FT)とDeutsche Telekom(DT)は、Atlasへの統合以後であっても、国内公衆交換データ網への非差別的でオープンで透明なアクセスを提供しなければならない。
(2)FTとDTは、Global Oneと他の事業者を、設備の使用やサービスの提供などの面で非差別的に取り扱わなければならない。
(3)キャリアによるあらゆる内部相互補助は禁止。
(4)キャリア自身が提供するサービスとAtlas/Global Oneが提供するサービスとは契約を別にする。
(5)France Telecomは、ドイツのデータサービス子会社Info AGを欧州委員会が定める期日までに売却する。

1997. 4　**欧州議会及び欧州閣僚理事会、免許手続きの共通枠組みに関する指令を採択**

免許付与手続き及び免許条件に関する共通枠組み指令を採択。一定の条件を満たせば自由に参入できること(general authorization)を原則とし、個別免許(individual licence)は限定的に認められる。周波数の不足を理由とする他は免許数を制限できないなど、付加できる条件の制限や手続きの期間などを定め、非差別的取り扱いや手続の透明性を確保する。また、EU域内での免許取得についてワンストップショッピング方式を導入する。各加盟国は1998年1月からの適用にあわせ、国内規定を整備しなければならない。

1997. 4 **欧州委員会、電子商取引に関する諮問文書を発表**

「A European Initiative in Electronic Commerce」と題する諮問文書を発表。①グローバル市場へのアクセス、②規制、③望ましいビジネス環境という3つの観点から、欧州統一市場での電子商取引推進のために委員会が採るべきアクションを発表。すでに情報社会アクションプランにあるものも含む。2000年までに実行し、中間見直しを行う予定。→ 1998年11月、法的枠組み指令案を発表。

1997. 4 **BT及びMCI、Telefonicaと広範な提携で合意**

Telefonicaの国際事業子会社Telefonica International S.A.(TISA)とMCIがアメリカ大陸を対象にサービスを提供する合弁会社を折半で出資して設立する。Telefonicaは中南米に強い地盤を持つ。Concert陣営は4月14にボルトガルテレコムとも提携しており、これによりラテンアメリカで大きな地歩を得た。TelefonicaはUnisourceから脱退する予定で、AT&T-Unisource陣営には大きな痛手。→ BTとMCIの提携解消により、この合意は不確定となったが、1998年3月、TelefonicaとWorldCom及びMCIは、この合意を基にした新たな提携を発表。

1997. 5 **欧州委員会、電気通信の番号政策に関する諮問文書を発表**

1998年1月1日までに長距離事業者のイコールアクセス(pre-selectionによる)を実現すること、1999年1月までに着信課金サービスやプレミアムレートサービス(ダイヤルQ2に相当)、コスト分担サービスを可能にすること(これらのサービスには「388」のアクセスコードを割当て)、2000年1月までにナンバーポータビリティと事業者の事前選択を実現すること、を内容とした諮問文書(コミュニケーション)を採択。閣僚理事会及び欧州議会での承認を目指す。域内統一番号(欧州国コードを「3-xy」とする)の設定については支持が得られず、検討課題として先送りされた。→ 6月に欧州閣僚理事会で承認。

1997. 6 **Unisource出資企業3社、国際通信部門をUnisourceに統合**

PTT Telecom Netherlands(オランダ)、Telia(スウェーデン)、Swiss Telecom(スイス)の国際通信部門を1998年1月からUnisouceの子会社Unisource Carrier Services(UCS)に統合することを発表。

1997. 6 **アメリカとEUが通信機器などの相互認証で合意**

通信機器のほか、医療機器、医薬品など。

1997. 6 **欧州首脳、新欧州連合条約(アムステルダム条約)案を採択**

マーストリヒト条約を見直しEUの拡大に備えるほか、共通の外交・安全保障政策の確立を目指す新欧州連合条約案に合意。→ 10月2日に調印。→ 1999年5月1日発効。

1997. 6 **欧州閣僚理事会及び欧州議会、国境無きテレビ放送指令の修正を採択**

特に大きな修正は、加盟国が指定した大イベント(特にスポーツ)については、たとえ有料放送業者が独占放映権を獲得してもスクランブル放送を認めないことや、番組格付け義務を定めたことである。以下が主な修正事項。→ 1998年9月、この指令に基づき、「国境を越えるテレビ放送に関する欧州協約を修正する議定書」が採択。
(1)他国からの放送の受信及び再送信の自由を基本原則として確認
(2)加盟国が指定する大イベント(特にスポーツ)の公衆の無料受信を保障する
(3)欧州製番組の定義を拡張し、欧州側主導であるならば他国との共同製作も含める
(4)映画のテレビ放送禁止期間の規定を廃止し、当事者の契約に任せる
(5)テレショッピングを定義し、ほぼ広告と同じ規制とする
(6)社会的弱者及び公序良俗の保護のため、スクランブル放送でない場合、番組の格付けを音声で警告又は放送時間中表示する、委員会は1年以内に子供の視聴を親が制限できる機能についての報告書を提出する(→ 1999年8月、報告書提出)

1997. 6 **欧州議会及び欧州閣僚理事会、相互接続に関する指令を採択**

ONP原則の適用によりユニバーサルサービス及び互換性を確保することに留意した相互接続に関する規制枠組みを定めた。相互接続の権利及び義務、相互接続料、相互接続会計、設備の併置・共用、接続交渉の調停など、広範囲にわたって原則を定めている。ある地域の特定サービス市場で25%以上のシェアを持つ場合、原則としてSMP(Significant Market Power)を持つ事業者に指定され、透明で非差別的でコストベースの相互接続を提供するよう義務づけられる。

1997. 7 **AT&TとUnisourceがSTET(Telecom Italia)と提携**

ヨーロッパおよびラテンアメリカでの国際事業で提携することに合意。Telecom Italiaは、ヨーロッパではAT&T及びUnisourceの合弁であるAT&T-Unisource Communications Services(AUCS)に参加し(30%まで出資するオプションを持つ)、ラテンアメリカでは、AT&Tと折半出資の合弁会社を設立する。

1997. 7 **欧州の電気通信閣僚会議、インターネット振興に関する共同声明を発表**

EFTAや中央・東ヨーロッパを含む29の国の閣僚が参加した「Global Information Networks」会議がドイツのボンで開催され、共同声明を発表。EUとしての活動ではない。アメリカ、日本、カナダ、ロシアもゲストとして参加。Global Information Networksは民間主導により発展すべきもので、規制は最低限とし、業界による自主規制が望ましいとする。また、環境整備のための国際的な法的枠組みを協調して整備することが重要と強調。

1997. 7 **STET(Telecom Italia)とEndesaがスペインのRetevisionを落札**

France TelecomとSprintのコンソーシアム「Opera」を破り、Retevisionの株式60%を取得。→ Retevisionは1998年1月23日から長距離・国際サービスを開始。1998年9月15日から市内電話サービスも開始。→ 1998年12月、政府が持株全てを放出し、Retevision完全民営化。

1997. 7 **Telecom ItaliaとSTETが合併**

合併新会社名はTelecom Italia。民営化後3年間、政府が黄金株を持つ。

1997. 7 **BTのAlbacomにENIが資本参加**

BTがBanca Nazionale del Lavoro (BNL)及びMediasetと設立したイタリアでの電気通信合弁会社Albacomの株式35%を、石油・ガス公社ENIが取得。これにより、出資比率はBTとBNLが持株会社を通じ共同で45.5%、Mediasetが19.5%。AlbacomはENIの持つ光ファイバー網の利用権を獲得。

年　月	出　来　事

1997. 9　**AT&TとTelecom Italiaが株式持合いに合意**

AT&TがTelecom Italia株1.2%を購入する額と同額(ドル)分のAT&Tの株式を、Telecom Italiaが購入する。これは7月2日のAT&T及びUnisourceとTelecom Italiaとの合意実現を前提とする契約。

1997. 10　**欧州委員会、電気通信の番号政策に関する指令案を発表**

5月の諮問文書とほぼ同じ内容。6月に採択された相互接続指令を改正するもの。

1997. 10　**EU15カ国、新欧州連合条約(アムステルダム条約)に調印**

マーストリヒト条約を見直した新欧州連合条約に調印。今後加盟各国内での批准を得た上で1999年にも発効予定。→ 1999年5月1日発効。

1997. 10　**欧州委員会、相互接続料金ガイドラインを発表**

6月に採択された相互接続指令に基づき、以下のような1998年1月からの相互接続料金ガイドラインを勧告した。
①Local Level(市内交換機レベルへのアクセス提供)
0.006～0.010ECU/分
②Single Transit(大都市レベルへのアクセス提供)
0.009～0.018ECU/分
③Double Transit(全国レベルへのアクセス提供)
0.015～0.026ECU/分

1997. 10　**Telecom Italia完全民営化**

政府が所有するTelecom Italia株(発行済株式数の44.71%)をすべて放出する手続きを開始。→ 約26兆リラ(約150億ドル)の売却収入を得た。

1997. 11　**欧州委員会、未成年者及び人間の尊厳保護に関する諮問文書を発表**

メディアを問わず、未成年者及び人間の尊厳を保護するため、全ての視聴覚サービス・情報サービスにつき、共通の規制枠組みを設定する諮問文書を発表した。オンラインサービスにおける規制は、その困難さゆえに自主規制によって法律による規制を補完することとし、各国内レベルで各オンラインサービス事業者が自主規制を導入するための共通ガイドラインを設定すること、未成年者を含む公衆に教育や公共分野でのアクセスを拡大し、良質のコンテンツを推進して有害コンテンツと戦い、最終的にはコンテンツへのアクセスを親が管理できる手段の開発を呼び掛けること、を閣僚理事会に勧告。→ 1998年5月28日、閣僚理事会勧告を採択。

1997. 11　**Deutsche TelekomとFrance Telecom、イタリアでENELと合弁会社設立**

イタリアの電力会社ENELと合弁会社「WIND」を設立。ENELが51%を所有し、Deutsche TelekomとFrance Telecomが49%(24.5%ずつ)を所有する。今後Sprintが資本参加する可能性もある。WINDは3番目の移動電話(PCN)事業免許及び音声電話の全国免許を申請する。
→ 1998年2月18日、音声電話サービスの事業免許を取得。
→ 1998年6月9日、3番目の移動電話事業免許を取得。
→ 1998年12月、企業向けの長距離・国際サービスを開始。
→ 1999年3月、移動体通信サービス開始。家庭向け長距離・国際サービスを開始。

1997. 12　**欧州委員会、インターネットの安全利用推進に関するアクションプランを発表**

違法又は有害なインターネットのコンテンツに対処するため、インターネット安全利用推進に関するアクションプラン(「Action Plan on promoting safe use of the Internet」)を発表。以下の4項目が述べられている。
①安全な環境の創出
・コンテンツのモニタリングのため、ホットラインのヨーロッパネットワークを設置
・自主規制導入のための共通ガイドラインを設定
②フィルタリング及び格付けシステムの開発
・フィルタリングと格付けのデモ
・欧州の格付けシステムを国際標準に盛り込む
③インターネットに関する知識の周知
・まだインターネットに関する知識が浅いため、親、教師、子供に周知を図る
④支援措置
・法的問題に関する検討
・同様の問題についての国際協力
・アクションプラン実施状況の評価・見直し

1997. 12　**欧州委員会、メディアの融合と規制枠組みに関するグリーンペーパーを発表**

電気通信・メディア・情報技術部門の融合、及びそれが情報社会に向けた規制枠組みに及ぼす影響に関するグリーンペーパー(「Green Paper on the Convergence of the Telecommunications, Media and Information Technology Sectors, and the Implications for Regulation Towards an Information Society Approach」)を発表。情報社会の実現にあたって、上記3部門の融合の状況、技術及び市場の進展に対する現実的・潜在的阻害要因を紹介し、定義、市場参入及び免許、ネットワークやコンテンツへのアクセス、周波数へのアクセス、標準、料金制、消費者の利益などの項目について意見を求める。1998年6月までに諮問文書を発表し、1998年第二四半期に閣僚理事会及び欧州議会で決定を採択する予定。→ 1999年3月に諮問文書を発表。

1997. 12　**MannesmannがOlivettiと提携、イタリアに合弁企業「OliMan」を設立**

両社が共同でイタリアでの電気通信サービス事業グループ統括持株会社「OliMan」を設立し、Olivettiが持つOmnitel株とInfostrada株全てを、OliManに移す。Mannesmannは2段階で合計24億マルクを出資し、2000年までにはOlivettiがOliManの50.1%、Mannesmannが49.9%を所有することになる(当初は25%)。両社はイタリアの電気通信市場で全般的に協力する。この提携成立により、France TelecomがInfostradaの49%を取得する話は御破算になった。→ 1998年1月、欧州委員会が合弁企業設立を認可。→ 2月18日、Infostradaが音声電話サービスの事業免許取得。→ 1998年8月、イタリア通信省がMannesmannのOlimanへの49.9%出資を認可。Mannesmannは、1998年9月末までに6,550億リラで12.5%を取得し(この段階で合計37.5%)、1999年2月末までに残り12.4%を6,650億リラで取得(合計49.9%)すると発表。

1997. 12　**Telefonica、Unisourceから脱退**

TelefonicaがUnisourceへの出資分25%をUnisource側3社に売却(3社均等)するとともに、提携時にUnisource子会社とした2社をTelefonicaが買い戻す。1997年末までに手続き完了予定。スペインでのUnisourceの事業は、Unisourceが完全子会社を設立して継続する。

1997. 12　**電気通信部門における個人情報処理及びプライバシーの保護に関する指令を採択**

電気通信部門における個人情報処理に関して、権利・自由の保護、特にプライバシーについて域内で同等の保護を保障し、個人データ及び電気通信機器・サービスの域内の自由な流通を保障することを加盟国に求める指令を閣僚理事会及び欧州議会で採択。この指令は1995年10月24日採択の個人情報処理及び流通における個人の保護に関する指令(96/45/EC)を補完するものであるが、今回の指令では法人も対象とする。→ 1998年10月25日、個人情報処理及び流通における個人の保護に関する指令(96/45/EC)が発効。

1998. 1　**EUの電気通信市場完全自由化**

一部の国は猶予を受けており、ルクセンブルグは1998年7月1日から、スペインは1998年12月1日から、アイルランドとポルトガルは2000年1月1日から、ギリシャは2001年7月1日から。→ スペインは予定通り1998年12月1日に実現、アイルランドは猶予期日の1年以上前倒しで1998年12月1日に実現。

1998. 1　**音声電話及びユニバーサルサービスへのONP適用指令を採択**

欧州閣僚理事会及び欧州議会が、自由化後のユニバーサルサービスの確保という観点から、競争環境下の音声電話及びユニバーサルサービスへのONP適用に関する指令(98/10/EC)を採択。域内での良質な電話サービスの利用を保証し、かつ、消費者を含むユーザーに、定められた一群の電気通信サービスへの妥当な料金でのアクセスを保証することを目的とし、その内容として公衆電話網への相互接続の保証も含む。移動電話はこの指令の対象に含まれない。

1998. 1　**ETSI、W-CDMAをベースにした次世代移動通信システム標準を採択**

欧州電気通信標準化機構(ETSI)は、次世代移動通信システム(IMT-2000)の標準に、NTTドコモが開発中のW-CDMAをベースに、ヨーロッパの機器製造業者が主張するTD-CDMAを一部取り入れる案を採択した。直前にNTTドコモがTD-CDMAを一部取り入れる方針を表明しており、劣勢だったヨーロッパの一部TD-CDMA陣営がそれを受け入れたと言える。ITUのIMT-2000標準案の提出締切日は6月末。

1998. 2　**欧州委員会、通信政策の国際的協調を目的とした国際通信憲章の制定を提唱**

電子商取引その他の目的のためのグローバルネットワークの利用及びその発展には、越境の遠隔労働、データ保護、商標の国際的な保護、消費者保護などの問題について、各国共通の統一した規則が欠かせないため、それらの障害となる課題を解決するための協調手続きに関する多国間の合意を目的とする「国際通信憲章(International Communications Charter)」の制定を提唱。新たな国際的監督機関の設置や拘束力のある規則の制定を意図したものではない。1998年から産業界、加盟国、消費者グループなどに呼び掛けて討議し、1998年中か遅くとも1999年始めに閣僚級の会議を開催する(又はそのような機会に議題として取上げる)。

1998. 3　**TelefonicaがWorldCom及びMCIと提携**

1997年4月にMCIとTelefonicaが合意した合弁事業を基に、ラテンアメリカ及びヨーロッパにおいて、両者が協力して事業展開を進めることで合意。TelefonicaとMCIの合弁については、BTとMCIの提携解消によりその行末が不確定となっていたが、TelefonicaはMCI及びWorldComとの提携継続を選択した。提携の主な内容は以下のとおり。この提携については、Portugal Telecomも参加する方針。
(1)ヨーロッパ地区について
　Telefonicaは、WorldComのヨーロッパのビジネスネットワークにディストリビューターとして参加するほか、WorldComが既存のヨーロッパ地区の事業を統括するために設立する予定の新会社の株式を10%取得するオプションを持ち、WorldComのイタリアでの事業会社の株式を46%まで取得する権利を持つ。また、今後南欧及び東欧向けにWorldCom51%、Telefonica49%の出資で事業会社を設立する。
(2)ラテンアメリカ地区について
　ラテンアメリカを対象にサービスを提供する合弁会社Telefonica-Panamericana MCI(TPAM)を、Telefonicaの国際事業子会社Telefonica International S.A.(TISA)が51%、MCIが49%を出資して設立する。MCIはTISAの株式を少なくとも10%取得するオプションを持つ。米国内のスペイン系向け市場もTPAMの事業に統合される予定。

1998. 6　**欧州議会、電子商取引に関する欧州構想決議を採択**

5月14日に欧州委員会が提出した決議案を採択。主な内容は以下のとおり。
①ヨーロッパレベルでの規制枠組みを定める。
②国際的な合意及び政策の国際的協調を進め、最低限のデータ保護に関する相互認証協定に向けてアメリカと交渉する。
③電子商取引のインパクトについて(特に雇用創出について)委員会が報告書を作成する。
④賠償問題等解決のための新たな国際調停機関の設置の必要性。
⑤関連技術の研究開発推進。

1998. 7　**BTとAT&Tがグローバルサービスで提携、合弁会社を設立すると発表**

両社の既存の国際ネットワーク及び全ての国際トラフィック、全てのビジネス顧客向け国際サービスを含む国際事業・資産を結合し、対等出資でグローバルサービスを提供する合弁会社を設立すると発表。初年度の売上高100億ドルを目指す。本社はアメリカ東部に置く。従業員は5,000人。両社はIPベースのグローバルネットワークを開発し、新会社でも提供する。これと関連して別途10億ドルを折半でアメリカの新サービス市場に投資することにも合意。また、MCIとWorldComの合併手続きが完了しBTがMCIのConcert持分を買収した後は、AT&TがMCIの代わりにConcert事業に参加する。これにより、AT&T主導で構成されたWorldPartnerは1999年末で解消し、2000年7月までにAT&T-Unisourceからも脱退する予定。今後各規制機関の認可が必要であるが、この強者連合が誕生すれば、グローバル市場は大きく変動することになる。→ 11月、AT&TがアメリカでConcertサービスを提供開始。→ 1999年3月、欧州委員会が承認。→ 1999年6月、米司法省が承認。→ 1999年9月、合弁会社名を「Concert」とすることに決定。

1998. 9　**Bouygues、9 Telecomの経営権をTelecom Italiaに譲渡**

Telecom Italiaとともにフランスに設立した固定系サービス提供のための合弁会社「9 Telecom S.A.」のBouyguesの出資分51%の大半をTelecom Italiaに譲渡すると発表。Bouyguesは移動体通信に専念する方針。

1998. 9　**欧州閣僚理事会、未成年者及び人間の尊厳保護に関する理事会勧告を正式採択**

5月28日に採択したものを正式採択。「未成年者及び人間の尊厳保護について各国内規制枠組みの調和を推進することによる、視聴覚・情報サービスの競争力強化に関する勧告」(98/560/EC)を採択。欧州委員会の諮問文書に従い自主規制によることとし、①各国を代表する組織の設置、②自主規制ルールの作成、③新しい保護策の研究・開発、④未成年者のアクセス拡大策、⑤この勧告実施状況の定期的検証、について産業界及び関係団体が協力することを勧告し、欧州委員会に関係各機関及び団体と協力して進めることを求めている。また、各国内レベルでの自主規制の定め方についてのガイドラインを添付している。

1998. 9　**電話番号ポータビリティ及び優先接続に関する欧州議会及び閣僚理事会指令を採択**

2000年1月までにナンバーポータビリティと優先接続(pre-selection)を実現することを内容とした指令を採択(98/68/EC)。1997年の相互接続指令(97/33/EC)を修正する形式。

1998. 10　**Mannesmann、新規参入者連合の欧州事業会社を設立すると発表**

Mannesmannが欧州各国で展開している電気通信事業合弁会社及び各国の新規参入事業者を接続してサービスを提供する国際事業会社「Mannesmann euro.map」を、イタリアのOlivettiと共に設立すると発表。今後他の出資者も募るが、Mannesmannが支配権を維持する。1999年第1四半期に事業開始予定。BTとAT&Tの提携発表により、AT&TとUnisourceはMannesmannとのドイツでの合弁会社であるMannesmann Arcorから撤退するとの認識から、既存大手事業者に頼らず、独自に国際サービス網の構築に乗り出したもの。

1998. 11　**欧州委員会、電子商取引の法的枠組み指令案を発表**

1997年4月の諮問文書以降の検討を踏まえ、欧州統一市場内における電子商取引の法的枠組みに関する指令案を発表。取引の発生場所に関する定義を含めオンラインのみでの契約成立を認めるための法整備を進めること、仲介するに過ぎないオンライン・サービス・プロバイダーの免責、突然の広告メールの取り扱いなどについて定める。→ 1999年9月1日、欧州議会の意見を基に修正した案を発表。

1998. 12　**欧州閣僚理事会、インターネット適正利用推進のためのアクションプラン採択**

インターネット上の不法で有害なコンテンツに対処することを目的とした「Action Plan on promoting safer use of the Internet by combating illegal and harmful content on global networks」と題するアクションプランを採択。以下の趣旨に沿って実施され、EUによる財政的支援が必要な分野を特に対象とする。期間は1999年1月から2002年12月31日まで、予算は2,500万euro。

1. 産業界による適正な自主規制システムの開発・導入により健全な環境を創出
2. フィルタリング及び格付けシステムの開発
3. 様々な手段によって問題の周知徹底を図る
4. 更なる支援措置、他の政策(未成年者及び人間の尊厳保護に関する理事会勧告など)との協調

1999. 1　**欧州通貨統合実施**

新貨幣「euro」への通貨統合を実施。当初は11カ国が参加。イギリスは参加していない。紙幣や硬貨が発行されるのは2002年1月1日からで、それまでは小切手や銀行振替、クレジットカード、電子マネーなどの形態で流通する。

1999. 1　**スウェーデンのTeliaとノルウェーのTelenorが合併に合意**

スウェーデンの産業大臣とノルウェーの運輸通信大臣が、両国の国営電気通信事業者であるTeliaとTelenorを合併させることで合意。新会社はスウェーデンが60%、ノルウェーが40%を持ち、本社はスウェーデンのストックホルムに置く。→ 10月13日、欧州委員会が認可。→ 12月、破談。

1999. 1　**欧州委員会、行政情報に関するグリーンペーパーを公表**

行政部門が持つ情報の利用がアメリカに比べて劣っており、それは競争力を弱めることにもなるとして、域内全体レベルの問題として行政情報の公開・利用を推進するため、「Green Paper on Public Sector Information in the Information Society」と題するグリーンペーパーを公表。公開を阻害している要因やアクセス条件・手段、データの保護、著作権、責任などの問題について検討する。

1999. 3　**欧州委員会、メディアの融合と規制枠組みに関する諮問文書を発表**

1997年12月に「電気通信・メディア・情報技術部門の融合、及びそれが情報社会に向けた規制枠組みに及ぼす影響に関するグリーンペーパー」を発表して以後の検討結果を取りまとめた諮問文書を発表。インフラのオープン化とコンテンツの重要性を認識し、それらの規制について見直していくこととする〔COM(1999)108〕。

1999. 3　**欧州委員会総辞職**

欧州委員会メンバーの不正行為について調査した「Committee of Independent Experts」が、委員会全体の責任とする報告書を発表。同Comitteeは欧州議会の決定により臨時に設置された特別調査機関である。これを受けて欧州委員会のメンバーが総辞職。サンテール委員長は、報告書が些末な事柄を針小棒大に取上げ、欧州委員会への批判を強める欧州議会の意に添うような偏向した内容になっているとして、強く抗議する声明文を発表。なお、次のメンバーが決まるまで現メンバーが引き続き職務を行うが、重要決定事項の停滞は避けられない。→ 5月、欧州議会が元イタリア首相プロディ氏を委員長候補に指名。→ 8月、プロディ氏を委員長として承認。

1999. 4　**Deutsche TelekomとTelecom Italiaが合併で合意**

OlivettiからTOBを仕掛けられたTelecom Italiaが、対抗策としてDeutsche Telekomと合併することで合意。新会社はドイツに本拠を置く。今後、株主である両国政府の承認を含む株主総会の承認、欧州委員会の承認などが必要であるが、これが成立すると、売上高でNTTに次ぐ世界第二の電気通信事業者が誕生することになる。→ OlovettiのTOB成功により御破算となった。また、Deutsche Telekomと提携関係にあるFrance Telecomは事前に何の連絡も無かったことに不快感を示し、1998年12月の提携契約に違反するものとして、損害賠償を求めてDeutsche Telekomを国際商工会議所の国際仲裁裁判所に提訴。

1999. 4　**OlivettiがTelecom Italiaの株式公開買付け(TOB)を開始**

OlivettiがTelecom Italiaの株式を公開買付けを開始。5月21日まで売却を受付ける。35%を最低限とし、取得株式が35%以上67%未満の場合、買収の実行または断念を決断することになる。TOBは総額約604億ユーロ(約7兆6,000億円)にも及び、史上最大規模の敵対的TOBとなる。

1999. 5　**新欧州連合条約(アムステルダム条約)が発効**

1997年10月に調印された新欧州連合条約(アムステルダム条約)が発効。アムステルダム条約は、EUの拡大に備えるほか、共通の外交・安全保障政策の確立を目指している。また、欧州議会の権限が強化された。

1999. 5　**Olivettiが過半数の株式を確保し、Telecom ItaliaのTOBに成功**

OlivettiがTOBでTelecomI talia株51.86%の確保に成功。今後308億3,000万ユーロを支払って株式を取得し、支配権を得ることになる。これを受け、Olivettiは、Italia TelecomとDeutsche Telekomとの合併を白紙に戻すと発表。→ TOB成功により、資金調達のためOlivettiは所有するOmnitelとInfostradaの全株式を76億ユーロでMannesmannに売却。これにより、MannnesmannはOminitelの過半数の株式を所有することになり、Infostradaを完全子会社とすることになる。

1999. 6　**欧州委員会、電気通信事業とCATV事業の構造分離を命ずる指令を採択**

1997年12月に指令案を発表して以後、広範に意見を求め検討を加えていたが、当初の案どおり、電気通信網とCATV網を同一事業者が所有する場合、電気通信市場の発展を阻害し、技術革新が遅れ、電気通信とメディアと情報技術の融合による利益の充分な実現を妨げるとして、電気通信事業とCATV事業の構造分離を命ずるケーブル指令(IP/99/413)をEC条約86条(旧90条)に基づき採択した。電気通信事業者は、1999年末までにCATV事業を分離しなければならない。欧州委員会では、この指令をアクセス系の広帯域サービス推進のための重要な一歩と位置づける。

1999. 8　**合弁3社、Unisourceの解体・消滅を発表**

スイスのSwisscom、オランダのKPN、スウェーデンのTeliaは、3社対等出資で設立し運営していた汎欧州通信サービス合弁企業Unisourceを解散し、事業会社を分割・売却することを発表した。

1999. 9　**欧州委員会、電子商取引の法的枠組み指令最終案を発表**

欧州議会の意見を基に修正した、「欧州統一市場内における電子商取引の法的枠組みに関する指令」最終案を発表。突然の広告メールの取扱いや、オンラインでの契約を有功とするための法整備、オンラインサービスプロバイダーの免責などを定める。欧州議会の意見を概ね受け入れているが、単に仲介者として機能するに過ぎないオンラインサービスプロバイダーの責任については、原案通り免除することとし、議会の意見は採用しなかった。

1999. 9　**BTとAT&Tのグローバルサービス合弁会社名は「Concert」**

BTとAT&Tが対等出資で設立するグローバルサービス事業会社名を「Concert」とすることを発表。「Concert」はBTが100%所有するグローバルサービス事業会社の社名であるが、新会社の事業に最も適した名称であるとして、新会社の社名に使用することにした。→ 2000年1月5日、設立手続きを完了。

1999. 11　**欧州委員会、通信規制の枠組みを見直す諮問文書を公表**

情報社会におけるヨーロッパの競争力を維持・強化し、情報通信分野での迅速な技術的変化に対応するため、これまでのグリーンペーパー等での検討結果を参考に、現在の通信規制の枠組みを見直す手続きを開始。特に以下の8分野を取上げる。規則では迅速に対応できない部分には、勧告など非拘束的手段も活用することとする。
(1)免許・許可
(2)アクセス及び相互接続の提供
(3)無線周波数監理
(4)ユニバーサルサービス
(5)ユーザー及び消費者の利益
(6)電話番号、ドメインネーム、インターネットアドレスの管理
(7)市場支配力を持つ事業者に関する公正競争問題
(8)欧州統一規制機関を設置すべきか

1999. 11　**欧州委員会、近距離専用線相互接続料金の上限価格を勧告**

中継回線部分は競争が進展しつつあるが、足回り部分の専用線については競争が進まず、料金が下がらないため、中継系事業者と市場支配力を持つ地域事業者の近距離専用線との相互接続料金の上限を以下のように勧告。近距離専用線料金の低下がインターネットによる電子商取引の拡大(特に中小企業にとって)に大きく寄与することを考慮したもの。
(1)64kbps回線 5kmまで:80ユーロ／月
(2)2Mbps回線 5kmまで:350ユーロ／月
(3)34Mbps回線
　・2kmまで:1,800ユーロ／月
　・5kmまで:2,600ユーロ／月

1999. 11　**欧州閣僚理事会、電子署名に関する規制枠組み指令を採択**

電子署名に関する欧州域内規制枠組み指令を採択。電子署名に法的効果を認め、そのための認証業者の監督、認証業者の責任、認証技術の在り方などを定める。→ 2000年1月20日発効。

1999. 12　**欧州委員会、「eEurope」構想を発表**

情報社会の実現を促進し、その利益がすべての欧州連合加盟国にもたらされることを目的に、「eEurope - An Information Society for All」と題する諮問文書を、Prodi欧州委員長が発表。以下の10の重点項目を挙げ、2000年～2002年末にかけ、それぞれの項目について特定時点での達成目標を掲げる。2000年3月の理事会で審議される予定。
(1)学校・教育の情報化
(2)インターネットアクセスコストの低減
(3)電子商取引環境の整備
(4)研究・開発用高速インターネット
(5)ICカード利用インフラの整備
(6)中小企業へのベンチャーキャピタル
(7)障害者の社会参加を支援
(8)オンライン・ヘルスケア
(9)高度交通情報システム
(10)電子政府の実現

年　月	出　来　事

1999. 12　**BellSouth、オランダKPNと共にE-Plusを100%取得すると発表**

E-PLus株の優先買取権を有していたBellSouthがその権利を行使し、E-Plusの他の株主の全ての株(Vodafoneが17.243%、Veba/RWEが60.25%所有)を買収して100%取得することを発表。Vodafone及びVeba/RWEからの株式購入資金はオランダKPNが拠出し、その資金はBellSouthがE-Plus運営のためにドイツに設立する持株会社「BellSouth GmbH」の資本に充当する。したがって、KPNの出資分は77.493%。→ France Telecomは、10月に、BellSouthが優先買取権を行使しないことを条件にE-Plus買収を発表していた。したがってFrance Telecomによる買収はなくなった。→ 2000年2月に買収手続き完了。

1999. 12　**スウェーデンのTeliaとノルウェーのTelenorの合併が御破算になる**

合併新会社の移動通信子会社の本拠をどこに置くかで調整がつかず、合併計画実施困難との声明を発表。

2000. 1　**Vodafone AirTouchとVivendi、モバイルインターネットでの提携を発表**

Vodafone AirTouchとVivendiが50%ずつ出資し、ヨーロッパでマルチアクセスポータル(Multi Access Portal)を提供するインターネット合弁会社を設立すると発表。Vodafone AirTouchが発表したモバイルインターネット向け統一プラットフォームにより、モバイル端末でWebベースのサービスを提供する。両社の移動通信事業での協力拡大についても検討する。また、ヨーロッパ横断の固定系ネットワークビジネスの展開について共同で検討すること、Vodafone AirTouchがCegetel株7.5%をVivendiに売却すること(Vivendiはすでに Cegetel株15%を保有)などで合意。これらはVodafone AirTouchがTOBでMannesmannの株式を50%以上取得することが条件である。→ 2月3日、Vodafone AirTouchとMannessmanが合併に合意。

2000. 2　**BellSouthとオランダKPN、E-Plusの買収手続きを完了**

BellSouthがE-PLus株の優先買取権を行使し、オランダKPNをパートナーにE-Plusの他の株主の全ての株(Vodafoneが17.243%、Veba/RWEが60.25%所有)を買収する手続きが完了。BellSouthの出資分は22.507%、KPNの出資分は77.493%で、両社は対等の支配権を持つ。BellSouthは18ヶ月以内にE-Plus株をKPN株1億株又はKPN Mobileの33.3%分の株に転換するオプションを持つ。またKPN株をさらに約4,600万株取得する権利を持つ。

参考資料

1．日米欧の情報通信施策比較年表

2．自由化後の日本の料金・サービス
　◇　国内サービス
　◇　国際サービス

日・米・欧での主な規制・制度及び出来事

年	日本	アメリカ	ヨーロッパ
1959		・890MHz以上を自営網構築に開放。	
1969		・MCIに設備建設許可、専用サービスの自由化を事実上認める。	
1971	・専用線をデータ通信に開放。	・専用サービス事業者を特殊通信事業者と分類し、認知。	
1972	・公衆網をデータ通信に開放。	・国内衛星通信の自由化。	
1973		・VAN事業を認める。	
1976	・通信回線の他人使用制限を緩和。	・国内専用線の共同使用・再販自由化。	
1978		・長距離電話市場の自由化。	
1980		・基本サービスのみ規制し、高度サービスは非規制とする。 ・非対称規制を導入。	
1981	・臨調設置、公社制度見直し開始。	・国内長距離電話の再販自由化。	・英:BTが公社として発足。
1982	・中小企業VANを認可。 ・臨調でNTT分割を提案。	・VANを非規制とする。 ・修正同意審決でAT&Tの分割決定。	・英:VAN免許の交付開始。
1984	・BS試験放送開始。 ・電気通信改革3法が可決・成立。	・AT&T分割。 ・国際衛星通信の自由化。 ・ケーブル通信政策法制定。 ・衛星放送始まるが、ほどなく中止。	・英:電気通信法制定、Oftel設置、BT民営化。MCLとの復占体制になる。 ・英:BTに価格上限規制を採用。
1985	・電気通信事業の自由化。 ・NTT民営化。	・アクセスチャージ導入。	・EC:欧州統一議定書採択。
1986	・国内専用サービスで競争開始。	・AT&T及びRHCsに対し、高度サービス提供にあたっての構造分離要件を撤廃、ONAを義務づけ。	・EC:欧州統一議定書調印。
1987	・国内長距離電話で競争開始。 ・国際VANの自由化。	・RHCsの非電気通信分野進出解禁。	・EC:欧州統一議定書が発効。 ・EC:電気通信サービス・機器の統一市場に関するグリーンペーパーを発表。 ・英:データ通信・VANサービスの規制緩和。 ・仏:VANの自由化。 ・仏:セルラー電話に競争導入。
1988	・NTTデータ通信が分離独立。 ・セルラー電話で競争開始。	・RHCsの情報サービス参入一部解禁。	・EC:電気通信市場自由化のためのアクションプログラムを発表。 ・EC:端末機器の自由化に関する指令。 ・英:衛星通信の自由化。
1989	・国際サービス分野で競争開始。 ・CS放送でハードとソフトを分離。 ・衛星通信サービスで競争開始。 ・BS本放送開始。	・AT&Tに価格上限規制導入。	・EC:国境無きテレビ放送指令。 ・英:専用線の単純再販を認める。 ・英:公専接続の規制を緩和。 ・独:DBP Telekom公社化、規制と事業を分離。
1990	・NTT分離分割問題、5年先送り。		・EC:電気通信サービス自由化指令。 ・EC:ONP枠組み指令。 ・独:東西ドイツ統合。 ・独:衛星通信サービスの自由化。 ・独:セルラー電話に競争導入。

年	日本	アメリカ	ヨーロッパ・国際機関
1991		・AT&Tのビジネス向けサービスを大幅に規制緩和。 ・アクセスチャージに価格上限規制導入。 ・国際専用線単純再販を認める。	・EC:端末相互認証指令。 ・英:国内事業の複占を廃止。 ・英:国際専用線単純再販を認める。 ・仏:France Telecom公社化、規制と事業を分離。
1992	・NTTの事業部門別分計の導入徹底。 ・CS放送開始。 ・NTTドコモが分離独立。 ・NTTとKDDに外資を認める法改正。	・RBOCsにVDTサービスを認める。 ・州際専用アクセスの開放。 ・CATV規制法が成立。 ・外資系事業者の規制を緩和。	・独:DBP Telekomの民営化を閣議決定。
1993	・電波利用料制度の導入。 ・エンドエンド料金制を導入。 ・試験サービスの認可制度廃止。 ・CATV規制緩和、MSOを認める。 ・衛星通信に国際サービスを認める。	・州際交換アクセスの開放。 ・周波数の入札制度を導入。 ・NIIアクションプランを発表。	・EC:欧州統一市場が正式実現。 ・EC:1998年の音声サービス完全自由化を決定。 ・EU:マーストリヒト条約発効、EUが発足。 ・仏:France Telecom民営化を閣議決定。
1994	・事業者間接続料金を導入。 ・携帯電話端末を自由化。 ・電通審が情報通信基盤整備プログラムを答申。 ・高度情報通信社会推進本部を設置。	・世界電気通信開発会議でGIIを提唱。 ・PCS用周波数のオークション実施。 ・多チャンネルデジタル衛星放送開始。	・EU:欧州版情報基盤整備構想を発表。 ・EU:欧州情報基盤整備行動計画を発表。 ・EU:衛星通信機器・サービス自由化指令。
1995	・情報通信基盤整備の基本方針決定。 ・規制緩和推進計画を発表。 ・国内公専(片端)接続解禁。 ・国際専用線単純再販解禁。 ・NTT及びKDDを除き業務分野規制を撤廃。	・Big LEOに免許を付与。 ・AT&Tを国内で非支配的事業者とする。 ・外資規制にECOテストを導入。	・独:DBP Telekomが株式会社Deutsche Telekomとして改組、発足。
1996	・国内公専公接続解禁。 ・移動体サービスが料金届け出制に。 ・持株会社方式によるNTT分割が決定。 ・多チャンネルデジタル衛星放送開始。 ・国内電話サービスの再販が始まる。	・通信法大改正、市場競争をさらに促進。 ・AT&Tを国際で非支配的事業者とする。 ・地域相互接続規則を採択。 ・番号ポータビリティ規則採択。 ・デジタルTV標準を採択。	・EU:移動体通信完全自由化指令。 ・EU:サービス完全自由化指令。 ・EU:代替インフラ自由化。 ・英:設備ベースの国際事業複占を廃止。 ・独:新電気通信法制定。 ・仏:新電気通信法制定。 ・仏:France Telecomを株式会社に改組。
1997	・地上波放送のデジタル化を2000年以前に前倒しする方針を発表。 ・NTT及びKDDの業務分野規制撤廃。 ・相互接続ルールの法定化。 ・NTT再編の基本方針決定。 ・国際公専公接続解禁。	・1999年中に地上波放送をデジタル化する決定。 ・ユニバーサルサービス規則を採択。 ・州際アクセスチャージ規則を採択。 ・通信品位法に違憲判決。 ・計算料金にベンチマーク制を導入。	・WTO基本電気通信サービス交渉合意。 ・EU:免許手続き共通枠組み指令。 ・EU:相互接続枠組み指令。 ・EU:アムステルダム条約調印。 ・独:マルチメディア法制定。 ・仏:新規制機関発足。
1998	・NTTを除き外資規制撤廃。 ・無線局免許の外資規制撤廃。 ・新たな規制緩和推進3か年計画発表。 ・KDD法廃止。 ・原則届出制及び価格上限規制導入。 ・情報通信基盤整備の基本方針改定。 ・優先接続の導入方針決定。	・WTO合意国に対し外資規制撤廃。 ・外国衛星に米国内サービスを認める。 ・V-chip規則採択。 ・地上デジタル放送始まる。	・WTO基本電気通信サービス合意発効。 ・EU:電気通信完全自由化。 ・EU:番号ポータビリティ及び優先接続指令 ・英:地上デジタル放送始まる。 ・独:新規制機関発足。 ・仏:情報社会構築行動計画発表。
1999	・高度情報通信社会推進のためのアクションプランを発表。 ・番号ポータビリティの導入方針決定。 ・NTT再編。 ・通信傍受法成立。	・同一地域内放送局の所有規制緩和。 ・ネットワークアンバンドリング規則を採択。 ・衛星放送で地上波放送の再送信が可能になる。 ・Bell Atlanticの域内長距離サービスを認可	・ITU:IMT-2000標準採択。 ・EU:アムステルダム条約発効。 ・EU:CATV事業分離指令。 ・EU:電子署名規制枠組み指令。 ・英:優先接続導入方針決定。

自由化後の料金・サービス(国内)

年	料金	サービス	関連事項
1985	・NTTの最遠料金3分400円。	12月 ・NTTが着信課金サービス0120開始。	4月 ・電気通信事業自由化。 ・NTT民営化。
1986		7月 ・NTTが土曜日割引き制を導入。 8月 ・JTが専用サービスを開始。 10月 ・DDIが専用サービスを開始。 11月 ・TWJが専用サービスを開始。 ・TTNetが専用サービスを開始。	JT:日本テレコム DDI:第二電電 TWJ:日本高速通信 TTNet:東京通信ネットワーク 11月 ・NTT株第一次放出。 (放出価格119万7,000円)
1987	9月 ・NCCsが最遠料金3分300円で参入。	9月 ・NCCsが長距離電話サービスを開始。	11月 ・NTT株第二次放出。 (放出価格255万円)
1988	2月 ・NTTが最遠料金3分360円に値下げ。 5月 ・NTTが専用線料金値下げ。 7月 ・NCCsが専用線料金値下げ。	4月 ・NTTがBRI-ISDNサービスを開始。 〔INSネット64〕 5月 ・TTNetが地域電話サービスを開始。	5月 ・NTTデータ通信が分離独立。 10月 ・NTT株第三次放出。 (放出価格190万円)
1989	2月 ・NTTが最遠料金3分330円に値下げ。 ・NCCsが最遠料金3分280円に値下げ。 5月 ・NTTが専用線料金を値下げ。 7月 ・NCCsが専用線料金を値下げ。	6月 ・NTTがPRI-ISDNサービスを開始。 〔INSネット1500〕 7月 ・NTTが料金回収代行サービス0990開始。	
1990	3月 ・NTTが最遠料金3分280円に値下げ。 ・NCCsが最遠料金3分240円に値下げ。 ・NTTが専用線料金を値下げ。		3月 ・政府はNTT分離分割問題の5年間先送りを決定。

年	料金	サービス	備考
	5月 ・NCCsが専用線料金を値下げ。 12月 ・NTTが電話番号案内を有料化。		
1991	3月 ・NTTが最遠料金3分240円に値下げ。 ・NCCsが最遠料金3分200円に値下げ。		
1992	4月 ・NCCsが最遠料金3分180円に値下げ。 6月 ・NTTが最遠料金3分200円に値下げ。	4月 ・NTTが料金選択サービスを開始。 〔テレジョーズ〕 7月 ・JTとDDIが料金選択サービスを開始。 JT〔かけほうダイヤル〕 DDI〔おしゃべりパック〕 8月 ・TWJが料金選択サービスを開始。 〔遠距離じゃんじゃん〕 10月 ・NTTが専用線大口割引きを開始。 11月 ・JTが専用線大口割引きを開始。	*国内初の料金選択サービス。 7月 ・NTTドコモが分離独立。
1993	10月 ・NTTが公衆電話料金を値上げ。 ・NTTが最遠料金3分180円に値下げ。 11月 ・NCCsが最遠料金3分170円に値下げ。	10月 ・NTTが150Mbpsの超高速専用サービスを開始。 11月 ・NTTが月極割引サービスを開始。 〔テレワイズ〕	10月 ・エンドエンド料金制導入。 12月 ・試験サービスの認可制度廃止。
1994	2月 ・NTTが高速デジタル専用線料金を約10%値下げ。 4月 ・NCCsが専用線料金を値下げ。 ・NTTが公衆電話料金を値上げ。	1月 ・NCCsが月極割引サービスを開始。 DDI〔DDI割引きプラン〕 JT〔Jワンズ〕 TWJ〔テレウェイセイバー〕 2月 ・NTTがVPNサービスを開始。 〔メンバーズネット〕 11月 ・TWJがF&F型サービスを開始。 〔ハートライン〕 ・NTTがフレームリレーサービスを開始。 〔スーパーリレーFR〕 ・JTがフレームリレーサービスを開始。 〔レーザーエクスプレスFR〕 12月 ・JTとDDIがF&F型サービスを開始。 JT〔Jワンズファミリー〕 DDI〔なかよしネット〕	4月 ・事業者間接続料金制を導入。 *国内初のF&F型サービス。 12月 ・NTTにVPNサービス提供のための相互接続命令。

年	料金	サービス	備考
1995	2月 ・NTTが電話基本料金を値上げ。 ・NTTが番号案内料金を値上げ。 9月 ・NTTが中長距離の専用線料金を値下げ。 10月 ・NCCsが専用線料金を値下げ。 11月 ・JTがフレームリレー料金を値下げ。	3月 ・NTTがF&F型サービスを開始。 〔テレチョイス〕 5月 ・NCCs3社がVPNサービスを開始。 DDI〔VPネット〕 JT〔Jネット〕 TWJ〔テレウェイスーパーネット〕 7月 ・JTが超高速専用サービスを開始。 8月 ・NTTがパソコン通信向け深夜早朝定額料金サービスを開始。 〔テレホーダイ〕 ・JTが料金を発信側と受信側双方で負担するサービスを開始。 〔わりかんコール〕 9月 ・NTTがセルリレーサービスを開始。 〔スーパーリレーCR〕 10月 ・TWJがセルリレーサービスを開始。 〔TWINS CR〕 ・TWJがフレームリレーサービスを開始。 〔TWINS FR〕 11月 ・DDIがフレームリレーサービスを開始。 〔DDIフレームリレー〕	2月 ・情報通信基盤整備基本方針決定。 4月 ・電話の片端公専接続解禁。 9月 ・NTTが市内網の全面開放を発表。 12月 ・NTTとKDDを除き、業務分野規制が撤廃される。
1996	3月 ・NTTが最遠料金3分140円に値下げ。 ・NCCsが最遠料金3分130円に値下げ。 4月 ・NTTが近距離専用線料金を値上げ。 ・地域系NCCsが近距離専用線料金を値上げ。	2月 ・NTTが家庭向け「INSテレホーダイ」開始。 6月 ・DDIが直加入型電話サービスを開始。 〔DDIダイレクトライン〕 ・JTがエリア内均一料金サービスを開始。 〔端末電話サービス〕 ・NTTが大口一括割引きサービスを開始。 〔スーパーテレワイズ〕	1月 ・郵政省が大幅な規制緩和方針を発表。 2月 ・電気通信審議会がNTTの分離分割を答申。 3月 ・政府はNTT分離分割問題の一年先送りを決定。また、KDDの国内参入早期実現を決定。 *このサービスにより、電話サービス再販が可能になった。

年	料金	サービス	備考
	7月 ・JTが超高速専用線料金を値下げ。	7月 ・NCCsが大口一括割引きサービス開始。 DDI〔一括割引きプラン〕 JT〔Jワンズスーパーワイド〕 TWJ〔テレウェイトータルセイバー〕 9月 ・NTTがビジネス向け「INSテレホーダイ」を開始。 10月 ・NTTがベストエフォート型格安近距離専用線の提供を開始。 〔DA64〕 ・地域系NCCs相互が接続する専用サービスを開始。 ・DDIとTWJが月額基本料なしの大口割引サービスを開始。 DDI〔まる得割引〕 TWJ〔テレウェイベストセイバー〕 ・JTが直加入型サービスを開始。 〔クイックライン〕 11月 ・JTが月額基本料なしの大口割引サービスを開始。 〔JワンズスーパーⅡ〕 12月 ・JTが長期契約割引を開始。 〔年々割引〕 ・NTTがOCNサービスを開始。	10月 ・電話の公専公接続解禁。 12月 ・NTT分離分割問題が持株会社方式で決着。
1997	2月 ・NTTが最遠料金3分110円に値下げ。 ・NCCsが最遠料金3分100円に値下げ。 4月 ・NTTが近距離専用線料金を値上げ。 ・地域系NCCsが近距離専用線料金を値上げ。 7月 ・NTTがVPNの回線使用料を値下げ。	4月 ・電力系地域会社が全国相互接続で専用サービスの提供を開始。 ・JTがODNサービスを開始。 ・NTTが企業向け高速OCNサービス開始。 ・NTTがATM専用線を提供開始。 ・TTNetがISDNサービスを開始。 7月 ・NTTがISDNによるVPNサービスを開始。 ・NTTがテレワイズにISDNを追加。 ・NTTがISDNの割引サービスで一般電話料金と合算する制度を導入。 ・DDIがDIONサービスを開始。 ・NTTが新規加入一時金無しのISDNサービスを開始。 〔INSネット64・ライト〕 ・KDDが国内サービスを開始。	1月 ・インターネット中継電話サービスが始まる。 2月 ・KDDが環日本列島光海底ケーブル網(JIH)の建設を決定。 4月 ・NTTのソフト開発部門が分離独立。 ・長距離3社がNTTのISDNとデジタル通信モードで接続。 6月 ・CATV電話サービス始まる。 ・電気通信事業法改正、過剰設備条項削除、相互接続義務化。 ・NTT法及びKDD法改正、業務分野規制撤廃。 ・NTT及びKDDを除き外資規制撤廃。

年	料金	サービス	備考
	9月 ・NCCsがVPNの回線使用料を値下げ。	9月 ・TWJが二種子会社で国内国際一体サービスを開始。 10月 ・TWJが直加入型サービスを開始。 〔テレウェイバイパスライン〕 ・JTが国内国際一体サービスを開始。 ・KDDとDDIが二種子会社で国内国際一体サービスを開始。 ・KDDがフレームリレーサービス開始。 ・NTTが発信電話番号通知サービス開始。 〔ナンバーディスプレイ〕 11月 ・KDDがVPNサービスを開始。 ・JTがATM専用線を提供開始。 ・IDCが再販で国内サービス開始。 12月 ・JTが電話の国内国際統合割引を開始。 ・NTTがMAを拡大するサービス開始。 〔エリアプラス〕	10月 ・JTとITJが合併。 *国内国際一体で提供。 *国内国際一体のVPNが利用可能。 12月 ・郵政省がNTT再編方針を発表。 ・NTT国内網のデジタル化完了。
1998	1月 ・TTNetが市内3分9円、最遠料金同72円でサービス開始。 2月 ・NTTが最遠料金3分90円に値下げ。 ・NCCsが最遠料金3分90円に値下げ。 3月 ・TTNetが最遠料金3分63円に値下げ。 4月 ・NTT及び地域系NCCが近距離専用線料金を値上げ。 5月 ・NTTが電話番号案内料金を 大幅値上げ。 6月 ・長距離NCCsが専用線料金を値下げ。 7月 ・KDDが6秒1円、最遠3分69円で国内電話サービス開始。	1月 ・TTNetがNTTとの相互接続による電話サービスを開始。 〔東京電話〕 ・TTNetがFDDI専用サービスを開始。 2月 ・JTとDDIが局番割引の割引率拡大。 ・NTTが市内5分10円の割引サービスを開始。 〔タイムプラス〕 ・NTTが発信電話番号通知サービスを全国に拡大。 3月 ・TWJが長でん割引の割引率拡大。 4月 ・TWJがATM専用サービスを開始。 ・地域系NCC6社がATM専用サービスを開始。 ・NTTがベストエフォート型格安近距離専用線に1.5Mを追加。 〔DA1500〕 5月 ・JTがセルリレー本サービスを開始。 〔レーザーエクスプレスCR〕 6月 ・NTT、エリアプラスをISDNに拡大。 〔INSエリアプラス〕 ・NTT、アクセスに専用線を利用するOCNサービスを提供開始。 〔スーパーOCN〕 7月 ・KDDが国内電話サービスを開始。 ・KDDが利用料金によって自動的に通話料金を割引くサービスを開始。 〔KDDかけどくパック〕 ・JTが無線アクセスによる直加入サービスを開始。	2月 ・外資規制撤廃施行。 3月 ・WorldCom子会社に第一種電気事業の許可。 ・NTTがπシステムの導入を開始。 4月 ・料金届出制、価格上限規制を導入する法改正成立。 7月 ・KDD法廃止。

		8月 ・NTTが中長距離のベストエフォート型格安専用線の提供を開始。 〔デジタルリーチ〕 10月 ・長距離3社も中長距離のベストエフォート型格安専用線の提供を開始。 11月 ・DDIが統合アクセスを開始。 ・NTTが「タイムプラス」を全国展開。 12月 ・DDIがセルリレーサービス開始。 〔セルリレー〕 ・NTTがベストエフォート型ATM専用サービスを開始。 〔ATMシェアリンク〕 ・KDDが無線アクセスによる直加入サービスを開始。	11月 ・原則届出制及び価格上限規制を導入した新しい料金制度が施行。 12月 ・KDDとTWJが合併、新KDD設立。
1999	9月 ・KDDが中・長距離電話料金値下げ。 10月 ・NTT Comが専用線料金を値下げ。 11月 ・JTが専用線料金を値下げ。 12月 ・DDIが専用線料金を値下げ。 ・KDDが専用線料金を値下げ。 ・地域系NCCが専用線料金を値下げ。	1月 ・JTが統合アクセスを開始。 2月 ・四国のSTNetがSDSLサービス開始。 4月 ・IDCが国内ATM専用サービスを開始。 〔IDCメガストリームATM〕 ・CWCがサービス開始。 9月 ・NTT Comが統合アクセスを開始。 10月 ・KDDが統合アクセスを開始。 ・NTT東西地域会社がダイヤルアップ接続向け月極割引サービス開始。 〔i・アイプラン〕 11月 ・NTT東西地域会社が完全定額制ダイヤルアップ接続試験サービス開始。 〔IP接続サービス〕 12月 ・NTT回線を利用したADSL試験サービス始まる。	*日本初のxDSLサービス。 7月 ・NTT再編実施。長距離・国際事業会社はNTT Com。 11月 ・NTTが東西地域会社あわせて2万1,000人の人員削減を発表。 12月 ・DDI、KDD、IDOが2000年10月合併で合意。
2000	3月 NTT Comが専用線料金値下げ。	3月 ・NTT Comが無線アクセスによる直加入サービスを開始。 〔ArcStarエアアクセス〕	1月 ・相互接続料問題で日米交渉決裂。

自由化後の料金・サービス(国際)

1985			4月 ・電気通信事業自由化。
1986		12月 ・KDDが国際テレビ会議サービスを開始。	
1987		8月 ・KDDが直加入型サービスを開始。 〔ルートKDD〕	
1988	1月 ・KDDが専用線料金を値下げ。		
1989	8月 ・KDDが専用線料金を値下げ。 11月 ・KDDが通話料を平均約14.3%値下げ。	4月 ・ITJが専用サービスを開始。 5月 ・IDCが専用サービスを開始。 6月 ・KDDが国際ISDNサービスを開始。 10月 ・ITJとIDCが国際電話サービスを開始。	ITJ:日本国際通信 IDC:国際デジタル通信
1990	2月 ・ITJとIDCが専用線料金を値下げ。 4月 ・KDDが通話料を平均約7.7%値下げ。 9月 ・ITJとIDCが通話料を平均約2.3%値下げ。	9月 ・KDDが月極割引サービスを開始。 〔ダイヤルクーポン001〕 11月 ・国際3社、国際VANで公専公接続開始。	
1991	4月 ・KDDが通話料を平均2.5%値下げ。 11月 ・KDDがオペレータ通話料を3.9%値下げ。 ・KDDが高速デジタル専用線料金を6.1%値下げ。	4月 ・IDCが直加入型サービスを開始。 〔IDCストレート〕 6月 ・KDDが国際VPNサービスを開始。 〔VIRNET〕 9月 ・KDDがIDOとの接続サービスを開始。 11月 ・IDCがオペレータ通話サービスを開始。 ・ITJが直加入型サービスを開始。 〔リンクITJ〕 ・ITJが選択料金サービスを開始。 〔アドパック、アドライン、マンスリーパス〕 12月 ・KDDとIDCが選択料金サービスを開始。 KDD〔KDD割引ダイヤルⅠ、Ⅱ〕 IDC〔メリット10、メリットライン・コール〕	*国際初の選択料金サービス。

年	料金	サービス	備考
1992		6月 ・IDCが国際VPNサービスを開始。 〔Inet〕 10月 ・ITJが国際VPNサービスを開始。 〔Serve Net〕 12月 ・ITJが国際ISDNサービスを開始。	
1993		5月 ・KDDが小口法人向け割引サービス開始。 〔KDD割引ダイヤルⅢ〕 7月 ・ITJとIDCが小口法人向け割引サービス開始。 ITJ〔割引ライン5〕 IDC〔メリットライン5〕 ・IDCが国際ISDNサービスを開始。	5月 ・KDDがWorldSourceに参加。
	10月 ・KDDが通話料を2.4%値下げ。 11月 ・IDCが通話料を0.9%値下げ。 ・ITJが通話料を0.9%値下げ。		12月 ・試験サービスの認可制度廃止。
1994	4月 ・KDDが国際ISDN料金を平均約0.8%値下げ。 12月 ・KDDが通話料を平均約4.1%値下げ。 ・KDDが専用線料金を値下げ。 ・ITJが通話料を平均約4.6%値下げ。 ・IDCが通話料を平均約4.1%値下げ。	3月 ・IDCとKDDがISDNによるVPNサービス開始。 5月 ・KDDがF&F型サービスを開始。 〔KDDファミリートーク〕 7月 ・IDCとITJがF&F型サービスを開始。 IDC〔IDCファミリープラス〕 ITJ〔ITJスーパーファミリーライン〕	*国際初のF&F型サービス。
1995	2月 ・ITJとIDCが専用線料金を約20%値下げ。 5月 ・KDDが高速デジタル専用線料金を平均約4.6%値下げ。	2月 国際3社がNTTとVPNを相互接続。 4月 ・KDDがフレームリレー本サービスを開始。 ・KDDがインターネットIP接続サービス開始。 〔インターネットKDD〕 5月 ・KDDがマイレッジ型割引サービス開始。 〔KDDかけどくクーポン〕	4月 ・国際専用線の単純再販が解禁。

年	料金	サービス	制度
	11月 ・KDDが通話料を平均約6.7%値下げ。 ・ITJとIDCが通話料を約6.3～6.9%値下げ。	・IDCがフレームリレーサービス開始。 〔IDC SpeedLink-FR〕	・NTTとKDDを除き、業務分野規制を撤廃。
1996	1月 ・KDDがフレームリレー料金値下げ、国内事業者と接続。 4月 ・KDDが国際ISDN料金を値下げ。 11月 ・KDDが通話料を平均約5.1%値下げ。 12月 ・IDCとITJが通話料を値下げ。	2月 ・KDDがF&F型サービスの割引率及び相手先数を拡大。 3月 ・IDCとITJがF&F型サービスの割引率及び相手先数を拡大。 6月 ・KDDが大口一括請求割引サービス開始。 〔KDD大型割引〕 7月 ・IDCとITJが大口一括請求割引サービス開始。 IDC〔IDCダブルディスカウント〕 ITJ〔ITJスーパー割引〕 ・ITJがフレームリレーサービスを開始。 〔ワールドストリームFR〕 10月 ・KDDが衛星携帯電話サービス「インマルサットミニMサービス」を開始。	1月 ・郵政省が大幅な規制緩和策を発表。 3月 ・政府はNTT分離分割問題の一年先送りを決定。また、KDDの国内参入早期実現を決定。 11月 ・AT&Tがコールバック方式で日本の国際市場に参入。 12月 ・NTTの分離分割問題が持株会社方式で決着、再編前の国際進出が認められる。
1997		3月 ・KDDが45Mbpsの国際専用線を提供開始。 4月 ・KDDが国際ATM専用線の試験サービスを日米間で開始。 〔KDDグローバリンクATM〕 5月 ・KDDが大口一括請求割引サービスを改定。 6月 ・IDCとITJが大口一括請求割引サービスを改定。 7月 ・KDDとITJが移動電話の国際通話に割引を適用開始。 ・IDCが45Mbpsの国際専用線を提供開始。	1月 ・NTTが国際事業への取組み方針を発表。 *これにより国際電話の再販可。 7月 ・インターネット国際電話が解禁。

年	料金	サービス	備考
		8月 ・IDCとITJが国際ISDNで割引サービス開始。 ・IDCが移動電話の国際通話に割引適用開始。 9月 ・NTT国際通信（二種）がサービス開始。 10月 ・KDDがF&Fサービス等で割引時間帯を拡大するサービス開始。 〔ヨルドニッチ〕 11月 ・IDCがF&Fサービスの割引時間帯及び割引率を拡大。 ・NTT国際通信が国際IP接続を提供開始。 〔Arcstar IPバックボーンサービス〕 12月 ・JTが電話の国内国際統合割引を開始。 ・JTがF&Fサービスの割引時間帯及び割引率を拡大。 ・IDCがF&Fサービスの割引率拡大。 ・KDDがヨルドニッチの割引率拡大。	10月 ・JTとITJが合併。 ・NTTが国際第一種子会社設立。 11月 ・KDDとTWJが1998年10月合併を発表。 12月 ・国際公専公接続解禁。
1998	10月 ・DDIが約30%以上安い料金で国際電話サービスを開始。 12月 ・JTが国際通話料を大幅値下げ。 ・IDCが国際通話料大幅値下げ。 ・KDDが国際通話料大幅値下げ。	1月 ・KDD「かけどくクーポン」の割引率拡大。 5月 ・IDCが国際ATMサービスの試験提供開始。 〔IDCスピードリンクATM〕 7月 ・KDDが利用料金によって自動的に割引時間帯拡大を適用するサービスを開始。 〔KDDかけどくパック〕 ・JTがF&Fサービスを改定、利用料金廃止。 10月 ・DDIが国際電話サービスを開始。 ・ワールドコムジャパンが国際電話サービス開始。	2月 ・外資規制撤廃施行。 3月 ・WorldCom子会社に第一種電気通信事業の許可。 7月 ・KDD法廃止。 11月 ・原則届出制及び価格上限規制を導入した新しい料金制度が施行。 12月 ・KDDとTWJが合併、新KDD設立。
1999	1月 ・DDIが国際通話料を大幅値下げ。 ・JTが国際通話料を値下げ。 2月 ・IDCが国際通話料を値下げ。 3月 ・DDIが国際通話料を値下げ。		

年	料金	サービス	備考
		5月 ・IDCが国際ATMサービスの本提供開始。 〔IDCスピードリンクATM〕	
			6月 ・C&WがIDCを買収。
		7月 ・TTNetが国際電話サービス開始。	7月 ・NTT再編実施。長距離・国際事業会社はNTT Com。
			9月 ・IDCが「C&W IDC」に社名変更。
	10月 ・JTが通話料を平均10.3%値下げ。 ・C&W IDCが通話料を平均10.9%値下げ。	10月 ・NTT Comが国際電話サービス開始。	
	11月 ・KDDが通話料を平均11.1%値下げ。 ・DDIが通話料を平均8.4%値下げ。 ・TTNetが通話料を平均11%値下げ。		
			12月 ・DDI、KDD、IDOが2000年10月合併で合意。
2000	1月 ・JTが深夜時間帯の通話料値下げ。		
	2月 ・C&W IDCが深夜時間帯の通話料値下げ。 ・KDDが深夜時間帯の通話料値下げ。 ・DDIが深夜時間帯の通話料値下げ。 ・TTNetが深夜時間帯の通話料値下げ。		

平成12年3月発行

発行所　財団法人　日本情報処理開発協会
東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館内
TEL：(03) 3432－9381

印刷所　株式会社　タケミ印刷
東京都墨田区緑1丁目14番2号
柏原ビル1F
TEL：(03) 5624－3990